

地方公共団体における ダンピング対策取組状況の「見える化」

～市区町村におけるダンピング受注の防止に係る取組の状況～

令和7年3月

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
入札制度企画指導室

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日一部変更）

第2 4（3）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査の基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した低入札価格調査の基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。・・・

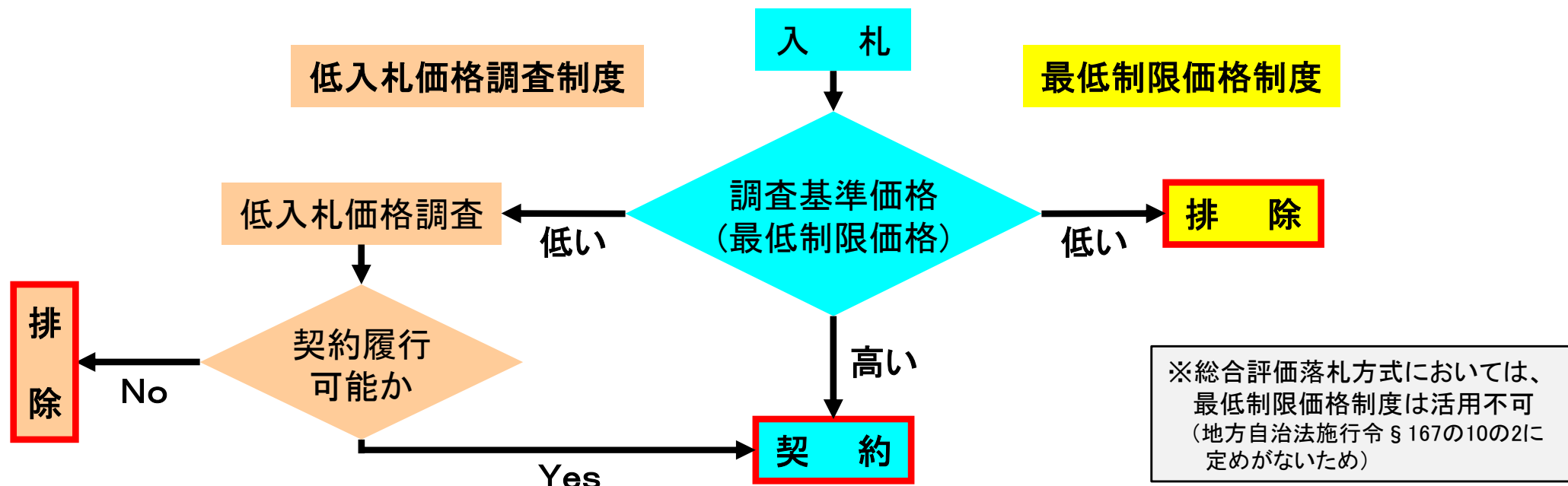
第2 4（5）低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の概要

- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則（最低価格自動落札の原則）
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度（後者は地方公共団体のみ）により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる



○ 会計法 § 29の6 第1項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

○ 予算決算及び会計令 § 85,86

- ・「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
- ・上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

○ 地方自治法 § 234 第3項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

○ 地方自治法施行令第167条の10

- ・契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
- ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

国が使用する低入札価格調査基準の計算式（中央公契連モデル）の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.95
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

H29.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

H31.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×消費税

R4.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.5/10～9.2/10
の範囲内で設定

【計算式】

・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.68
上記の合計額×消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

都道府県における最低制限価格、調査基準価格の算定式の設定水準

○ 都道府県は、最低制限価格・調査基準価格ともにほぼ全ての団体※で令和4年中央公契連モデル相当（以上）の水準で運用

※算定式非公表、未導入の団体除く

■・・・令和4年公契連モデルを上回る水準

■・・・令和4年公契連モデル相当の水準

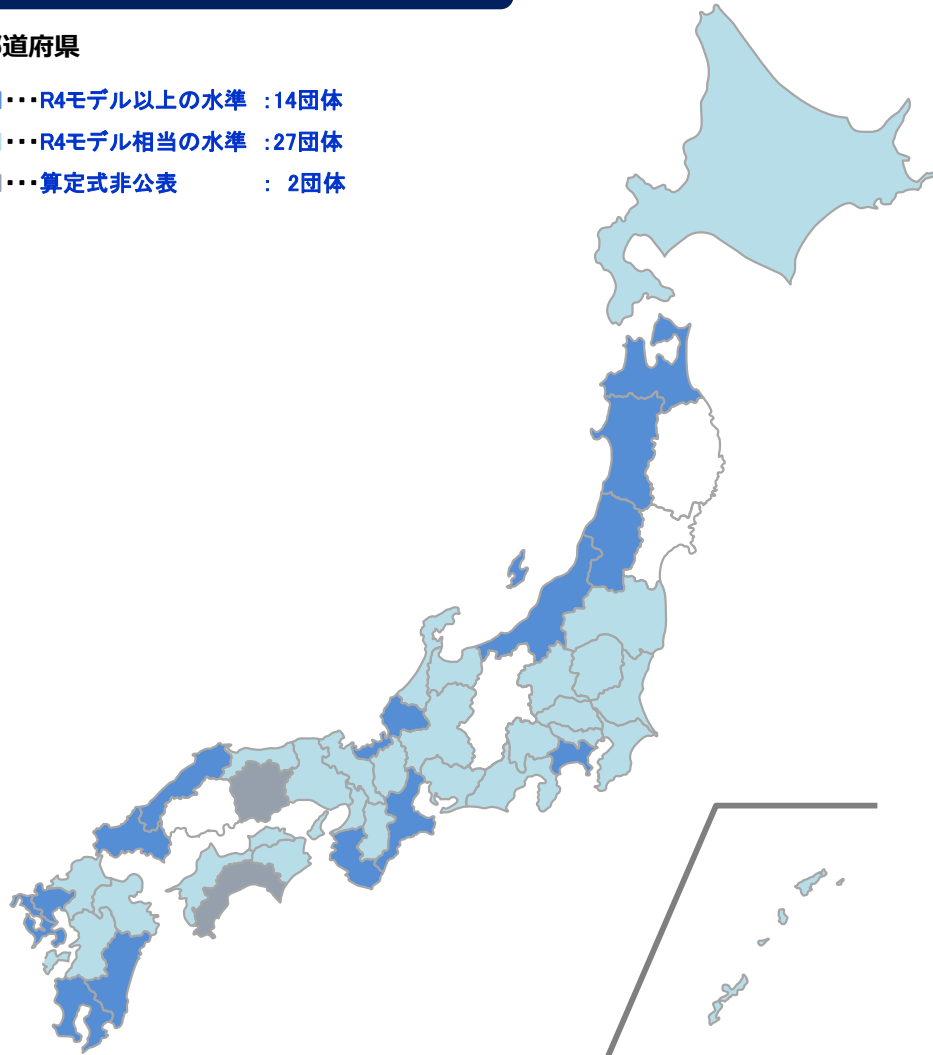
■・・・その他の水準

■・・・算定式非公表

最低制限価格算定式の設定水準

都道府県

- ・・・R4モデル以上の水準 : 14団体
- ・・・R4モデル相当の水準 : 27団体
- ・・・算定式非公表 : 2団体

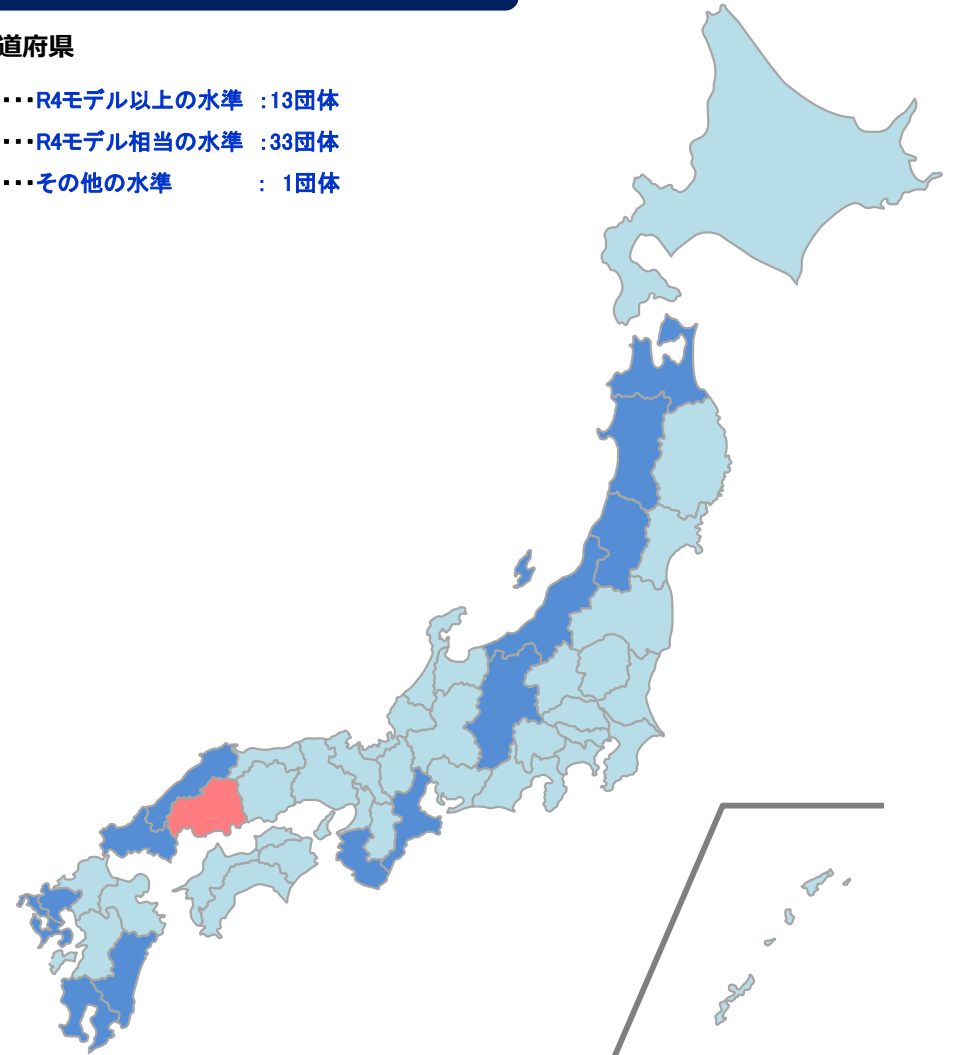


※岡山県、高知県は算定式非公表
岩手県、宮城県、長野県、広島県は制度未導入

調査基準価格算定式の設定水準

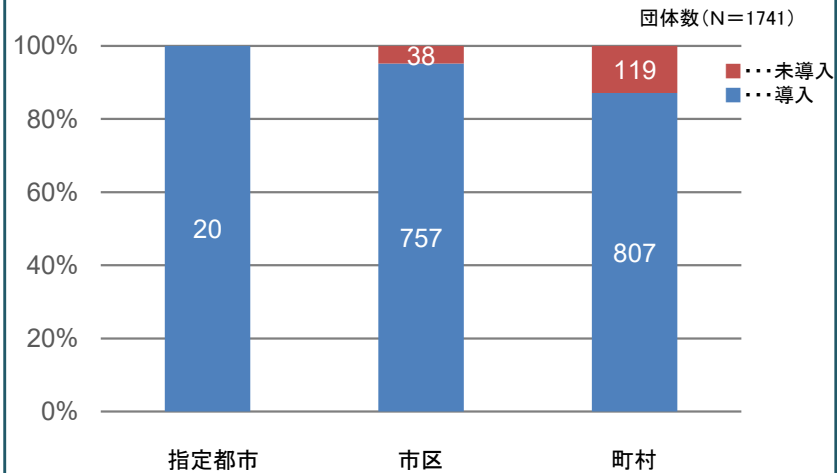
都道府県

- ・・・R4モデル以上の水準 : 13団体
- ・・・R4モデル相当の水準 : 33団体
- ・・・その他の水準 : 1団体

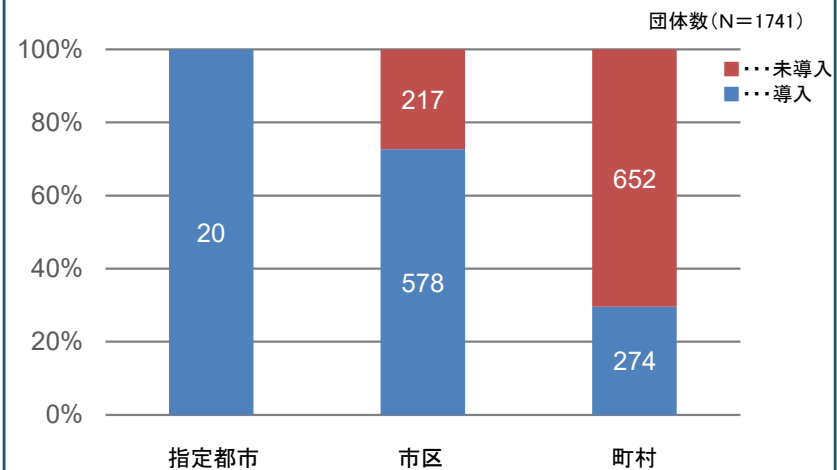


○「最低制限価格制度」又は「低入札価格調査制度」のいずれも未導入の市区町村は全国で69団体まで減少

最低制限価格制度の導入状況

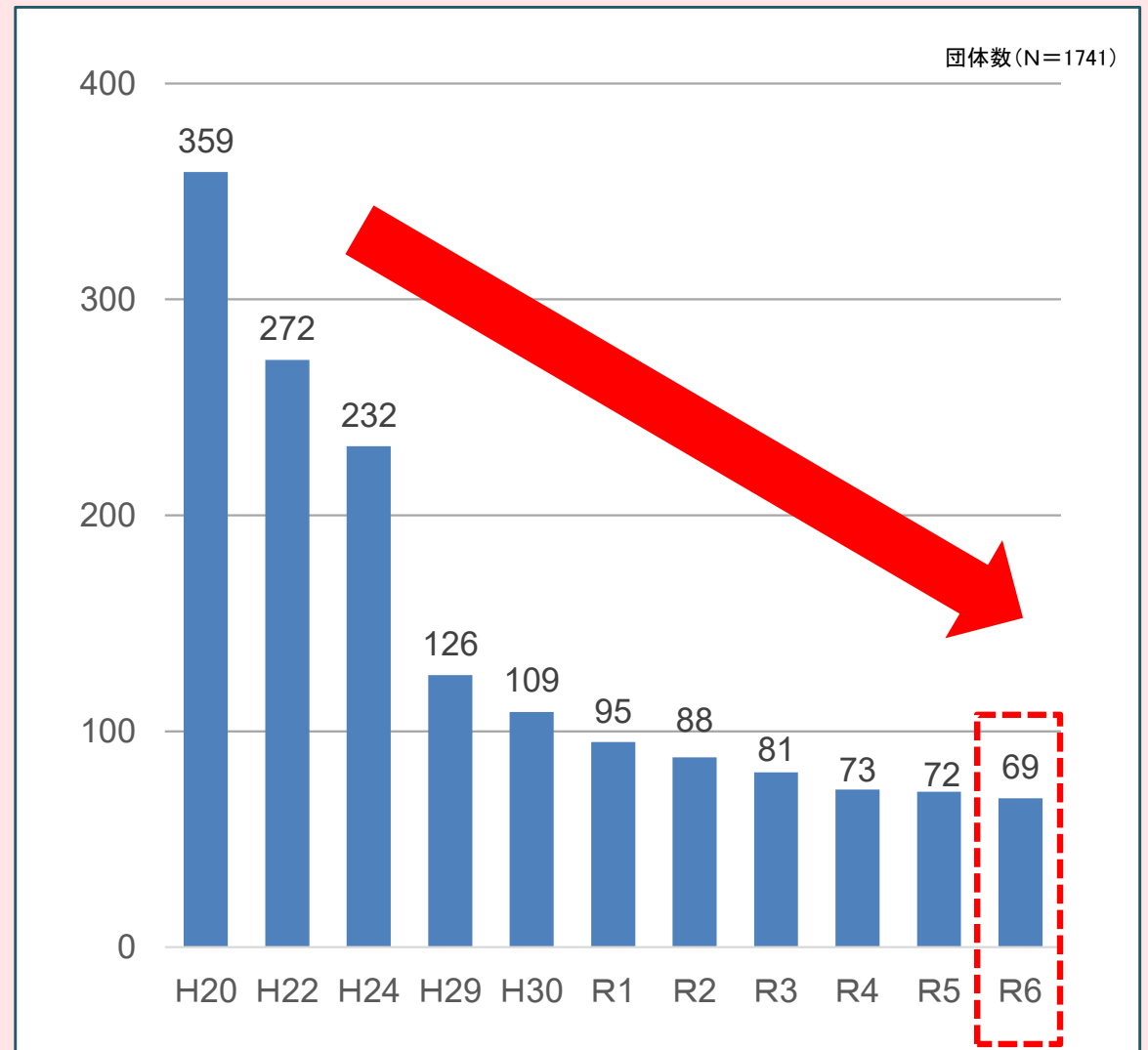


低入札価格調査制度の導入状況



いずれの制度も未導入の団体

団体数の推移



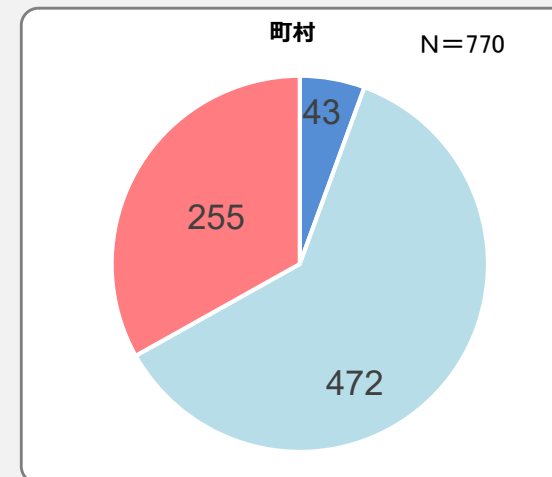
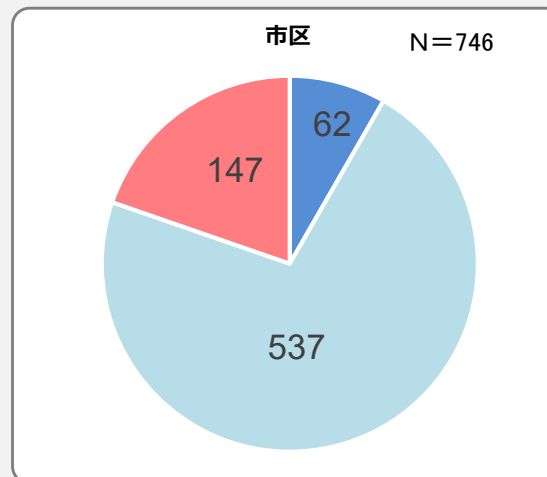
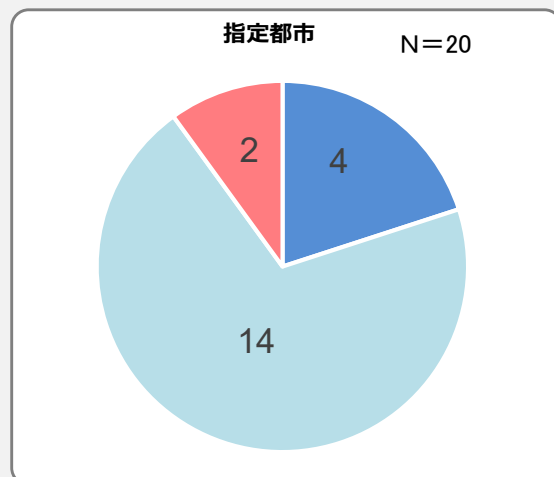
市区町村における最低制限価格、調査基準価格の算定式の設定水準

- 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**8割近くの団体が最新の中央公契連モデルを採用**
- 算定式の設定水準が低い団体について、引き続き**設定水準の見直しを要請**

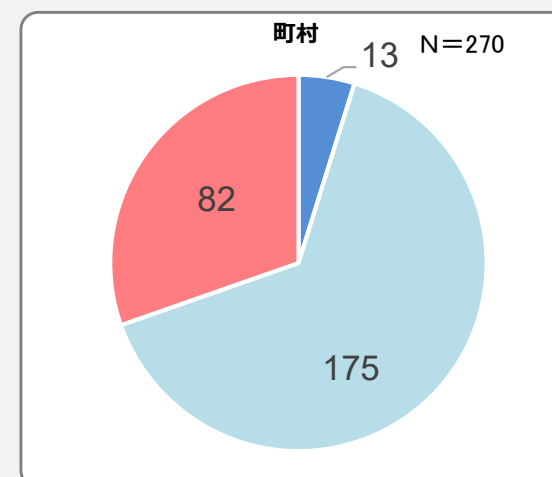
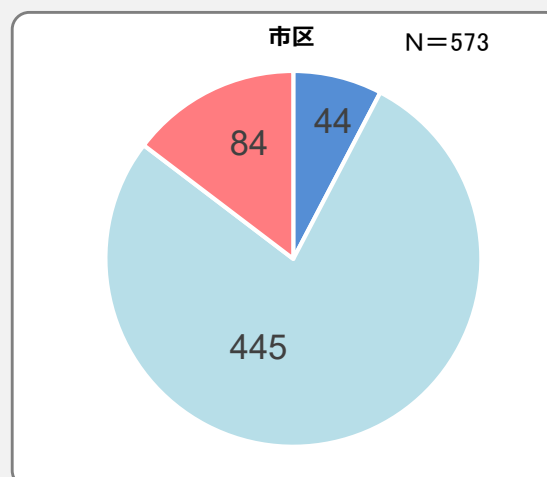
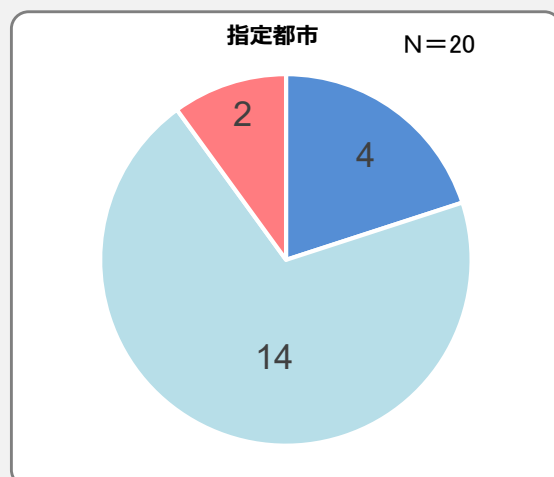
■・・・R4年公契連モデルを上回る水準 ■・・・R4年公契連モデル相当の水準 ■・・・その他の水準、算定式非公表

※ 算定式非公表団体のうち、使用しているモデルが判明している団体の回答は、それぞれの項目に振り分けて集計している。

最低制限価格算定式の設定水準



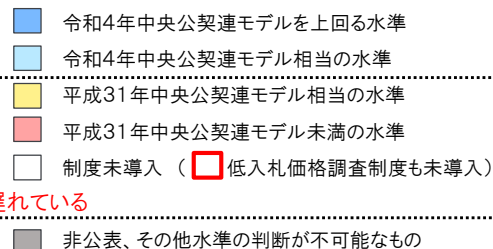
調査基準価格算定式の設定水準



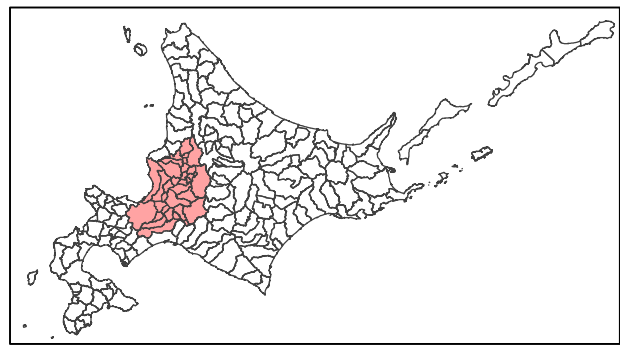
市区町村における 「最低制限価格」・「調査基準価格」の 算定式の設定状況一覧

- ※ 最低制限価格及び低入札価格調査の算定式
令和6年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果(令和6年7月1日時点)より作成
- ※ 実施率 令和5年度実績
(実施率＝低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数／年度の発注工事件数(随契除く))
令和5年度 新・全国統一指標(令和6年12月公表)より作成

国土交通省



「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)

取組が遅れている

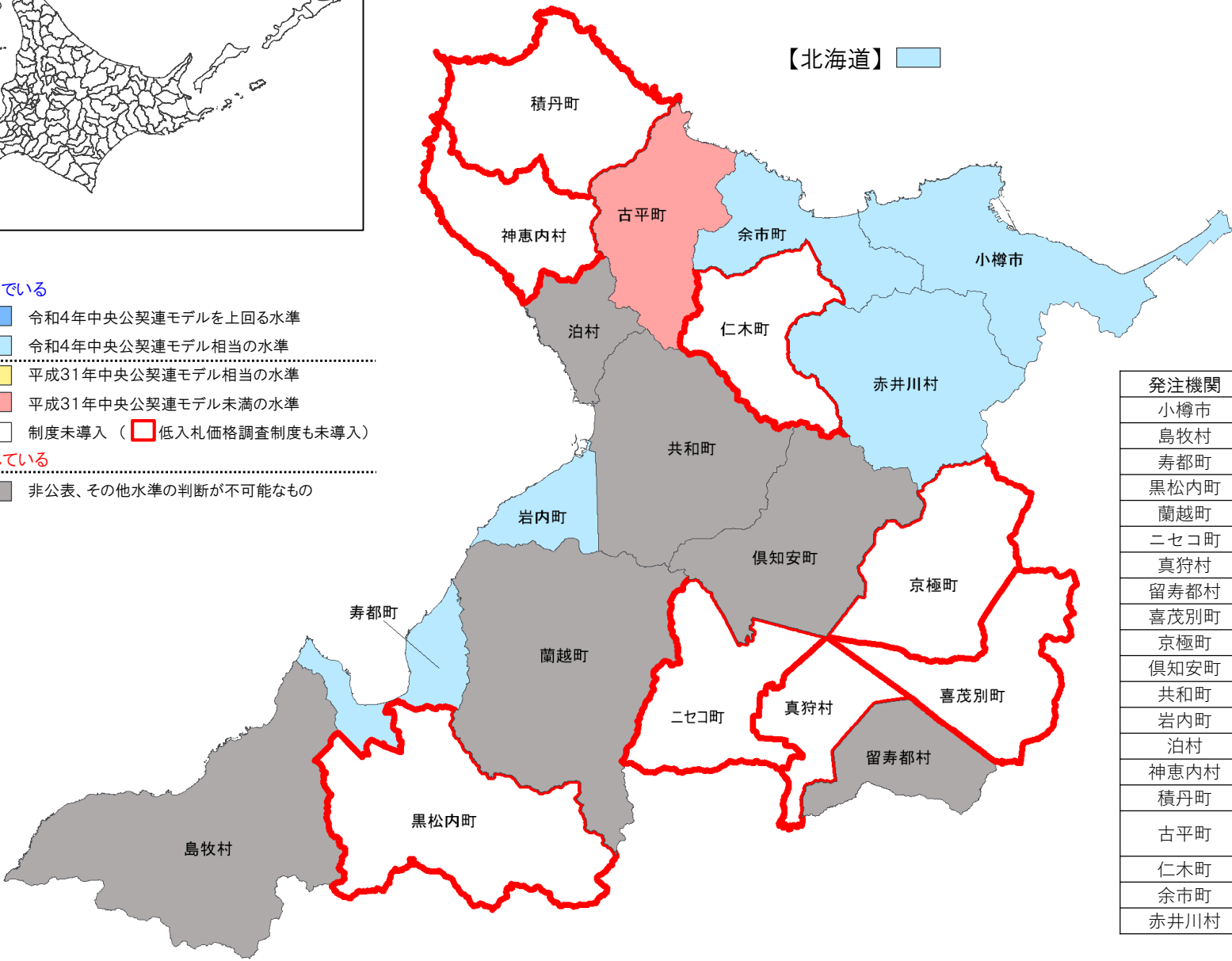
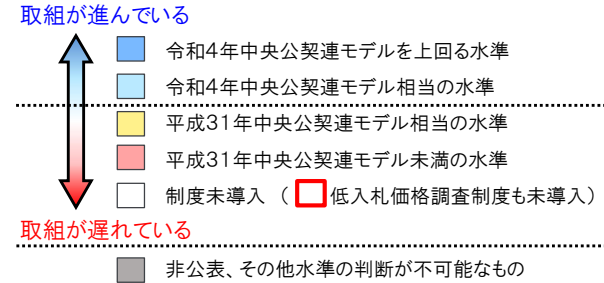
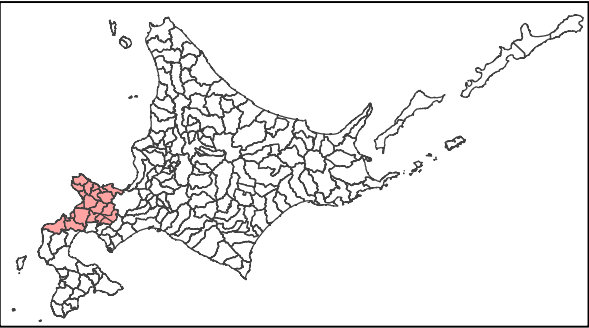
非公表、その他水準の判断が不可能なもの



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
札幌市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
夕張市	制度未導入	0.71
岩見沢市	R 4 モデルを採用	0.99
美唄市	制度未導入	1.00
芦別市	制度未導入	1.00
江別市	R 4 モデルを採用	-
赤平市	制度未導入	0.55
三笠市	制度未導入	0.00
千歳市	R 4 モデルを採用	1.00
滝川市	独自モデル (H 31 モデル未満)	0.00
砂川市	R 4 モデルを採用	1.00
歌志内市	制度未導入	0.00
深川市	非公表	0.92
恵庭市	R 4 モデルを採用	0.95
北広島市	R 4 モデルを採用	0.87
石狩市	R 4 モデルを採用	1.00
当別町	制度未導入	0.11
新篠津村	制度未導入	0.00
南幌町	制度未導入	0.00
奈井江町	R 4 モデルを採用	1.00
上砂川町	制度未導入	0.00
由仁町	非公表	0.19
長沼町	制度未導入	0.77
栗山町	制度未導入	0.90
月形町	制度未導入	0.00
浦臼町	制度未導入	0.54
新十津川町	制度未導入	0.91
妹背牛町	制度未導入	0.00
秩父別町	R 4 モデルを採用	0.03
雨竜町	制度未導入	0.47
北竜町	制度未導入	0.00
沼田町	制度未導入	0.73

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

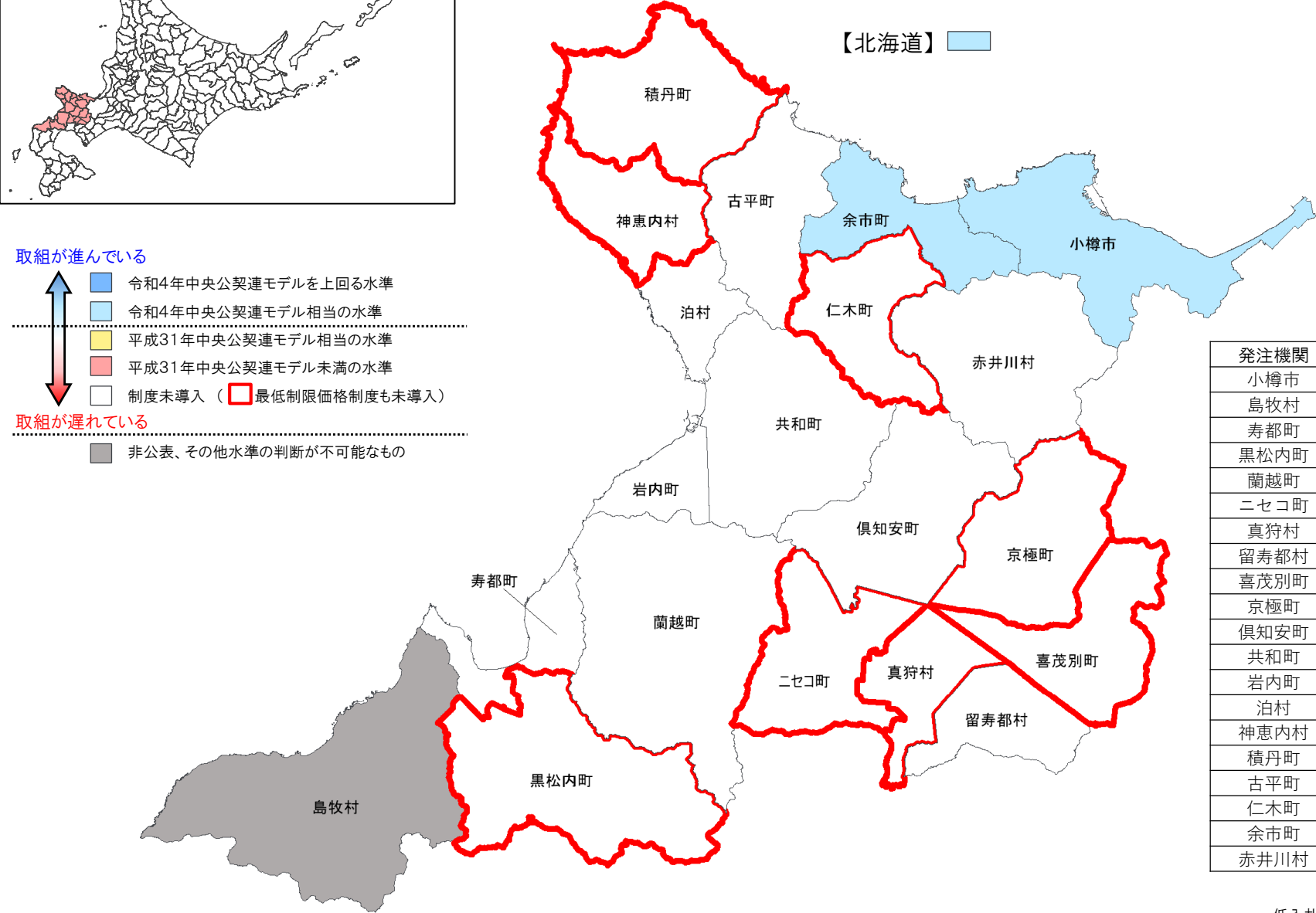
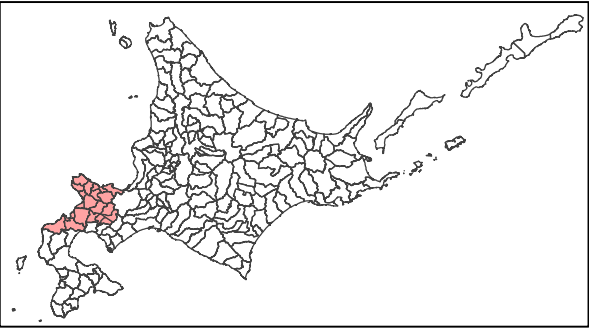
ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(北海道後志)



発注機関	算定式	実施率※
小樽市	R 4 モデルを採用	1.00
島牧村	その他の独自モデルを採用	1.00
寿都町	R 4 モデルを採用	0.00
黒松内町	制度未導入	0.00
蘭越町	非公表	1.00
二セコ町	制度未導入	0.00
真狩村	制度未導入	0.00
留寿都村	非公表	1.00
喜茂別町	制度未導入	0.00
京極町	制度未導入	0.00
倶知安町	非公表	1.00
共和町	非公表	0.69
岩内町	R 4 モデルを採用	0.92
泊村	非公表	0.00
神恵内村	制度未導入	0.00
積丹町	制度未導入	0.00
古平町	独自モデル (H31モデル未満)	-
仁木町	制度未導入	0.00
余市町	R 4 モデルを採用	0.03
赤井川村	R 4 モデルを採用	0.19

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

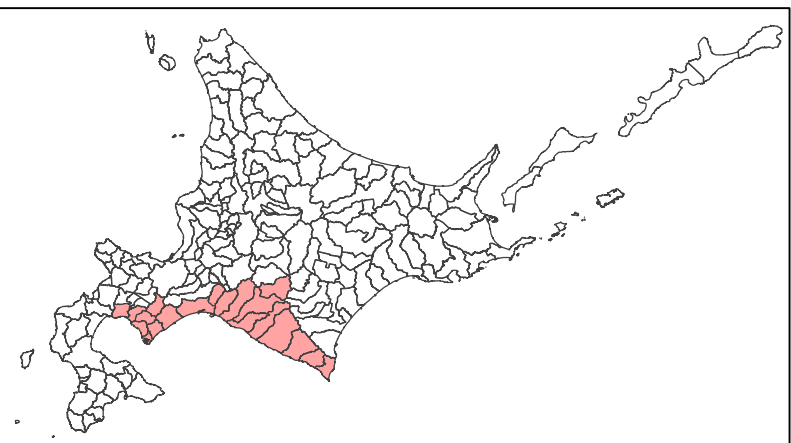
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



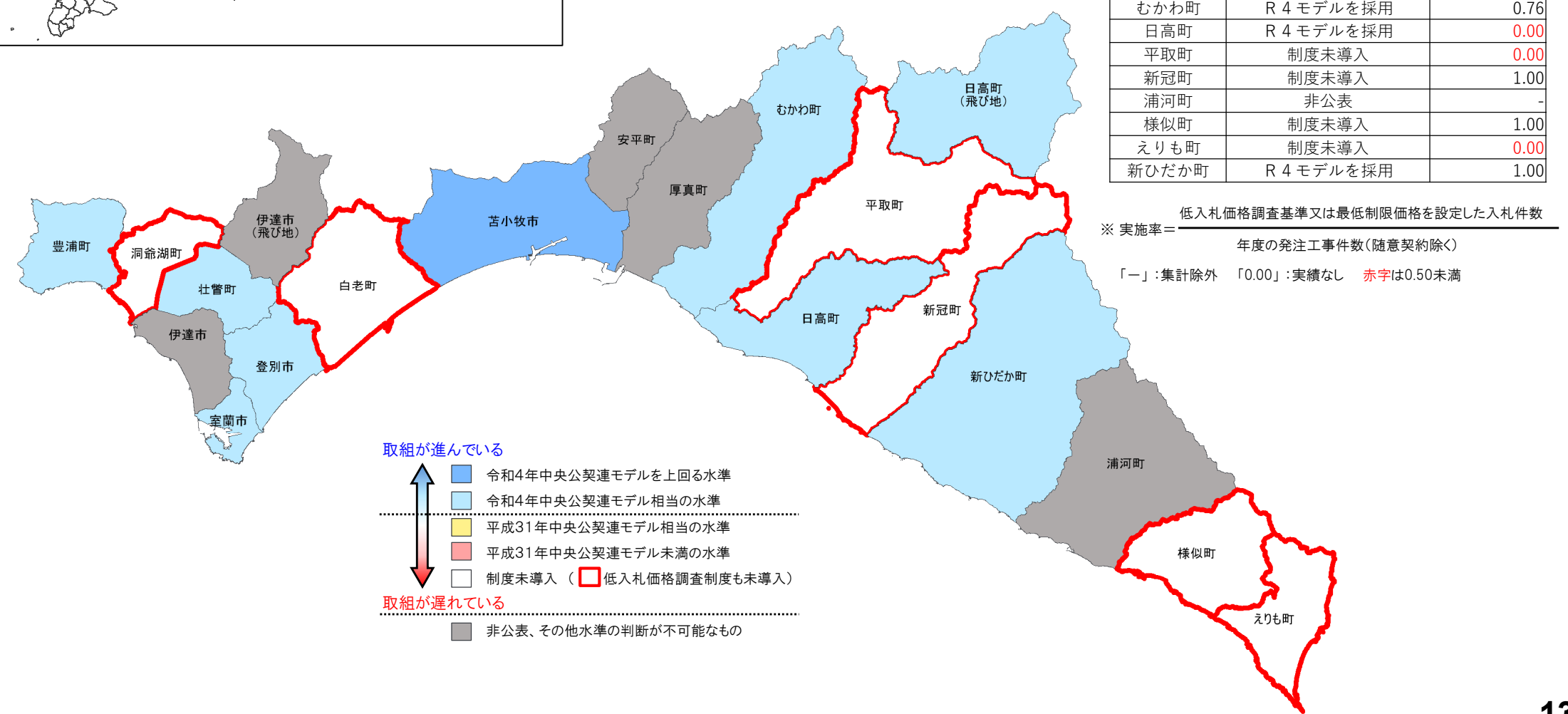
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
小樽市	R 4 モデルを採用	1.00
島牧村	その他の独自モデルを採用	1.00
寿都町	制度未導入	0.00
黒松内町	制度未導入	0.00
蘭越町	制度未導入	1.00
二セコ町	制度未導入	0.00
真狩村	制度未導入	0.00
留寿都村	制度未導入	1.00
喜茂別町	制度未導入	0.00
京極町	制度未導入	0.00
倶知安町	制度未導入	1.00
共和町	制度未導入	0.69
岩内町	制度未導入	0.92
泊村	制度未導入	0.00
神恵内村	制度未導入	0.00
積丹町	制度未導入	0.00
古平町	制度未導入	-
仁木町	制度未導入	0.00
余市町	R 4 モデルを採用	0.03
赤井川村	制度未導入	0.19

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



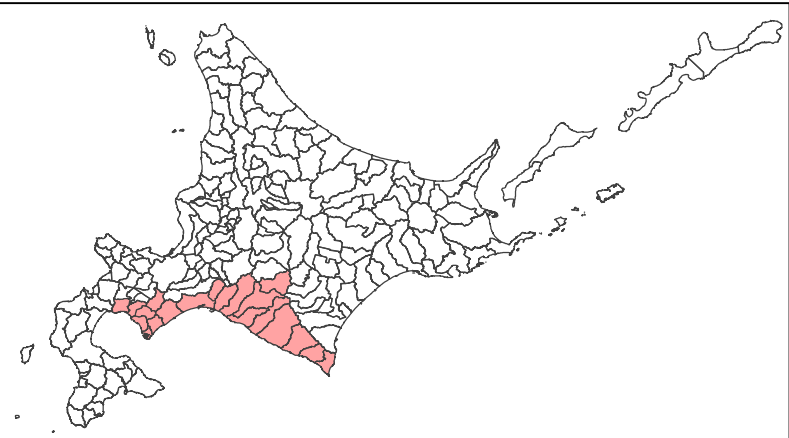
【北海道】



発注機関	算定式	実施率※
室蘭市	R 4 モデルを採用	1.00
苫小牧市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.99
登別市	R 4 モデルを採用	1.00
伊達市	非公表	0.72
豊浦町	R 4 モデルを採用	0.75
壮瞥町	R 4 モデルを採用	0.58
白老町	制度未導入	0.00
厚真町	非公表	0.64
洞爺湖町	制度未導入	0.00
安平町	非公表	0.02
むかわ町	R 4 モデルを採用	0.76
日高町	R 4 モデルを採用	0.00
平取町	制度未導入	0.00
新冠町	制度未導入	1.00
浦河町	非公表	-
様似町	制度未導入	1.00
えりも町	制度未導入	0.00
新ひだか町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



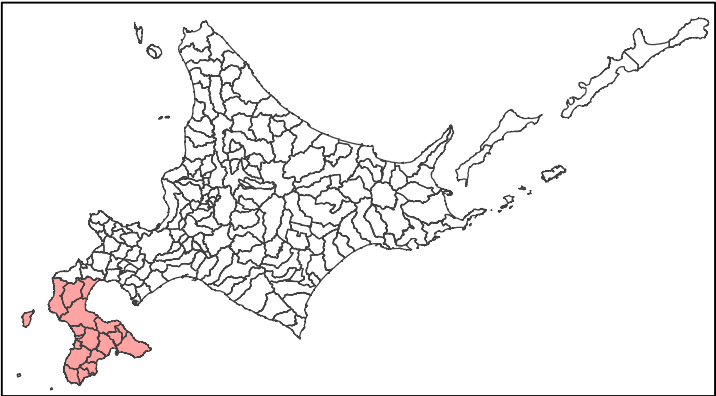
【北海道】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
室蘭市	R 4 モデルを採用	1.00
苫小牧市	R 4 モデルを採用	0.99
登別市	制度未導入	1.00
伊達市	非公表	0.72
豊浦町	制度未導入	0.75
壮瞥町	制度未導入	0.58
白老町	制度未導入	0.00
厚真町	制度未導入	0.64
洞爺湖町	制度未導入	0.00
安平町	制度未導入	0.02
むかわ町	制度未導入	0.76
日高町	R 4 モデルを採用	0.00
平取町	制度未導入	0.00
新冠町	制度未導入	1.00
浦河町	非公表	-
様似町	制度未導入	1.00
えりも町	制度未導入	0.00
新ひだか町	制度未導入	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる
令和4年中央公契連モデルを上回る水準
令和4年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル未満の水準
制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)
取組が遅れている
非公表、その他水準の判断が不可能なもの

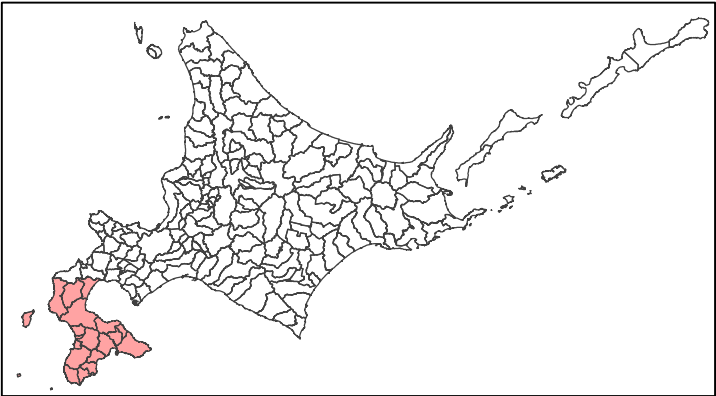


発注機関	算定式	実施率※
函館市	R 4 モデルを採用	1.00
北斗市	非公表	1.00
松前町	R 4 モデルを採用	1.00
福島町	R 4 モデルを採用	0.62
知内町	非公表	0.94
木古内町	非公表	0.81
七飯町	R 4 モデルを採用	1.00
鹿部町	R 4 モデルを採用	-
森町	その他の変動型を採用	-
八雲町	R 4 モデルを採用	1.00
長万部町	制度未導入	0.00
江差町	R 4 モデルを採用	1.00
上ノ国町	R 4 モデルを採用	-
厚沢部町	非公表	1.00
乙部町	非公表	0.91
奥尻町	R 4 モデルを採用	1.00
今金町	制度未導入	0.00
せたな町	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



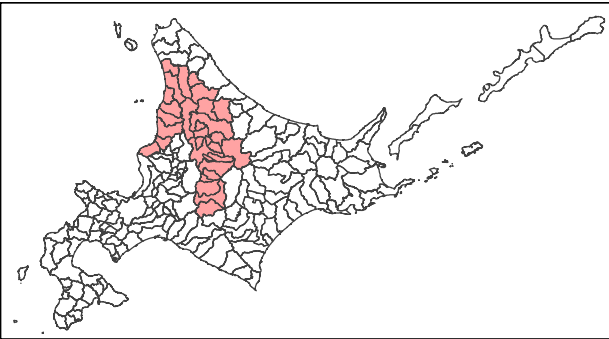


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
函館市	R 4 モデルを採用	1.00
北斗市	非公表	1.00
松前町	制度未導入	1.00
福島町	制度未導入	0.62
知内町	非公表	0.94
木古内町	制度未導入	0.81
七飯町	R 4 モデルを採用	1.00
鹿部町	制度未導入	-
森町	制度未導入	-
八雲町	R 4 モデルを採用	1.00
長万部町	制度未導入	0.00
江差町	R 4 モデルを採用	1.00
上ノ国町	制度未導入	-
厚沢部町	制度未導入	1.00
乙部町	非公表	0.91
奥尻町	R 4 モデルを採用	1.00
今金町	制度未導入	0.00
せたな町	制度未導入	1.00

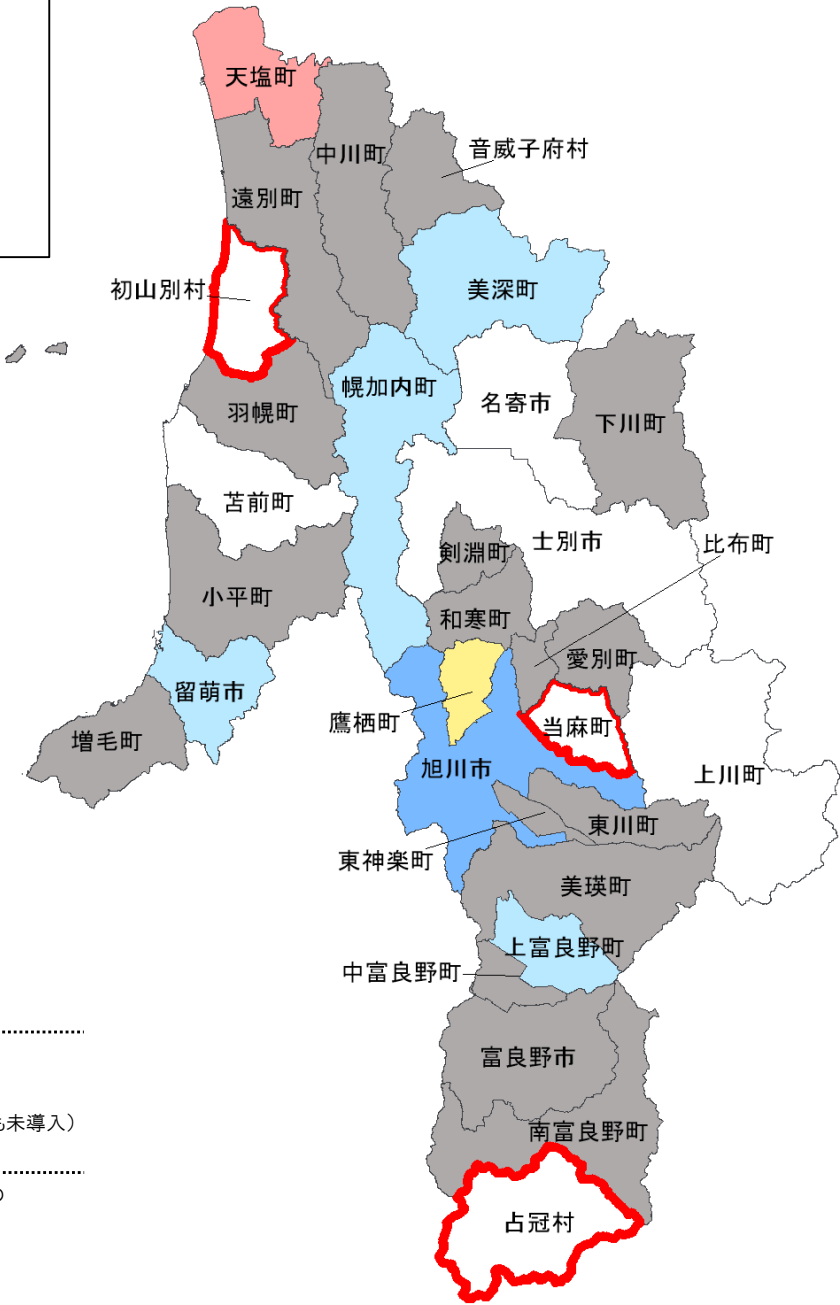
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

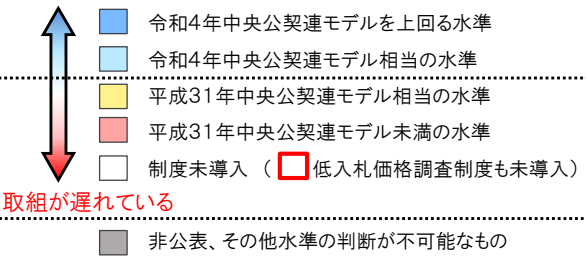




【北海道】



取組が進んでいる

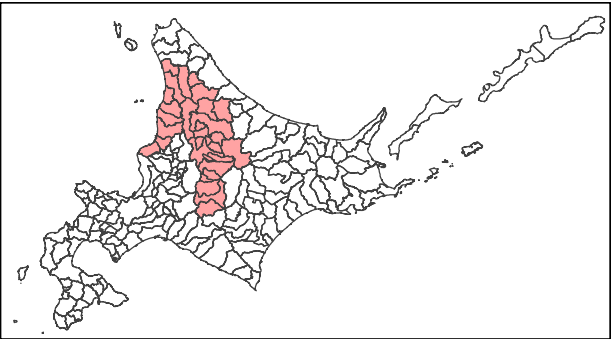


取組が遅れている

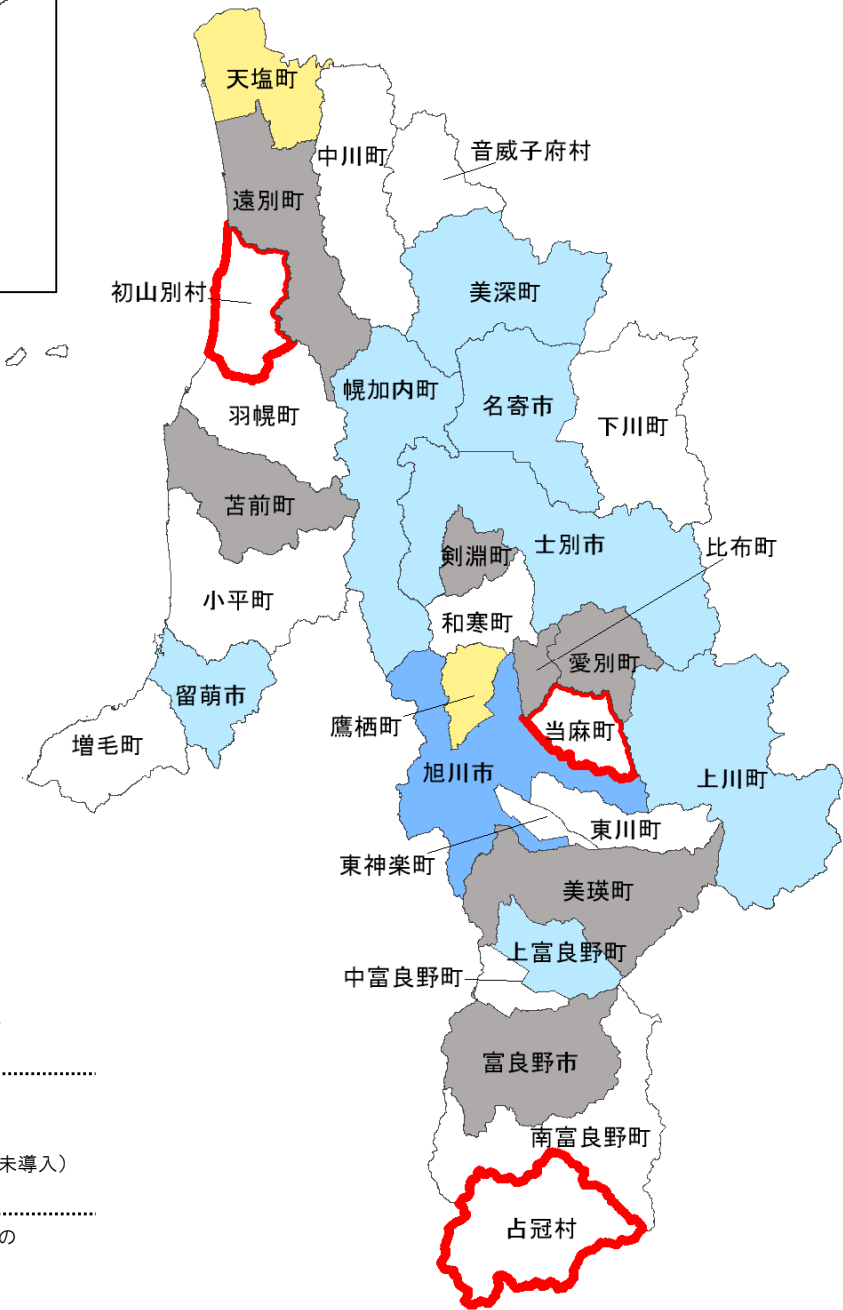
発注機関	算定式	実施率※
旭川市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
留萌市	R 4モデルを採用	0.49
士別市	制度未導入	1.00
名寄市	制度未導入	1.00
富良野市	非公表	1.00
鷹栖町	H 31モデルを採用	1.00
東神楽町	非公表	-
当麻町	制度未導入	0.00
比布町	非公表	0.00
愛別町	非公表	1.00
上川町	制度未導入	0.18
東川町	その他の独自モデルを採用	1.00
美瑛町	非公表	0.00
上富良野町	R 4モデルを採用	1.00
中富良野町	非公表	1.00
南富良野町	非公表	1.00
占冠村	制度未導入	0.00
和寒町	非公表	0.90
剣淵町	非公表	0.00
下川町	非公表	-
美深町	独自モデル (R 4モデル相当)	0.62
音威子府村	非公表	1.00
中川町	非公表	1.00
幌加内町	R 4モデルを採用	0.07
増毛町	非公表	0.00
小平町	非公表	0.74
苫前町	制度未導入	0.91
羽幌町	非公表	1.00
初山別村	制度未導入	-
遠別町	非公表	0.63
天塩町	独自モデル (H 31モデル未満)	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【北海道】



取組が進んでいる

- 令和4年中央公契連モデルを上回る水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未満の水準
- 制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)
- 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

取組が遅れている

発注機関	算定式	実施率※(再掲)
旭川市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
留萌市	R 4モデルを採用	0.49
士別市	R 4モデルを採用	1.00
名寄市	R 4モデルを採用	1.00
富良野市	非公表	1.00
鷹栖町	H 31モデルを採用	1.00
東神楽町	制度未導入	-
当麻町	制度未導入	0.00
比布町	非公表	0.00
愛別町	非公表	1.00
上川町	R 4モデルを採用	0.18
東川町	制度未導入	1.00
美瑛町	非公表	0.00
上富良野町	R 4モデルを採用	1.00
中富良野町	制度未導入	1.00
南富良野町	制度未導入	1.00
占冠村	制度未導入	0.00
和寒町	制度未導入	0.90
剣淵町	非公表	0.00
下川町	制度未導入	-
美深町	R 4モデルを採用	0.62
音威子府村	制度未導入	1.00
中川町	制度未導入	1.00
幌加内町	R 4モデルを採用	0.07
増毛町	制度未導入	0.00
小平町	制度未導入	0.74
苦前町	非公表	0.91
羽幌町	制度未導入	1.00
初山別村	制度未導入	-
遠別町	非公表	0.63
天塩町	H 31モデルを採用	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【北海道】 

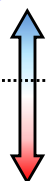
礼文町

利尻富士町

利尻町



取組が進んでいる



令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入（☐ 低入札価格調査制度も未導入）

取組が遅れている

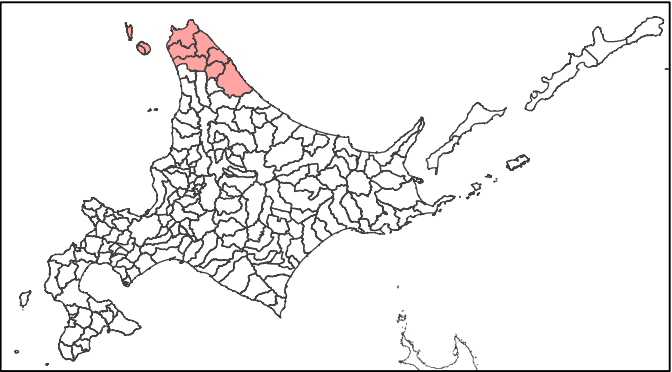
非公表、その他水準の判断が不可能なもの



発注機関	算定式	実施率 [※]
椎内市	非公表	1.00
猿払村	非公表	1.00
浜頓別町	非公表	-
中頓別町	R 4 モデルを採用	0.60
枝幸町	R 4 モデルを採用	0.71
豊富町	非公表	0.65
礼文町	非公表	1.00
利尻町	非公表	0.30
利尻富士町	R 4 モデルを採用	0.45
幌延町	制度未導入	0.79

$$\text{※ 実施率} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$$

「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【北海道】

礼文町

利尻富士町

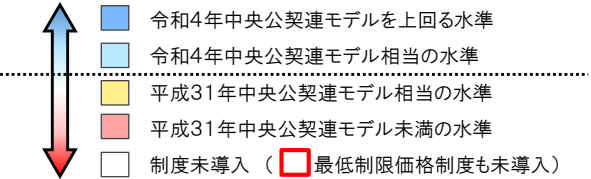
利尻町



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
稚内市	制度未導入	1.00
猿払村	制度未導入	1.00
浜頓別町	制度未導入	-
中頓別町	制度未導入	0.60
枝幸町	制度未導入	0.71
豊富町	非公表	0.65
礼文町	制度未導入	1.00
利尻町	制度未導入	0.30
利尻富士町	制度未導入	0.45
幌延町	R 4 モデルを採用	0.79

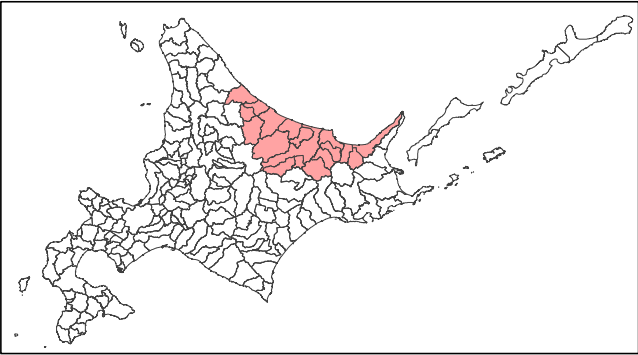
※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる



取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの



【北海道】

発注機関	算定式	実施率※
北見市	R 4 モデルを採用	0.99
網走市	R 4 モデルを採用	0.88
紋別市	R 4 モデルを採用	0.96
美幌町	非公表	1.00
津別町	非公表	0.00
斜里町	制度未導入	0.00
清里町	非公表	-
小清水町	非公表	0.08
訓子府町	その他の変動型を採用	0.00
置戸町	制度未導入	0.00
佐呂間町	定めていない	0.00
遠軽町	R 4 モデルを採用	0.09
湧別町	制度未導入	0.00
滝上町	制度未導入	-
興部町	制度未導入	0.00
西興部村	制度未導入	0.00
雄武町	制度未導入	0.00
大空町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

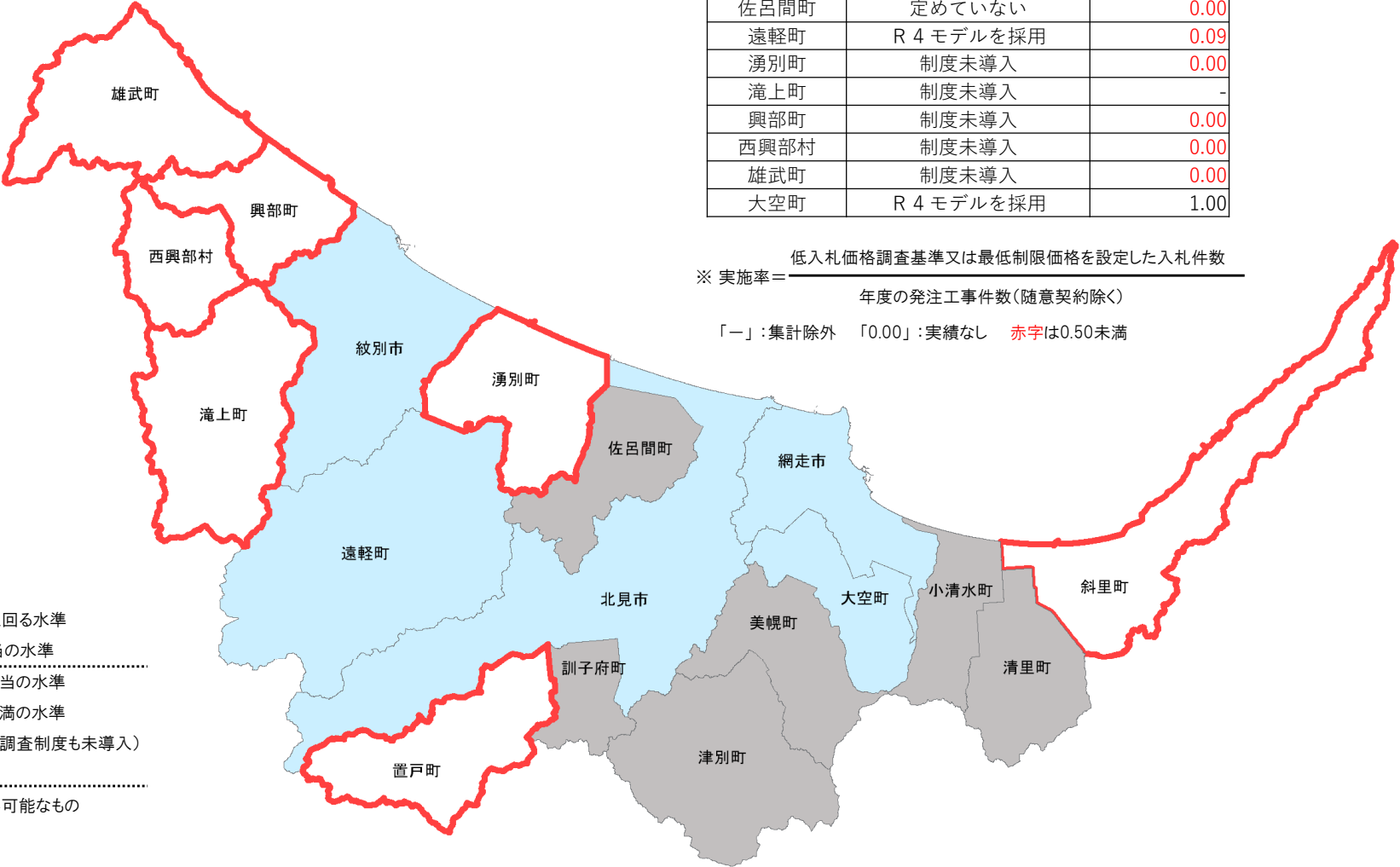
平成31年中央公契連モデル相当の水準

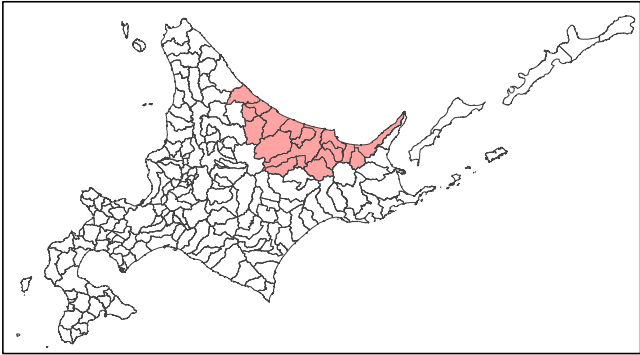
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度也未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

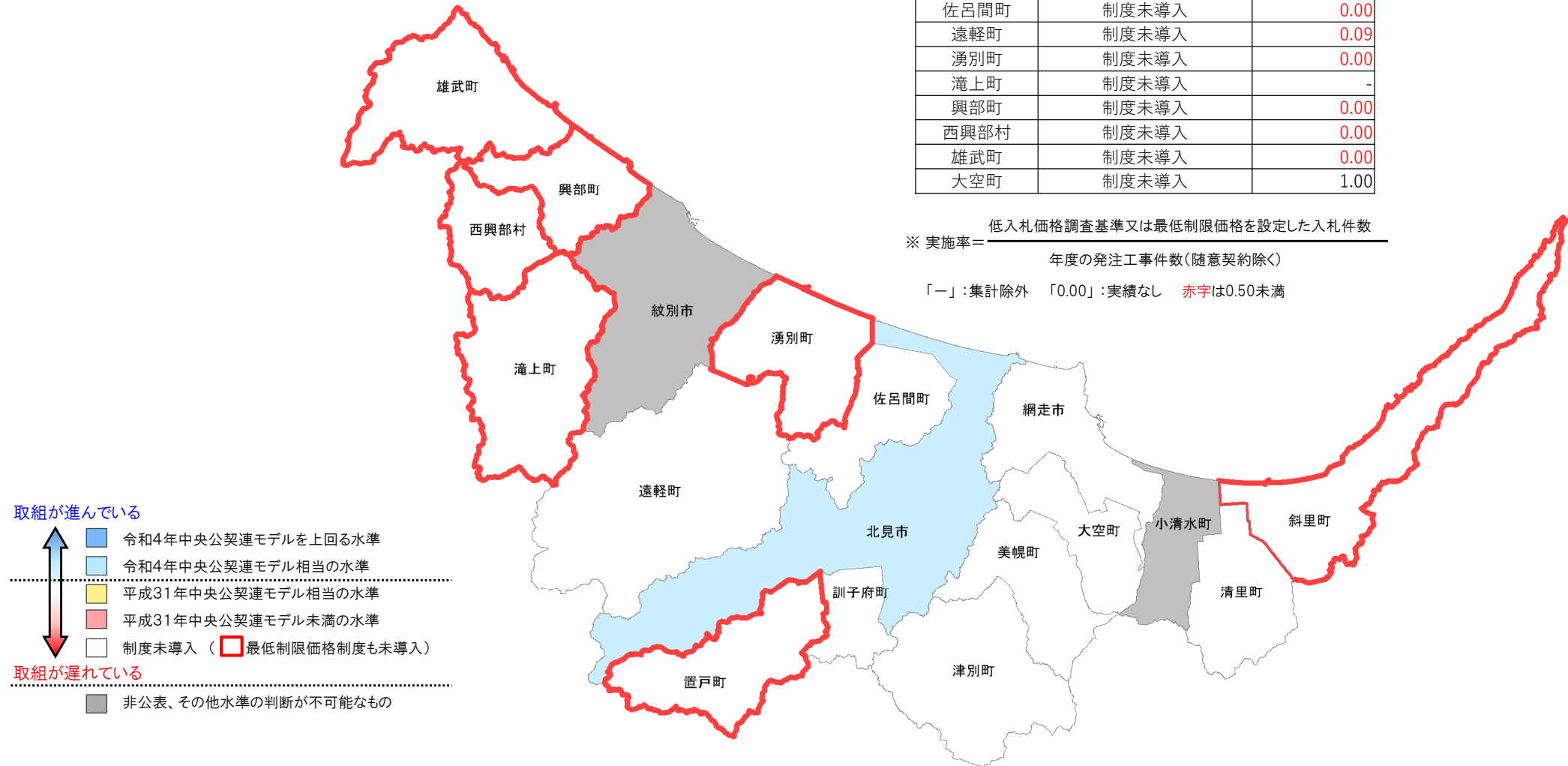


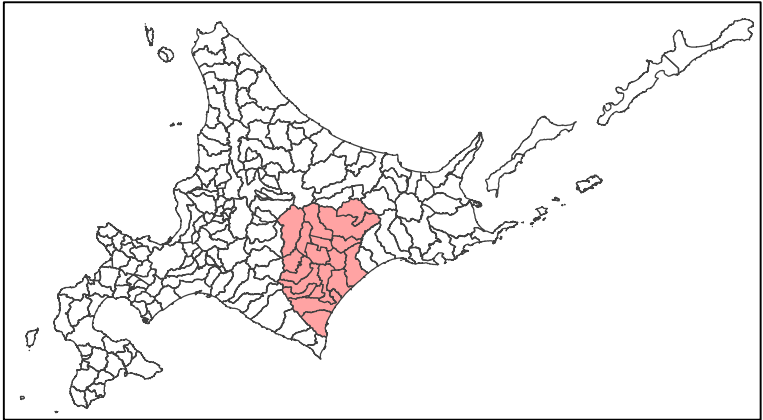


【北海道】

発注機関	算定式	実施率※(再掲)
北見市	R 4 モデルを採用	0.99
網走市	制度未導入	0.88
紋別市	非公表	0.96
美幌町	制度未導入	1.00
津別町	制度未導入	0.00
斜里町	制度未導入	0.00
清里町	制度未導入	-
小清水町	非公表	0.08
訓子府町	制度未導入	0.00
置戸町	制度未導入	0.00
佐呂間町	制度未導入	0.00
遠軽町	制度未導入	0.09
湧別町	制度未導入	0.00
滝上町	制度未導入	-
興部町	制度未導入	0.00
西興部村	制度未導入	0.00
雄武町	制度未導入	0.00
大空町	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

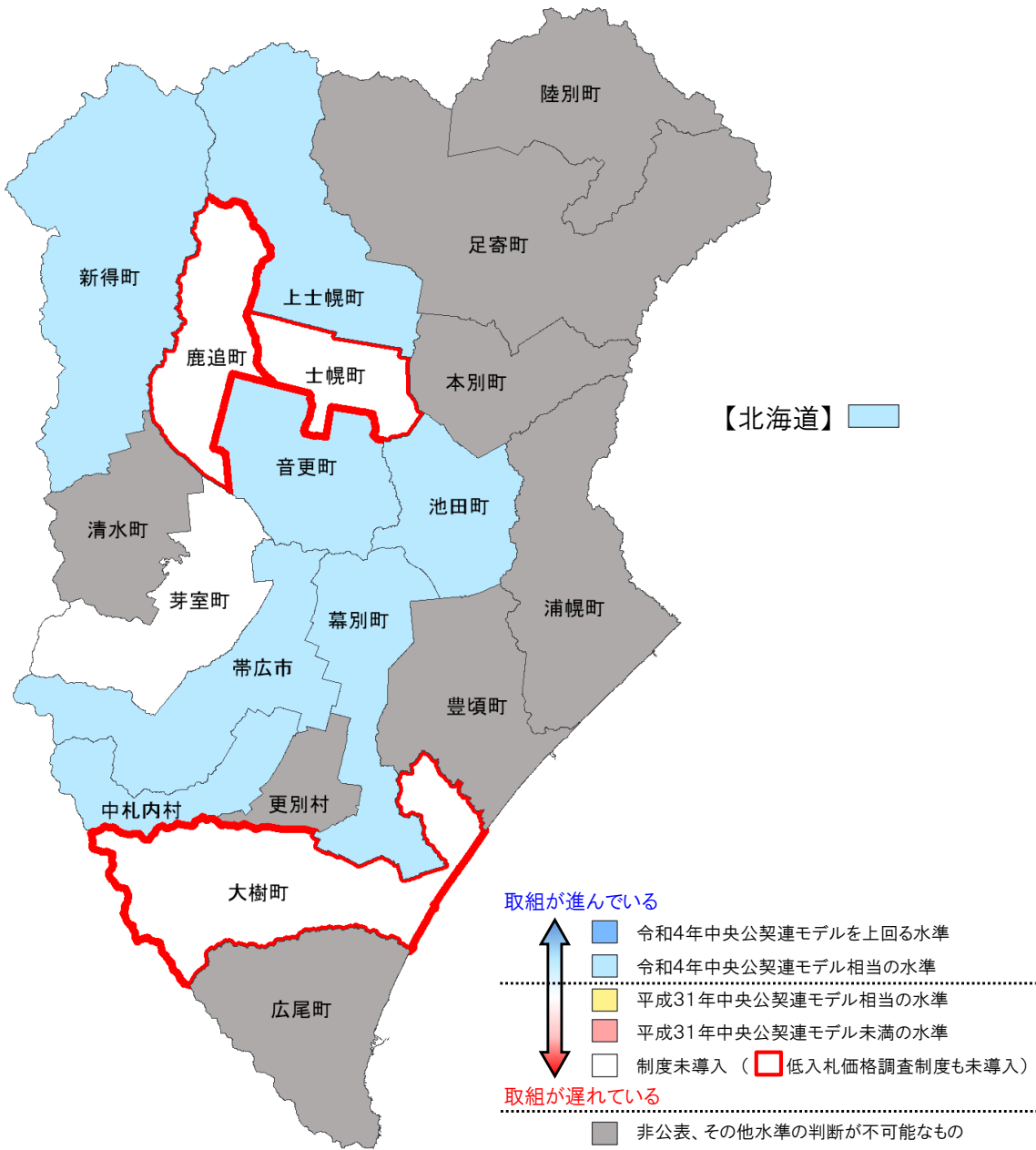




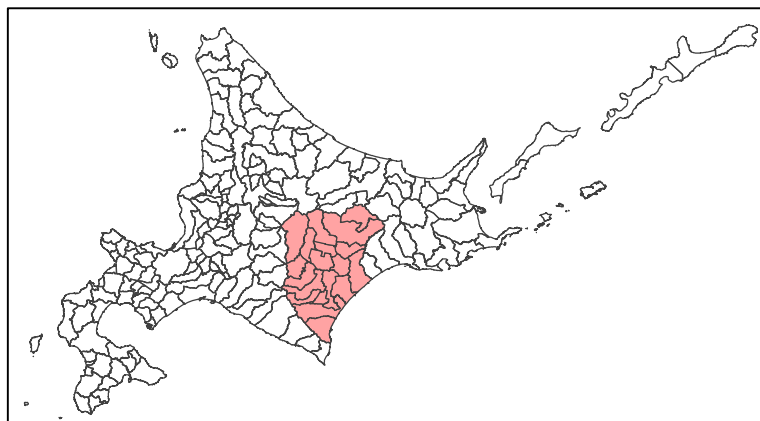
発注機関	算定式	実施率※
帯広市	R 4 モデルを採用	1.00
音更町	R 4 モデルを採用	0.88
士幌町	制度未導入	0.00
上士幌町	R 4 モデルを採用	1.00
鹿追町	制度未導入	0.00
新得町	R 4 モデルを採用	0.00
清水町	非公表	0.00
芽室町	制度未導入	0.00
中札内村	R 4 モデルを採用	-
更別村	非公表	0.00
大樹町	制度未導入	-
広尾町	非公表	0.13
幕別町	R 4 モデルを採用	-
池田町	R 4 モデルを採用	0.59
豊頃町	非公表	0.07
本別町	非公表	-
足寄町	非公表	0.00
陸別町	非公表	0.00
浦幌町	非公表	0.09

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



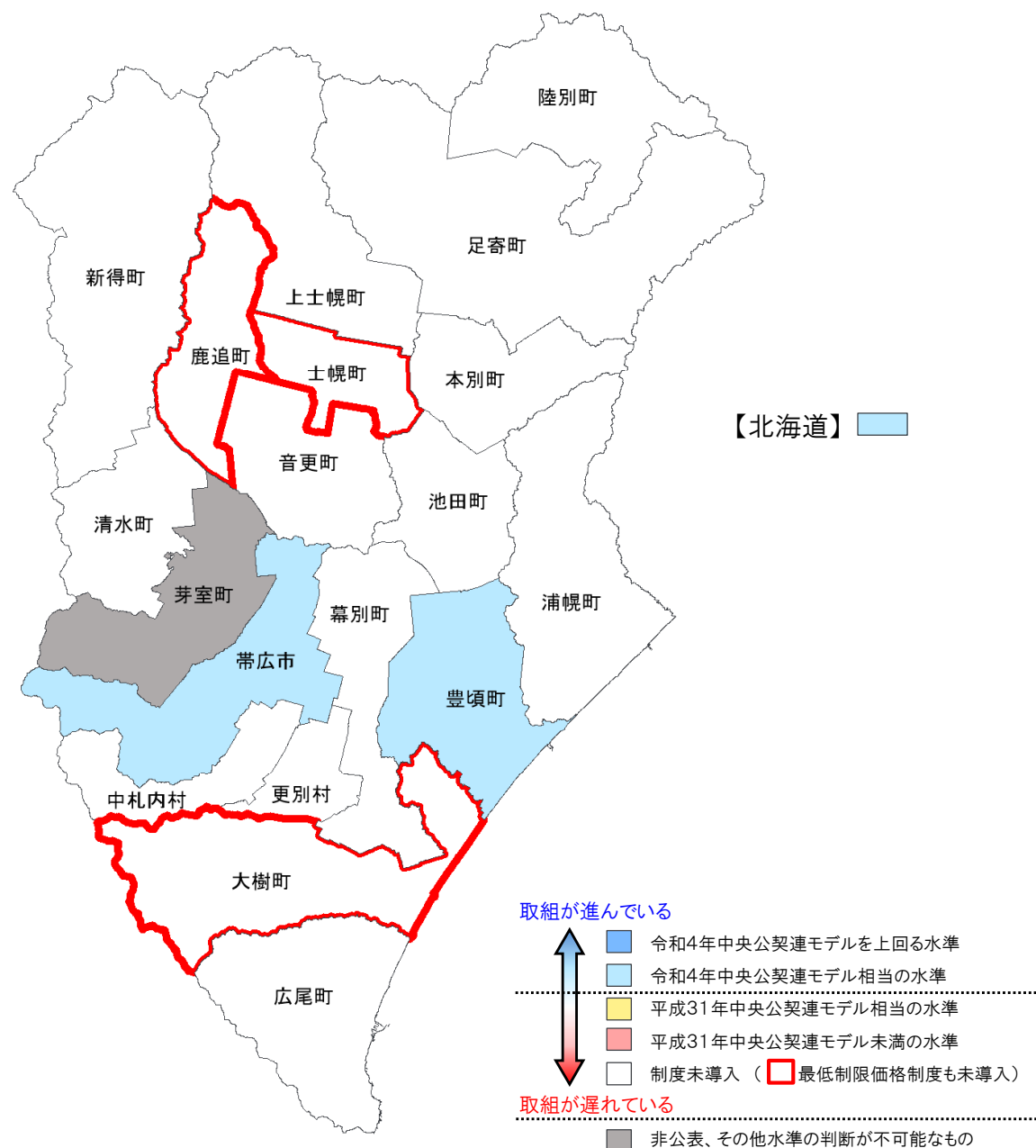
ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(北海道十勝)

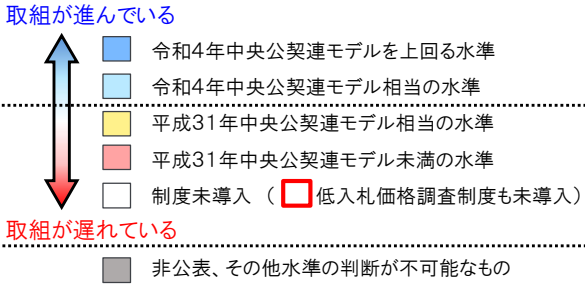
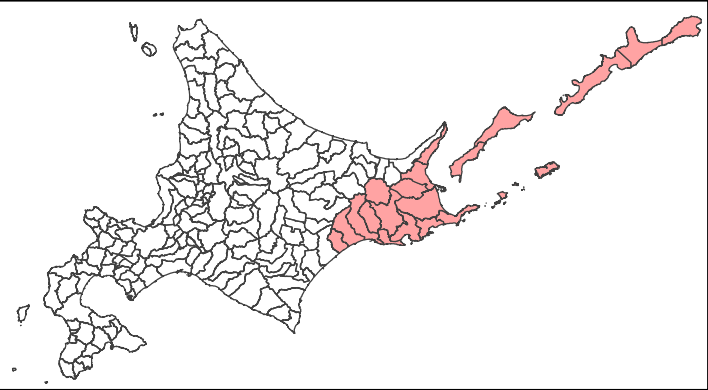


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
帯広市	R 4 モデルを採用	1.00
音更町	制度未導入	0.88
士幌町	制度未導入	0.00
上士幌町	制度未導入	1.00
鹿追町	制度未導入	0.00
新得町	制度未導入	0.00
清水町	制度未導入	0.00
芽室町	非公表	0.00
中札内村	制度未導入	-
更別村	制度未導入	0.00
大樹町	制度未導入	-
広尾町	制度未導入	0.13
幕別町	制度未導入	-
池田町	制度未導入	0.59
豊頃町	R 4 モデルを採用	0.07
本別町	制度未導入	-
足寄町	制度未導入	0.00
陸別町	制度未導入	0.00
浦幌町	制度未導入	0.09

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



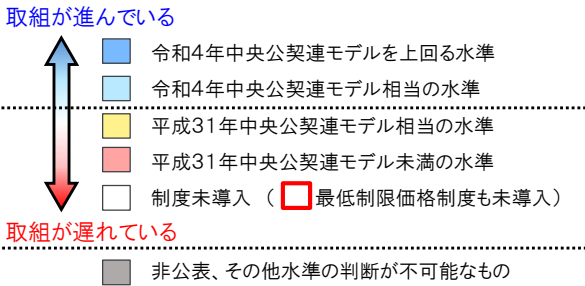
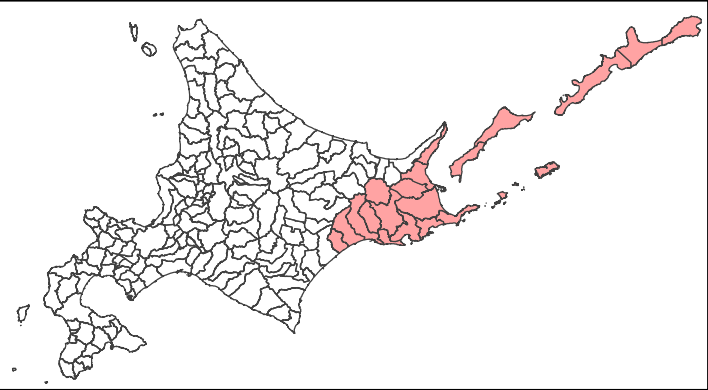


【北海道】



発注機関	算定式	実施率※
釧路市	R 4 モデルを採用	0.51
根室市	R 4 モデルを採用	0.56
釧路町	R 4 モデルを採用	-
厚岸町	R 4 モデルを採用	0.69
浜中町	R 4 モデルを採用	0.89
標茶町	制度未導入	1.00
弟子屈町	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
鶴居村	R 4 モデルを採用	1.00
白糠町	R 4 モデルを採用	0.53
別海町	R 4 モデルを採用	0.59
中標津町	R 4 モデルを採用	0.85
標津町	R 4 モデルを採用	0.75
羅臼町	非公表	-

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



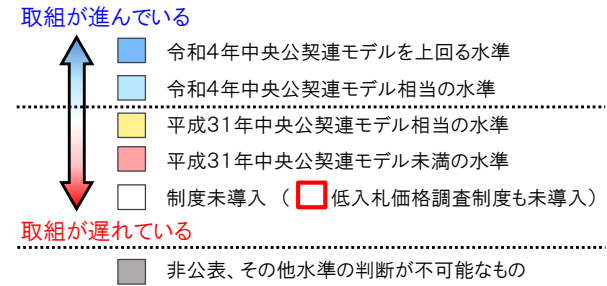
【北海道】



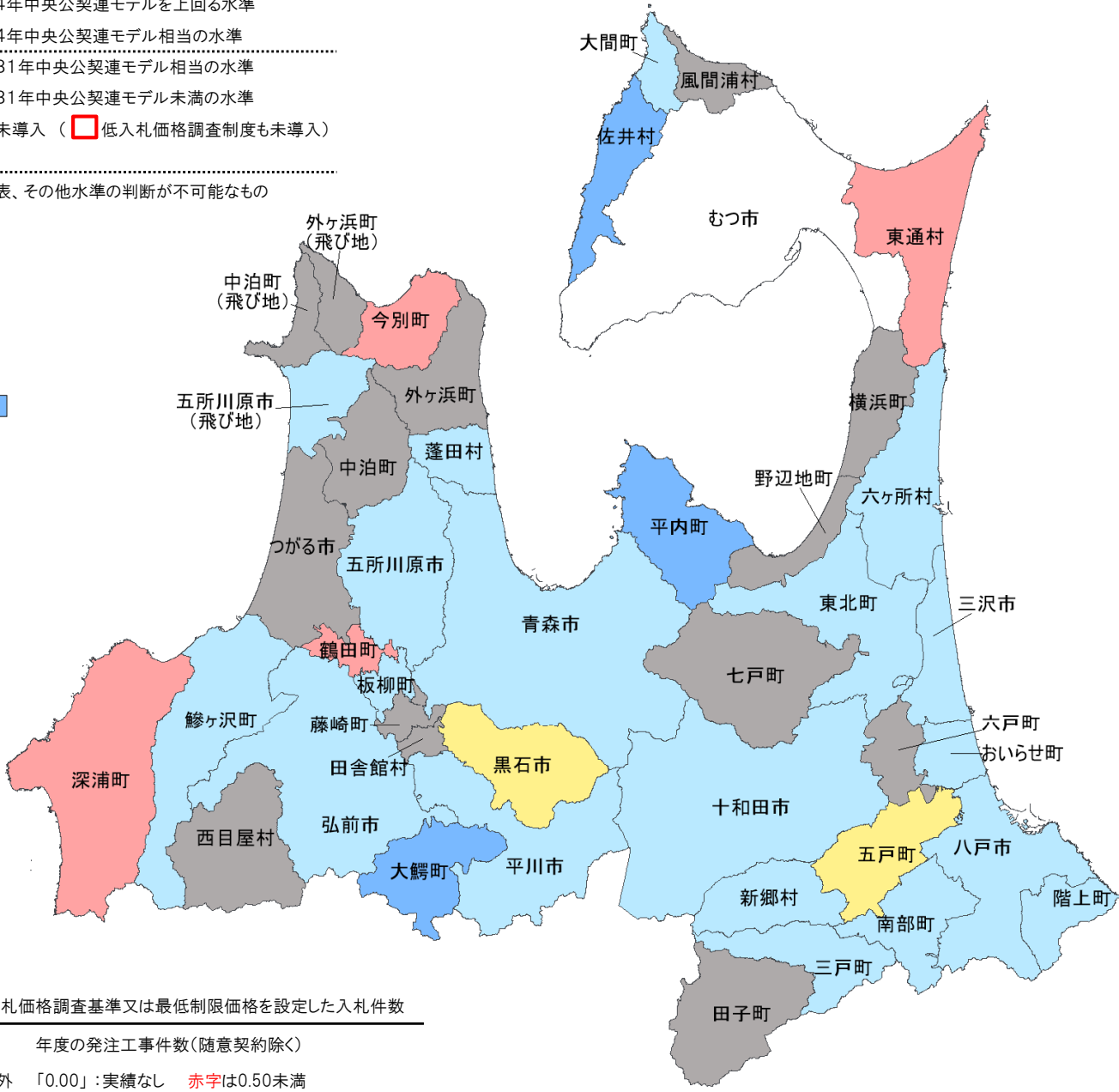
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
釧路市	R 4 モデルを採用	0.51
根室市	R 4 モデルを採用	0.56
釧路町	R 4 モデルを採用	-
厚岸町	R 4 モデルを採用	0.69
浜中町	制度未導入	0.89
標茶町	R 4 モデルを採用	1.00
弟子屈町	H 31 モデルを採用	1.00
鶴居村	R 4 モデルを採用	1.00
白糠町	R 4 モデルを採用	0.53
別海町	制度未導入	0.59
中標津町	制度未導入	0.85
標津町	制度未導入	0.75
羅臼町	制度未導入	-

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(青森県)



【青森県】

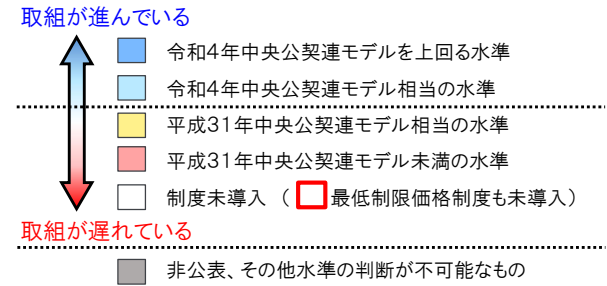


発注機関	算定式	実施率※
青森市	R 4 モデルを採用	1.00
弘前市	R 4 モデルを採用	1.00
八戸市	R 4 モデルを採用	1.00
黒石市	H31モデルを採用	1.00
五所川原市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
十和田市	R 4 モデルを採用	1.00
三沢市	R 4 モデルを採用	0.79
むつ市	制度未導入	1.00
つがる市	その他の変動型を採用	0.28
平川市	R 4 モデルを採用	1.00
平内町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
今別町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
蓬田村	R 4 モデルを採用	1.00
外ヶ浜町	その他の独自モデルを採用	1.00
鰺ヶ沢町	R 4 モデルを採用	1.00
深浦町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
西目屋村	非公表	1.00
藤崎町	非公表	0.25
大鰐町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
田舎館村	非公表	1.00
板柳町	R 4 モデルを採用	1.00
鶴田町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
中泊町	非公表	1.00
野辺地町	非公表	1.00
七戸町	非公表	1.00
六戸町	非公表	0.80
横浜町	非公表	1.00
東北町	R 4 モデルを採用	1.00
六ヶ所村	R 4 モデルを採用	1.00
おいらせ町	R 4 モデルを採用	1.00
大間町	R 4 モデルを採用	1.00
東通村	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
風間浦村	非公表	1.00
佐井村	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
三戸町	R 4 モデルを採用	1.00
五戸町	H31モデルを採用	1.00
田子町	非公表	1.00
南部町	R 4 モデルを採用	1.00
階上町	R 4 モデルを採用	1.00
新郷村	R 4 モデルを採用	1.00

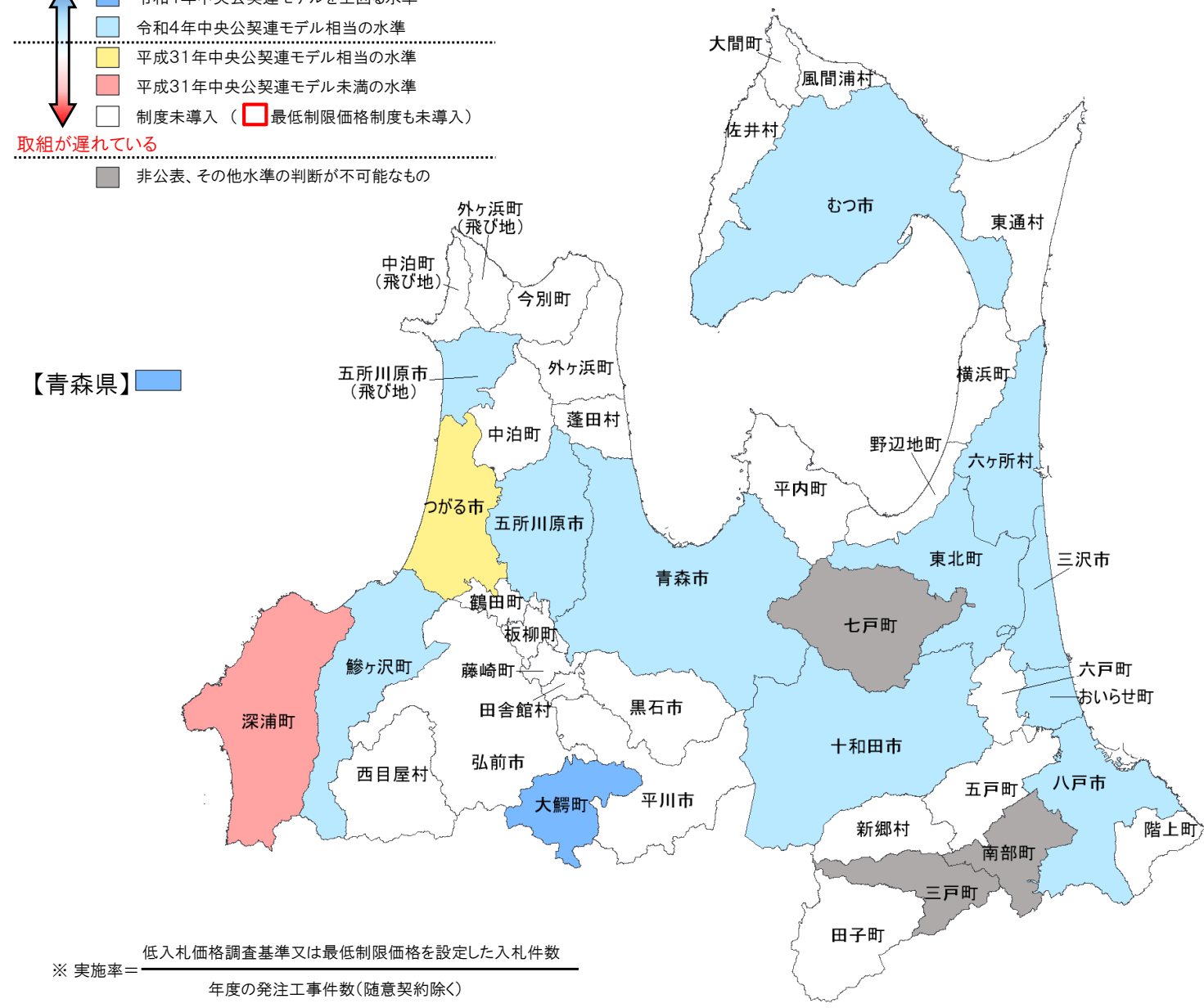
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(青森県)



【青森県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
青森市	R 4 モデルを採用	1.00
弘前市	制度未導入	1.00
八戸市	R 4 モデルを採用	1.00
黒石市	制度未導入	1.00
五所川原市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
十和田市	R 4 モデルを採用	1.00
三沢市	R 4 モデルを採用	0.79
むつ市	R 4 モデルを採用	1.00
つがる市	H 31モデルを採用	0.28
平川市	制度未導入	1.00
平内町	制度未導入	1.00
今別町	制度未導入	1.00
蓬田村	制度未導入	1.00
外ヶ浜町	制度未導入	1.00
鰺ヶ沢町	R 4 モデルを採用	1.00
深浦町	独自モデル (H 31モデル未満)	1.00
西目屋村	制度未導入	1.00
藤崎町	制度未導入	0.25
大鰐町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
田舎館村	制度未導入	1.00
板柳町	制度未導入	1.00
鶴田町	制度未導入	1.00
中泊町	制度未導入	1.00
野辺地町	制度未導入	1.00
七戸町	非公表	1.00
六戸町	制度未導入	0.80
横浜町	制度未導入	1.00
東北町	R 4 モデルを採用	1.00
六ヶ所村	R 4 モデルを採用	1.00
おいらせ町	R 4 モデルを採用	1.00
大間町	制度未導入	1.00
東通村	制度未導入	1.00
風間浦村	制度未導入	1.00
佐井村	制度未導入	1.00
三戸町	非公表	1.00
五戸町	制度未導入	1.00
田子町	制度未導入	1.00
南部町	非公表	1.00
階上町	制度未導入	1.00
新郷村	制度未導入	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (

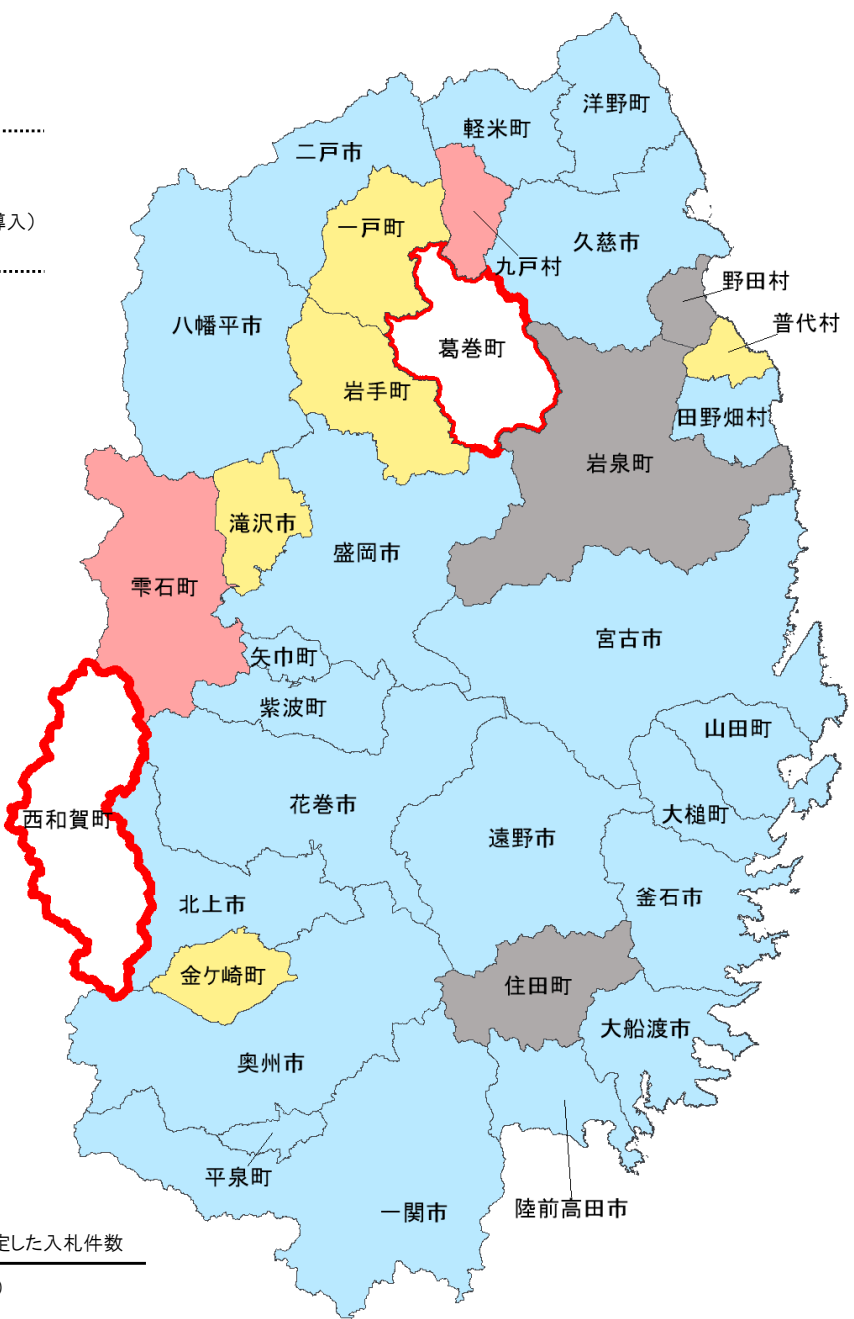
低入札価格調査制度も未導入

)

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

取組が遅れている

【岩手県】



発注機関	算定式	実施率※
盛岡市	R 4 モデルを採用	1.00
宮古市	R 4 モデルを採用	1.00
大船渡市	R 4 モデルを採用	1.00
花巻市	R 4 モデルを採用	1.00
北上市	R 4 モデルを採用	1.00
久慈市	R 4 モデルを採用	1.00
遠野市	R 4 モデルを採用	1.00
一関市	R 4 モデルを採用	1.00
陸前高田市	R 4 モデルを採用	0.94
釜石市	R 4 モデルを採用	1.00
二戸市	R 4 モデルを採用	1.00
八幡平市	R 4 モデルを採用	1.00
奥州市	R 4 モデルを採用	1.00
滝沢市	独自モデル (H31モデル相当)	0.70
雲石町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
葛巻町	制度未導入	0.00
岩手町	H31モデルを採用	1.00
紫波町	R 4 モデルを採用	1.00
矢巾町	R 4 モデルを採用	1.00
西和賀町	制度未導入	0.00
金ケ崎町	H31モデルを採用	1.00
平泉町	独自モデル (R 4 モデル相当)	0.00
住田町	非公表	1.00
大槌町	R 4 モデルを採用	1.00
山田町	R 4 モデルを採用	0.96
岩泉町	非公表	0.97
田野畑村	R 4 モデルを採用	1.00
普代村	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
軽米町	R 4 モデルを採用	1.00
野田村	非公表	1.00
九戸村	独自モデル (H31モデル未満)	0.75
洋野町	R 4 モデルを採用	0.00
一戸町	独自モデル (H31モデル相当)	0.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

令和4年中央公契連モデルを上回る水準
 令和4年中央公契連モデル相当の水準
 平成31年中央公契連モデル相当の水準
 平成31年中央公契連モデル未満の水準
 制度未導入（最低制限価格制度も未導入）

取組が遅れている

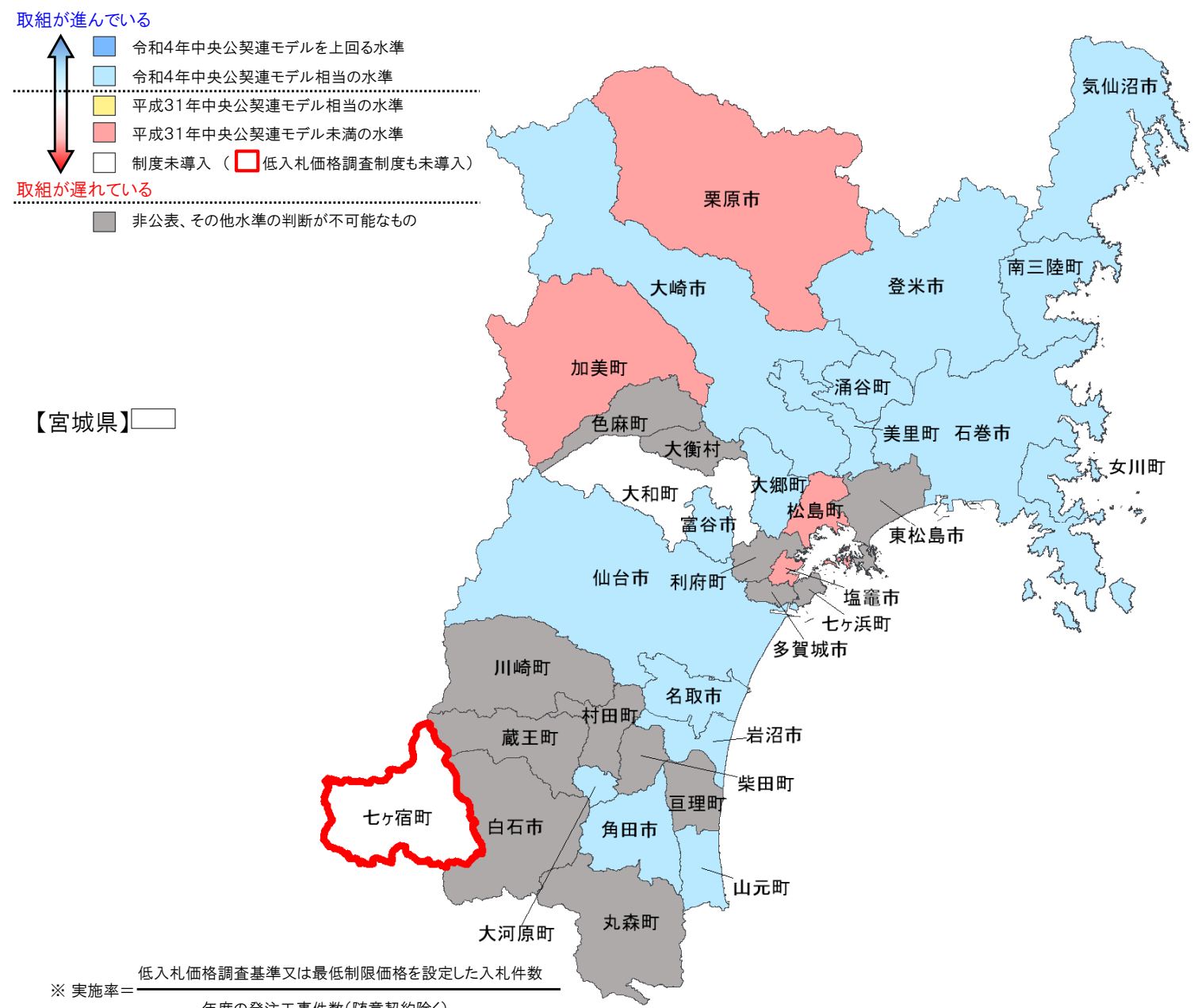
非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【岩手県】 

発注機関	算定式	実施率※(再掲)
盛岡市	R 4 モデルを採用	1.00
宮古市	制度未導入	1.00
大船渡市	R 4 モデルを採用	1.00
花巻市	制度未導入	1.00
北上市	R 4 モデルを採用	1.00
久慈市	制度未導入	1.00
遠野市	制度未導入	1.00
一関市	R 4 モデルを採用	1.00
陸前高田市	制度未導入	0.94
釜石市	制度未導入	1.00
二戸市	制度未導入	1.00
八幡平市	制度未導入	1.00
奥州市	R 4 モデルを採用	1.00
滝沢市	制度未導入	0.70
雫石町	制度未導入	1.00
葛巻町	制度未導入	0.00
岩手町	制度未導入	1.00
紫波町	制度未導入	1.00
矢巾町	制度未導入	1.00
西和賀町	制度未導入	0.00
金ヶ崎町	制度未導入	1.00
平泉町	制度未導入	0.00
住田町	制度未導入	1.00
大槌町	制度未導入	1.00
山田町	制度未導入	0.96
岩泉町	制度未導入	0.97
田野畑村	制度未導入	1.00
普代村	制度未導入	1.00
軽米町	制度未導入	1.00
野田村	制度未導入	1.00
九戸村	制度未導入	0.75
洋野町	制度未導入	0.00
一戸町	制度未導入	0.00

$$\text{※ 実施率} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$$

「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※
仙台市	R 4 モデルを採用	0.92
石巻市	R 4 モデルを採用	1.00
塩竈市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
気仙沼市	R 4 モデルを採用	1.00
白石市	非公表	1.00
名取市	R 4 モデルを採用	0.58
角田市	R 4 モデルを採用	1.00
多賀城市	非公表	1.00
岩沼市	R 4 モデルを採用	1.00
登米市	R 4 モデルを採用	1.00
栗原市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
東松島市	非公表	0.47
大崎市	R 4 モデルを採用	1.00
富谷市	R 4 モデルを採用	0.35
蔵王町	定めていない	1.00
七ヶ宿町	制度未導入	0.00
大河原町	R 4 モデルを採用	1.00
村田町	非公表	0.76
柴田町	非公表	0.01
川崎町	非公表	0.00
丸森町	非公表	1.00
亘理町	非公表	0.07
山元町	R 4 モデルを採用	1.00
松島町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
七ヶ浜町	非公表	0.05
利府町	非公表	1.00
大和町	制度未導入	0.23
大郷町	R 4 モデルを採用	0.90
大衡村	非公表	0.03
色麻町	非公表	0.95
加美町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
涌谷町	R 4 モデルを採用	1.00
美里町	R 4 モデルを採用	1.00
女川町	R 4 モデルを採用	1.00
南三陸町	R 4 モデルを採用	0.39

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【宮城県】


$$\text{※ 実施率} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$$

「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

発注機関	算定式	実施率※(再掲)
仙台市	R 4 モデルを採用	0.92
石巻市	R 4 モデルを採用	1.00
塩竈市	R 4 モデルを採用	1.00
気仙沼市	R 4 モデルを採用	1.00
白石市	制度未導入	1.00
名取市	R 4 モデルを採用	0.58
角田市	R 4 モデルを採用	1.00
多賀城市	H31モデルを採用	1.00
岩沼市	R 4 モデルを採用	1.00
登米市	R 4 モデルを採用	1.00
栗原市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
東松島市	R 4 モデルを採用	0.47
大崎市	R 4 モデルを採用	1.00
富谷市	R 4 モデルを採用	0.35
蔵王町	制度未導入	1.00
七ヶ宿町	制度未導入	0.00
大河原町	R 4 モデルを採用	1.00
村田町	制度未導入	0.76
柴田町	制度未導入	0.01
川崎町	R 4 モデルを採用	0.00
丸森町	制度未導入	1.00
亘理町	非公表	0.07
山元町	R 4 モデルを採用	1.00
松島町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
七ヶ浜町	制度未導入	0.05
利府町	非公表	1.00
大和町	非公表	0.23
大郷町	R 4 モデルを採用	0.90
大衡村	非公表	0.03
色麻町	その他の独自モデルを採用	0.95
加美町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
涌谷町	制度未導入	1.00
美里町	R 4 モデルを採用	1.00
女川町	R 4 モデルを採用	1.00
南三陸町	その他の独自モデルを採用	0.39

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(秋田県)

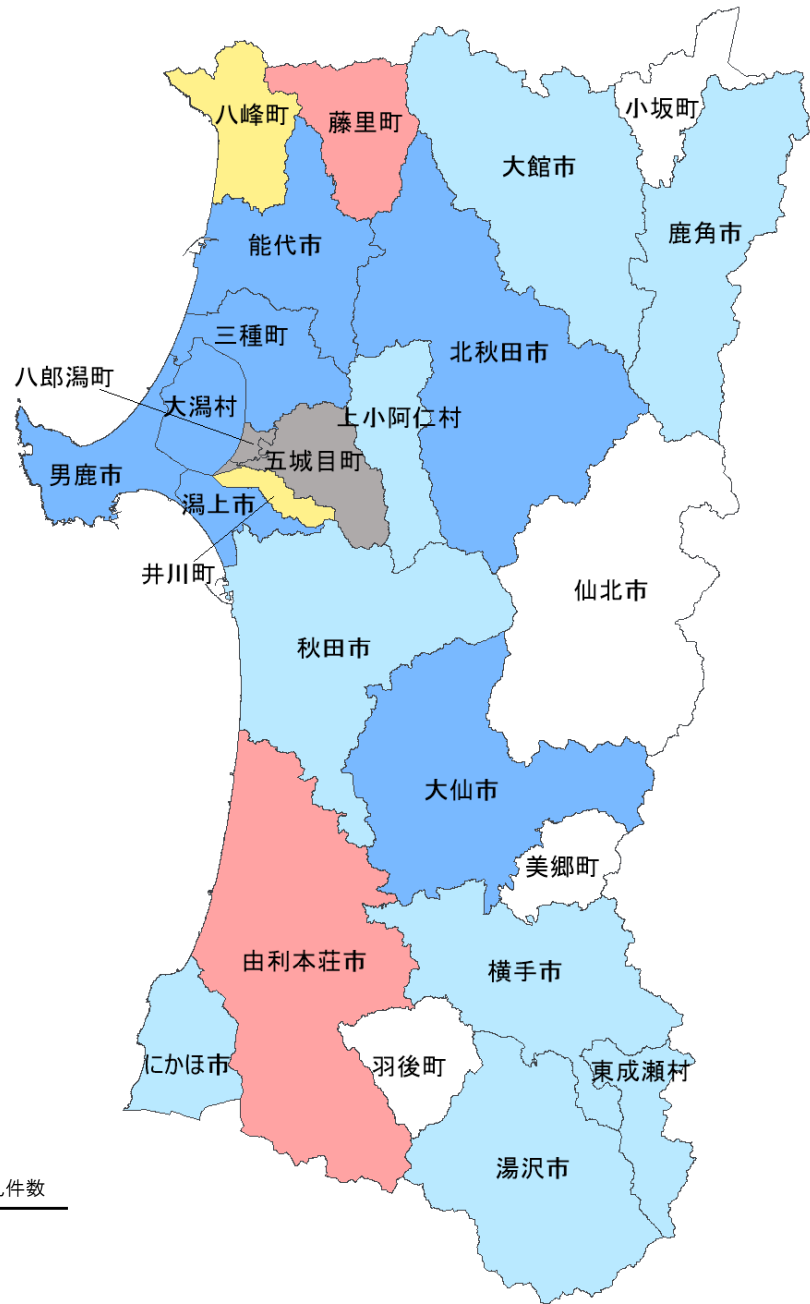
取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準
令和4年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル未満の水準
制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【秋田県】



発注機関	算定式	実施率※
秋田市	R 4 モデルを採用	1.00
能代市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.70
横手市	R 4 モデルを採用	0.90
大館市	R 4 モデルを採用	1.00
男鹿市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.95
湯沢市	R 4 モデルを採用	0.96
鹿角市	R 4 モデルを採用	1.00
由利本荘市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
潟上市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.46
大仙市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.95
北秋田市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.84
にかほ市	R 4 モデルを採用	0.91
仙北市	制度未導入	0.64
小坂町	制度未導入	1.00
上小阿仁村	R 4 モデルを採用	0.33
藤里町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
三種町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
八峰町	独自モデル (H31モデル相当)	0.88
五城目町	非公表	1.00
八郎潟町	非公表	0.53
井川町	H31モデルを採用	1.00
大潟村	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.14
美郷町	制度未導入	0.10
羽後町	制度未導入	0.10
東成瀬村	R 4 モデルを採用	0.00

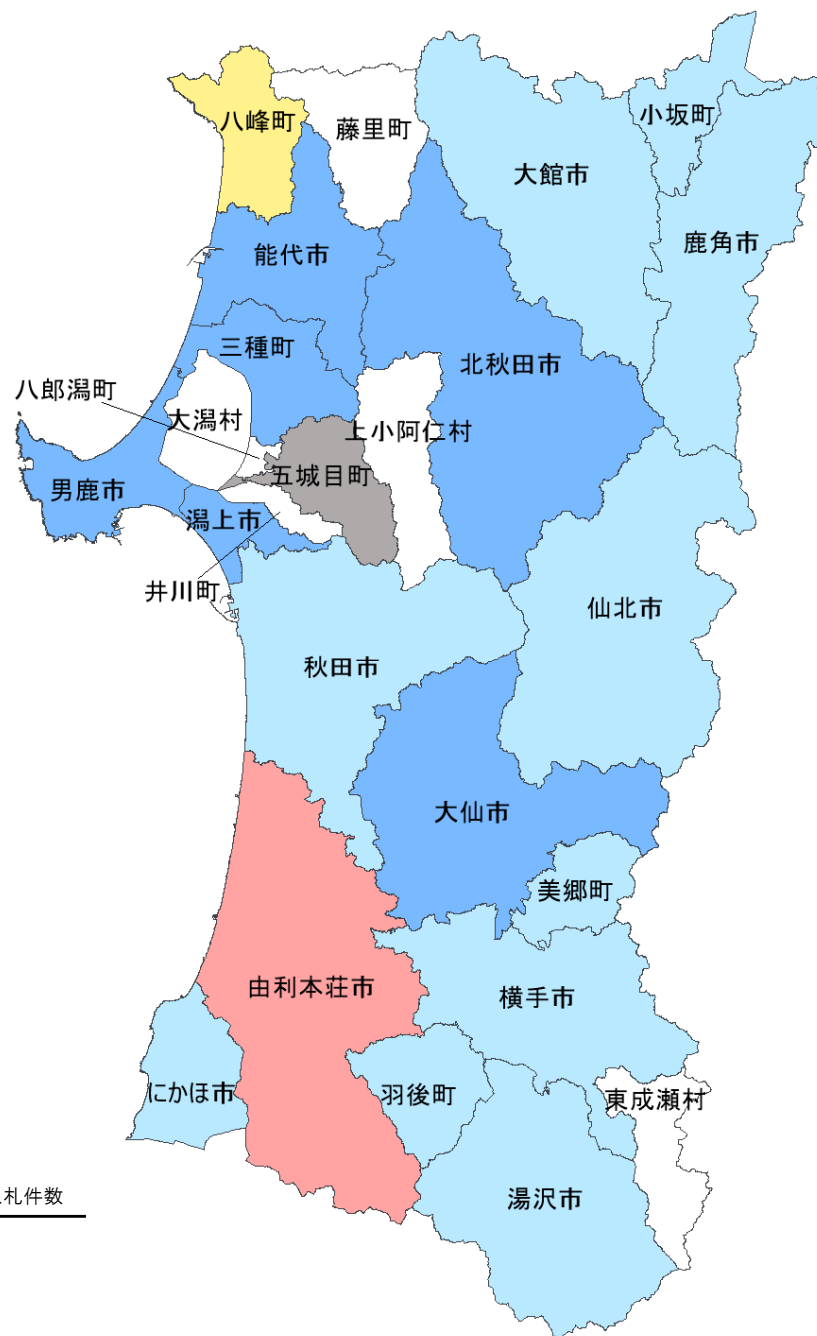
※ 実施率 = 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数 / 年度の発注工事件数(随意契約除く)

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

令和4年中央公契連モデルを上回る水準
 令和4年中央公契連モデル相当の水準
 平成31年中央公契連モデル相当の水準
 平成31年中央公契連モデル未満の水準
 制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)
 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

取組が遅れている

【秋田県】

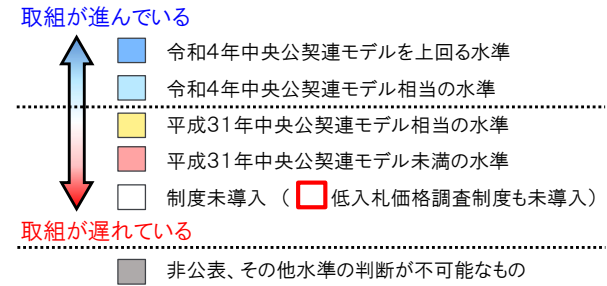


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
秋田市	R 4 モデルを採用	1.00
能代市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.70
横手市	R 4 モデルを採用	0.90
大館市	R 4 モデルを採用	1.00
男鹿市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.95
湯沢市	R 4 モデルを採用	0.96
鹿角市	R 4 モデルを採用	1.00
由利本荘市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
潟上市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.46
大仙市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.95
北秋田市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.84
にかほ市	R 4 モデルを採用	0.91
仙北市	R 4 モデルを採用	0.64
小坂町	R 4 モデルを採用	1.00
上小阿仁村	制度未導入	0.33
藤里町	制度未導入	1.00
三種町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
八峰町	独自モデル (H31モデル相当)	0.88
五城目町	非公表	1.00
八郎潟町	制度未導入	0.53
井川町	制度未導入	1.00
大潟村	制度未導入	0.14
美郷町	R 4 モデルを採用	0.10
羽後町	R 4 モデルを採用	0.10
東成瀬村	制度未導入	0.00

$$\text{※ 実施率} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$$

「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(山形県)



【山形県】



発注機関	算定式	実施率※
山形市	非公表	1.00
米沢市	制度未導入	1.00
鶴岡市	その他の変動型を採用	0.98
酒田市	制度未導入	1.00
新庄市	制度未導入	1.00
寒河江市	制度未導入	0.44
上山市	制度未導入	0.69
村山市	制度未導入	1.00
長井市	制度未導入	0.96
天童市	非公表	1.00
東根市	非公表	1.00
尾花沢市	R 4 モデルを採用	1.00
南陽市	非公表	0.28
山辺町	その他の独自モデルを採用	0.78
中山町	非公表	1.00
河北町	制度未導入	-
西川町	非公表	-
朝日町	制度未導入	1.00
大江町	制度未導入	0.40
大石田町	非公表	0.43
金山町	制度未導入	0.00
最上町	非公表	0.78
舟形町	制度未導入	0.22
真室川町	制度未導入	0.04
大蔵村	制度未導入	0.00
鮭川村	制度未導入	0.32
戸沢村	制度未導入	0.00
高畠町	非公表	1.00
川西町	制度未導入	0.57
小国町	制度未導入	1.00
白鷹町	非公表	0.00
飯豊町	制度未導入	0.02
三川町	制度未導入	1.00
庄内町	制度未導入	1.00
遊佐町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

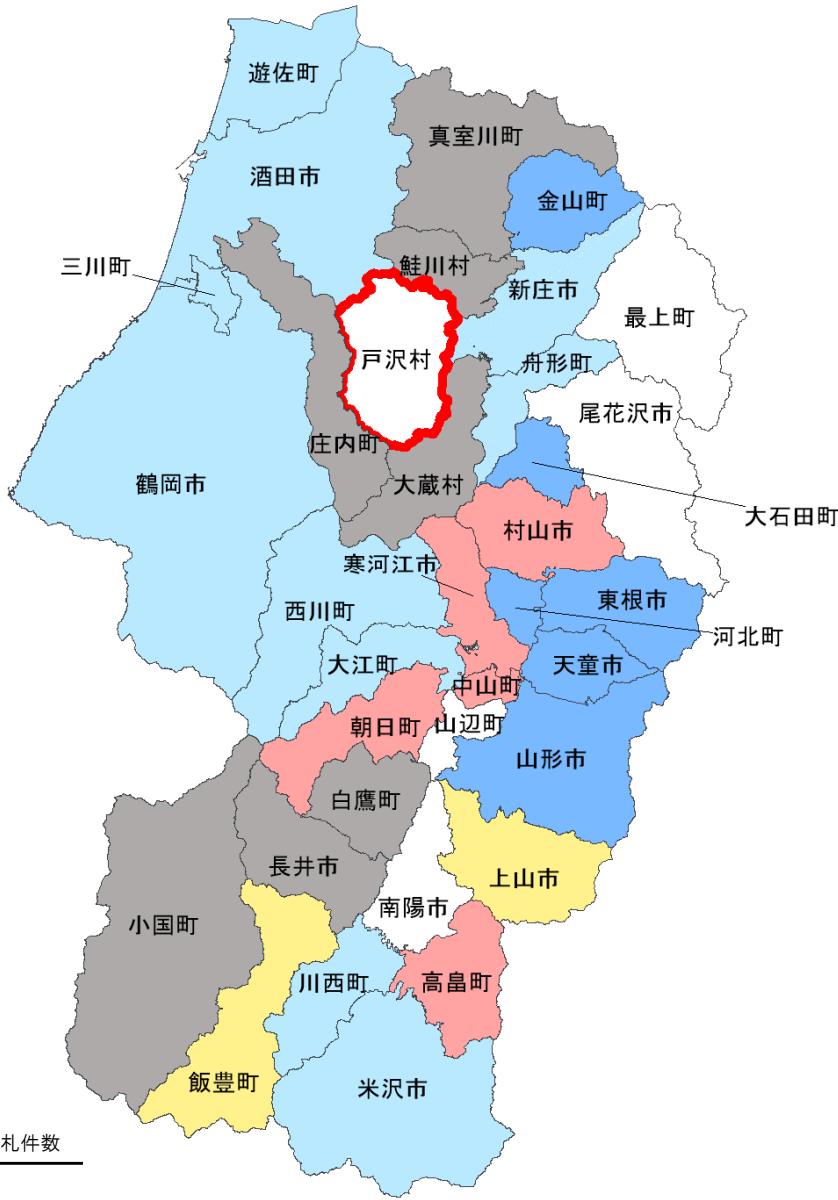
ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(山形県)

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準
令和4年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル未満の水準
制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)
非公表、その他水準の判断が不可能なもの

取組が遅れている

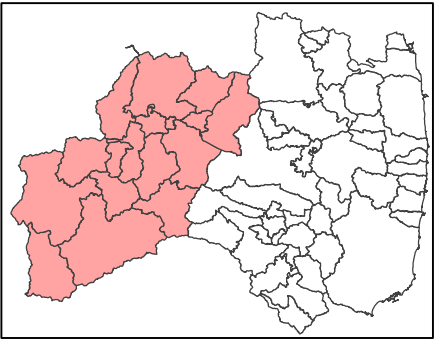
【山形県】



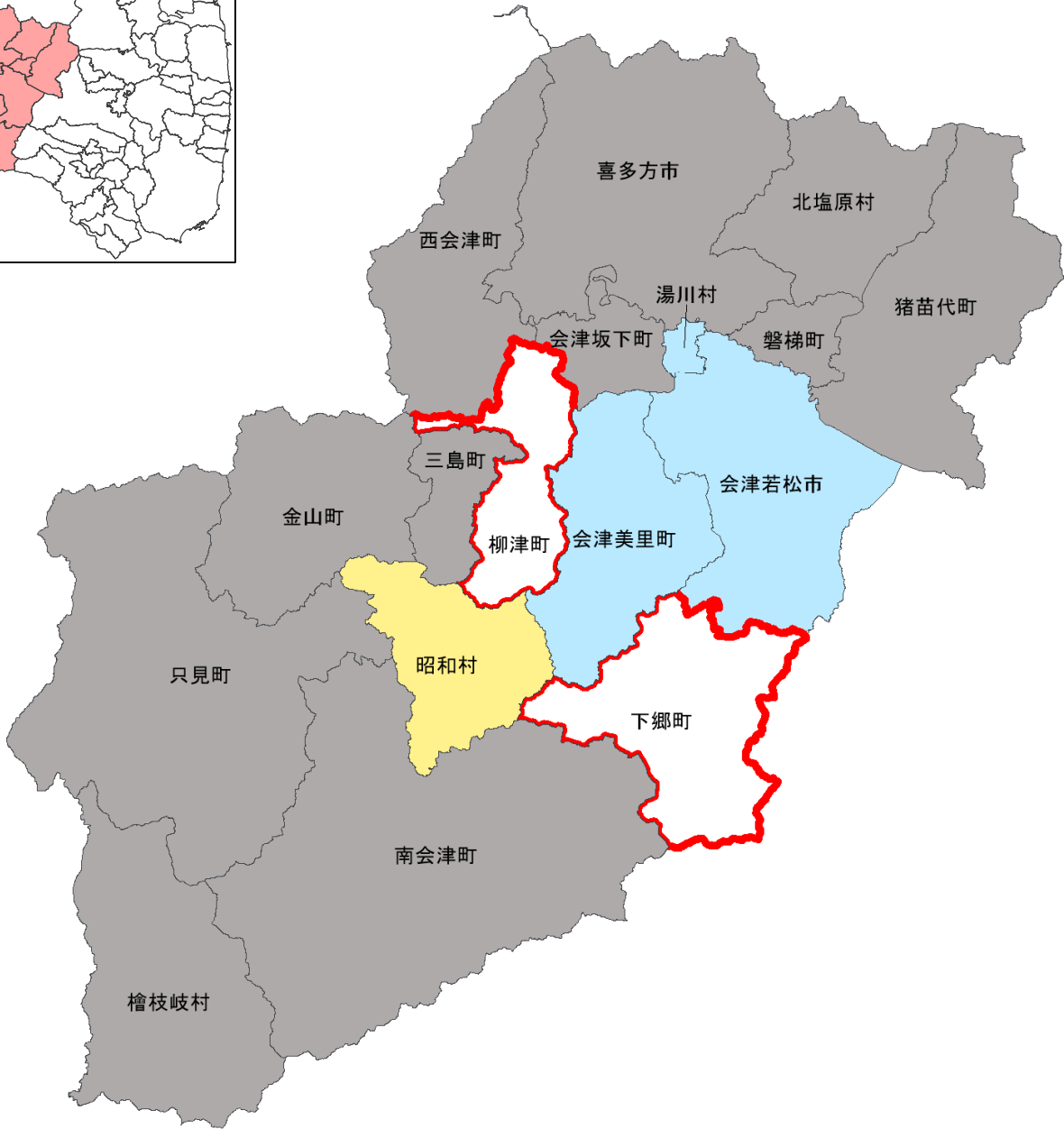
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
山形市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
米沢市	R 4 モデルを採用	1.00
鶴岡市	R 4 モデルを採用	0.98
酒田市	R 4 モデルを採用	1.00
新庄市	R 4 モデルを採用	1.00
寒河江市	独自モデル (H31モデル未満)	0.44
上山市	H31モデルを採用	0.69
村山市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
長井市	非公表	0.96
天童市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
東根市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
尾花沢市	制度未導入	1.00
南陽市	制度未導入	0.28
山辺町	制度未導入	0.78
中山町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
河北町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	-
西川町	R 4 モデルを採用	-
朝日町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
大江町	R 4 モデルを採用	0.40
大石田町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.43
金山町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.00
最上町	制度未導入	0.78
舟形町	R 4 モデルを採用	0.22
真室川町	非公表	0.04
大蔵村	非公表	0.00
鮭川村	定めていない	0.32
戸沢村	制度未導入	0.00
高畠町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
川西町	R 4 モデルを採用	0.57
小国町	非公表	1.00
白鷹町	非公表	0.00
飯豊町	H31モデルを採用	0.02
三川町	R 4 モデルを採用	1.00
庄内町	非公表	1.00
遊佐町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率= 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数 / 年度の発注工事件数(随意契約除く)

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【福島県】



取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

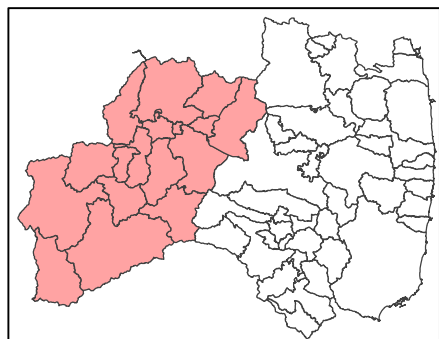
取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

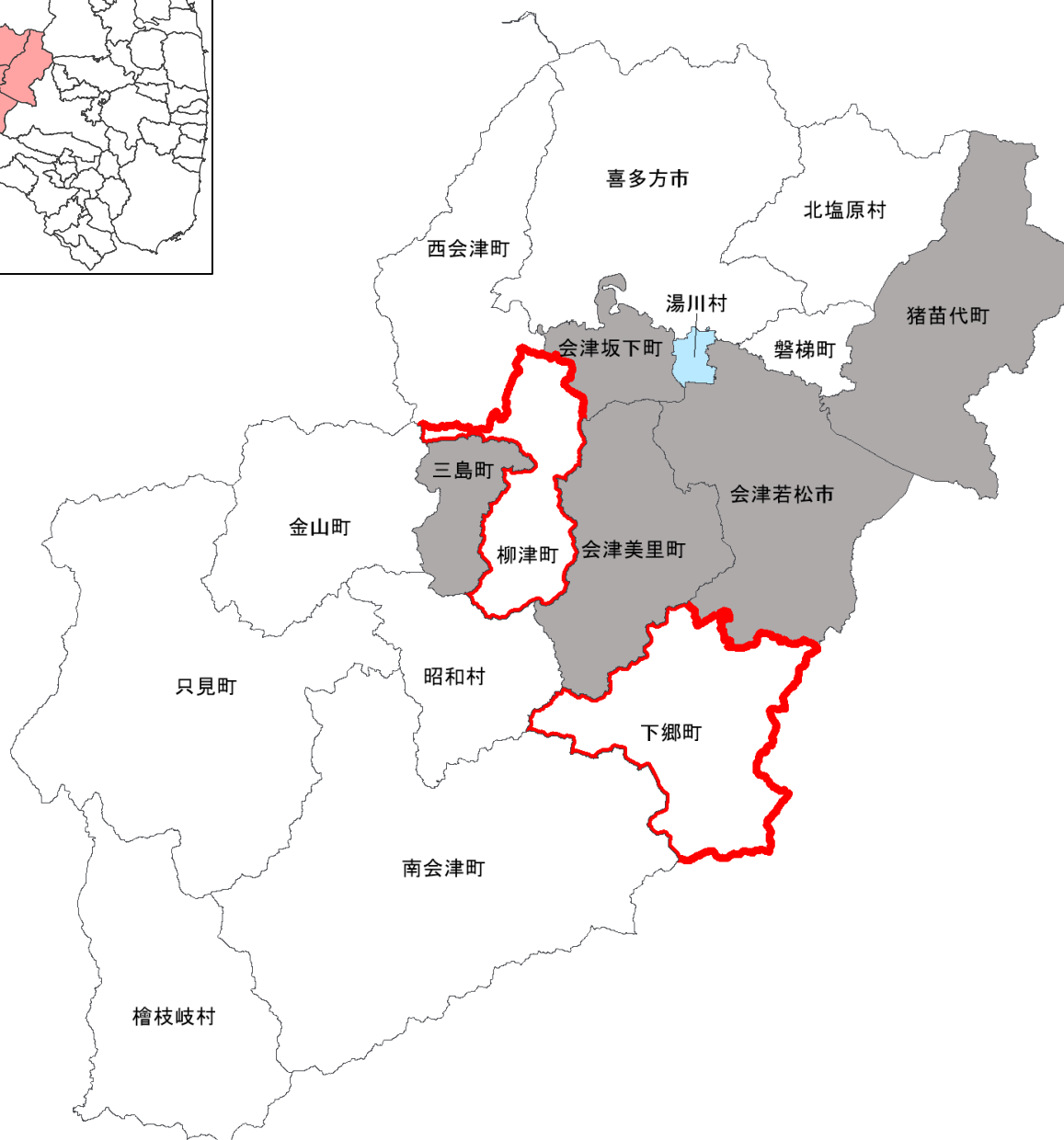
発注機関	算定式	実施率※
会津若松市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
喜多方市	非公表	1.00
下郷町	制度未導入	0.00
檜枝岐村	非公表	0.00
只見町	非公表	0.80
南会津町	非公表	1.00
北塩原村	非公表	0.00
西会津町	非公表	1.00
磐梯町	非公表	1.00
猪苗代町	その他の独自モデルを採用	0.82
会津坂下町	非公表	1.00
湯川村	R 4 モデルを採用	1.00
柳津町	制度未導入	0.00
三島町	非公表	1.00
金山町	非公表	1.00
昭和村	H 31 モデルを採用	1.00
会津美里町	R 4 モデルを採用	0.74

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

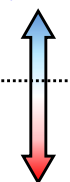
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【福島県】



取組が進んでいる



令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

☐ 制度未導入（☐ 最低制限価格制度也未導入）

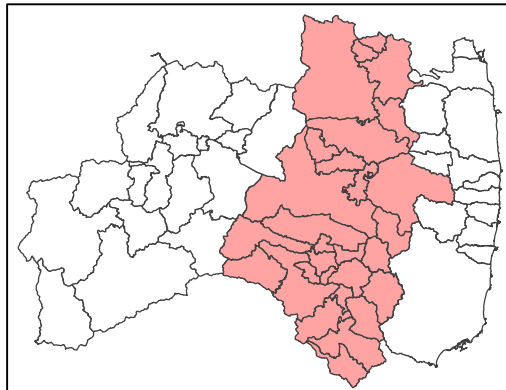
取組が遅れている

■ 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

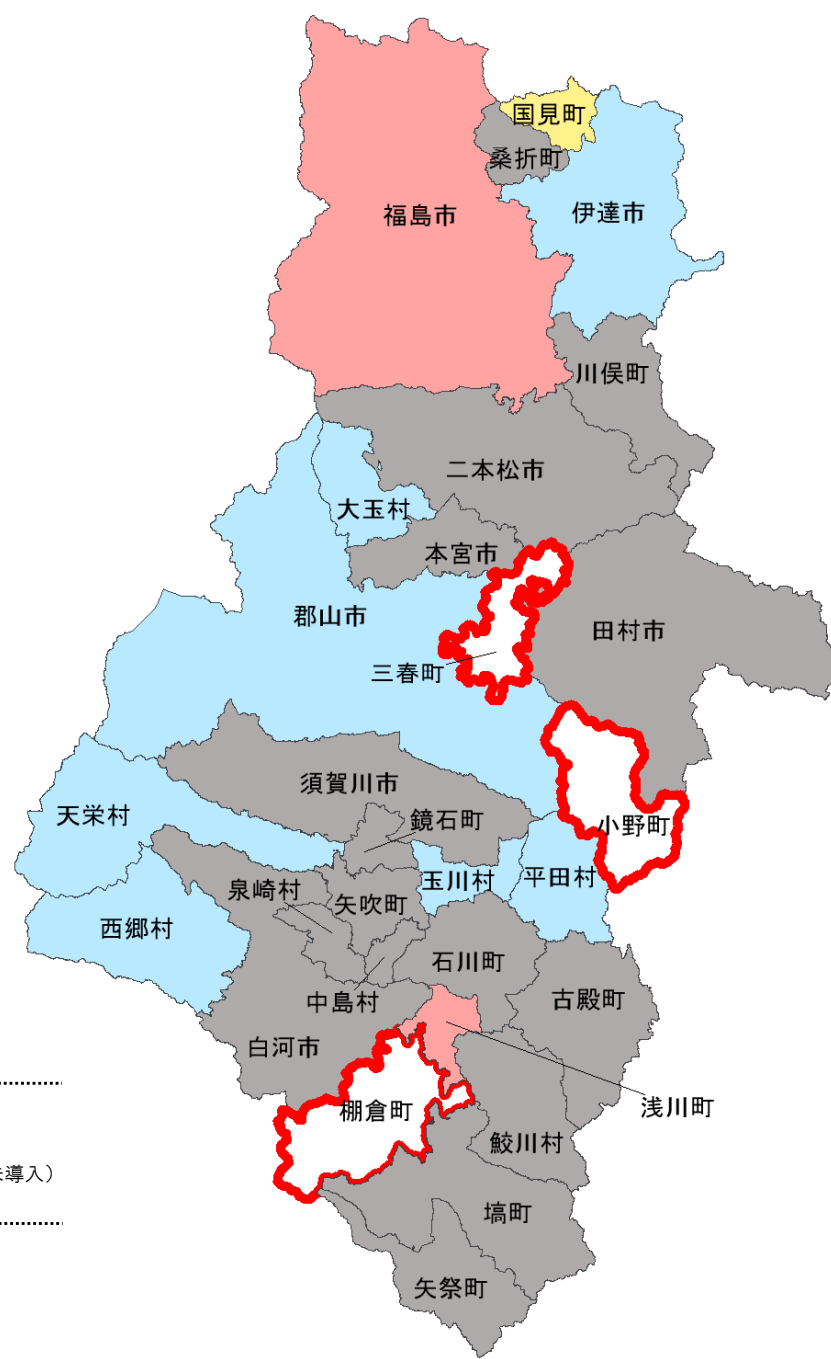
発注機関	算定式	実施率 [※] (再掲)
会津若松市	非公表	1.00
喜多方市	制度未導入	1.00
下郷町	制度未導入	0.00
檜枝岐村	制度未導入	0.00
只見町	制度未導入	0.80
南会津町	制度未導入	1.00
北塩原村	制度未導入	0.00
西会津町	制度未導入	1.00
磐梯町	制度未導入	1.00
猪苗代町	その他の独自モデルを採用	0.82
会津坂下町	非公表	1.00
湯川村	R 4 モデルを採用	1.00
柳津町	制度未導入	0.00
三島町	非公表	1.00
金山町	制度未導入	1.00
昭和村	制度未導入	1.00
会津美里町	非公表	0.74

$$\text{※ 実施率} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$$

「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【福島県】



取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度也未導入)

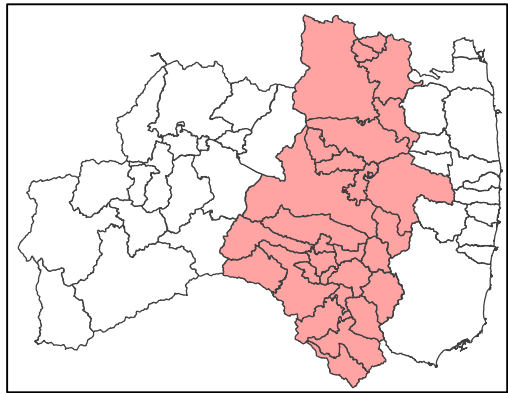
取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

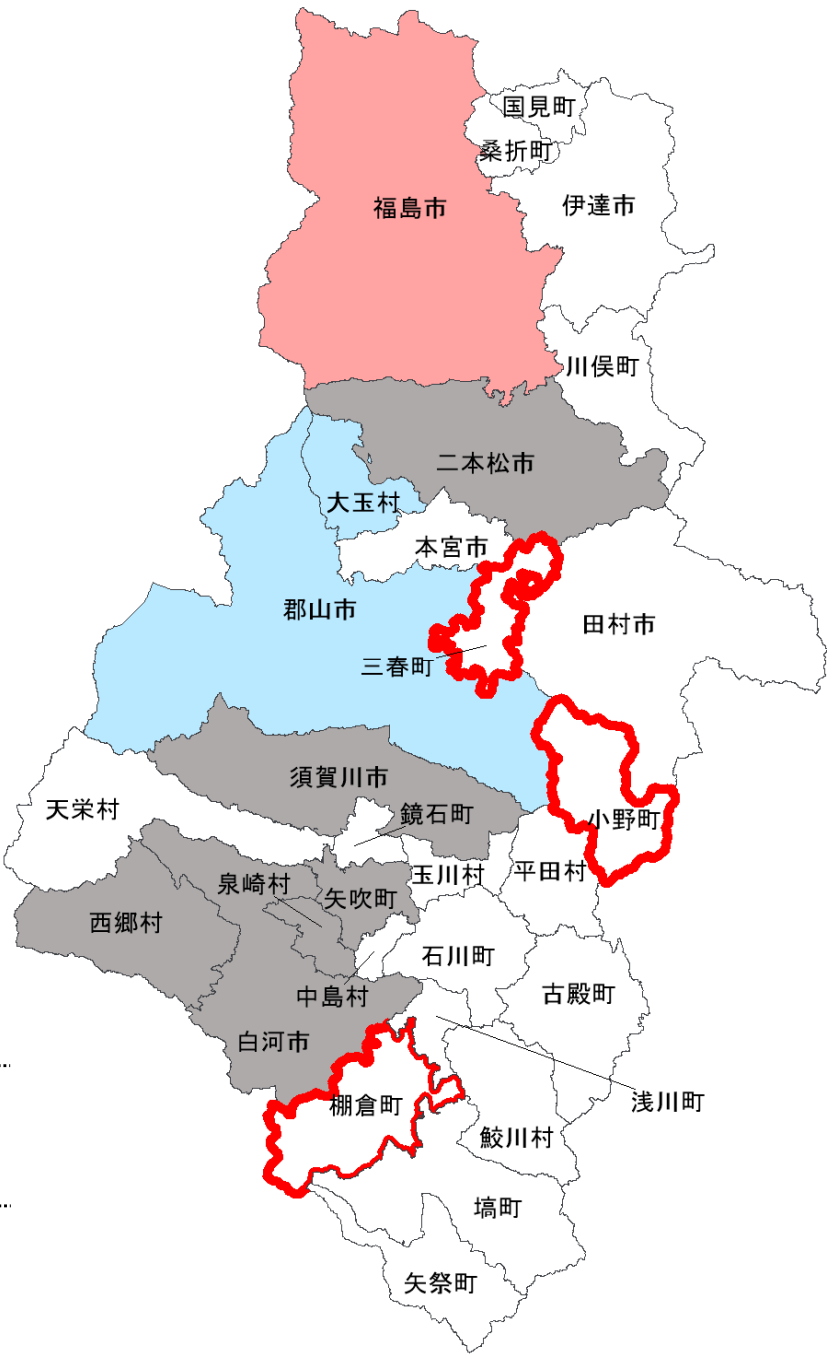
発注機関	算定式	実施率※
福島市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
郡山市	独自モデル (R4モデル相当)	1.00
白河市	非公表	1.00
須賀川市	非公表	1.00
二本松市	非公表	0.95
田村市	非公表	1.00
伊達市	独自モデル (R4モデル相当)	1.00
本宮市	非公表	1.00
桑折町	その他の独自モデルを採用	0.00
国見町	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
川俣町	非公表	1.00
大玉村	R4モデルを採用	1.00
鏡石町	非公表	0.46
天栄村	R4モデルを採用	0.45
西郷村	R4モデルを採用	1.00
泉崎村	非公表	0.00
中島村	非公表	0.00
矢吹町	非公表	1.00
棚倉町	制度未導入	0.00
矢祭町	非公表	0.62
塙町	非公表	0.00
鮫川村	非公表	0.00
石川町	非公表	1.00
玉川村	R4モデルを採用	0.00
平田村	R4モデルを採用	0.55
浅川町	独自モデル (H31モデル未満)	0.83
古殿町	非公表	1.00
三春町	制度未導入	0.00
小野町	制度未導入	0.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【福島県】



取組が進んでいる

- 令和4年中央公契連モデルを上回る水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未満の水準
- 制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)

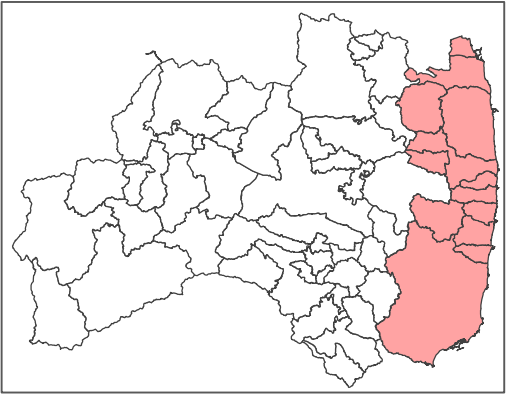
取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

発注機関	算定式	実施率※(再掲)
福島市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
郡山市	独自モデル (R4モデル相当)	1.00
白河市	非公表	1.00
須賀川市	非公表	1.00
二本松市	非公表	0.95
田村市	制度未導入	1.00
伊達市	制度未導入	1.00
本宮市	制度未導入	1.00
桑折町	制度未導入	0.00
国見町	制度未導入	1.00
川俣町	制度未導入	1.00
大玉村	R4モデルを採用	1.00
鏡石町	制度未導入	0.46
天栄村	制度未導入	0.45
西郷村	非公表	1.00
泉崎村	非公表	0.00
中島村	制度未導入	0.00
矢吹町	非公表	1.00
棚倉町	制度未導入	0.00
矢祭町	制度未導入	0.62
塙町	制度未導入	0.00
鮫川村	制度未導入	0.00
石川町	制度未導入	1.00
玉川村	制度未導入	0.00
平田村	制度未導入	0.55
浅川町	制度未導入	0.83
古殿町	制度未導入	1.00
三春町	制度未導入	0.00
小野町	制度未導入	0.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



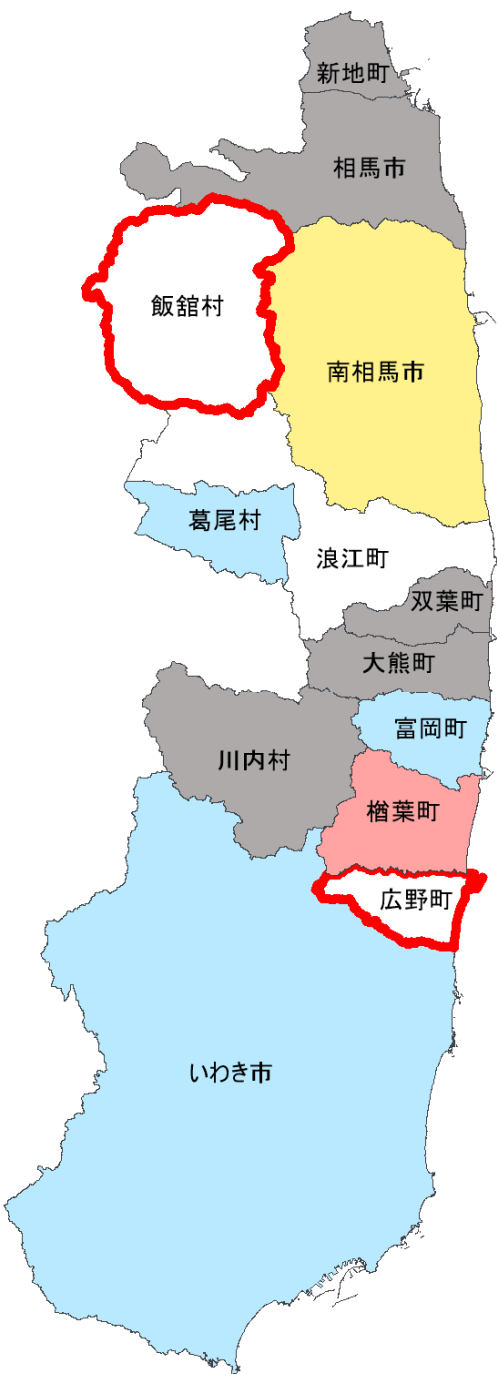
【福島県】

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準
令和4年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル未満の水準
制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

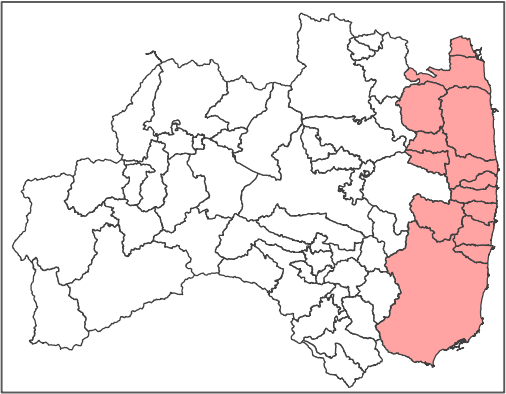
取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの



発注機関	算定式	実施率※
いわき市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
相馬市	非公表	0.00
南相馬市	H 31モデルを採用	1.00
広野町	制度未導入	1.00
楢葉町	独自モデル (H 31モデル未満)	0.34
富岡町	R 4 モデルを採用	0.98
川内村	非公表	0.00
大熊町	非公表	0.60
双葉町	非公表	0.36
浪江町	制度未導入	0.00
葛尾村	R 4 モデルを採用	0.13
新地町	非公表	0.18
飯舘村	制度未導入	0.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【福島県】

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)

取組が遅れている

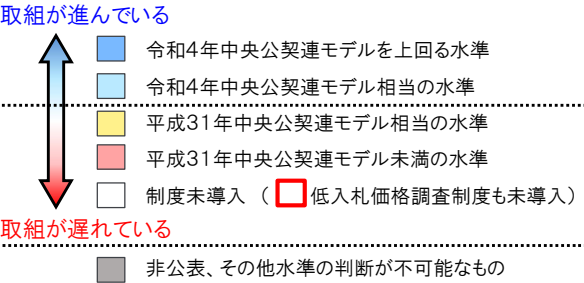
非公表、その他水準の判断が不可能なもの



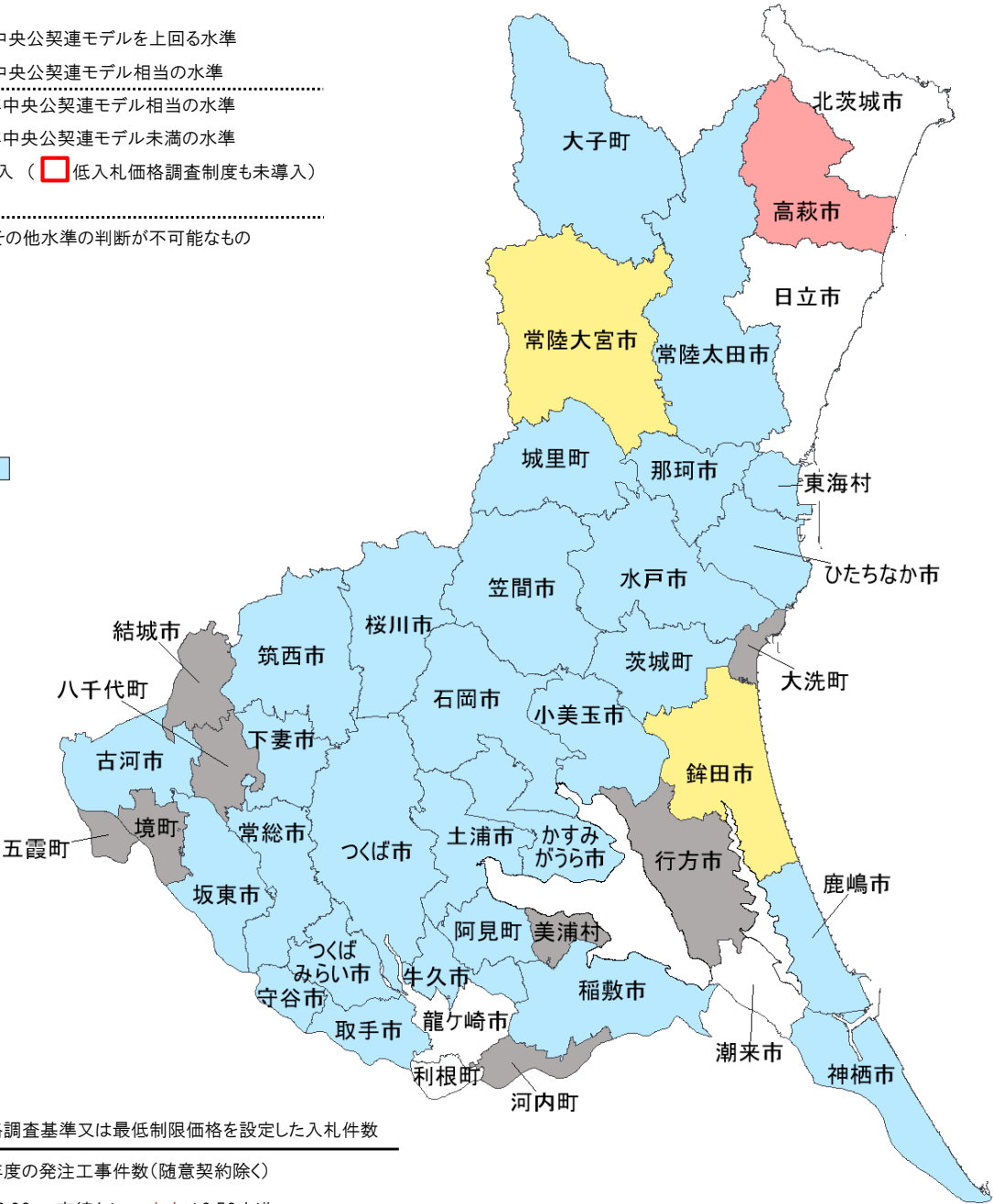
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
いわき市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
相馬市	制度未導入	0.00
南相馬市	制度未導入	1.00
広野町	制度未導入	1.00
楢葉町	制度未導入	0.34
富岡町	R 4 モデルを採用	0.98
川内村	制度未導入	0.00
大熊町	制度未導入	0.60
双葉町	制度未導入	0.36
浪江町	非公表	0.00
葛尾村	制度未導入	0.13
新地町	制度未導入	0.18
飯舘村	制度未導入	0.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(茨城県)



【茨城県】



発注機関	算定式	実施率※
水戸市	R 4 モデルを採用	1.00
日立市	制度未導入	0.72
土浦市	R 4 モデルを採用	1.00
古河市	R 4 モデルを採用	0.37
石岡市	R 4 モデルを採用	1.00
結城市	非公表	0.27
龍ヶ崎市	制度未導入	0.45
下妻市	R 4 モデルを採用	0.00
常総市	R 4 モデルを採用	1.00
常陸太田市	R 4 モデルを採用	0.33
高萩市	独自モデル (H31モデル未満)	0.35
北茨城市	制度未導入	0.60
笠間市	R 4 モデルを採用	0.64
取手市	R 4 モデルを採用	0.43
牛久市	R 4 モデルを採用	1.00
つくば市	R 4 モデルを採用	1.00
ひたちなか市	R 4 モデルを採用	1.00
鹿嶋市	R 4 モデルを採用	1.00
潮来市	制度未導入	1.00
守谷市	R 4 モデルを採用	0.74
常陸大宮市	H31モデルを採用	1.00
那珂市	R 4 モデルを採用	1.00
筑西市	R 4 モデルを採用	0.52
坂東市	R 4 モデルを採用	0.64
稲敷市	R 4 モデルを採用	0.52
かすみがうら市	R 4 モデルを採用	0.95
桜川市	R 4 モデルを採用	0.36
神栖市	R 4 モデルを採用	1.00
行方市	非公表	1.00
鉾田市	独自モデル (H31モデル相当)	0.94
つくばみらい市	R 4 モデルを採用	0.54
小美玉市	R 4 モデルを採用	0.62
茨城町	R 4 モデルを採用	0.58
大洗町	非公表	0.00
城里町	R 4 モデルを採用	0.64
東海村	R 4 モデルを採用	0.92
大子町	R 4 モデルを採用	0.06
美浦村	非公表	1.00
阿見町	R 4 モデルを採用	0.25
河内町	非公表	0.05
八千代町	非公表	0.00
五霞町	非公表	0.00
境町	非公表	0.00
利根町	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

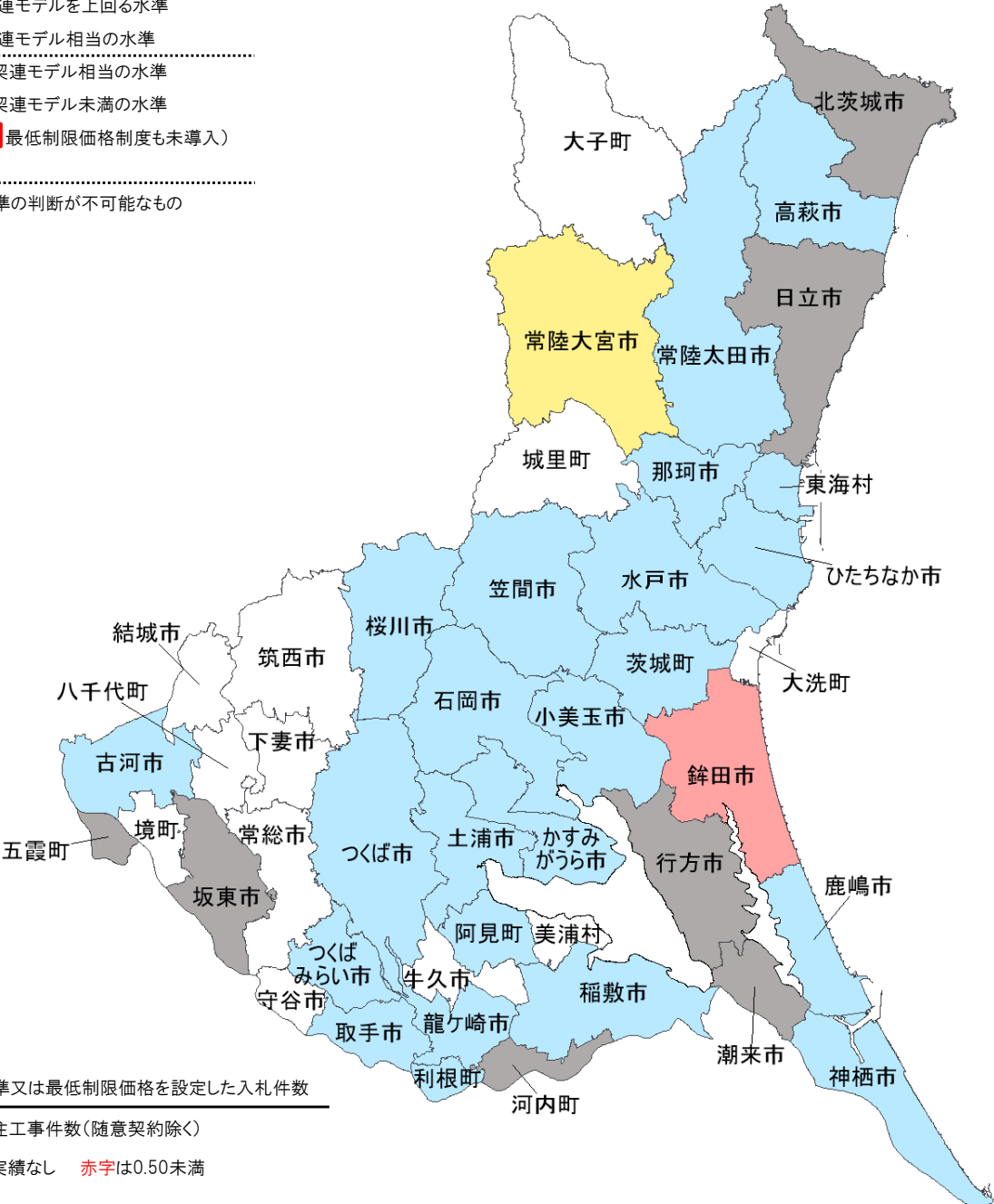
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【茨城県】



※ 実施率= $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

発注機関	算定式	実施率※(再掲)
水戸市	R 4 モデルを採用	1.00
日立市	非公表	0.72
土浦市	R 4 モデルを採用	1.00
古河市	R 4 モデルを採用	0.37
石岡市	R 4 モデルを採用	1.00
結城市	制度未導入	0.27
龍ヶ崎市	R 4 モデルを採用	0.45
下妻市	制度未導入	0.00
常総市	制度未導入	1.00
常陸太田市	R 4 モデルを採用	0.33
高萩市	R 4 モデルを採用	0.35
北茨城市	非公表	0.60
笠間市	R 4 モデルを採用	0.64
取手市	R 4 モデルを採用	0.43
牛久市	制度未導入	1.00
つくば市	R 4 モデルを採用	1.00
ひたちなか市	R 4 モデルを採用	1.00
鹿嶋市	R 4 モデルを採用	1.00
潮来市	その他の独自モデルを採用	1.00
守谷市	制度未導入	0.74
常陸大宮市	H 31 モデルを採用	1.00
那珂市	R 4 モデルを採用	1.00
筑西市	制度未導入	0.52
坂東市	非公表	0.64
稲敷市	R 4 モデルを採用	0.52
かすみがうら市	R 4 モデルを採用	0.95
桜川市	R 4 モデルを採用	0.36
神栖市	R 4 モデルを採用	1.00
行方市	非公表	1.00
鉾田市	独自モデル (H31モデル未満)	0.94
つくばみらい市	R 4 モデルを採用	0.54
小美玉市	R 4 モデルを採用	0.62
茨城町	R 4 モデルを採用	0.58
大洗町	制度未導入	0.00
城里町	制度未導入	0.64
東海村	R 4 モデルを採用	0.92
大子町	制度未導入	0.06
美浦村	制度未導入	1.00
阿見町	R 4 モデルを採用	0.25
河内町	非公表	0.05
八千代町	制度未導入	0.00
五霞町	非公表	0.00
境町	制度未導入	0.00
利根町	R 4 モデルを採用	1.00

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(栃木県)

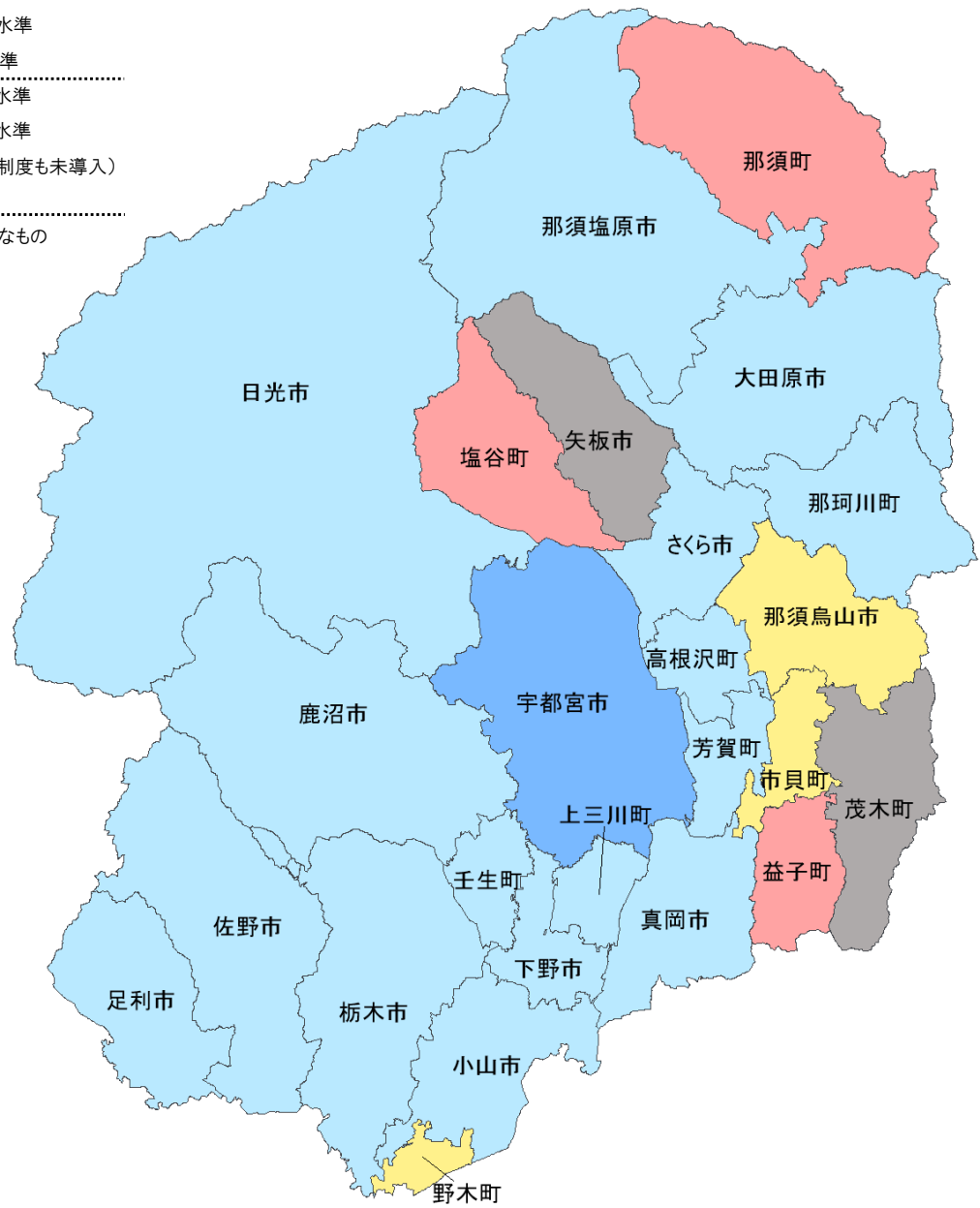
取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準
令和4年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル未満の水準
制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

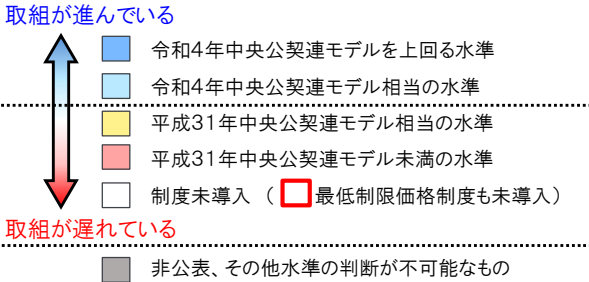
【栃木県】



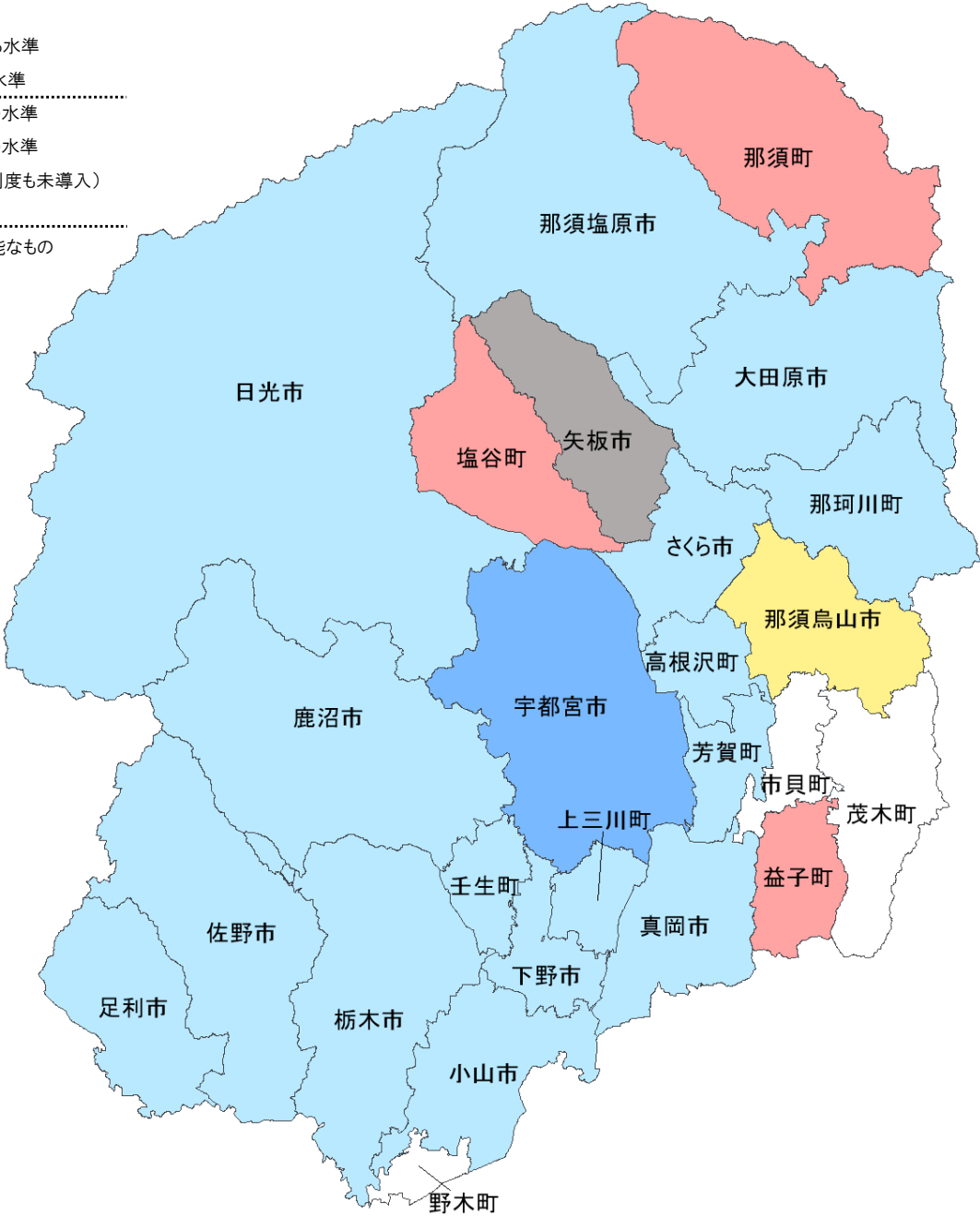
発注機関	算定式	実施率※
宇都宮市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
足利市	R 4モデルを採用	1.00
栃木市	R 4モデルを採用	1.00
佐野市	R 4モデルを採用	1.00
鹿沼市	R 4モデルを採用	1.00
日光市	R 4モデルを採用	1.00
小山市	R 4モデルを採用	1.00
真岡市	R 4モデルを採用	1.00
大田原市	R 4モデルを採用	1.00
矢板市	非公表	1.00
那須塩原市	R 4モデルを採用	1.00
さくら市	R 4モデルを採用	0.92
那須烏山市	H 31モデルを採用	1.00
下野市	R 4モデルを採用	1.00
上三川町	R 4モデルを採用	1.00
益子町	独自モデル (H 31モデル未満)	0.45
茂木町	非公表	0.05
市貝町	H 31モデルを採用	1.00
芳賀町	R 4モデルを採用	1.00
壬生町	R 4モデルを採用	0.10
野木町	H 31モデルを採用	1.00
塩谷町	独自モデル (H 31モデル未満)	0.12
高根沢町	R 4モデルを採用	0.78
那須町	独自モデル (H 31モデル未満)	1.00
那珂川町	R 4モデルを採用	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(栃木県)



【栃木県】

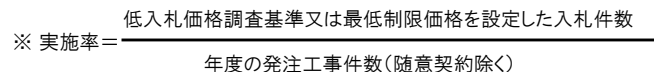


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
宇都宮市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
足利市	R 4モデルを採用	1.00
栃木市	R 4モデルを採用	1.00
佐野市	R 4モデルを採用	1.00
鹿沼市	R 4モデルを採用	1.00
日光市	R 4モデルを採用	1.00
小山市	R 4モデルを採用	1.00
真岡市	R 4モデルを採用	1.00
大田原市	R 4モデルを採用	1.00
矢板市	非公表	1.00
那須塩原市	R 4モデルを採用	1.00
さくら市	R 4モデルを採用	0.92
那須烏山市	H 31モデルを採用	1.00
下野市	R 4モデルを採用	1.00
上三川町	R 4モデルを採用	1.00
益子町	独自モデル (H 31モデル未満)	0.45
茂木町	制度未導入	0.05
市貝町	制度未導入	1.00
芳賀町	R 4モデルを採用	1.00
壬生町	R 4モデルを採用	0.10
野木町	制度未導入	1.00
塩谷町	独自モデル (H 31モデル未満)	0.12
高根沢町	R 4モデルを採用	0.78
那須町	独自モデル (H 31モデル未満)	1.00
那珂川町	R 4モデルを採用	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が遅れている

【群馬県】 

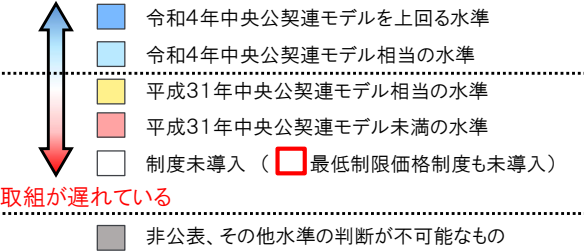


「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

47

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(群馬県)

取組が進んでいる



取組が遅れている

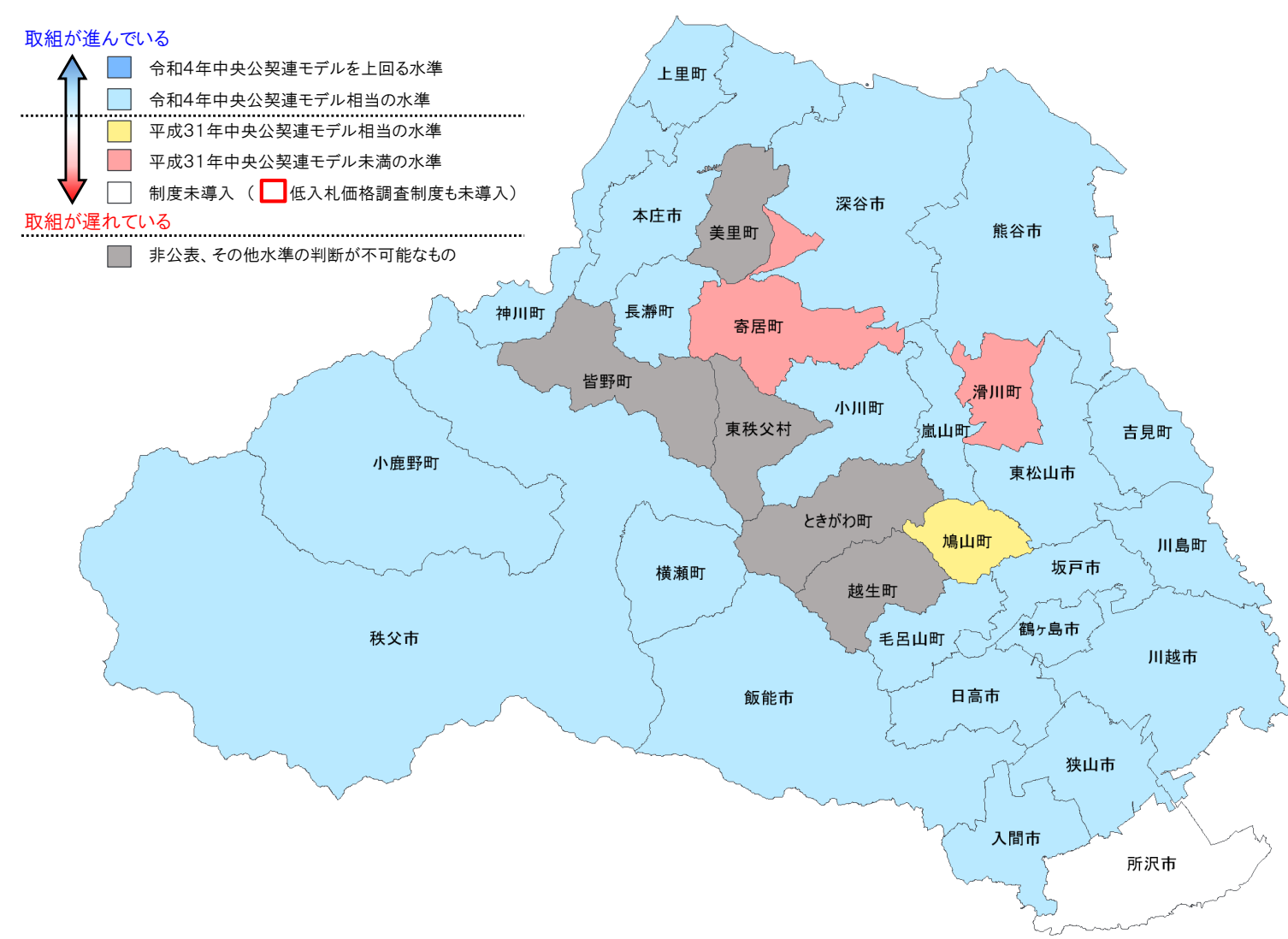
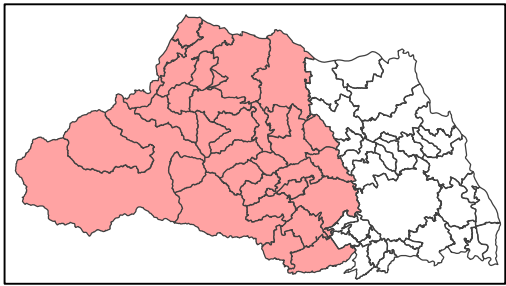
【群馬県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
前橋市	R 4 モデルを採用	1.00
高崎市	H 31モデルを採用	0.99
桐生市	R 4 モデルを採用	1.00
伊勢崎市	R 4 モデルを採用	1.00
太田市	R 4 モデルを採用	1.00
沼田市	R 4 モデルを採用	1.00
館林市	R 4 モデルを採用	0.98
渋川市	R 4 モデルを採用	1.00
藤岡市	独自モデル (H 31モデル未満)	1.00
富岡市	制度未導入	1.00
安中市	非公表	1.00
みどり市	制度未導入	0.74
榛東村	制度未導入	0.95
吉岡町	制度未導入	1.00
上野村	制度未導入	0.00
神流町	制度未導入	0.00
下仁田町	制度未導入	0.72
南牧村	制度未導入	0.90
甘楽町	制度未導入	1.00
中之条町	制度未導入	1.00
長野原町	制度未導入	1.00
嬬恋村	制度未導入	1.00
草津町	制度未導入	1.00
高山村	制度未導入	0.38
東吾妻町	制度未導入	1.00
片品村	制度未導入	0.00
川場村	制度未導入	0.00
昭和村	制度未導入	1.00
みなかみ町	制度未導入	0.91
玉村町	独自モデル (H 31モデル未満)	0.75
板倉町	制度未導入	1.00
明和町	制度未導入	0.29
千代田町	制度未導入	1.00
大泉町	制度未導入	0.50
邑楽町	制度未導入	0.79

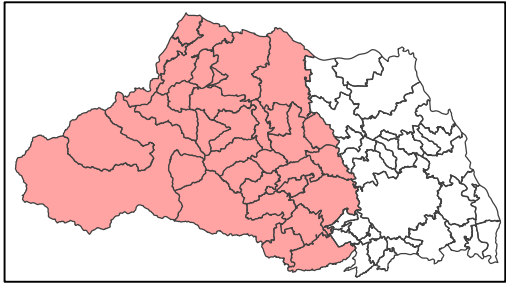
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※
川越市	R 4 モデルを採用	1.00
熊谷市	R 4 モデルを採用	1.00
秩父市	R 4 モデルを採用	1.00
所沢市	制度未導入	1.00
飯能市	R 4 モデルを採用	1.00
本庄市	R 4 モデルを採用	1.00
東松山市	R 4 モデルを採用	0.76
狭山市	R 4 モデルを採用	1.00
深谷市	R 4 モデルを採用	1.00
入間市	R 4 モデルを採用	1.00
坂戸市	R 4 モデルを採用	1.00
鶴ヶ島市	R 4 モデルを採用	1.00
日高市	R 4 モデルを採用	0.87
毛呂山町	R 4 モデルを採用	0.28
越生町	非公表	0.00
滑川町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
嵐山町	R 4 モデルを採用	0.54
小川町	R 4 モデルを採用	0.59
川島町	R 4 モデルを採用	1.00
吉見町	R 4 モデルを採用	0.55
鳩山町	H31モデルを採用	0.10
ときがわ町	非公表	0.06
横瀬町	R 4 モデルを採用	1.00
皆野町	非公表	1.00
長瀬町	R 4 モデルを採用	1.00
小鹿野町	R 4 モデルを採用	1.00
東秩父村	非公表	0.00
美里町	非公表	1.00
神川町	R 4 モデルを採用	0.12
上里町	R 4 モデルを採用	0.51
寄居町	独自モデル (H31モデル未満)	0.17

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

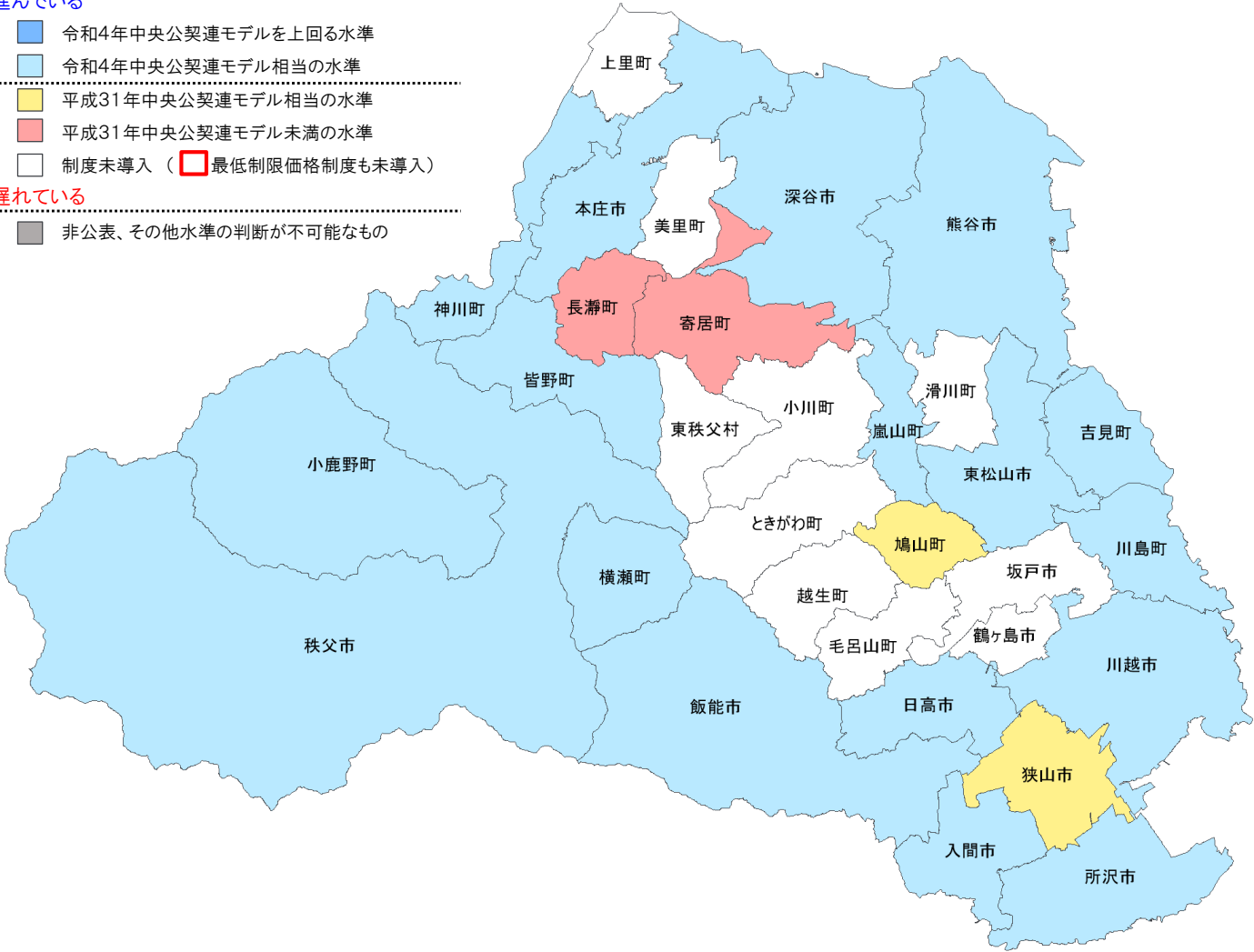


【埼玉県】

取組が進んでいる

- 令和4年中央公契連モデルを上回る水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未達の水準
- 制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)
- 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

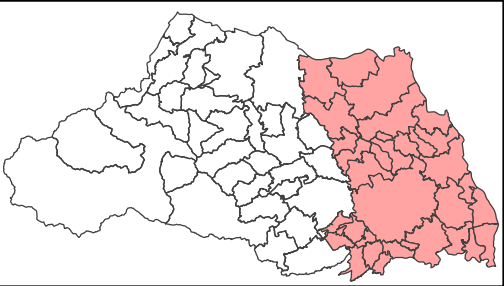
取組が遅れている



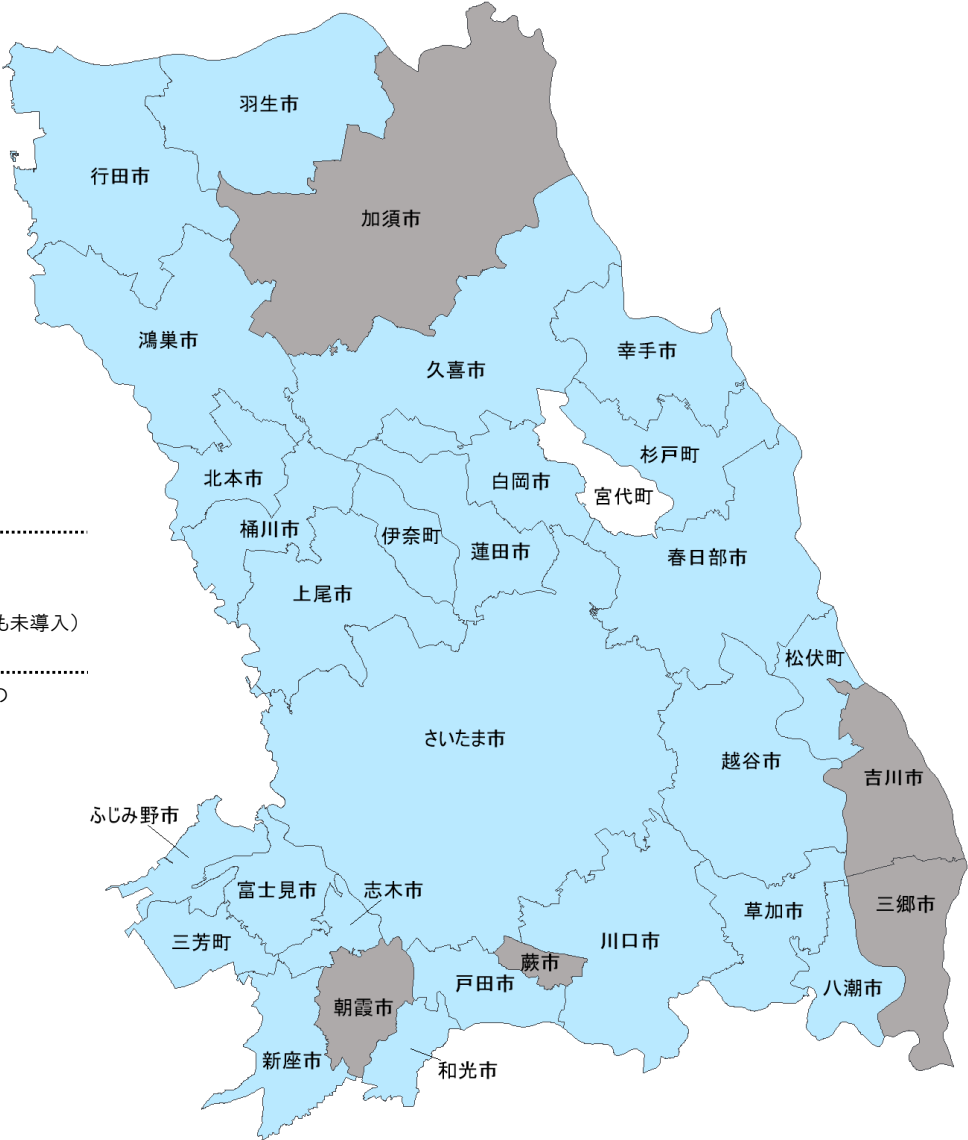
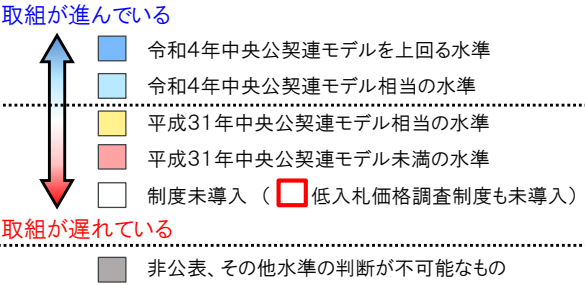
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
川越市	R 4 モデルを採用	1.00
熊谷市	R 4 モデルを採用	1.00
秩父市	R 4 モデルを採用	1.00
所沢市	R 4 モデルを採用	1.00
飯能市	R 4 モデルを採用	1.00
本庄市	R 4 モデルを採用	1.00
東松山市	R 4 モデルを採用	0.76
狭山市	H31モデルを採用	1.00
深谷市	R 4 モデルを採用	1.00
入間市	R 4 モデルを採用	1.00
坂戸市	制度未導入	1.00
鶴ヶ島市	制度未導入	1.00
日高市	R 4 モデルを採用	0.87
毛呂山町	制度未導入	0.28
越生町	制度未導入	0.00
滑川町	制度未導入	1.00
嵐山町	R 4 モデルを採用	0.54
小川町	制度未導入	0.59
川島町	R 4 モデルを採用	1.00
吉見町	R 4 モデルを採用	0.55
鳩山町	独自モデル (H31モデル相当)	0.10
ときがわ町	制度未導入	0.06
横瀬町	R 4 モデルを採用	1.00
皆野町	R 4 モデルを採用	1.00
長瀬町	独自モデル (H31モデル未達)	1.00
小鹿野町	R 4 モデルを採用	1.00
東秩父村	制度未導入	0.00
美里町	制度未導入	1.00
神川町	R 4 モデルを採用	0.12
上里町	制度未導入	0.51
寄居町	独自モデル (H31モデル未達)	0.17

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(埼玉県東部)



【埼玉県】

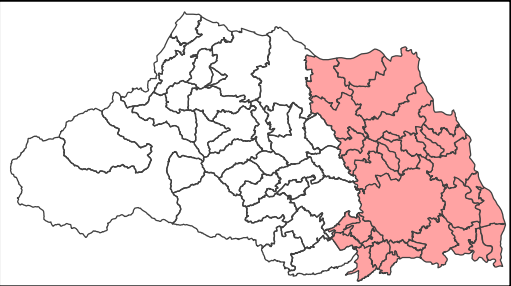


発注機関	算定式	実施率※
さいたま市	R 4 モデルを採用	0.98
川口市	R 4 モデルを採用	1.00
行田市	R 4 モデルを採用	1.00
加須市	非公表	0.68
春日部市	R 4 モデルを採用	1.00
羽生市	R 4 モデルを採用	1.00
鴻巣市	R 4 モデルを採用	1.00
上尾市	R 4 モデルを採用	1.00
草加市	R 4 モデルを採用	0.90
越谷市	R 4 モデルを採用	1.00
蕨市	非公表	1.00
戸田市	R 4 モデルを採用	0.99
朝霞市	非公表	1.00
志木市	R 4 モデルを採用	1.00
和光市	R 4 モデルを採用	1.00
新座市	R 4 モデルを採用	1.00
桶川市	R 4 モデルを採用	0.75
久喜市	R 4 モデルを採用	0.72
北本市	R 4 モデルを採用	1.00
八潮市	R 4 モデルを採用	0.79
富士見市	R 4 モデルを採用	1.00
三郷市	非公表	1.00
蓮田市	R 4 モデルを採用	0.90
幸手市	R 4 モデルを採用	0.43
吉川市	非公表	1.00
ふじみ野市	R 4 モデルを採用	1.00
白岡市	R 4 モデルを採用	1.00
伊奈町	R 4 モデルを採用	0.53
三芳町	R 4 モデルを採用	1.00
宮代町	制度未導入	0.45
杉戸町	R 4 モデルを採用	0.74
松伏町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

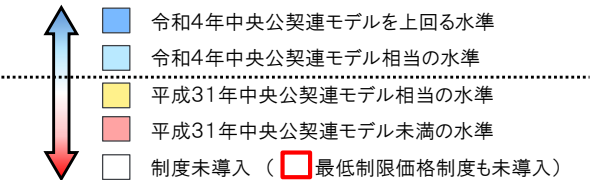
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(埼玉県東部)



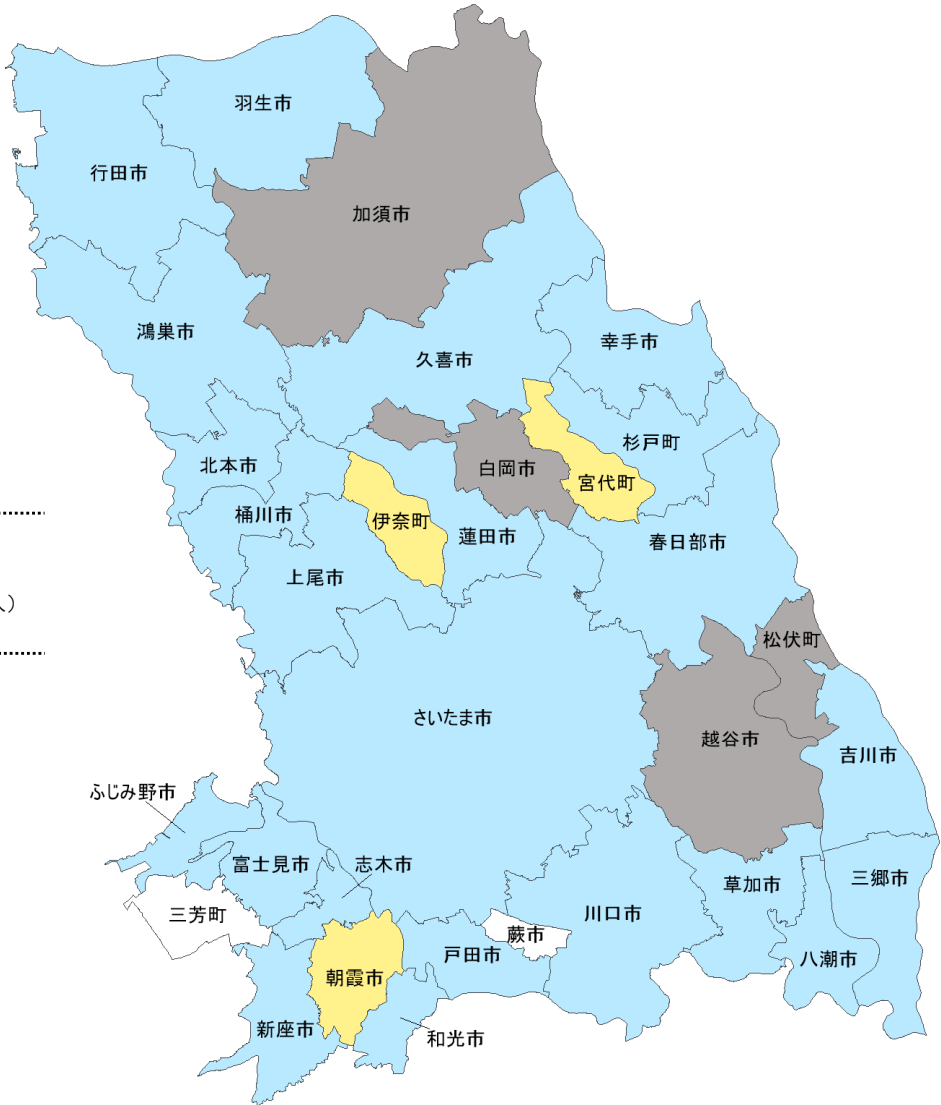
【埼玉県】

取組が進んでいる



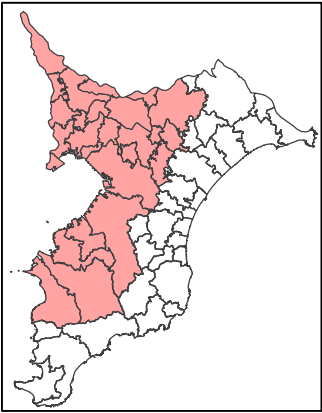
取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの



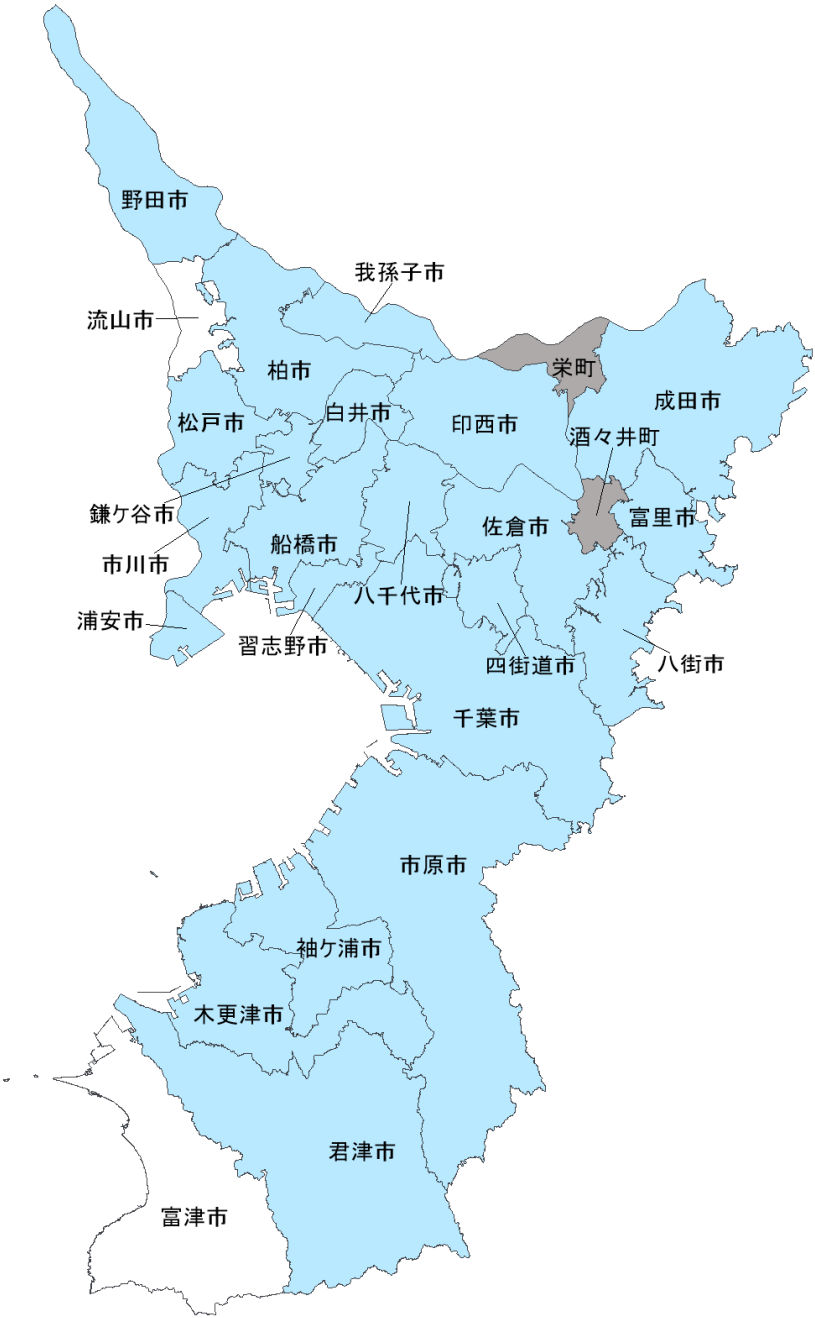
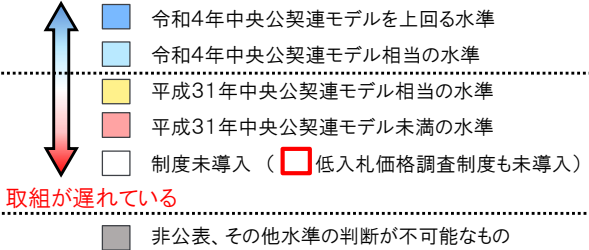
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
さいたま市	R 4 モデルを採用	0.98
川口市	R 4 モデルを採用	1.00
行田市	R 4 モデルを採用	1.00
加須市	非公表	0.68
春日部市	R 4 モデルを採用	1.00
羽生市	R 4 モデルを採用	1.00
鴻巣市	R 4 モデルを採用	1.00
上尾市	R 4 モデルを採用	1.00
草加市	R 4 モデルを採用	0.90
越谷市	非公表	1.00
蕨市	制度未導入	1.00
戸田市	R 4 モデルを採用	0.99
朝霞市	H 31モデルを採用	1.00
志木市	R 4 モデルを採用	1.00
和光市	R 4 モデルを採用	1.00
新座市	R 4 モデルを採用	1.00
桶川市	R 4 モデルを採用	0.75
久喜市	R 4 モデルを採用	0.72
北本市	R 4 モデルを採用	1.00
八潮市	R 4 モデルを採用	0.79
富士見市	R 4 モデルを採用	1.00
三郷市	R 4 モデルを採用	1.00
蓮田市	R 4 モデルを採用	0.90
幸手市	R 4 モデルを採用	0.43
吉川市	R 4 モデルを採用	1.00
ふじみ野市	R 4 モデルを採用	1.00
白岡市	非公表	1.00
伊奈町	H 31モデルを採用	0.53
三芳町	制度未導入	1.00
宮代町	H 31モデルを採用	0.45
杉戸町	R 4 モデルを採用	0.74
松伏町	非公表	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



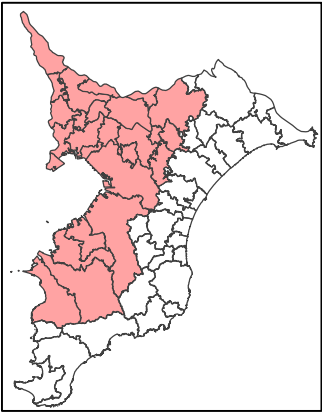
【千葉県】

取組が進んでいる



発注機関	算定式	実施率※
千葉市	R 4 モデルを採用	1.00
市川市	R 4 モデルを採用	1.00
船橋市	R 4 モデルを採用	1.00
木更津市	R 4 モデルを採用	1.00
松戸市	R 4 モデルを採用	1.00
野田市	R 4 モデルを採用	0.93
成田市	R 4 モデルを採用	1.00
佐倉市	R 4 モデルを採用	1.00
習志野市	R 4 モデルを採用	1.00
柏市	R 4 モデルを採用	1.00
市原市	R 4 モデルを採用	1.00
流山市	制度未導入	1.00
八千代市	R 4 モデルを採用	1.00
我孫子市	R 4 モデルを採用	1.00
鎌ヶ谷市	R 4 モデルを採用	1.00
君津市	R 4 モデルを採用	0.70
富津市	制度未導入	0.72
浦安市	R 4 モデルを採用	1.00
四街道市	R 4 モデルを採用	0.14
袖ヶ浦市	R 4 モデルを採用	1.00
八街市	R 4 モデルを採用	1.00
印西市	R 4 モデルを採用	1.00
白井市	R 4 モデルを採用	1.00
富里市	R 4 モデルを採用	1.00
酒々井町	非公表	0.00
栄町	非公表	0.19

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

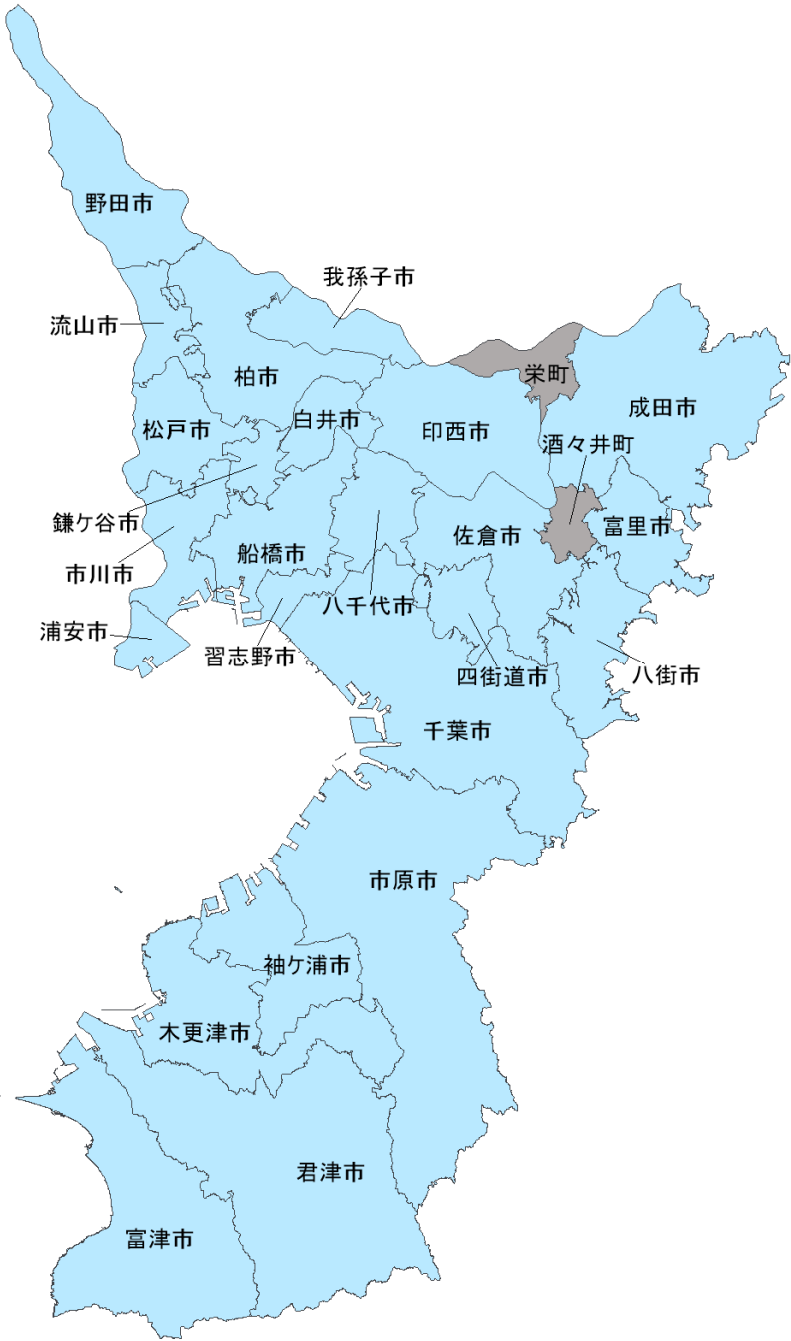


【千葉県】

取組が進んでいる

- 令和4年中央公契連モデルを上回る水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未満の水準
- 制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)
- 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

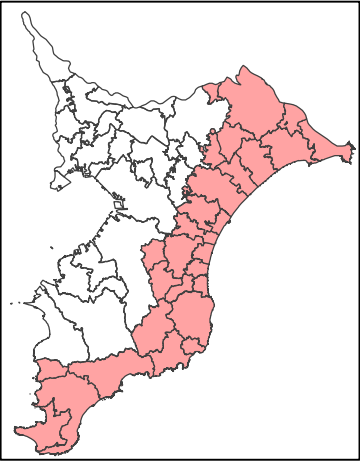
取組が遅れている



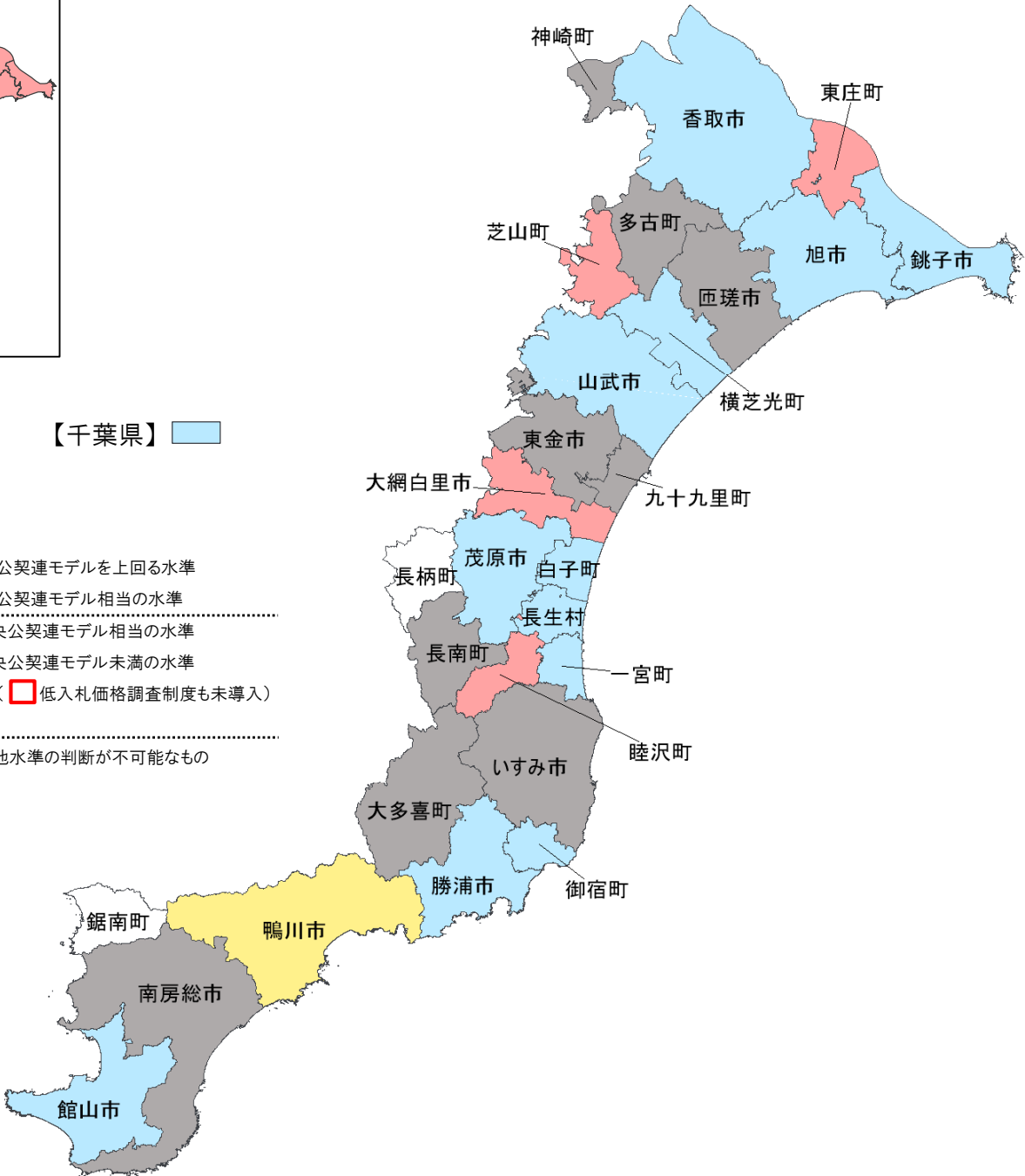
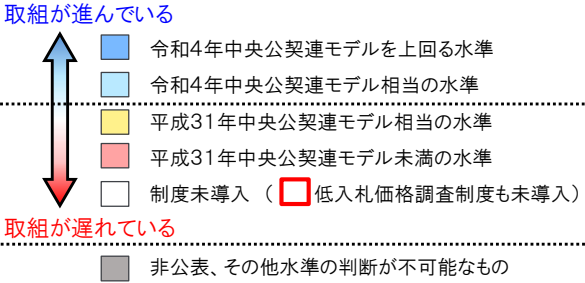
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
千葉市	R 4 モデルを採用	1.00
市川市	R 4 モデルを採用	1.00
船橋市	R 4 モデルを採用	1.00
木更津市	R 4 モデルを採用	1.00
松戸市	R 4 モデルを採用	1.00
野田市	R 4 モデルを採用	0.93
成田市	R 4 モデルを採用	1.00
佐倉市	R 4 モデルを採用	1.00
習志野市	R 4 モデルを採用	1.00
柏市	R 4 モデルを採用	1.00
市原市	R 4 モデルを採用	1.00
流山市	R 4 モデルを採用	1.00
八千代市	R 4 モデルを採用	1.00
我孫子市	R 4 モデルを採用	1.00
鎌ヶ谷市	R 4 モデルを採用	1.00
君津市	R 4 モデルを採用	0.70
富津市	R 4 モデルを採用	0.72
浦安市	R 4 モデルを採用	1.00
四街道市	R 4 モデルを採用	0.14
袖ヶ浦市	R 4 モデルを採用	1.00
八街市	R 4 モデルを採用	1.00
印西市	R 4 モデルを採用	1.00
白井市	R 4 モデルを採用	1.00
富里市	R 4 モデルを採用	1.00
酒々井町	非公表	0.00
栄町	非公表	0.19

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(千葉県南東部)



【千葉県】

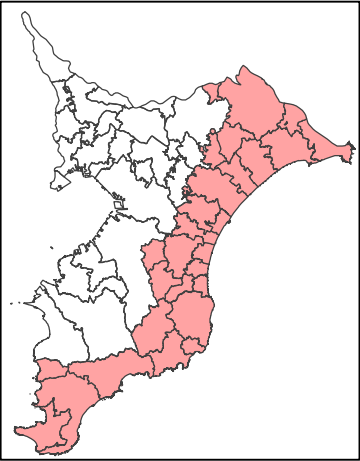


発注機関	算定式	実施率※
銚子市	R 4 モデルを採用	1.00
館山市	R 4 モデルを採用	0.77
茂原市	R 4 モデルを採用	0.49
東金市	その他の独自モデルを採用	0.90
旭市	R 4 モデルを採用	1.00
勝浦市	R 4 モデルを採用	0.31
鴨川市	H 31 モデルを採用	0.43
南房総市	非公表	0.12
匝瑳市	非公表	1.00
香取市	R 4 モデルを採用	0.72
山武市	R 4 モデルを採用	1.00
いすみ市	非公表	1.00
大網白里市	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
神崎町	非公表	0.50
多古町	非公表	0.13
東庄町	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
九十九里町	非公表	1.00
芝山町	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
横芝光町	R 4 モデルを採用	1.00
一宮町	R 4 モデルを採用	1.00
睦沢町	独自モデル (H 31 モデル未満)	0.09
長生村	R 4 モデルを採用	1.00
白子町	R 4 モデルを採用	1.00
長柄町	制度未導入	0.14
長南町	非公表	1.00
大多喜町	非公表	1.00
御宿町	R 4 モデルを採用	1.00
鋸南町	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

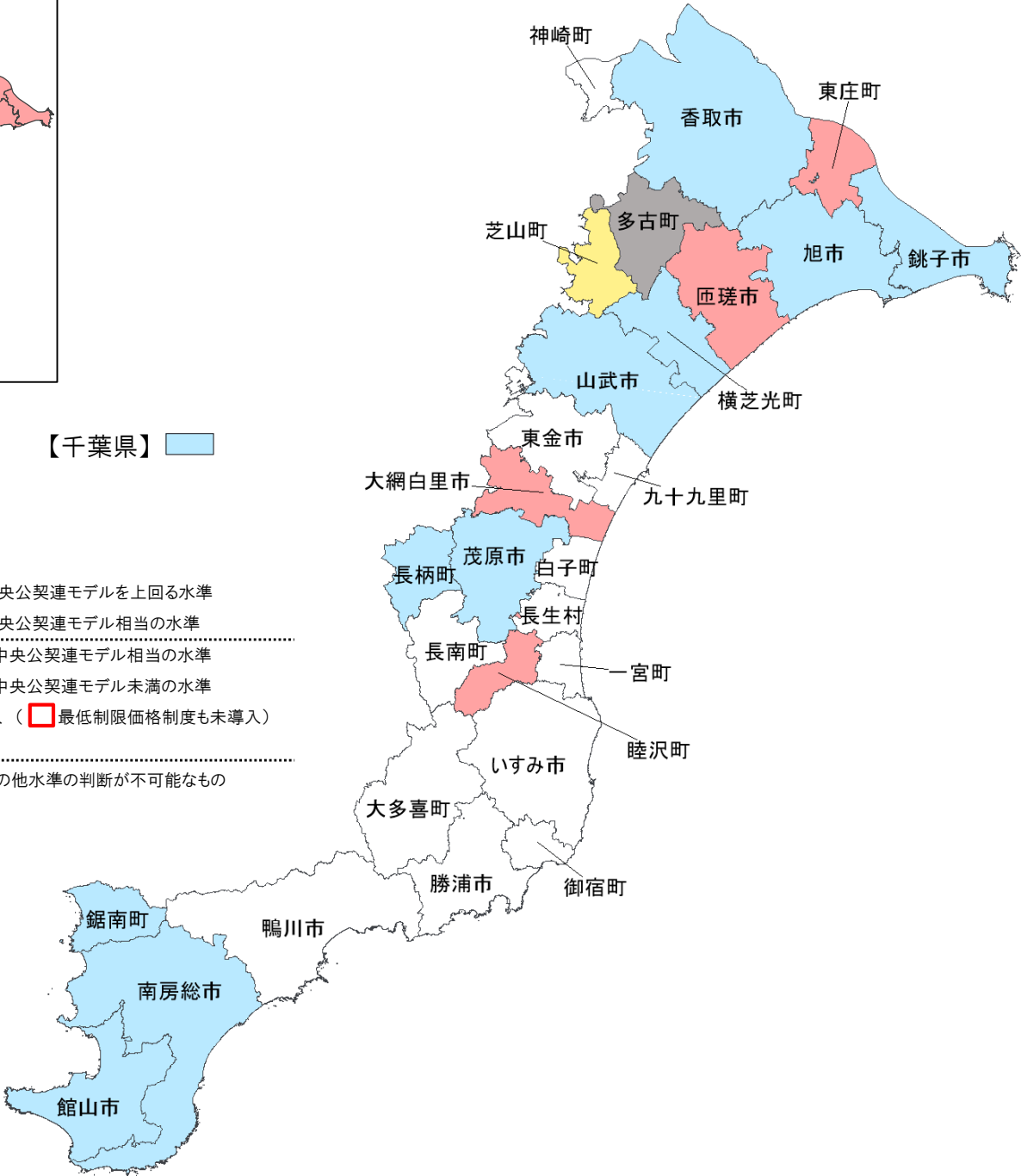
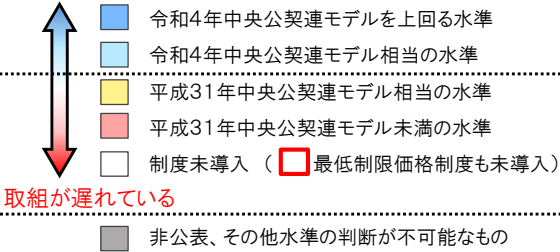
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(千葉県南東部)



【千葉県】

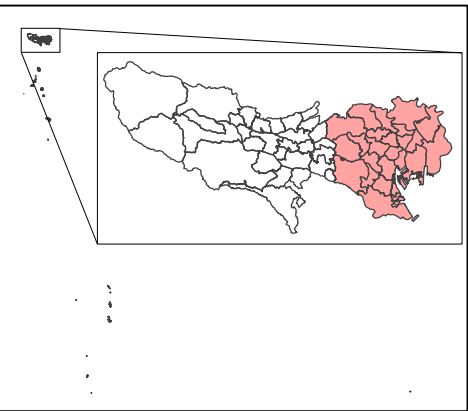
取組が進んでいる



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
銚子市	R 4 モデルを採用	1.00
館山市	R 4 モデルを採用	0.77
茂原市	R 4 モデルを採用	0.49
東金市	制度未導入	0.90
旭市	R 4 モデルを採用	1.00
勝浦市	制度未導入	0.31
鴨川市	制度未導入	0.43
南房総市	R 4 モデルを採用	0.12
匠瑳市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
香取市	R 4 モデルを採用	0.72
山武市	R 4 モデルを採用	1.00
いすみ市	制度未導入	1.00
大網白里市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
神崎町	制度未導入	0.50
多古町	非公表	0.13
東庄町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
九十九里町	制度未導入	1.00
芝山町	H 31モデルを採用	1.00
横芝光町	R 4 モデルを採用	1.00
一宮町	制度未導入	1.00
睦沢町	独自モデル (H31モデル未満)	0.09
長生村	制度未導入	1.00
白子町	制度未導入	1.00
長柄町	R 4 モデルを採用	0.14
長南町	制度未導入	1.00
大多喜町	制度未導入	1.00
御宿町	制度未導入	1.00
鋸南町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※
千代田区	非公表	0.64
中央区	非公表	1.00
港区	非公表	1.00
新宿区	非公表	1.00
文京区	非公表	0.89
台東区	非公表	0.78
墨田区	非公表	0.93
江東区	非公表	1.00
品川区	非公表	0.76
目黒区	非公表	0.87
大田区	R 4 モデルを採用	1.00
世田谷区	R 4 モデルを採用	0.87
渋谷区	非公表	1.00
中野区	R 4 モデルを採用	1.00
杉並区	R 4 モデルを採用	1.00
豊島区	R 4 モデルを採用	1.00
北区	R 4 モデルを採用	1.00
荒川区	非公表	0.91
板橋区	R 4 モデルを採用	1.00
練馬区	R 4 モデルを採用	1.00
足立区	非公表	1.00
葛飾区	R 4 モデルを採用	0.98
江戸川区	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

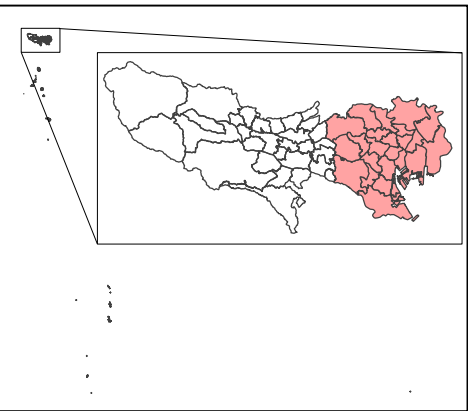
平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度也未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの



【東京都】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
千代田区	非公表	0.64
中央区	非公表	1.00
港区	非公表	1.00
新宿区	非公表	1.00
文京区	非公表	0.89
台東区	非公表	0.78
墨田区	非公表	0.93
江東区	非公表	1.00
品川区	制度未導入	0.76
目黒区	非公表	0.87
大田区	制度未導入	1.00
世田谷区	非公表	0.87
渋谷区	制度未導入	1.00
中野区	R 4 モデルを採用	1.00
杉並区	R 4 モデルを採用	1.00
豊島区	R 4 モデルを採用	1.00
北区	非公表	1.00
荒川区	非公表	0.91
板橋区	R 4 モデルを採用	1.00
練馬区	制度未導入	1.00
足立区	非公表	1.00
葛飾区	R 4 モデルを採用	0.98
江戸川区	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

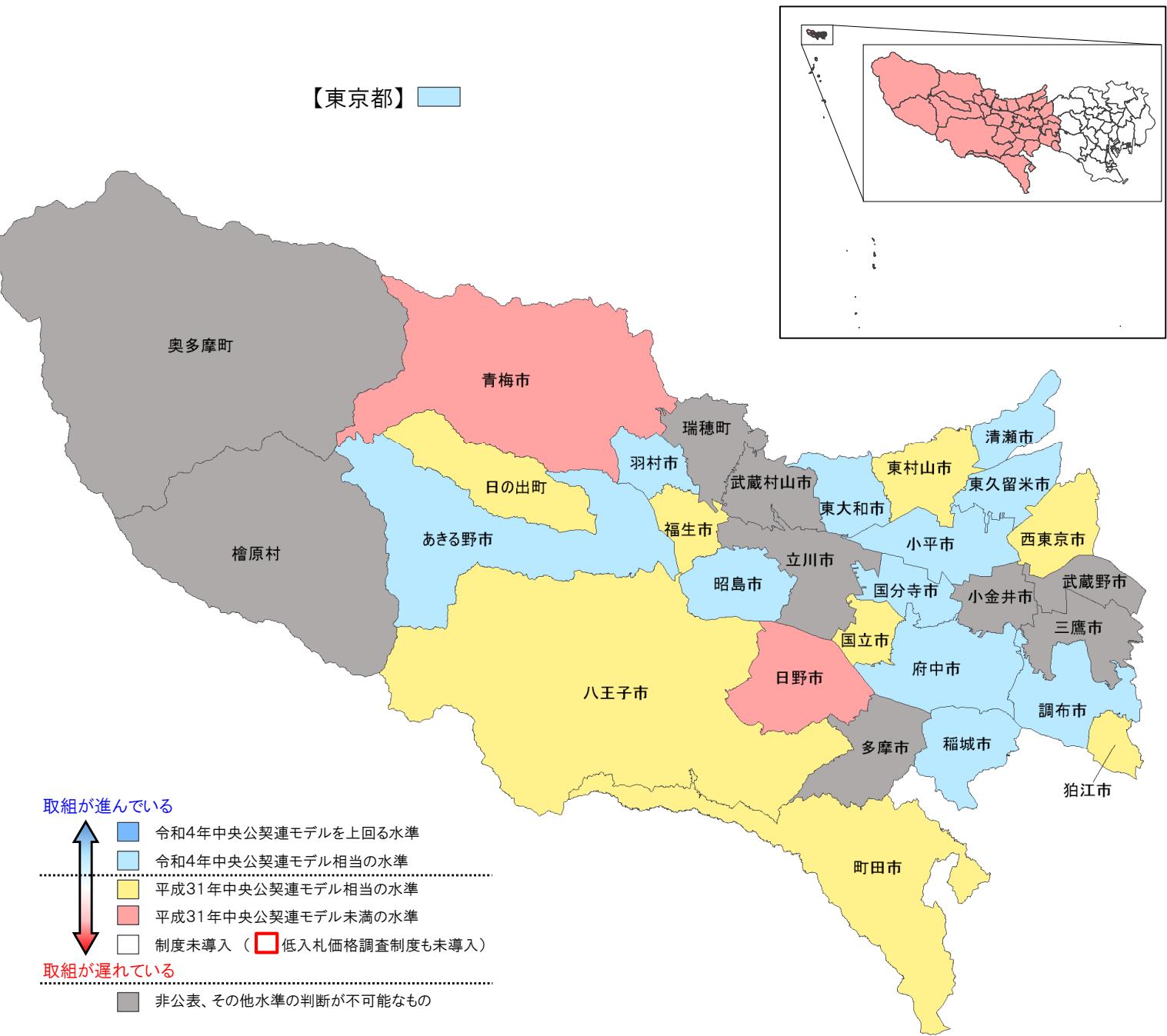
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

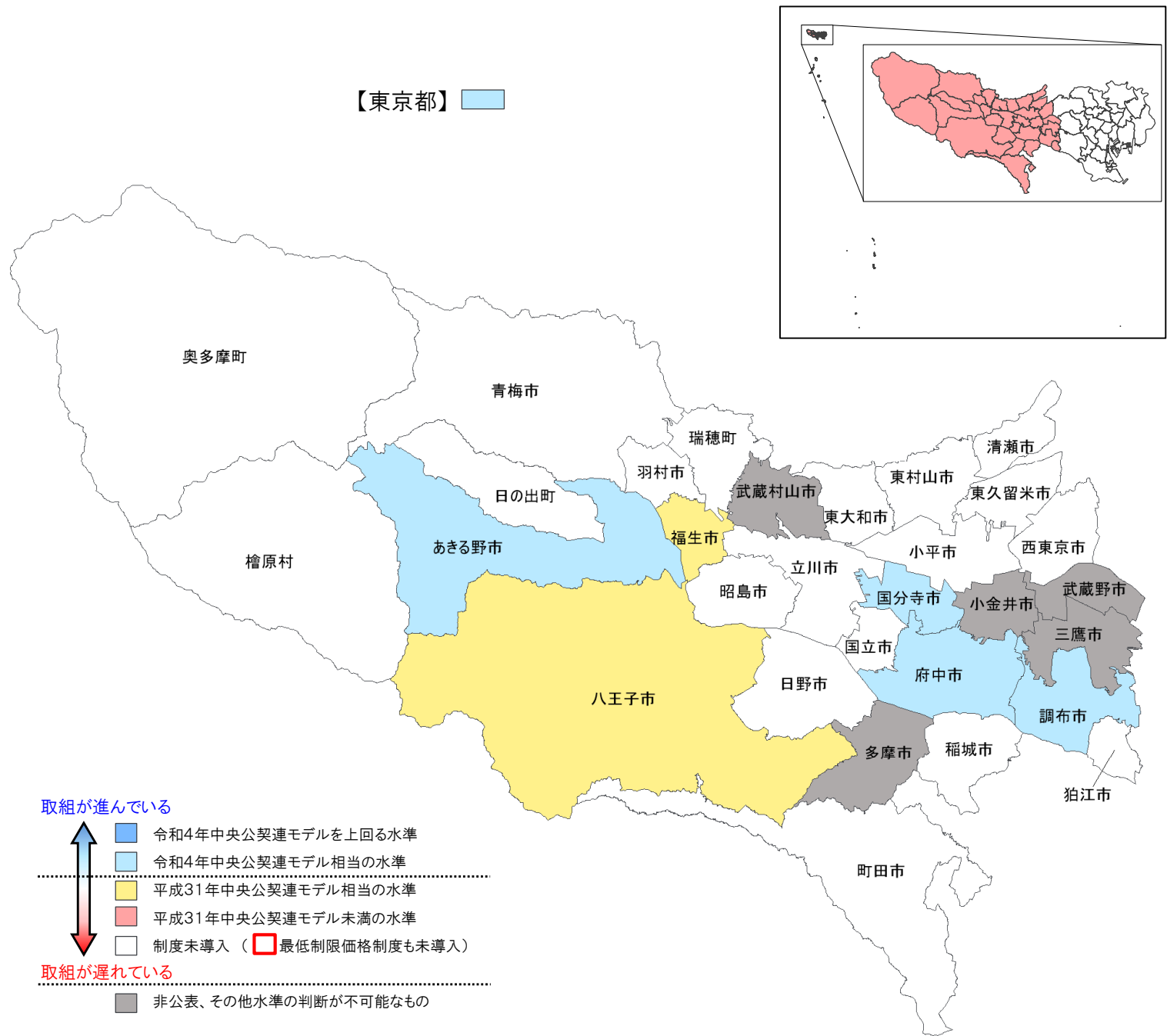
ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(東京都西部)



発注機関	算定式	実施率※
八王子市	独自モデル (H31モデル相当)	0.68
立川市	その他の変動型を採用	1.00
武蔵野市	非公表	0.30
三鷹市	非公表	0.71
青梅市	独自モデル (H31モデル未満)	0.65
府中市	R 4 モデルを採用	1.00
昭島市	R 4 モデルを採用	0.46
調布市	R 4 モデルを採用	1.00
町田市	独自モデル (H31モデル相当)	0.62
小金井市	非公表	1.00
小平市	R 4 モデルを採用	1.00
日野市	独自モデル (H31モデル未満)	0.68
東村山市	H31モデルを採用	0.32
国分寺市	R 4 モデルを採用	0.93
国立市	独自モデル (H31モデル相当)	0.51
福生市	H31モデルを採用	0.45
狛江市	独自モデル (H31モデル相当)	0.18
東大和市	R 4 モデルを採用	0.07
清瀬市	R 4 モデルを採用	0.51
東久留米市	R 4 モデルを採用	1.00
武蔵村山市	非公表	0.21
多摩市	非公表	0.94
稲城市	R 4 モデルを採用	1.00
羽村市	R 4 モデルを採用	1.00
あきる野市	R 4 モデルを採用	0.43
西東京市	独自モデル (H31モデル相当)	0.48
瑞穂町	非公表	0.36
日の出町	H31モデルを採用	0.18
檜原村	非公表	0.17
奥多摩町	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

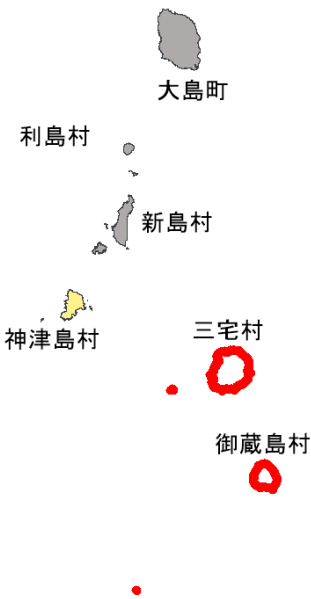
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
八王子市	独自モデル (H31モデル相当)	0.68
立川市	制度未導入	1.00
武蔵野市	その他の独自モデルを採用	0.30
三鷹市	非公表	0.71
青梅市	制度未導入	0.65
府中市	R 4 モデルを採用	1.00
昭島市	制度未導入	0.46
調布市	R 4 モデルを採用	1.00
町田市	制度未導入	0.62
小金井市	非公表	1.00
小平市	制度未導入	1.00
日野市	制度未導入	0.68
東村山市	制度未導入	0.32
国分寺市	R 4 モデルを採用	0.93
国立市	制度未導入	0.51
福生市	H 31 モデルを採用	0.45
狛江市	制度未導入	0.18
東大和市	制度未導入	0.07
清瀬市	制度未導入	0.51
東久留米市	制度未導入	1.00
武蔵村山市	非公表	0.21
多摩市	非公表	0.94
稲城市	制度未導入	1.00
羽村市	制度未導入	1.00
あきる野市	R 4 モデルを採用	0.43
西東京市	制度未導入	0.48
瑞穂町	制度未導入	0.36
日の出町	制度未導入	0.18
檜原村	制度未導入	0.17
奥多摩町	制度未導入	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

伊豆諸島

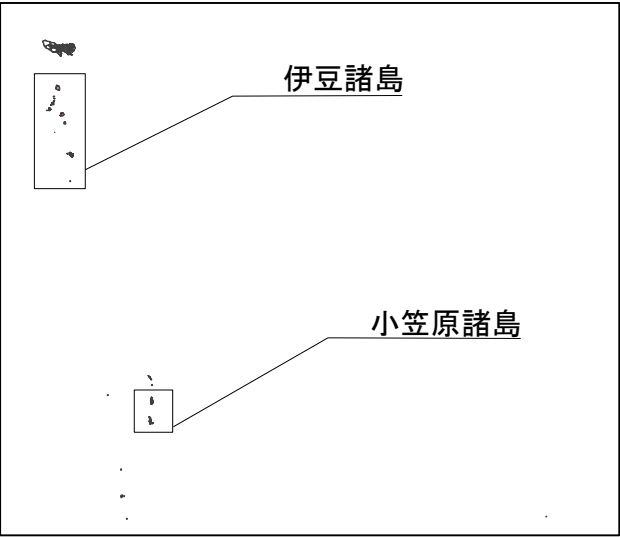


【東京都】

取組が進んでいる

取組が遅れている

- 令和4年中央公契連モデルを上回る水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未満の水準
- 制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)
- 非公表、その他水準の判断が不可能なもの



小笠原諸島

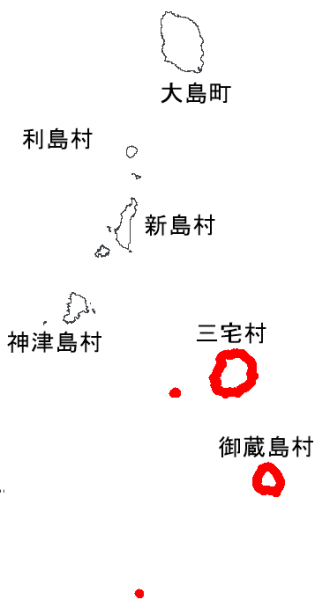


発注機関	算定式	実施率※
大島町	非公表	1.00
利島村	定めていない	-
新島村	非公表	1.00
神津島村	H 31モデルを採用	1.00
三宅村	制度未導入	0.00
御蔵島村	制度未導入	0.00
八丈町	非公表	1.00
青ヶ島村	非公表	1.00
小笠原村	R 4 モデルを採用	1.00

小笠原村

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

伊豆諸島



【東京都】 

取組が進んでいる

 令和4年中央公契連モデルを上回る水準

 令和4年中央公契連モデル相当の水準

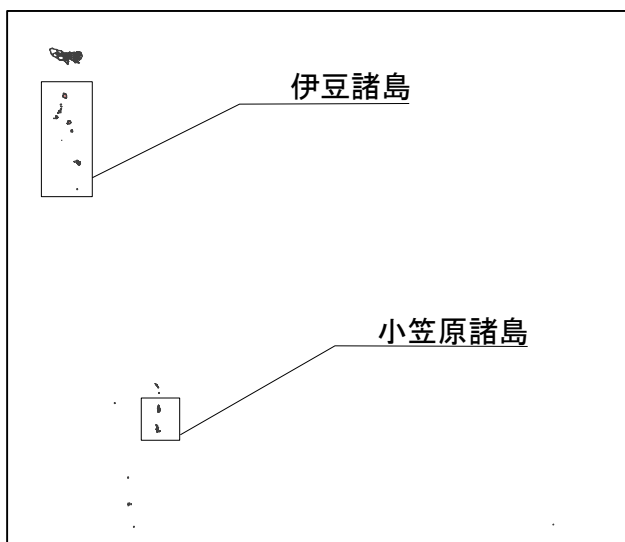
 平成31年中央公契連モデル相当の水準

 平成31年中央公契連モデル未満の水準

 制度未導入 ( 最低制限価格制度も未導入)

取組が遅れている

 非公表、その他水準の判断が不可能なもの



小笠原諸島

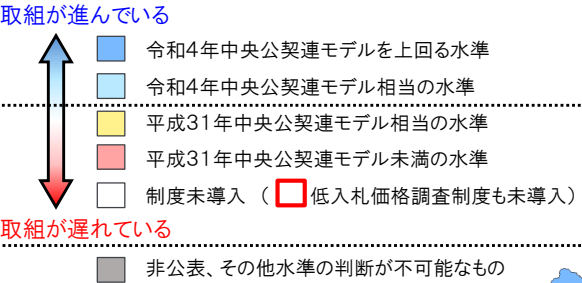


小笠原村

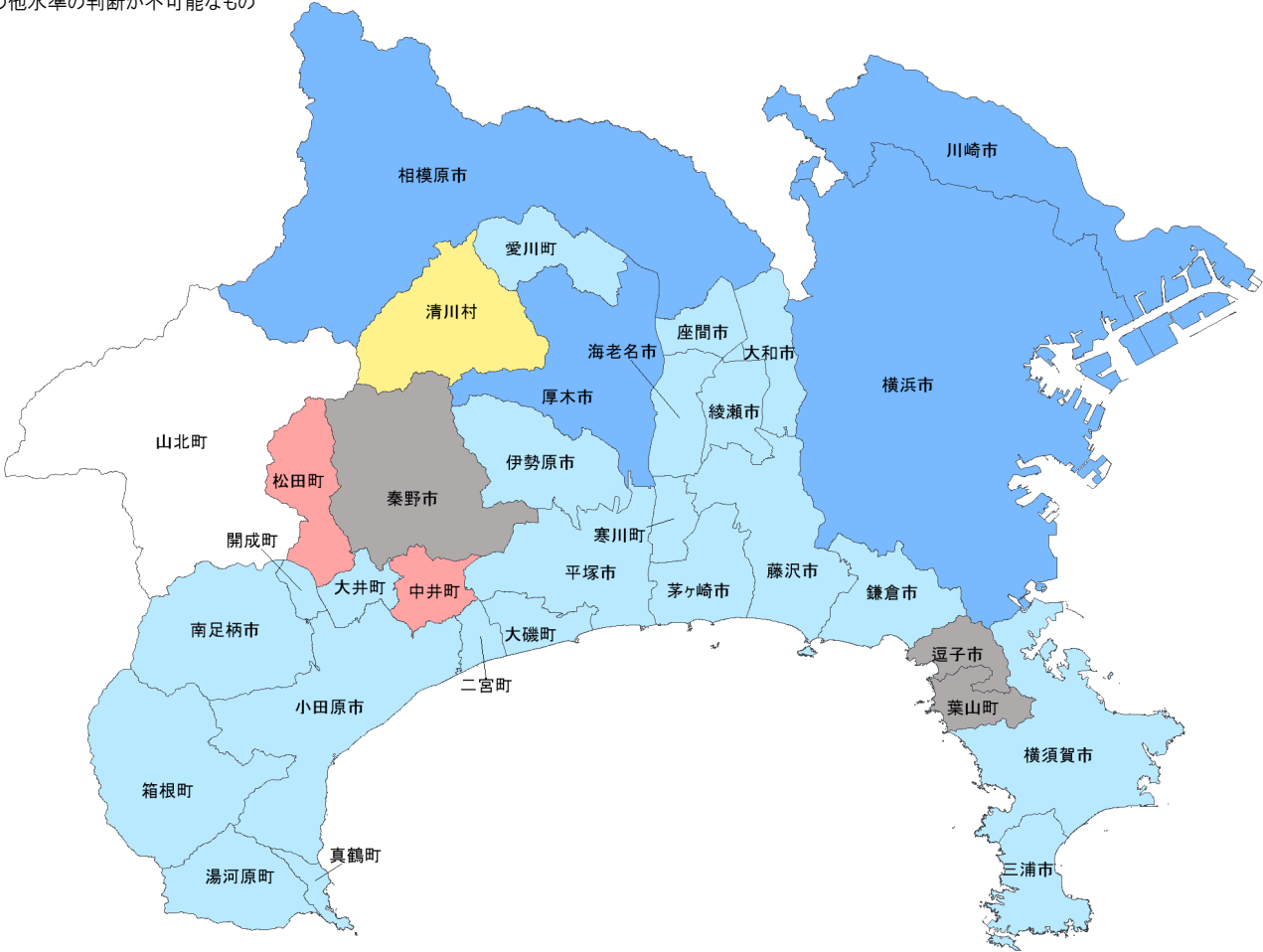
発注機関	算定式	実施率 [※] (再掲)
大島町	制度未導入	1.00
利島村	制度未導入	-
新島村	制度未導入	1.00
神津島村	制度未導入	1.00
三宅村	制度未導入	0.00
御蔵島村	制度未導入	0.00
八丈町	制度未導入	1.00
青ヶ島村	制度未導入	1.00
小笠原村	制度未導入	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満





【神奈川県】

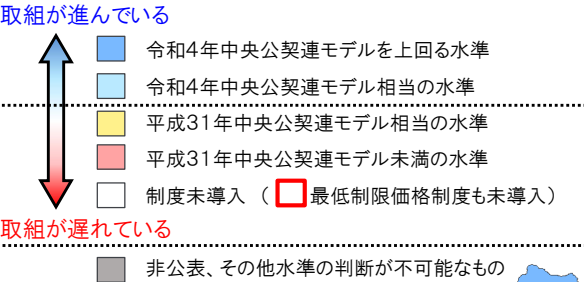


発注機関	算定式	実施率※
横浜市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
川崎市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
相模原市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
横須賀市	R 4モデルを採用	1.00
平塚市	R 4モデルを採用	1.00
鎌倉市	R 4モデルを採用	1.00
藤沢市	R 4モデルを採用	1.00
小田原市	R 4モデルを採用	1.00
茅ヶ崎市	独自モデル (R 4モデル相当)	1.00
逗子市	その他の変動型を採用	0.03
三浦市	R 4モデルを採用	1.00
秦野市	その他の変動型を採用	1.00
厚木市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
大和市	R 4モデルを採用	0.99
伊勢原市	R 4モデルを採用	1.00
海老名市	R 4モデルを採用	1.00
座間市	R 4モデルを採用	0.89
南足柄市	R 4モデルを採用	1.00
綾瀬市	R 4モデルを採用	1.00
葉山町	その他の変動型を採用	0.74
寒川町	R 4モデルを採用	1.00
大磯町	R 4モデルを採用	0.46
二宮町	R 4モデルを採用	0.63
中井町	独自モデル (H31モデル未満)	0.62
大井町	R 4モデルを採用	1.00
松田町	独自モデル (H31モデル未満)	0.19
山北町	制度未導入	0.41
開成町	R 4モデルを採用	1.00
箱根町	R 4モデルを採用	1.00
真鶴町	R 4モデルを採用	0.14
湯河原町	R 4モデルを採用	0.19
愛川町	R 4モデルを採用	1.00
清川村	H 31モデルを採用	1.00

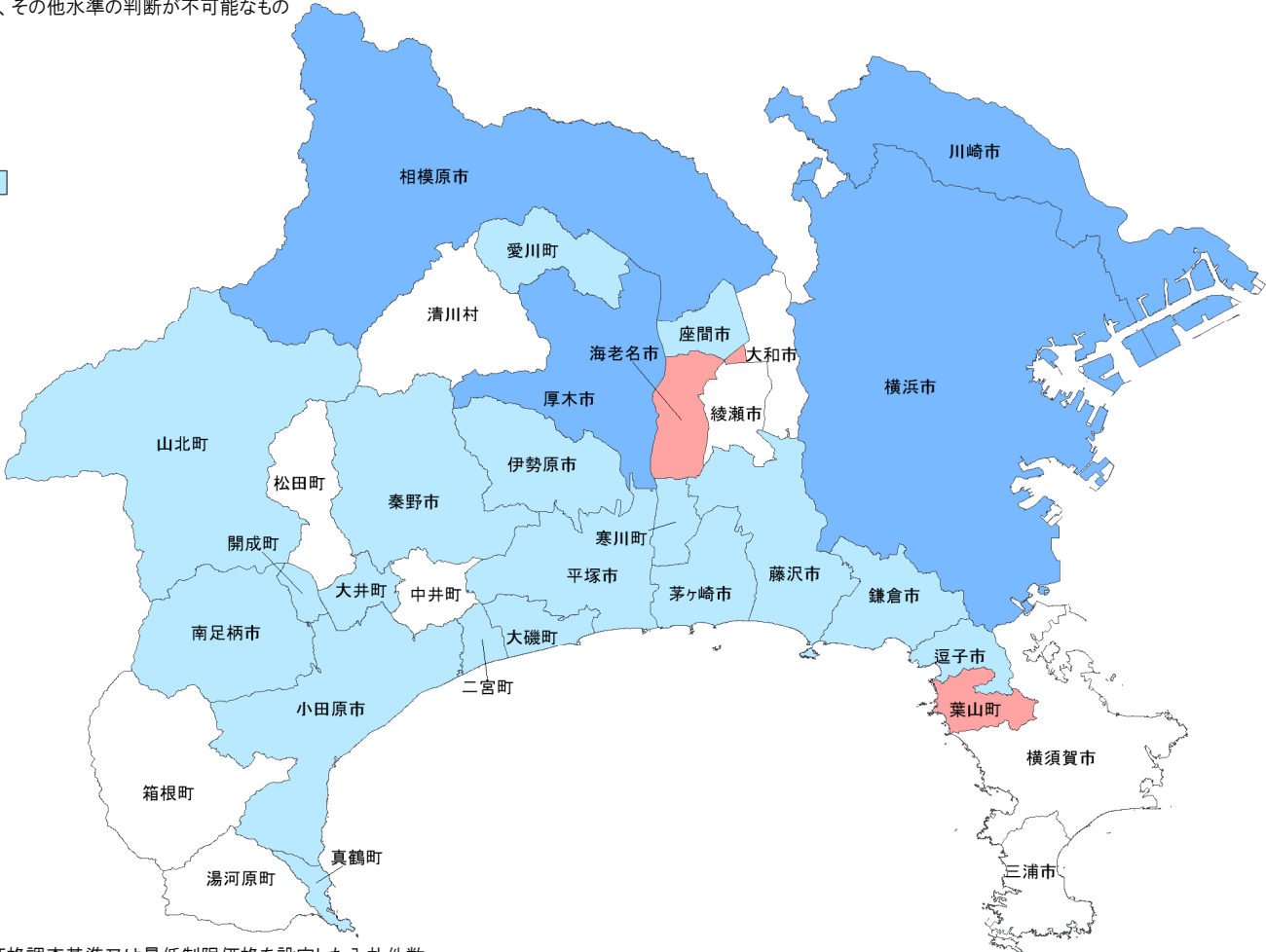
低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(神奈川県)



【神奈川県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
横浜市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
川崎市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
相模原市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
横須賀市	制度未導入	1.00
平塚市	R 4 モデルを採用	1.00
鎌倉市	R 4 モデルを採用	1.00
藤沢市	R 4 モデルを採用	1.00
小田原市	R 4 モデルを採用	1.00
茅ヶ崎市	R 4 モデルを採用	1.00
逗子市	R 4 モデルを採用	0.03
三浦市	制度未導入	1.00
秦野市	R 4 モデルを採用	1.00
厚木市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
大和市	制度未導入	0.99
伊勢原市	R 4 モデルを採用	1.00
海老名市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
座間市	R 4 モデルを採用	0.89
南足柄市	R 4 モデルを採用	1.00
綾瀬市	制度未導入	1.00
葉山町	独自モデル (H31モデル未満)	0.74
寒川町	R 4 モデルを採用	1.00
大磯町	R 4 モデルを採用	0.46
二宮町	R 4 モデルを採用	0.63
中井町	制度未導入	0.62
大井町	R 4 モデルを採用	1.00
松田町	制度未導入	0.19
山北町	R 4 モデルを採用	0.41
開成町	R 4 モデルを採用	1.00
箱根町	制度未導入	1.00
真鶴町	R 4 モデルを採用	0.14
湯河原町	制度未導入	0.19
愛川町	R 4 モデルを採用	1.00
清川村	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

	令和4年中央公契連モデルを上回る水準
	令和4年中央公契連モデル相当の水準
	平成31年中央公契連モデル相当の水準
	平成31年中央公契連モデル未満の水準
	制度未導入（  低入札価格調査制度也未導入） れている
	非公表、その他水準の判断が不可能なもの

■ 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【新潟県】 

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

65

■ 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

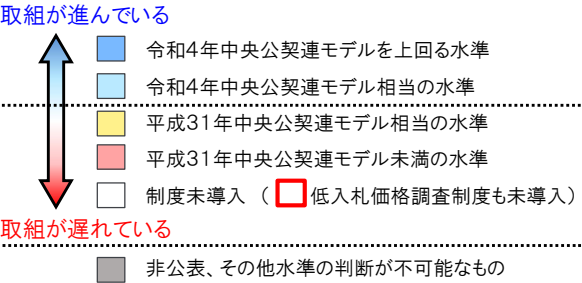
【新潟県】 

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

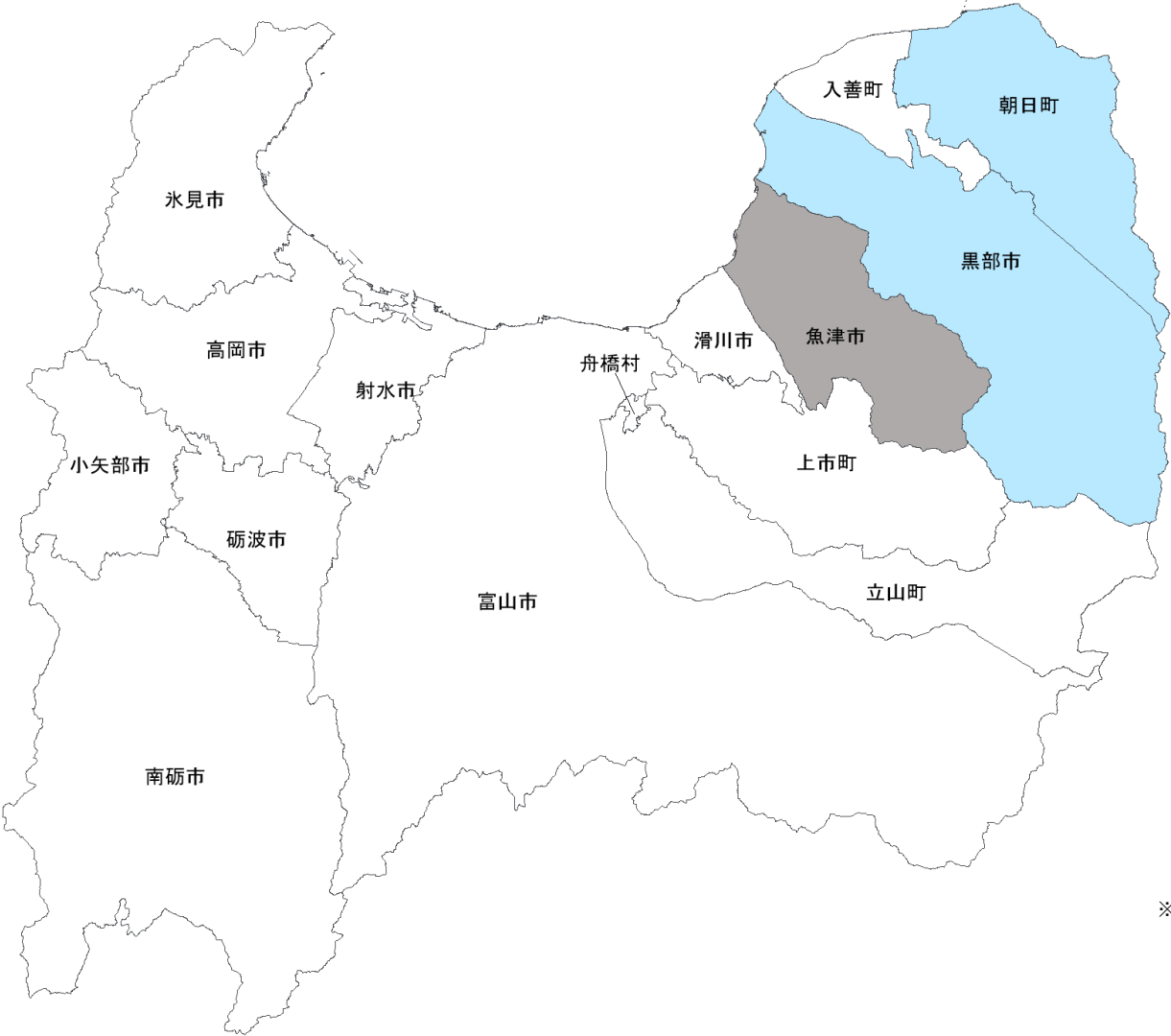
「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満



ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(富山県)



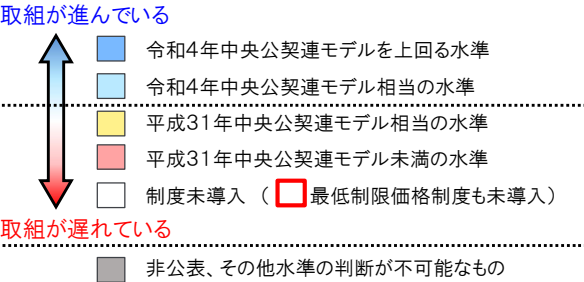
【富山県】



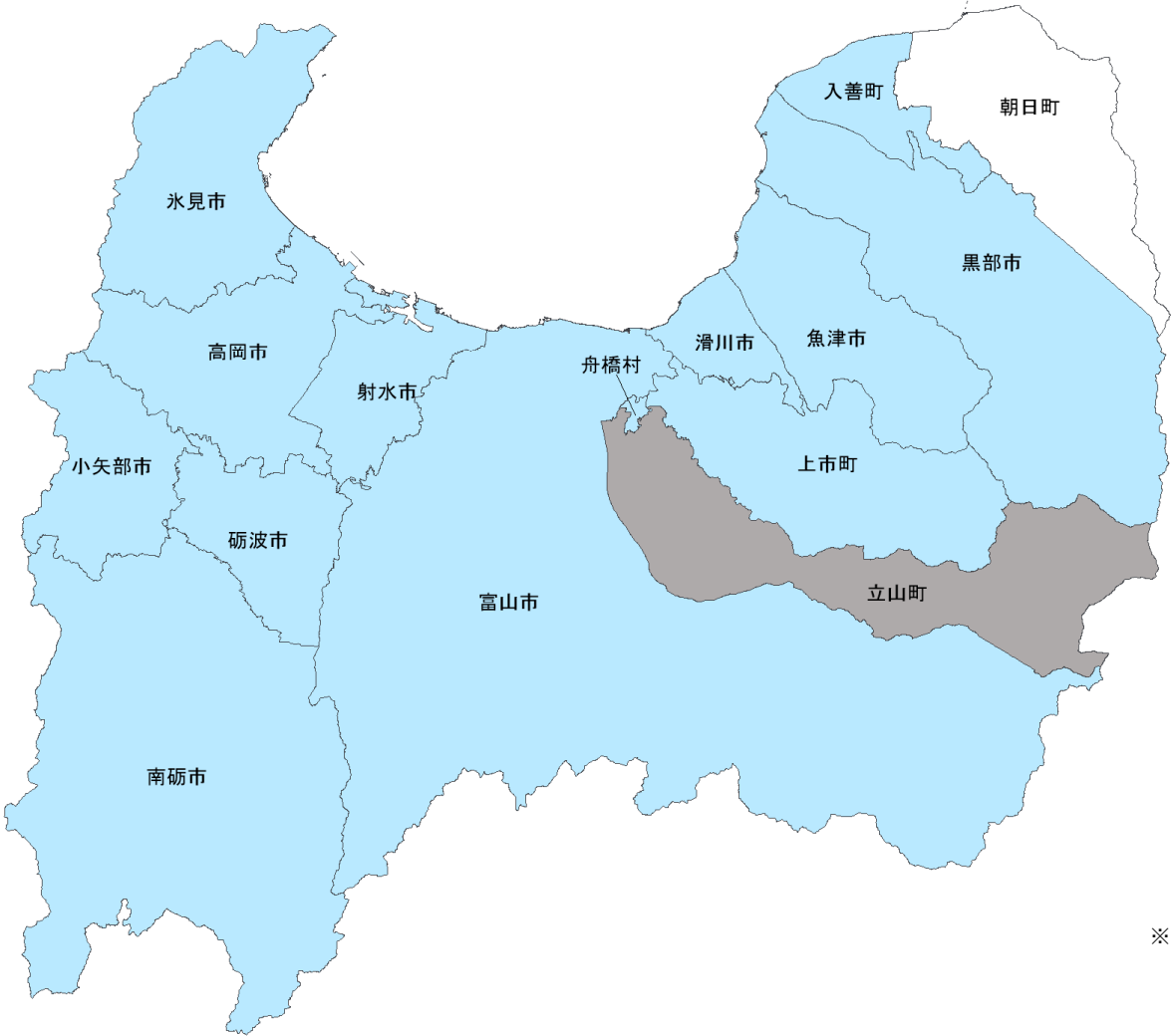
発注機関	算定式	実施率※
富山市	制度未導入	0.98
高岡市	制度未導入	0.95
魚津市	非公表	1.00
氷見市	制度未導入	0.74
滑川市	制度未導入	0.66
黒部市	R 4 モデルを採用	1.00
砺波市	制度未導入	0.74
小矢部市	制度未導入	0.96
南砺市	制度未導入	0.59
射水市	制度未導入	0.97
舟橋村	制度未導入	0.57
上市町	制度未導入	0.64
立山町	制度未導入	0.90
入善町	制度未導入	0.92
朝日町	R 4 モデルを採用	0.70

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(富山県)



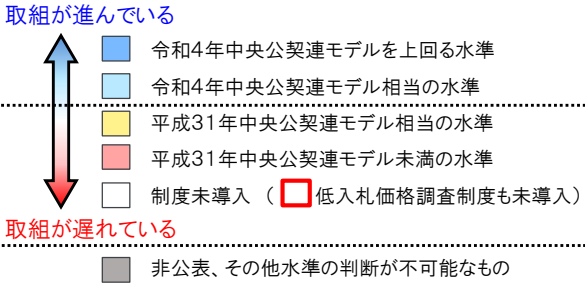
【富山県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
富山市	R 4 モデルを採用	0.98
高岡市	R 4 モデルを採用	0.95
魚津市	R 4 モデルを採用	1.00
氷見市	R 4 モデルを採用	0.74
滑川市	R 4 モデルを採用	0.66
黒部市	R 4 モデルを採用	1.00
砺波市	R 4 モデルを採用	0.74
小矢部市	R 4 モデルを採用	0.96
南砺市	R 4 モデルを採用	0.59
射水市	R 4 モデルを採用	0.97
舟橋村	R 4 モデルを採用	0.57
上市町	R 4 モデルを採用	0.64
立山町	その他の独自モデルを採用	0.90
入善町	R 4 モデルを採用	0.92
朝日町	制度未導入	0.70

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【石川県】



発注機関	算定式	実施率※
金沢市	その他の変動型を採用	1.00
七尾市	R 4 モデルを採用	1.00
小松市	制度未導入	1.00
輪島市	R 4 モデルを採用	1.00
珠洲市	R 4 モデルを採用	1.00
加賀市	変動型 (R 4 モデル未満)	1.00
羽咋市	R 4 モデルを採用	1.00
かほく市	R 4 モデルを採用	1.00
白山市	変動型 (R 4 モデル未満)	1.00
能美市	その他の変動型を採用	1.00
野々市市	制度未導入	1.00
川北町	非公表	1.00
津幡町	R 4 モデルを採用	1.00
内灘町	R 4 モデルを採用	1.00
志賀町	変動型 (R 4 モデル未満)	1.00
宝達志水町	R 4 モデルを採用	1.00
中能登町	R 4 モデルを採用	0.66
穴水町	R 4 モデルを採用	1.00
能登町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率= 低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数 / 年度の発注工事件数(随意契約除く)

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

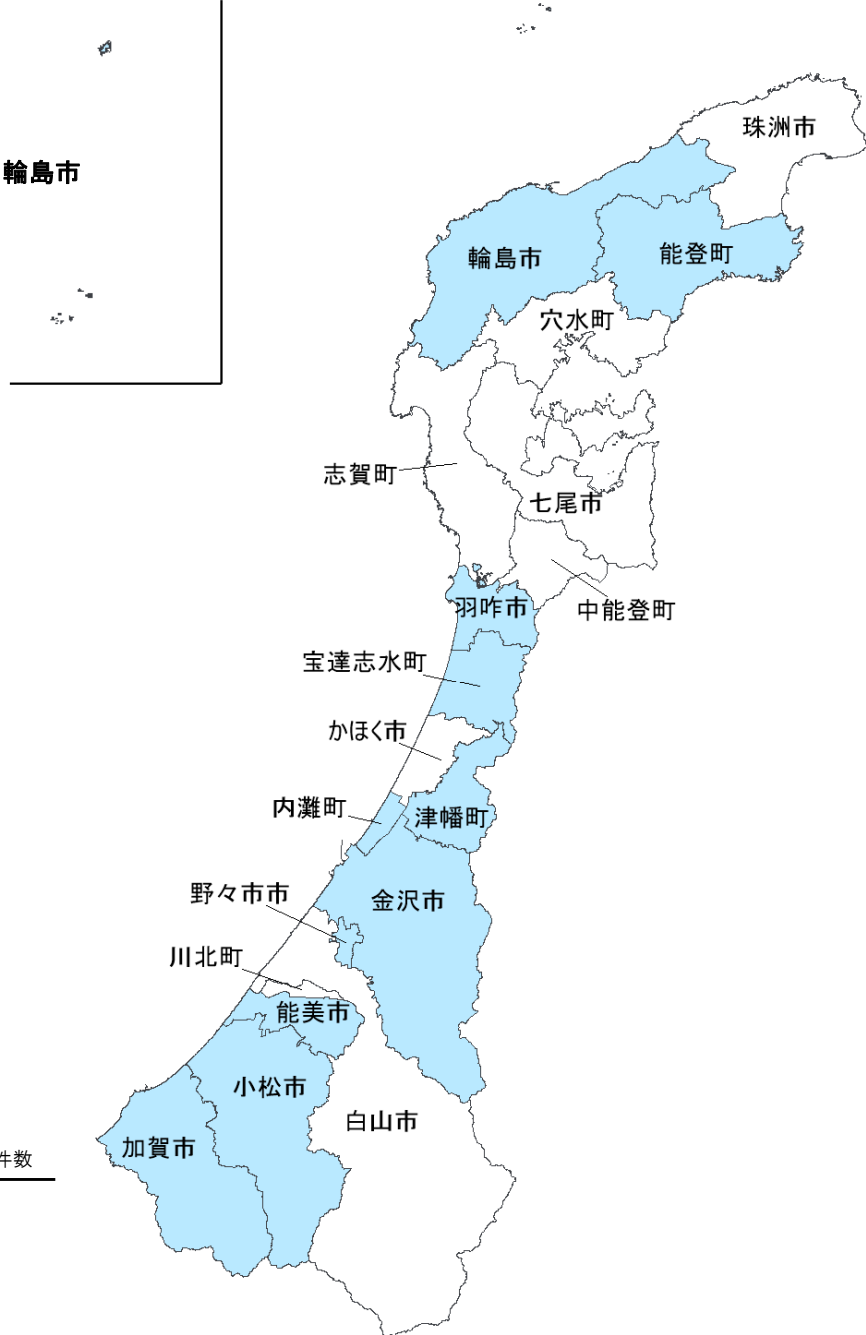
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【石川県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
金沢市	R 4 モデルを採用	1.00
七尾市	制度未導入	1.00
小松市	R 4 モデルを採用	1.00
輪島市	R 4 モデルを採用	1.00
珠洲市	制度未導入	1.00
加賀市	R 4 モデルを採用	1.00
羽咋市	R 4 モデルを採用	1.00
かほく市	制度未導入	1.00
白山市	制度未導入	1.00
能美市	R 4 モデルを採用	1.00
野々市市	R 4 モデルを採用	1.00
川北町	制度未導入	1.00
津幡町	R 4 モデルを採用	1.00
内灘町	R 4 モデルを採用	1.00
志賀町	制度未導入	1.00
宝達志水町	R 4 モデルを採用	1.00
中能登町	制度未導入	0.66
穴水町	制度未導入	1.00
能登町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率= $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

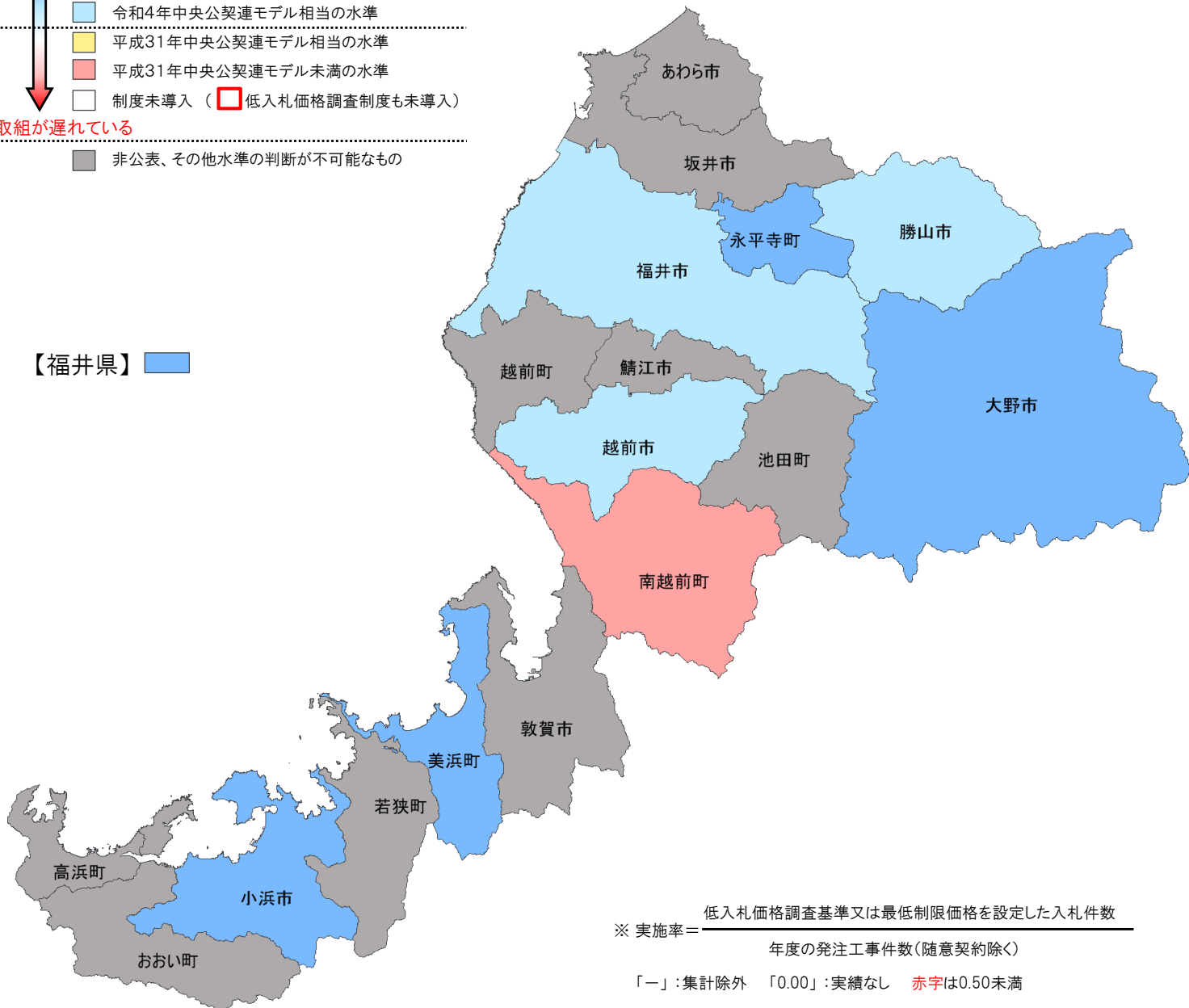
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【福井県】

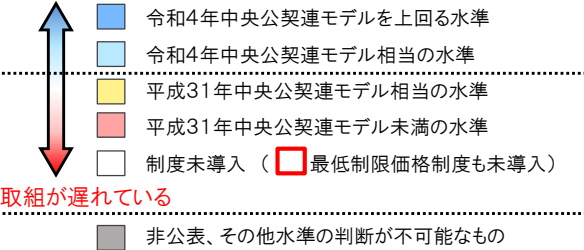


発注機関	算定式	実施率※
福井市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
敦賀市	非公表	1.00
小浜市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
大野市	変動型 (R 4 モデル上回る)	1.00
勝山市	R 4 モデルを採用	1.00
鯖江市	非公表	1.00
あわら市	非公表	0.09
越前市	R 4 モデルを採用	1.00
坂井市	非公表	1.00
永平寺町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.43
池田町	非公表	1.00
南越前町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
越前町	非公表	1.00
美浜町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
高浜町	非公表	0.54
おおい町	非公表	1.00
若狭町	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

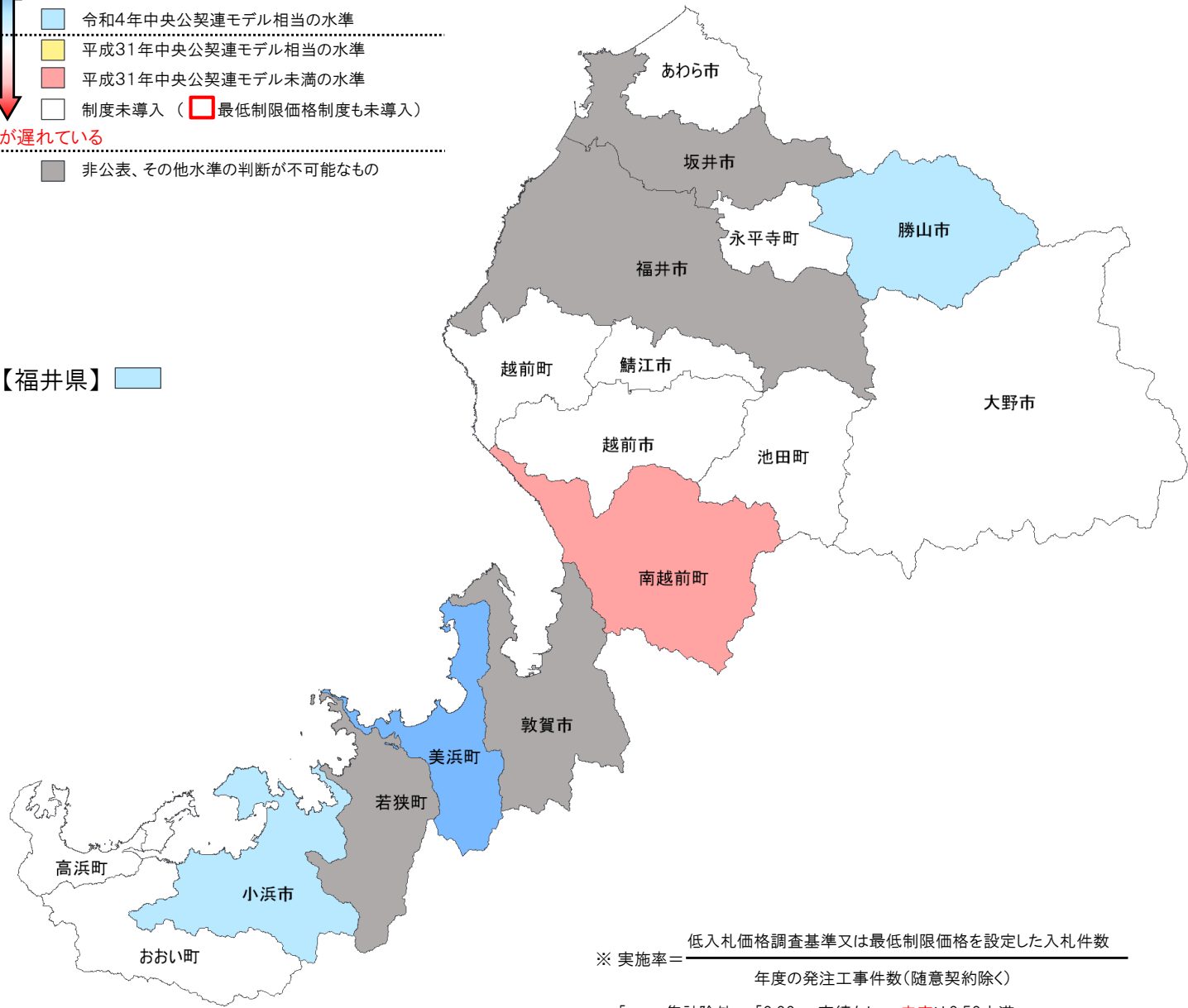
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる



取組が遅れている

【福井県】

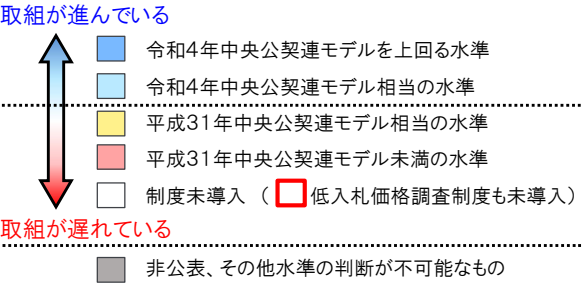


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
福井市	その他の独自モデルを採用	1.00
敦賀市	非公表	1.00
小浜市	R 4 モデルを採用	1.00
大野市	制度未導入	1.00
勝山市	R 4 モデルを採用	1.00
鯖江市	制度未導入	1.00
あわら市	制度未導入	0.09
越前市	制度未導入	1.00
坂井市	非公表	1.00
永平寺町	制度未導入	0.43
池田町	制度未導入	1.00
南越前町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
越前町	制度未導入	1.00
美浜町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
高浜町	制度未導入	0.54
おおい町	制度未導入	1.00
若狭町	非公表	1.00

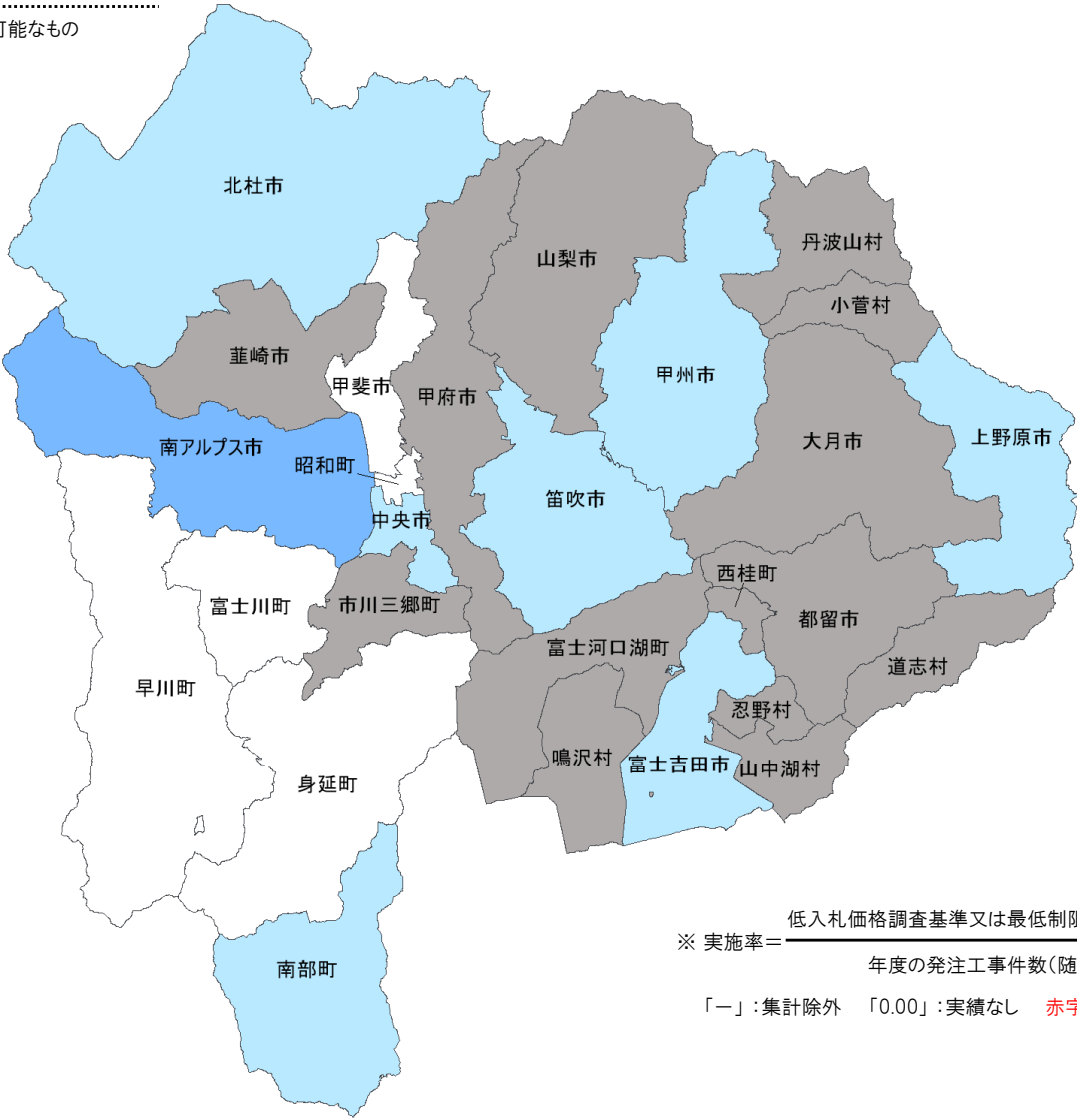
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(山梨県)



【山梨県】



発注機関	算定式	実施率※
甲府市	非公表	1.00
富士吉田市	R 4 モデルを採用	1.00
都留市	非公表	1.00
山梨市	非公表	1.00
大月市	非公表	1.00
韮崎市	非公表	1.00
南アルプス市	変動型 (R 4 モデル上回る)	1.00
北杜市	R 4 モデルを採用	1.00
甲斐市	制度未導入	1.00
笛吹市	R 4 モデルを採用	1.00
上野原市	R 4 モデルを採用	1.00
甲州市	R 4 モデルを採用	1.00
中央市	R 4 モデルを採用	1.00
市川三郷町	非公表	1.00
早川町	制度未導入	1.00
身延町	制度未導入	1.00
南部町	R 4 モデルを採用	1.00
富士川町	制度未導入	1.00
昭和町	制度未導入	1.00
道志村	非公表	1.00
西桂町	非公表	1.00
忍野村	非公表	1.00
山中湖村	非公表	1.00
鳴沢村	非公表	0.50
富士河口湖町	変動型 (R 4 モデル未満)	1.00
小菅村	非公表	1.00
丹波山村	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

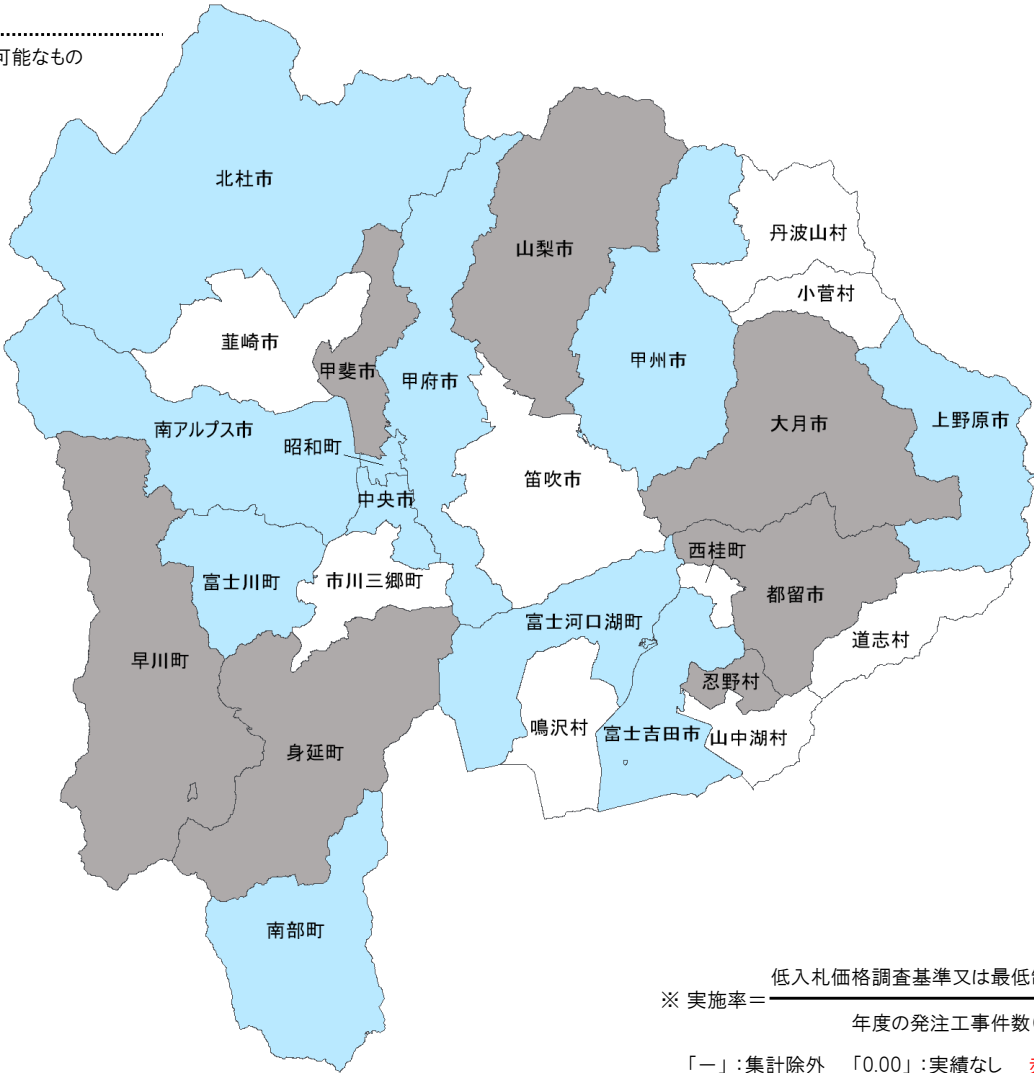
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

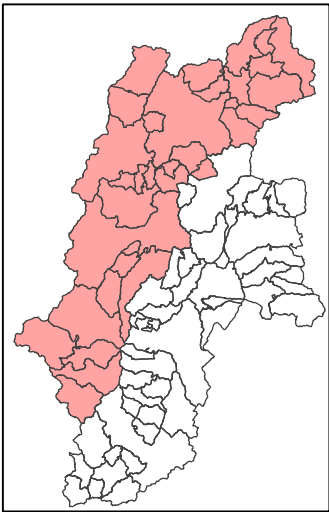
【山梨県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
甲府市	R 4 モデルを採用	1.00
富士吉田市	R 4 モデルを採用	1.00
都留市	非公表	1.00
山梨市	非公表	1.00
大月市	非公表	1.00
韮崎市	制度未導入	1.00
南アルプス市	R 4 モデルを採用	1.00
北杜市	R 4 モデルを採用	1.00
甲斐市	非公表	1.00
笛吹市	制度未導入	1.00
上野原市	R 4 モデルを採用	1.00
甲州市	R 4 モデルを採用	1.00
中央市	R 4 モデルを採用	1.00
市川三郷町	制度未導入	1.00
早川町	非公表	1.00
身延町	非公表	1.00
南部町	R 4 モデルを採用	1.00
富士川町	R 4 モデルを採用	1.00
昭和町	R 4 モデルを採用	1.00
道志村	制度未導入	1.00
西桂町	制度未導入	1.00
忍野村	非公表	1.00
山中湖村	制度未導入	1.00
鳴沢村	制度未導入	0.50
富士河口湖町	R 4 モデルを採用	1.00
小菅村	制度未導入	1.00
丹波山村	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【長野県】

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

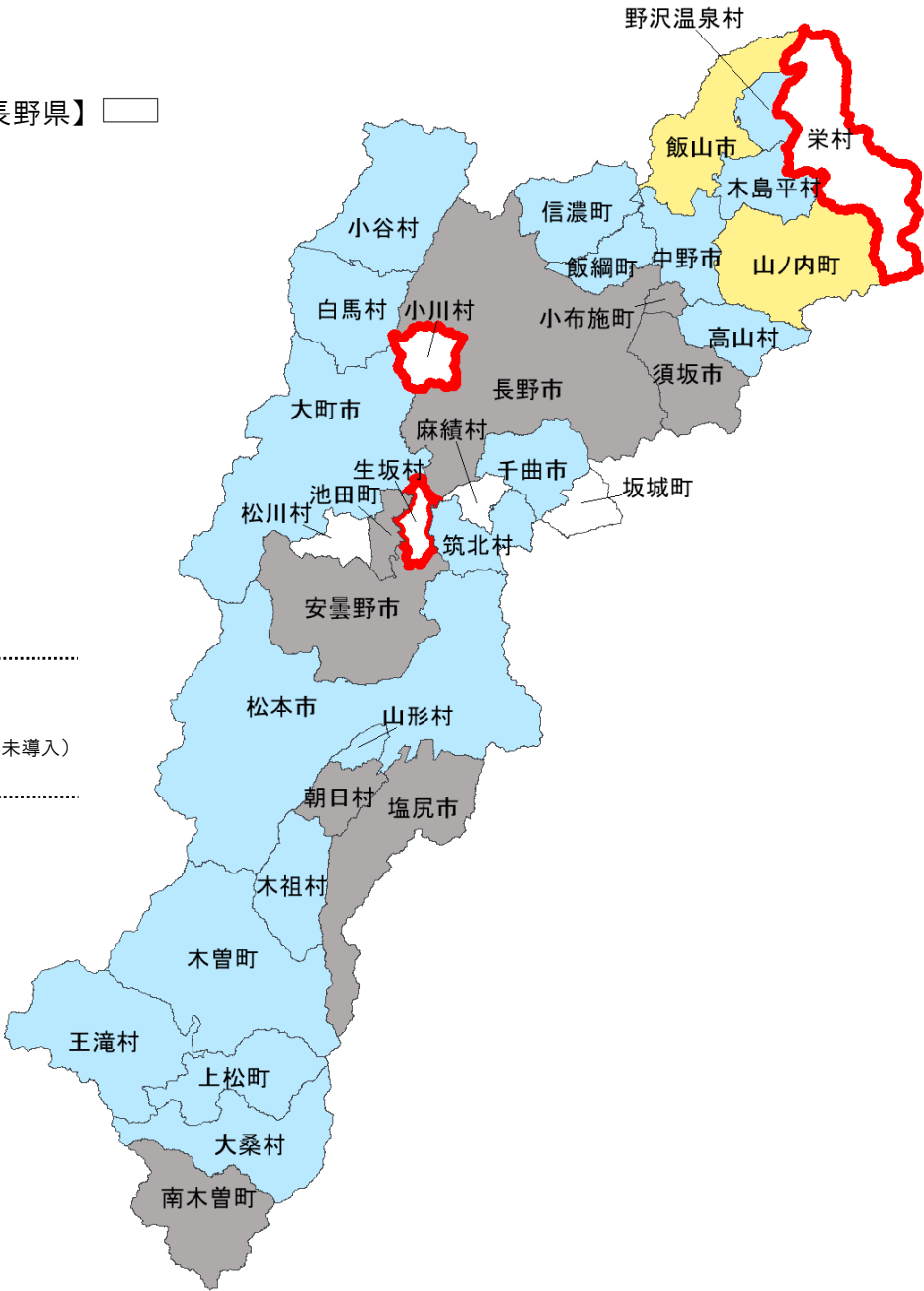
平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

取組が遅れている

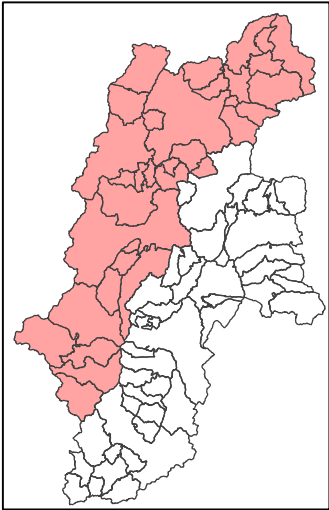
非公表、その他水準の判断が不可能なもの



発注機関	算定式	実施率※
長野市	非公表	1.00
松本市	R 4 モデルを採用	1.00
須坂市	非公表	1.00
中野市	R 4 モデルを採用	1.00
大町市	R 4 モデルを採用	1.00
飯山市	H31モデルを採用	0.95
塩尻市	その他の変動型を採用	1.00
千曲市	R 4 モデルを採用	1.00
安曇野市	その他の独自モデルを採用	0.99
上松町	R 4 モデルを採用	1.00
南木曽町	非公表	0.81
木祖村	R 4 モデルを採用	1.00
王滝村	R 4 モデルを採用	0.80
大桑村	R 4 モデルを採用	0.88
木曽町	R 4 モデルを採用	1.00
麻績村	制度未導入	0.00
生坂村	制度未導入	0.00
山形村	R 4 モデルを採用	1.00
朝日村	非公表	0.21
筑北村	R 4 モデルを採用	0.70
池田町	非公表	0.90
松川村	制度未導入	0.71
白馬村	R 4 モデルを採用	0.87
小谷村	R 4 モデルを採用	1.00
坂城町	制度未導入	1.00
小布施町	非公表	1.00
高山村	R 4 モデルを採用	0.00
山ノ内町	H31モデルを採用	1.00
木島平村	R 4 モデルを採用	0.18
野沢温泉村	R 4 モデルを採用	0.35
信濃町	R 4 モデルを採用	0.27
小川村	制度未導入	0.00
飯綱町	R 4 モデルを採用	0.18
栄村	制度未導入	-

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【長野県】

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

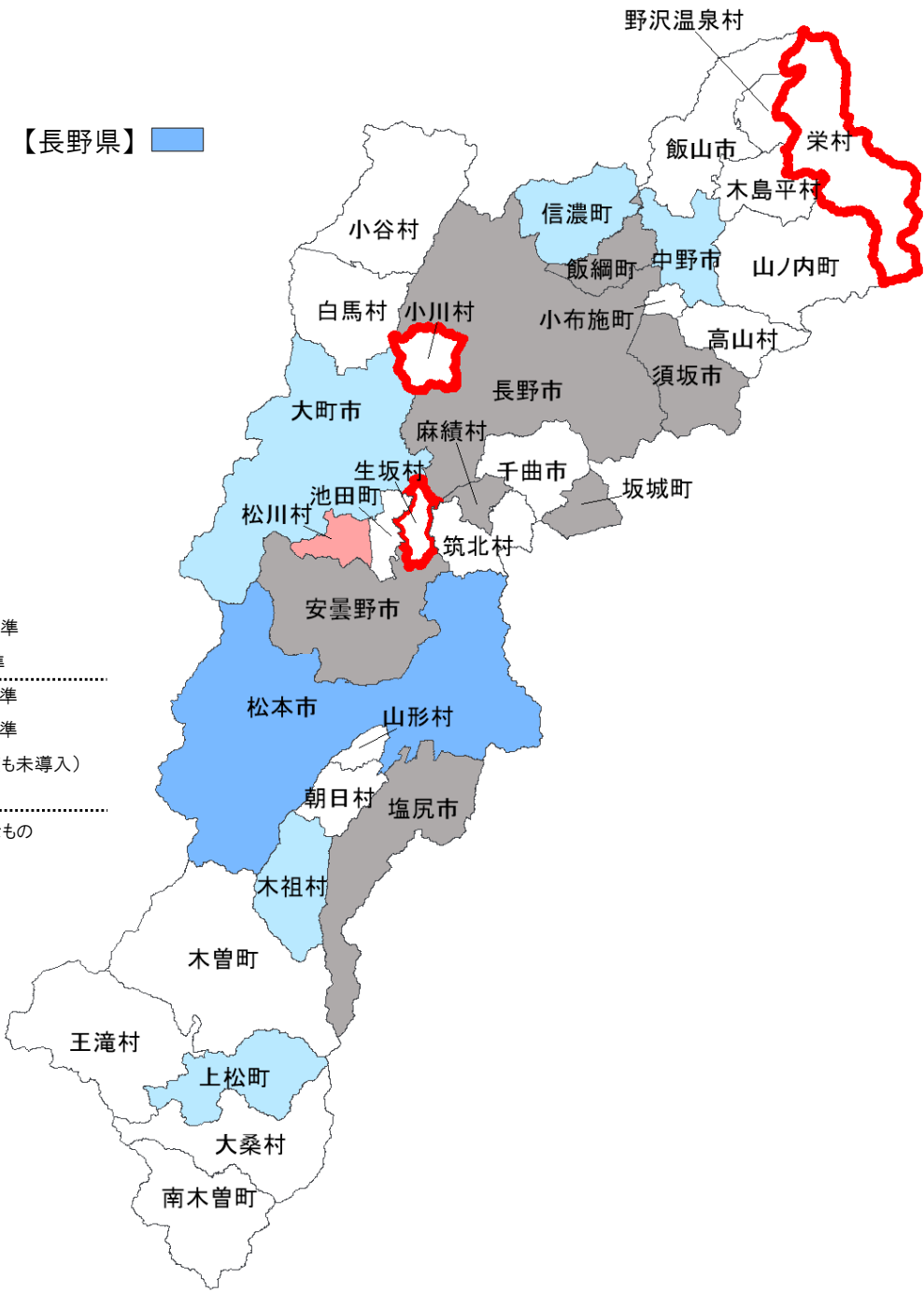
平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

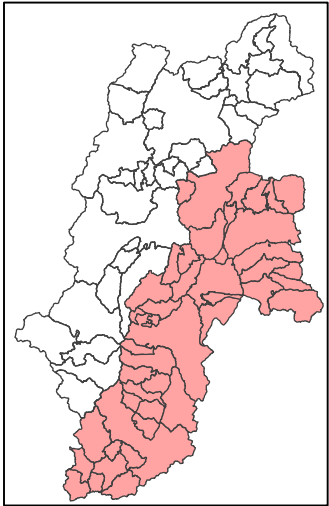


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
長野市	非公表	1.00
松本市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
須坂市	非公表	1.00
中野市	R 4 モデルを採用	1.00
大田市	R 4 モデルを採用	1.00
飯山市	制度未導入	0.95
塩尻市	定めていない	1.00
千曲市	制度未導入	1.00
安曇野市	その他の独自モデルを採用	0.99
上松町	R 4 モデルを採用	1.00
南木曽町	制度未導入	0.81
木祖村	R 4 モデルを採用	1.00
王滝村	制度未導入	0.80
大桑村	制度未導入	0.88
木曽町	制度未導入	1.00
麻績村	非公表	0.00
生坂村	制度未導入	0.00
山形村	制度未導入	1.00
朝日村	制度未導入	0.21
筑北村	制度未導入	0.70
池田町	制度未導入	0.90
松川村	独自モデル (H31モデル未満)	0.71
白馬村	制度未導入	0.87
小谷村	制度未導入	1.00
坂城町	非公表	1.00
小布施町	制度未導入	1.00
高山村	制度未導入	0.00
山ノ内町	制度未導入	1.00
木島平村	制度未導入	0.18
野沢温泉村	制度未導入	0.35
信濃町	R 4 モデルを採用	0.27
小川村	制度未導入	0.00
飯綱町	非公表	0.18
栄村	制度未導入	-

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(長野県東信・南信)



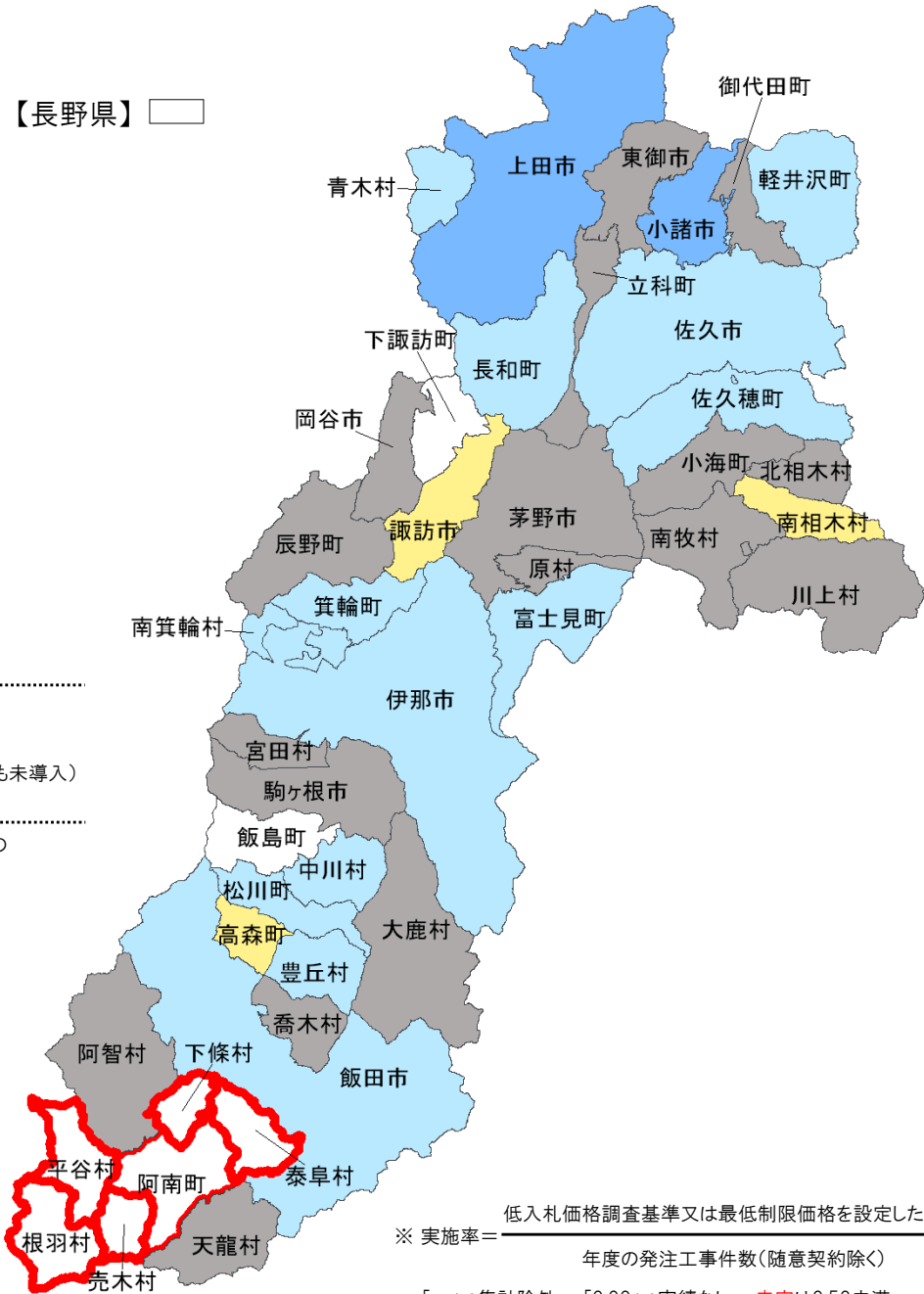
【長野県】

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準
令和4年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル相当の水準
平成31年中央公契連モデル未満の水準
制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

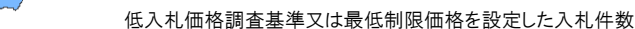
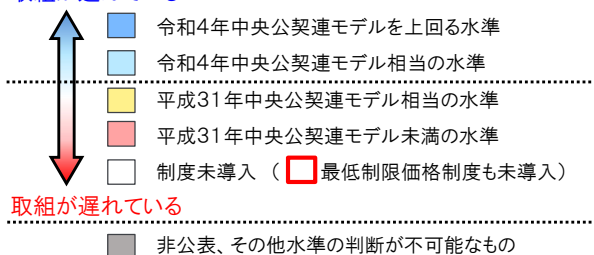
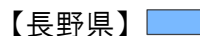
取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの



低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

発注機関	算定式	実施率※
上田市	変動型 (R 4モデル上回る)	0.99
岡谷市	非公表	1.00
飯田市	R 4モデルを採用	1.00
諏訪市	H31モデルを採用	1.00
小諸市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
伊那市	R 4モデルを採用	1.00
駒ヶ根市	非公表	1.00
茅野市	その他の独自モデルを採用	1.00
佐久市	R 4モデルを採用	1.00
東御市	非公表	1.00
小海町	非公表	0.89
川上村	非公表	1.00
南牧村	非公表	1.00
南相木村	H31モデルを採用	1.00
北相木村	非公表	1.00
佐久穂町	R 4モデルを採用	1.00
軽井沢町	R 4モデルを採用	0.97
御代田町	非公表	1.00
立科町	非公表	0.71
青木村	R 4モデルを採用	0.20
長和町	R 4モデルを採用	0.79
下諏訪町	制度未導入	1.00
富士見町	R 4モデルを採用	0.92
原村	非公表	1.00
辰野町	その他の独自モデルを採用	0.75
箕輪町	R 4モデルを採用	0.54
飯島町	制度未導入	1.00
南箕輪村	R 4モデルを採用	1.00
中川村	R 4モデルを採用	0.08
宮田村	非公表	0.11
松川町	R 4モデルを採用	0.99
高森町	H31モデルを採用	0.77
阿南町	制度未導入	0.00
阿智村	非公表	0.38
平谷村	制度未導入	0.00
根羽村	制度未導入	0.00
下條村	制度未導入	0.00
売木村	制度未導入	0.37
天龍村	非公表	1.00
泰阜村	制度未導入	1.00
喬木村	非公表	1.00
豊丘村	R 4モデルを採用	0.72
大鹿村	非公表	1.00

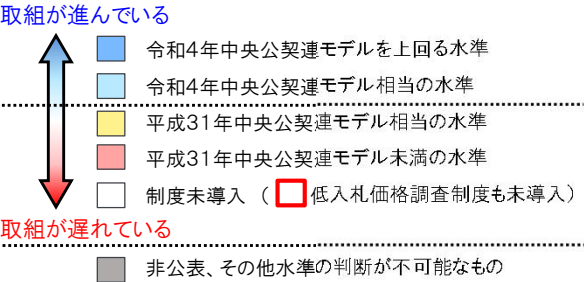


※ 実施率＝ $\frac{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

78

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(岐阜県)



【岐阜県】



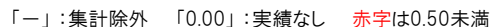
発注機関	算定式	実施率※
岐阜市	R 4 モデルを採用	1.00
大垣市	R 4 モデルを採用	1.00
高山市	R 4 モデルを採用	1.00
多治見市	R 4 モデルを採用	0.36
関市	R 4 モデルを採用	0.34
中津川市	その他の独自モデルを採用	0.64
美濃市	制度未導入	0.38
瑞浪市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
羽島市	その他の独自モデルを採用	0.28
恵那市	定めていない	1.00
美濃加茂市	R 4 モデルを採用	1.00
土岐市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
各務原市	R 4 モデルを採用	0.66
可児市	R 4 モデルを採用	0.62
山県市	R 4 モデルを採用	1.00
瑞穂市	R 4 モデルを採用	0.40
飛騨市	非公表	0.21
本巣市	R 4 モデルを採用	0.51
郡上市	その他の独自モデルを採用	1.00
下呂市	R 4 モデルを採用	1.00
海津市	非公表	1.00
岐南町	独自モデル (H31モデル未満)	0.54
笠松町	制度未導入	1.00
養老町	制度未導入	0.18
垂井町	非公表	0.04
関ヶ原町	制度未導入	1.00
神戸町	R 4 モデルを採用	0.14
輪之内町	非公表	1.00
安八町	非公表	1.00
揖斐川町	R 4 モデルを採用	0.52
大野町	非公表	1.00
池田町	非公表	1.00
北方町	R 4 モデルを採用	0.06
坂祝町	非公表	1.00
富加町	独自モデル (H31モデル未満)	0.82
川辺町	制度未導入	0.47
七宗町	R 4 モデルを採用	0.17
八百津町	制度未導入	0.20
白川町	非公表	0.00
東白川村	R 4 モデルを採用	1.00
御嵩町	制度未導入	0.27
白川村	H31モデルを採用	1.00

※ 実施率＝
低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
／
年度の発注工事件数(随意契約除く)

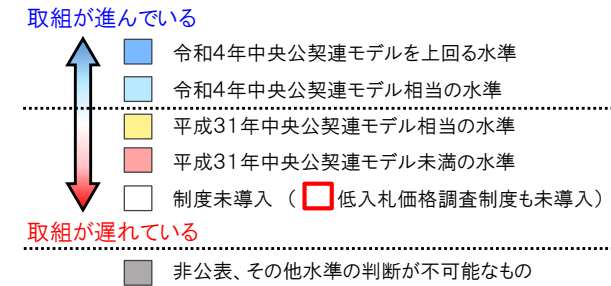
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が遅れている

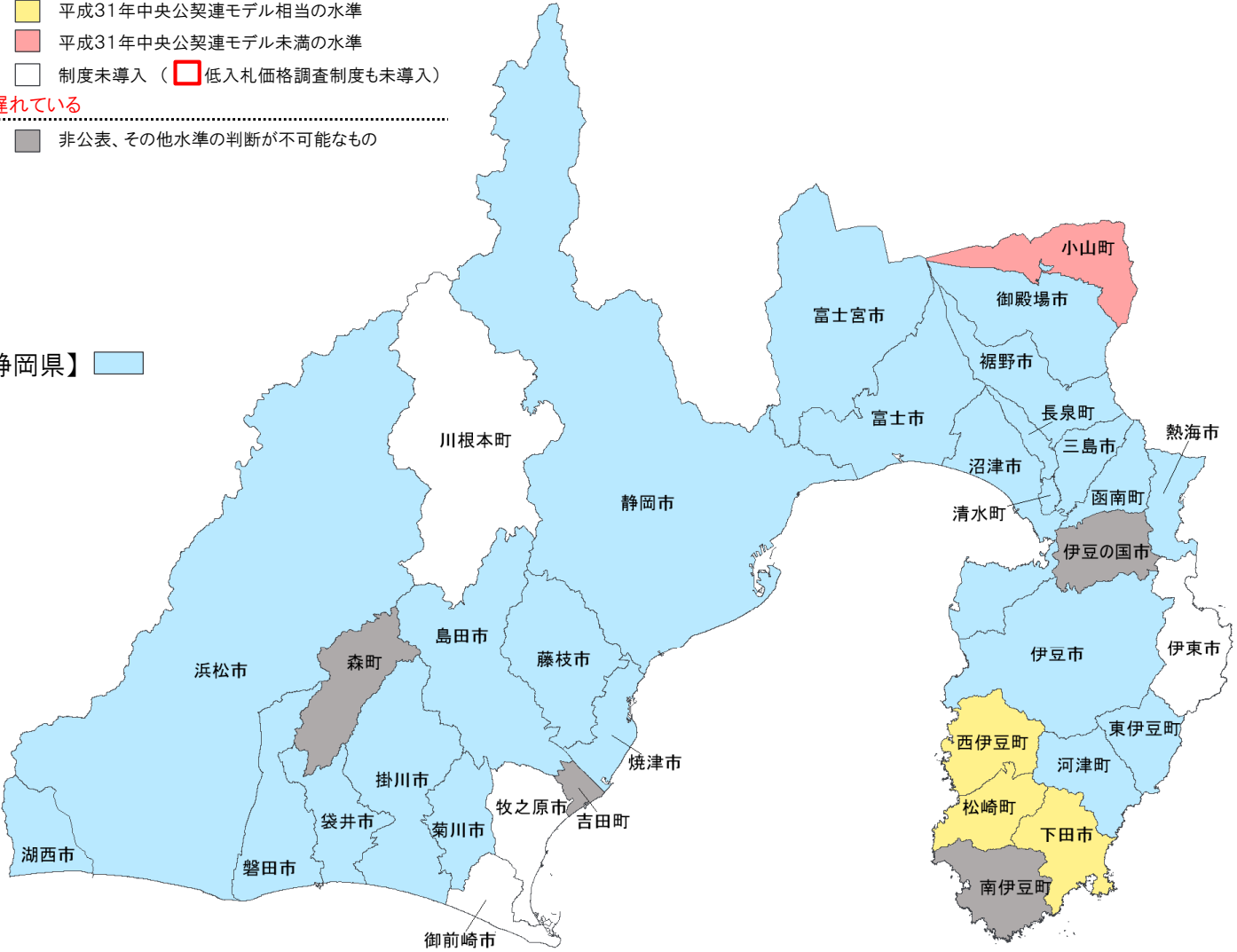
【岐阜県】 

80

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(静岡県)



【静岡県】



発注機関	算定式	実施率※
静岡市	R 4 モデルを採用	1.00
浜松市	R 4 モデルを採用	1.00
沼津市	R 4 モデルを採用	0.84
熱海市	R 4 モデルを採用	0.07
三島市	R 4 モデルを採用	0.94
富士宮市	R 4 モデルを採用	1.00
伊東市	制度未導入	1.00
島田市	R 4 モデルを採用	1.00
富士市	R 4 モデルを採用	0.98
磐田市	R 4 モデルを採用	1.00
焼津市	R 4 モデルを採用	1.00
掛川市	R 4 モデルを採用	1.00
藤枝市	R 4 モデルを採用	1.00
御殿場市	R 4 モデルを採用	0.96
袋井市	R 4 モデルを採用	1.00
下田市	H31モデルを採用	1.00
裾野市	R 4 モデルを採用	0.63
湖西市	R 4 モデルを採用	1.00
伊豆市	R 4 モデルを採用	1.00
御前崎市	制度未導入	1.00
菊川市	R 4 モデルを採用	1.00
伊豆の国市	非公表	0.65
牧之原市	制度未導入	0.51
東伊豆町	R 4 モデルを採用	1.00
河津町	R 4 モデルを採用	0.90
南伊豆町	非公表	1.00
松崎町	H31モデルを採用	1.00
西伊豆町	H31モデルを採用	0.90
函南町	R 4 モデルを採用	0.29
清水町	R 4 モデルを採用	0.37
長泉町	R 4 モデルを採用	0.12
小山町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
吉田町	非公表	0.89
川根本町	制度未導入	1.00
森町	非公表	1.00

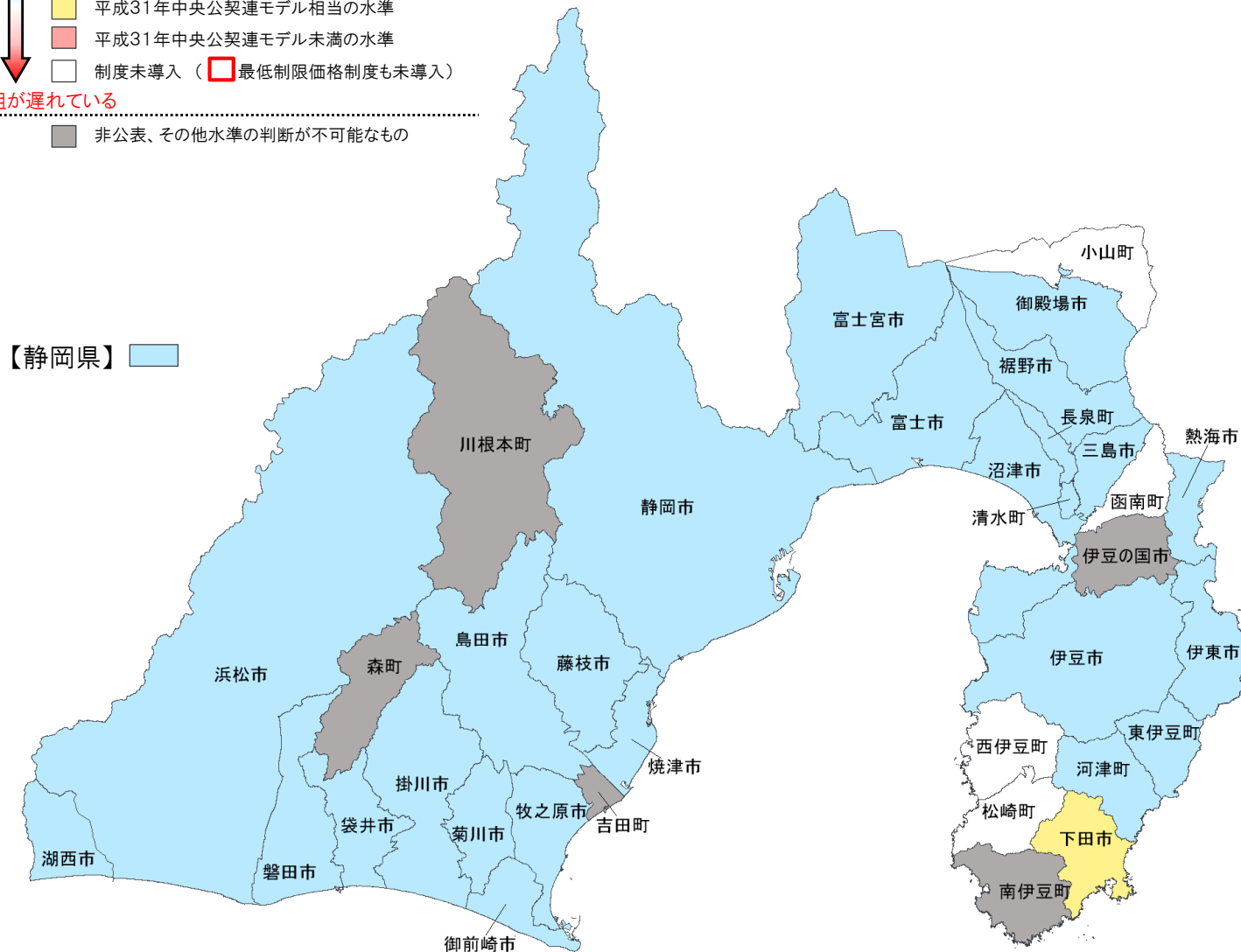
※ 実施率＝
低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
／
年度の発注工事件数(随意契約除く)

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

令和4年中央公契連モデルを上回る水準
 令和4年中央公契連モデル相当の水準
 平成31年中央公契連モデル相当の水準
 平成31年中央公契連モデル未満の水準
 制度未導入（ 最低制限価格制度也未導入）

組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

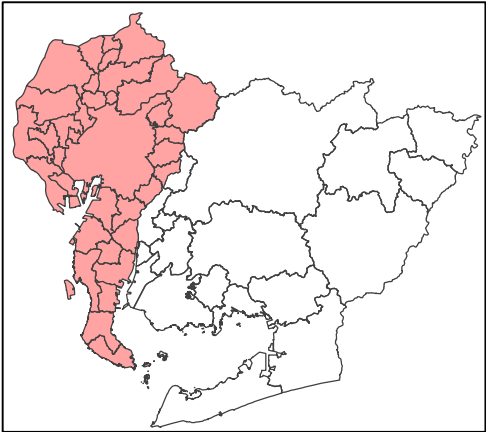


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
静岡市	R 4 モデルを採用	1.00
浜松市	R 4 モデルを採用	1.00
沼津市	R 4 モデルを採用	0.84
熱海市	R 4 モデルを採用	0.07
三島市	R 4 モデルを採用	0.94
富士宮市	R 4 モデルを採用	1.00
伊東市	R 4 モデルを採用	1.00
島田市	R 4 モデルを採用	1.00
富士市	R 4 モデルを採用	0.98
磐田市	R 4 モデルを採用	1.00
焼津市	R 4 モデルを採用	1.00
掛川市	R 4 モデルを採用	1.00
藤枝市	R 4 モデルを採用	1.00
御殿場市	R 4 モデルを採用	0.96
袋井市	R 4 モデルを採用	1.00
下田市	H31モデルを採用	1.00
裾野市	R 4 モデルを採用	0.63
湖西市	R 4 モデルを採用	1.00
伊豆市	R 4 モデルを採用	1.00
御前崎市	R 4 モデルを採用	1.00
菊川市	R 4 モデルを採用	1.00
伊豆の国市	非公表	0.65
牧之原市	R 4 モデルを採用	0.51
東伊豆町	R 4 モデルを採用	1.00
河津町	R 4 モデルを採用	0.90
南伊豆町	非公表	1.00
松崎町	制度未導入	1.00
西伊豆町	制度未導入	0.90
函南町	制度未導入	0.29
清水町	R 4 モデルを採用	0.37
長泉町	R 4 モデルを採用	0.12
小山町	制度未導入	1.00
吉田町	非公表	0.89
川根本町	非公表	1.00
森町	非公表	1.00

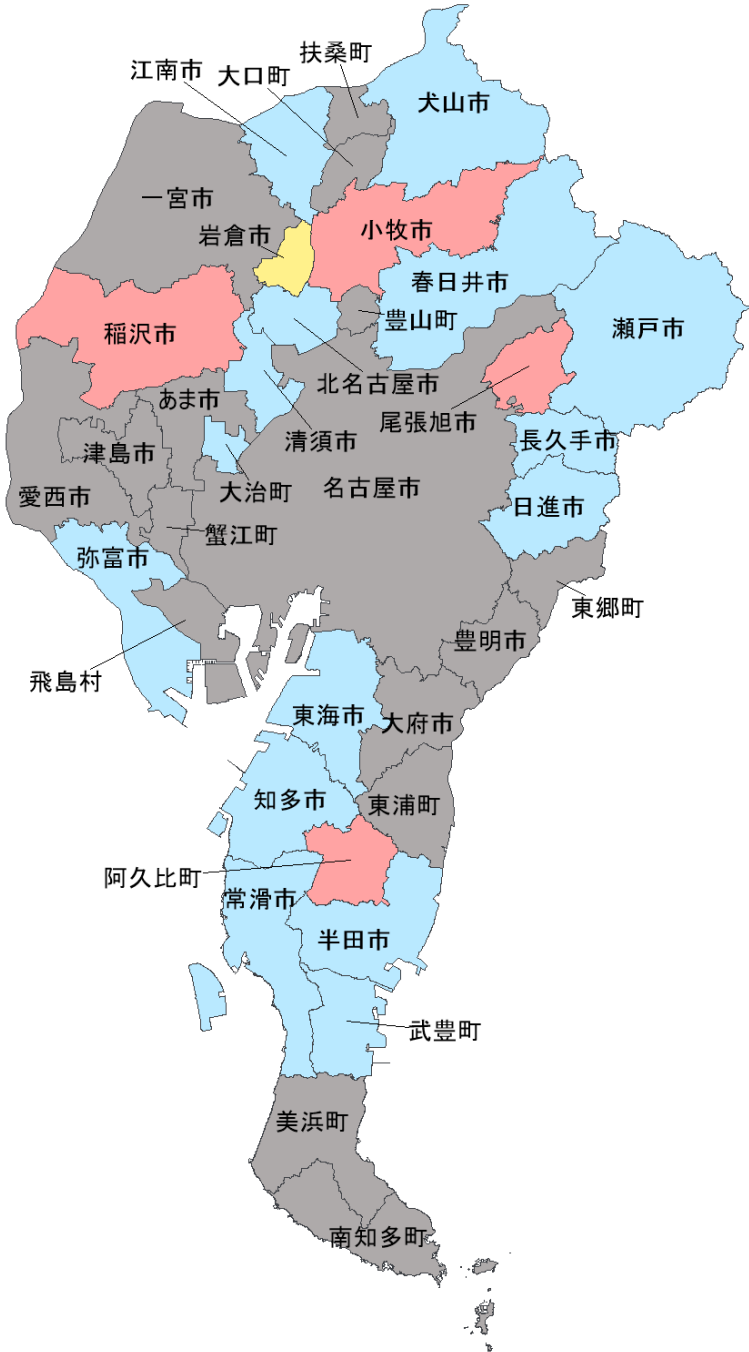
$$\text{※ 実施率} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$$

「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(愛知県尾張)



【愛知県】



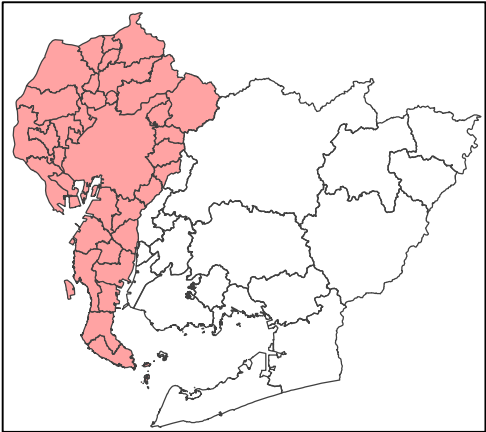
発注機関	算定式	実施率※
名古屋市	その他の独自モデルを採用	1.00
一宮市	その他の独自モデルを採用	1.00
瀬戸市	R 4 モデルを採用	0.53
半田市	R 4 モデルを採用	0.96
春日井市	R 4 モデルを採用	1.00
津島市	非公表	1.00
犬山市	R 4 モデルを採用	0.40
常滑市	R 4 モデルを採用	1.00
江南市	R 4 モデルを採用	1.00
小牧市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
稲沢市	独自モデル (H31モデル未満)	0.47
東海市	R 4 モデルを採用	0.95
大府市	非公表	1.00
知多市	R 4 モデルを採用	1.00
尾張旭市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
岩倉市	H31モデルを採用	1.00
豊明市	非公表	1.00
日進市	R 4 モデルを採用	1.00
愛西市	非公表	1.00
清須市	R 4 モデルを採用	0.19
北名古屋市	R 4 モデルを採用	0.15
弥富市	R 4 モデルを採用	0.47
あま市	非公表	1.00
長久手市	R 4 モデルを採用	0.74
東郷町	非公表	1.00
豊山町	非公表	1.00
大口町	非公表	1.00
扶桑町	非公表	0.03
大治町	R 4 モデルを採用	0.18
蟹江町	非公表	1.00
飛島村	非公表	0.97
阿久比町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
東浦町	その他の独自モデルを採用	0.86
南知多町	非公表	0.19
美浜町	非公表	0.14
武豊町	R 4 モデルを採用	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数

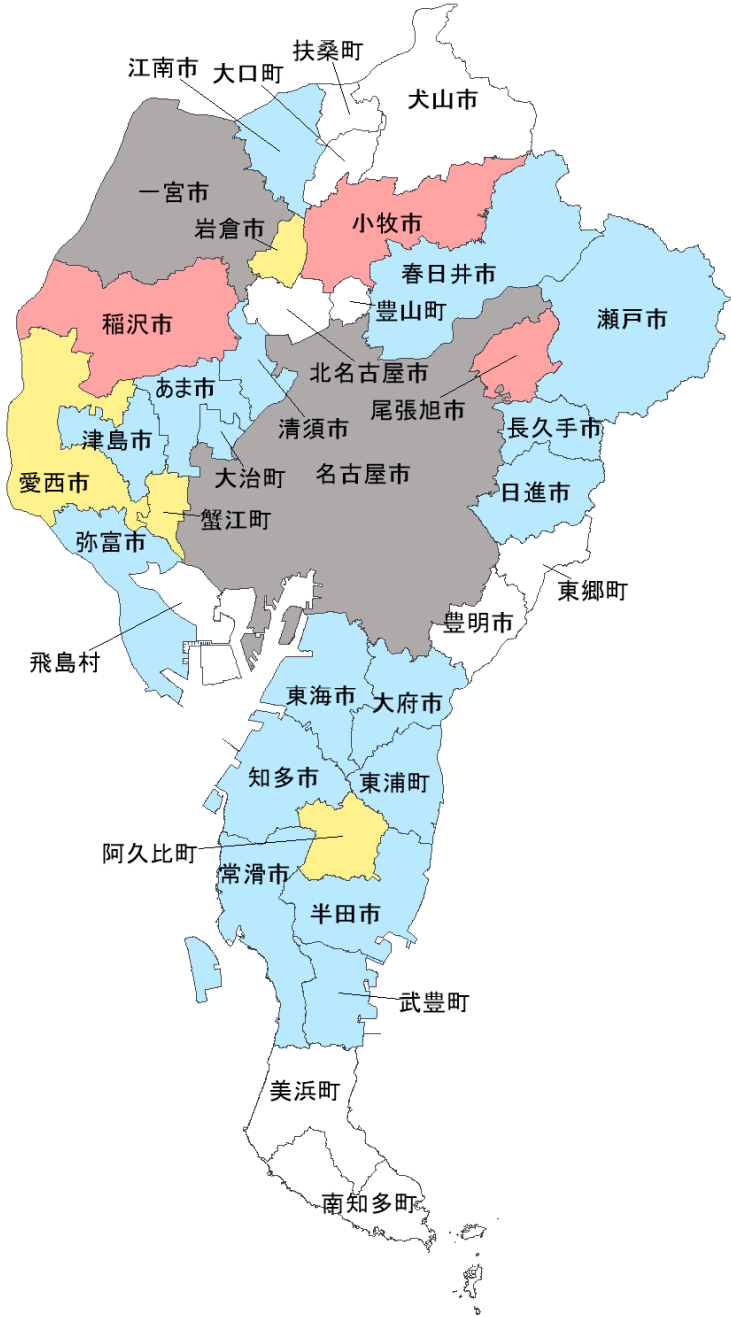
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(愛知県尾張)



【愛知県】

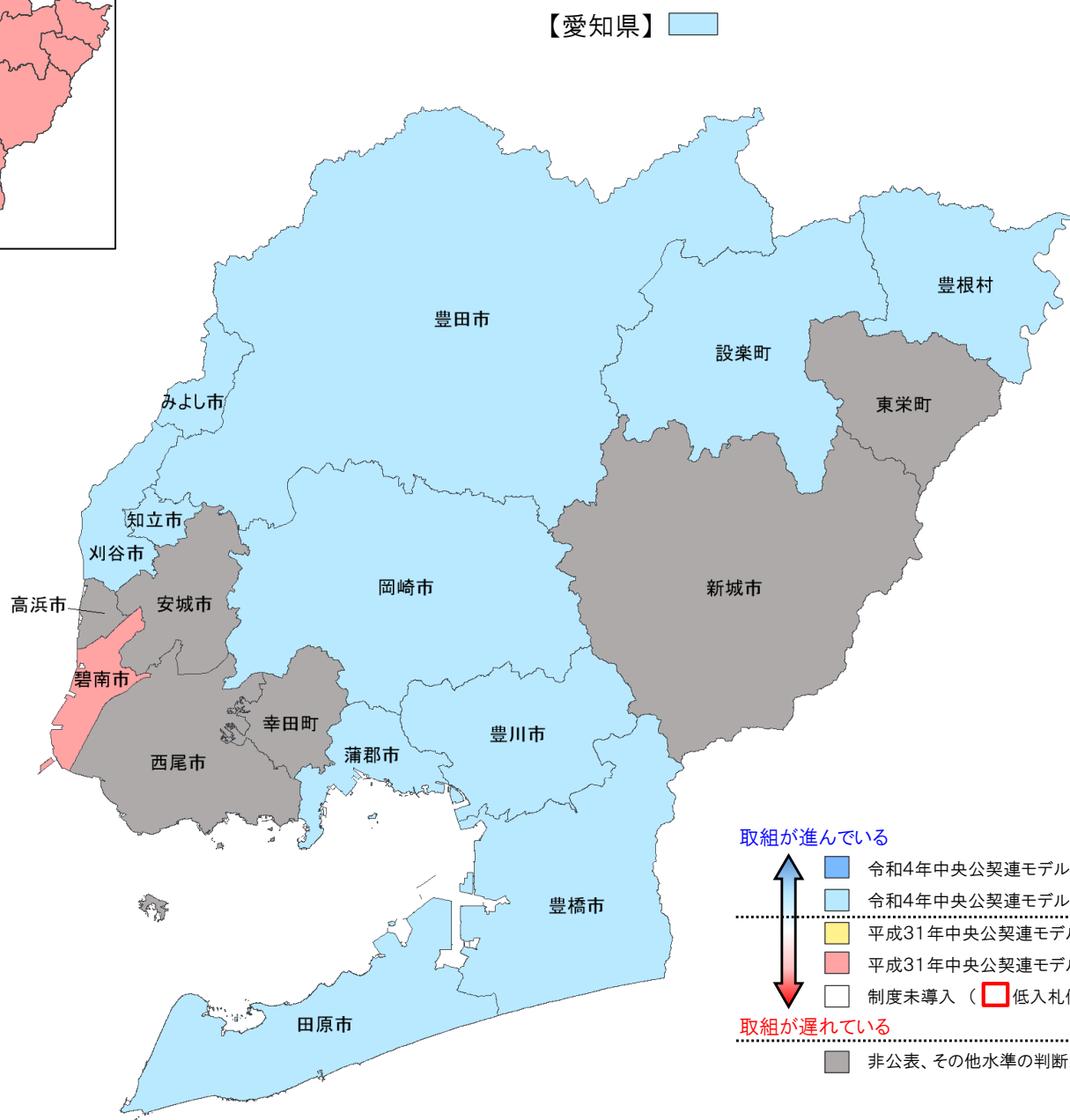
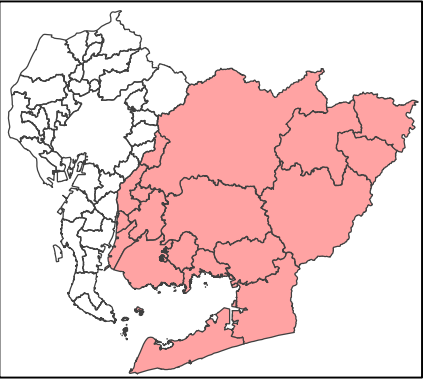


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
名古屋市	その他の独自モデルを採用	1.00
一宮市	その他の独自モデルを採用	1.00
瀬戸市	R 4 モデルを採用	0.53
半田市	R 4 モデルを採用	0.96
春日井市	R 4 モデルを採用	1.00
津島市	R 4 モデルを採用	1.00
犬山市	制度未導入	0.40
常滑市	R 4 モデルを採用	1.00
江南市	R 4 モデルを採用	1.00
小牧市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
稲沢市	独自モデル (H31モデル未満)	0.47
東海市	R 4 モデルを採用	0.95
大府市	R 4 モデルを採用	1.00
知多市	R 4 モデルを採用	1.00
尾張旭市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
岩倉市	H31モデルを採用	1.00
豊明市	制度未導入	1.00
日進市	R 4 モデルを採用	1.00
愛西市	H31モデルを採用	1.00
清須市	R 4 モデルを採用	0.19
北名古屋市	制度未導入	0.15
弥富市	R 4 モデルを採用	0.47
あま市	R 4 モデルを採用	1.00
長久手市	R 4 モデルを採用	0.74
東郷町	制度未導入	1.00
豊山町	制度未導入	1.00
大口町	制度未導入	1.00
扶桑町	制度未導入	0.03
大治町	R 4 モデルを採用	0.18
蟹江町	H31モデルを採用	1.00
飛島村	制度未導入	0.97
阿久比町	H31モデルを採用	1.00
東浦町	R 4 モデルを採用	0.86
南知多町	制度未導入	0.19
美浜町	制度未導入	0.14
武豊町	R 4 モデルを採用	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数

※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)

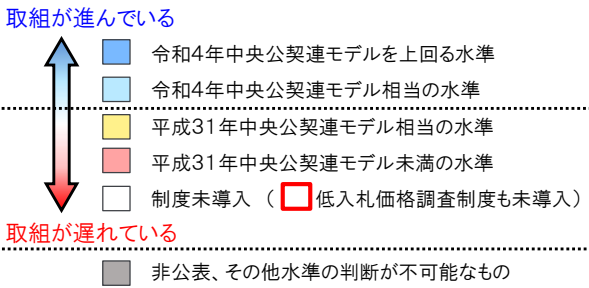
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

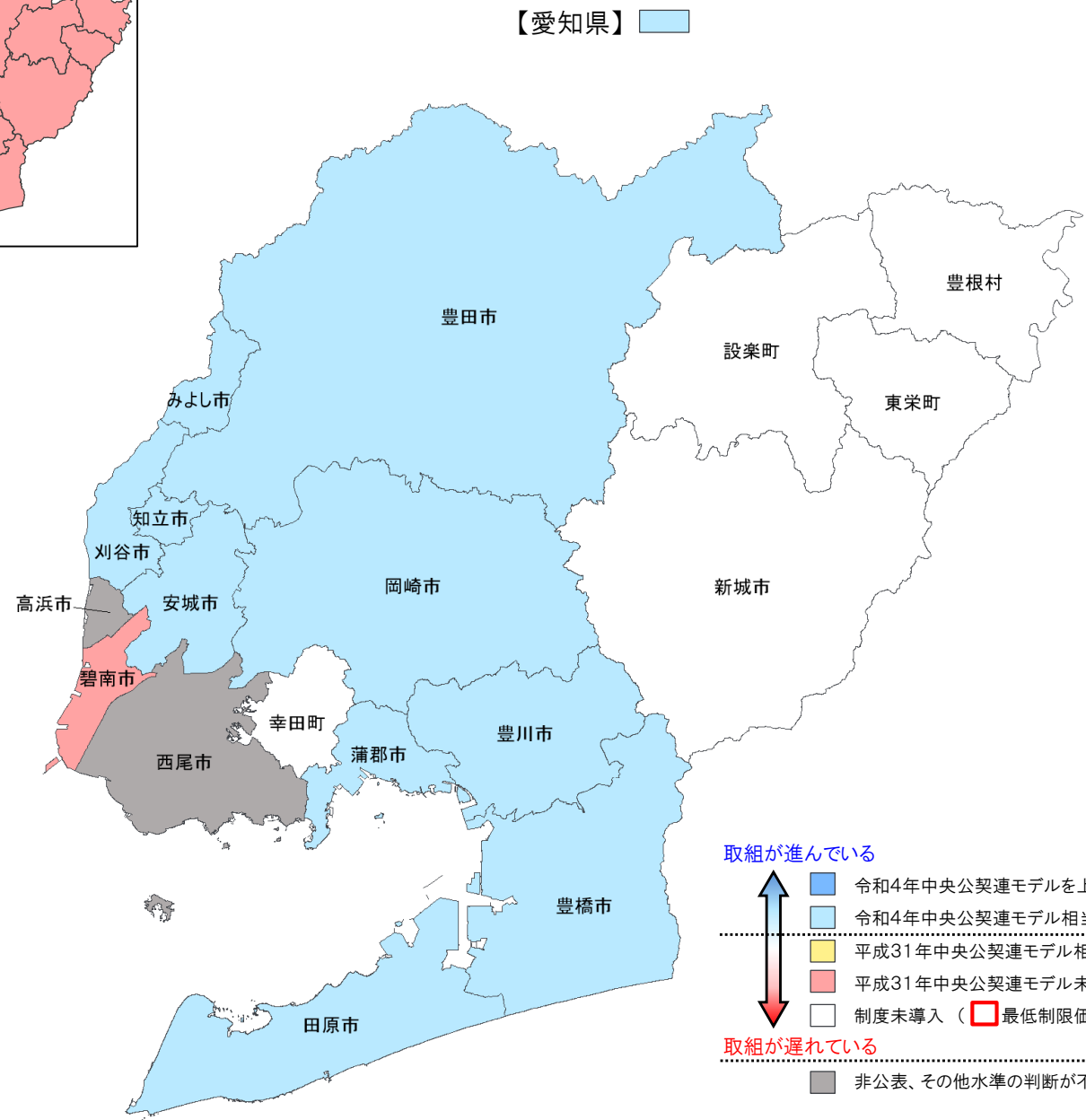
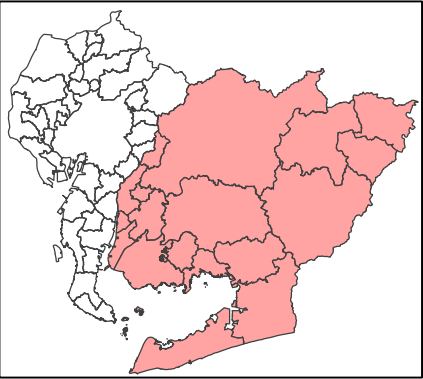


発注機関	算定式	実施率※
豊橋市	R 4 モデルを採用	1.00
岡崎市	R 4 モデルを採用	1.00
豊川市	R 4 モデルを採用	1.00
碧南市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
刈谷市	R 4 モデルを採用	1.00
豊田市	R 4 モデルを採用	1.00
安城市	その他の変動型を採用	1.00
西尾市	その他の独自モデルを採用	1.00
蒲郡市	R 4 モデルを採用	1.00
新城市	非公表	1.00
知立市	R 4 モデルを採用	1.00
高浜市	非公表	0.68
田原市	R 4 モデルを採用	1.00
みよし市	R 4 モデルを採用	1.00
幸田町	非公表	1.00
設楽町	R 4 モデルを採用	1.00
東栄町	非公表	1.00
豊根村	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

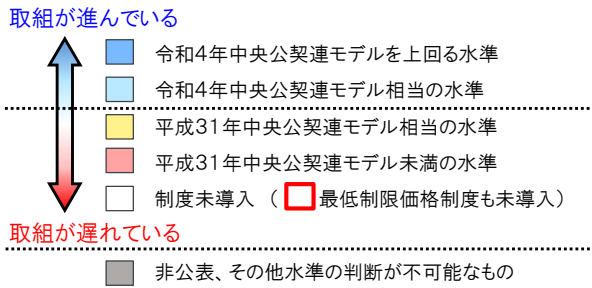




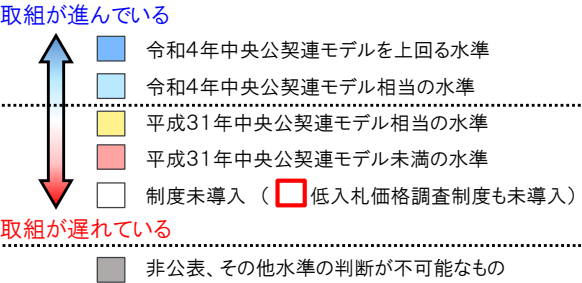
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
豊橋市	R 4 モデルを採用	1.00
岡崎市	R 4 モデルを採用	1.00
豊川市	R 4 モデルを採用	1.00
碧南市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
刈谷市	R 4 モデルを採用	1.00
豊田市	R 4 モデルを採用	1.00
安城市	R 4 モデルを採用	1.00
西尾市	その他の独自モデルを採用	1.00
蒲郡市	R 4 モデルを採用	1.00
新城市	制度未導入	1.00
知立市	R 4 モデルを採用	1.00
高浜市	非公表	0.68
田原市	R 4 モデルを採用	1.00
みよし市	R 4 モデルを採用	1.00
幸田町	制度未導入	1.00
設楽町	制度未導入	1.00
東栄町	制度未導入	1.00
豊根村	制度未導入	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

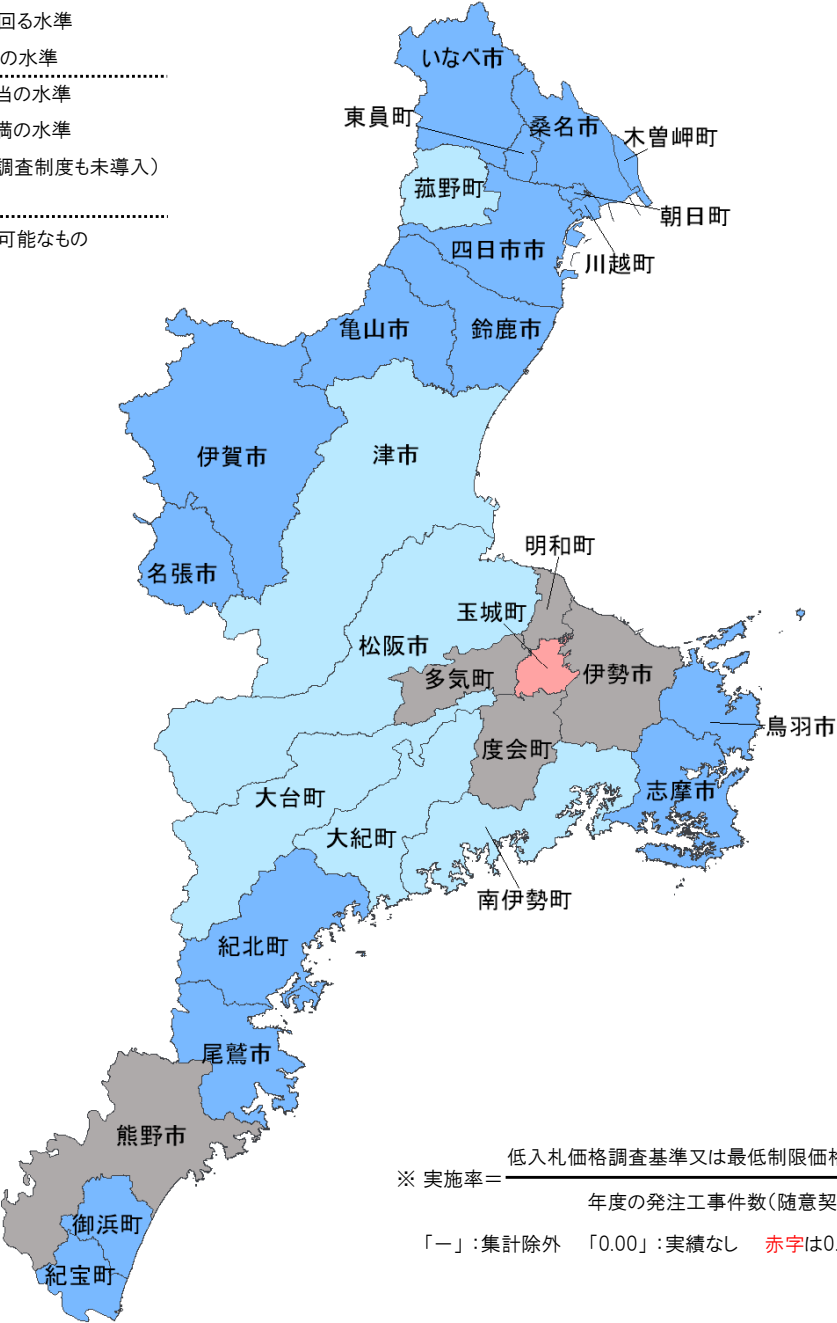
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(三重県)



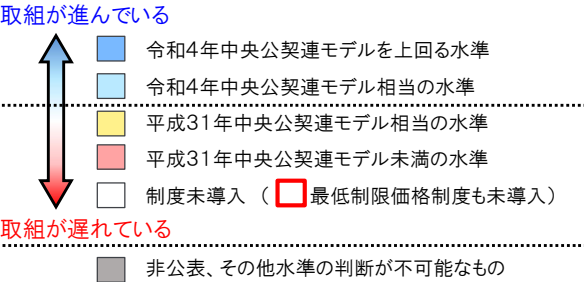
【三重県】



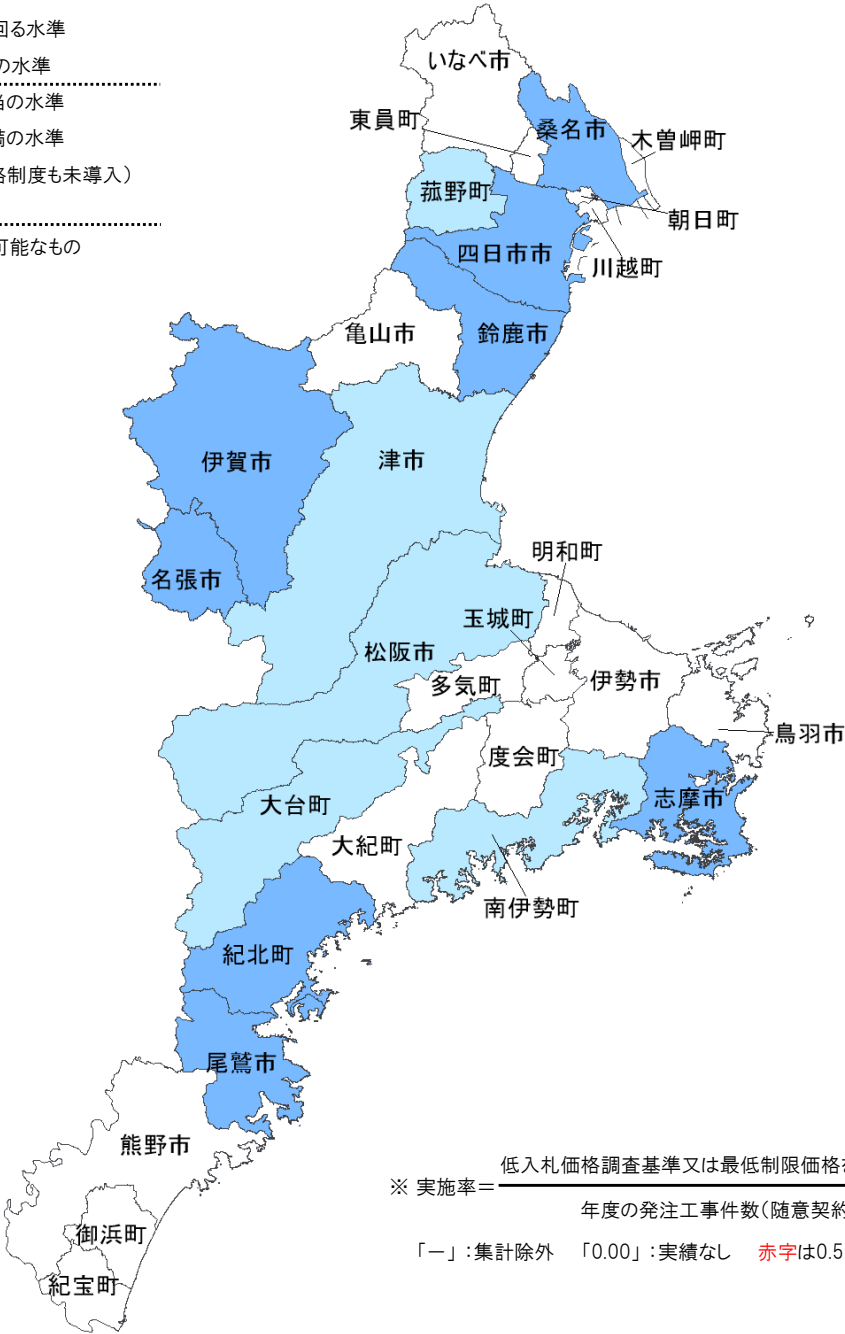
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

発注機関	算定式	実施率※
津市	R 4 モデルを採用	1.00
四日市市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
伊勢市	変動型 (R 4 モデル未満)	1.00
松阪市	R 4 モデルを採用	1.00
桑名市	変動型 (R 4 モデル上回る)	1.00
鈴鹿市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
名張市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
尾鷲市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
亀山市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.74
鳥羽市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
熊野市	非公表	1.00
いなべ市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
志摩市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
伊賀市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.95
木曽岬町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
東員町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.69
菰野町	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
朝日町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
川越町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
多気町	定めていない	1.00
明和町	その他の独自モデルを採用	1.00
大台町	R 4 モデルを採用	0.96
玉城町	独自モデル (H31モデル未満)	0.58
度会町	非公表	0.00
大紀町	R 4 モデルを採用	1.00
南伊勢町	R 4 モデルを採用	1.00
紀北町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
御浜町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
紀宝町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00



【三重県】

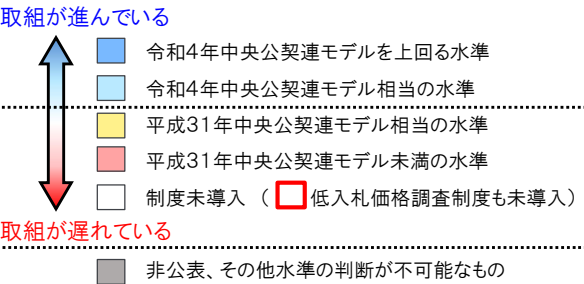


※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

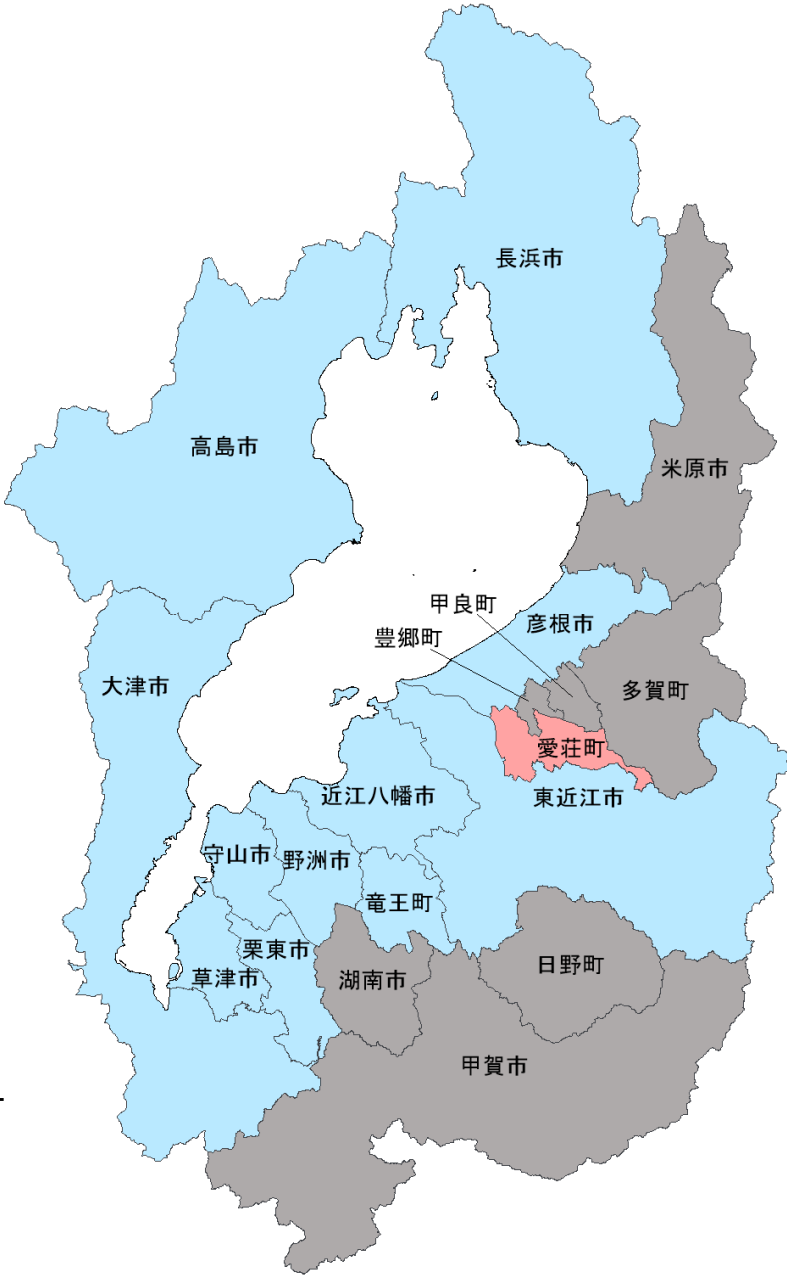
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

発注機関	算定式	実施率※(再掲)
津市	R 4 モデルを採用	1.00
四日市市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
伊勢市	制度未導入	1.00
松阪市	R 4 モデルを採用	1.00
桑名市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
鈴鹿市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
名張市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
尾鷲市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
亀山市	制度未導入	0.74
鳥羽市	制度未導入	1.00
熊野市	制度未導入	1.00
いなべ市	制度未導入	1.00
志摩市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
伊賀市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.95
木曽岬町	制度未導入	1.00
東員町	制度未導入	0.69
菰野町	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
朝日町	制度未導入	1.00
川越町	制度未導入	1.00
多気町	制度未導入	1.00
明和町	制度未導入	1.00
大台町	R 4 モデルを採用	0.96
玉城町	制度未導入	0.58
度会町	制度未導入	0.00
大紀町	制度未導入	1.00
南伊勢町	R 4 モデルを採用	1.00
紀北町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
御浜町	制度未導入	1.00
紀宝町	制度未導入	1.00

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(滋賀県)



【滋賀県】

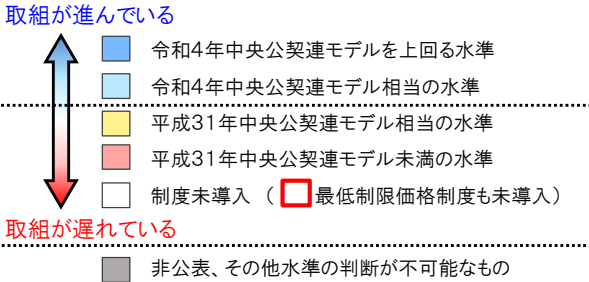


発注機関	算定式	実施率※
大津市	R 4 モデルを採用	1.00
彦根市	R 4 モデルを採用	1.00
長浜市	R 4 モデルを採用	1.00
近江八幡市	R 4 モデルを採用	1.00
草津市	R 4 モデルを採用	1.00
守山市	R 4 モデルを採用	1.00
栗東市	R 4 モデルを採用	1.00
甲賀市	非公表	0.98
野洲市	R 4 モデルを採用	1.00
湖南市	その他の変動型を採用	1.00
高島市	R 4 モデルを採用	1.00
東近江市	R 4 モデルを採用	1.00
米原市	非公表	1.00
日野町	非公表	1.00
竜王町	R 4 モデルを採用	1.00
愛荘町	独自モデル (H 31モデル未満)	1.00
豊郷町	非公表	1.00
甲良町	非公表	1.00
多賀町	非公表	1.00

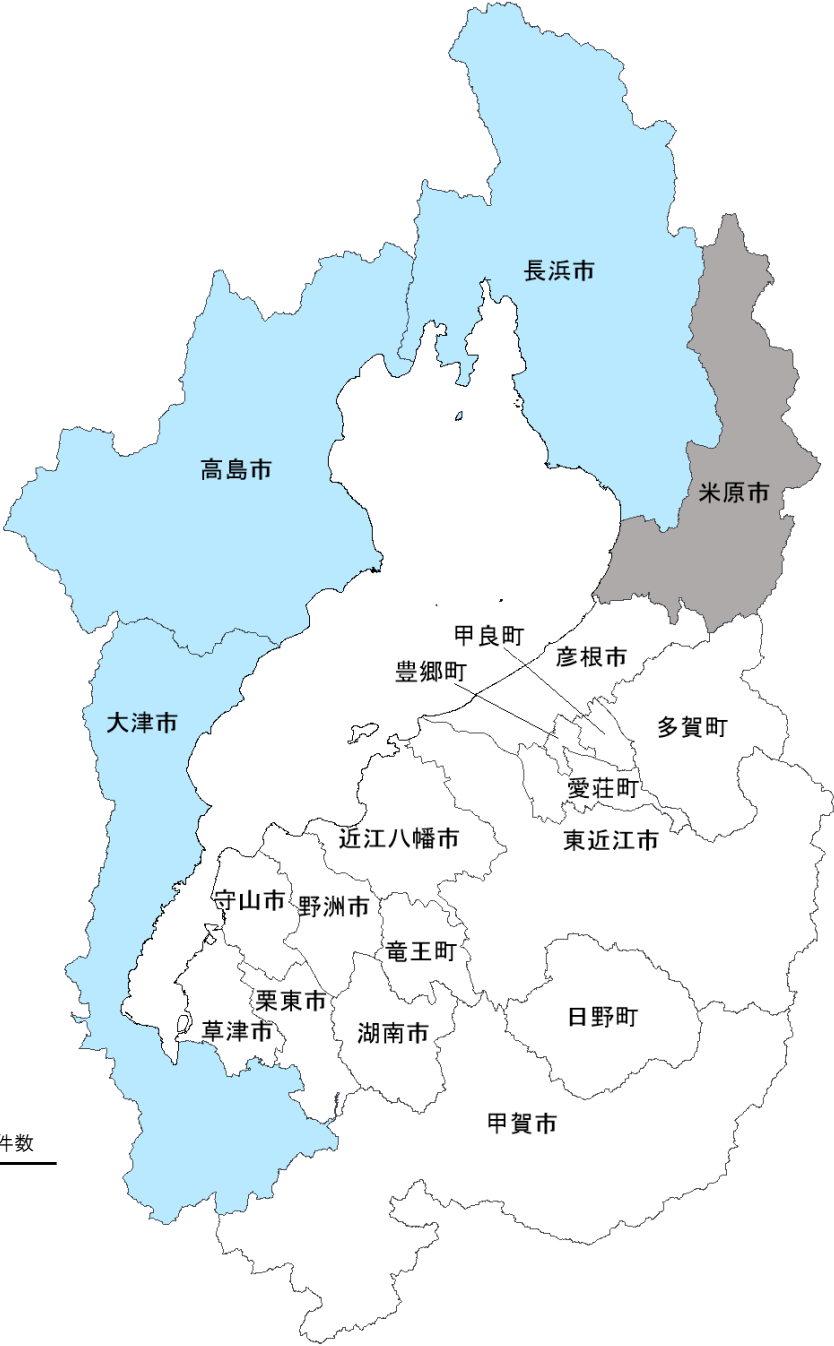
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(滋賀県)



【滋賀県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
大津市	R 4 モデルを採用	1.00
彦根市	制度未導入	1.00
長浜市	R 4 モデルを採用	1.00
近江八幡市	制度未導入	1.00
草津市	制度未導入	1.00
守山市	制度未導入	1.00
栗東市	制度未導入	1.00
甲賀市	制度未導入	0.98
野洲市	制度未導入	1.00
湖南市	制度未導入	1.00
高島市	R 4 モデルを採用	1.00
東近江市	制度未導入	1.00
米原市	非公表	1.00
日野町	制度未導入	1.00
竜王町	制度未導入	1.00
愛荘町	制度未導入	1.00
豊郷町	制度未導入	1.00
甲良町	制度未導入	1.00
多賀町	制度未導入	1.00
東近江市	制度未導入	1.00
守山市	制度未導入	1.00
野洲市	制度未導入	1.00
竜王町	制度未導入	1.00
栗東市	制度未導入	1.00
草津市	制度未導入	1.00
湖南市	制度未導入	1.00
日野町	制度未導入	1.00
甲賀市	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

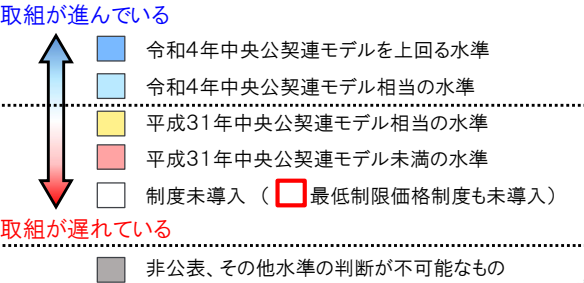
「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

取組が遅れている

【京都府】



91



【京都府】

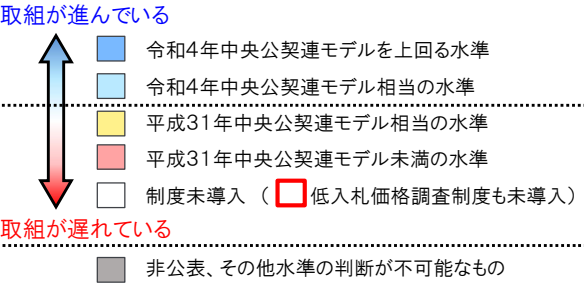


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
京都市	R 4 モデルを採用	1.00
福知山市	制度未導入	0.95
舞鶴市	R 4 モデルを採用	1.00
綾部市	制度未導入	1.00
宇治市	R 4 モデルを採用	1.00
宮津市	制度未導入	1.00
亀岡市	制度未導入	0.99
城陽市	制度未導入	1.00
向日市	制度未導入	0.75
長岡京市	R 4 モデルを採用	1.00
八幡市	制度未導入	1.00
京田辺市	R 4 モデルを採用	0.99
京丹後市	制度未導入	0.97
南丹市	R 4 モデルを採用	1.00
木津川市	制度未導入	1.00
大山崎町	制度未導入	1.00
久御山町	制度未導入	0.60
井手町	R 4 モデルを採用	0.92
宇治田原町	制度未導入	0.00
笠置町	制度未導入	1.00
和束町	制度未導入	1.00
精華町	制度未導入	1.00
南山城村	制度未導入	0.83
京丹波町	制度未導入	1.00
伊根町	制度未導入	1.00
与謝野町	制度未導入	1.00

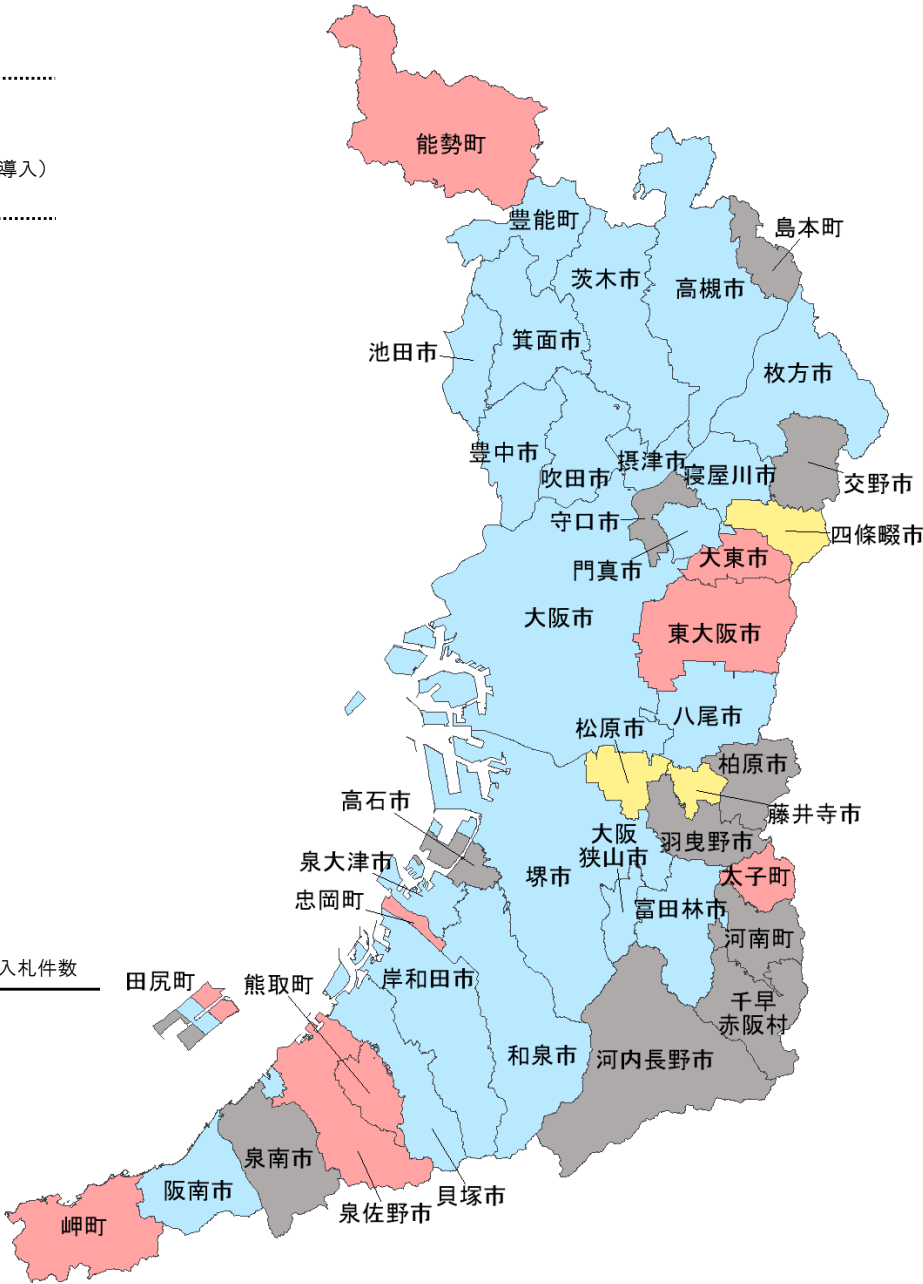
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(大阪府)



【大阪府】

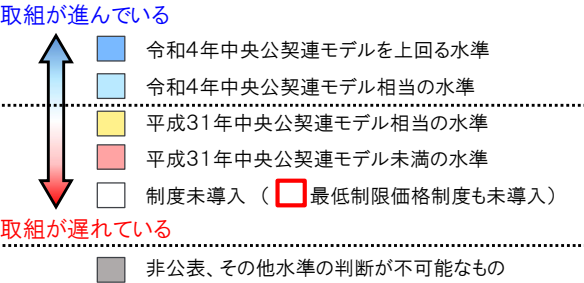


※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

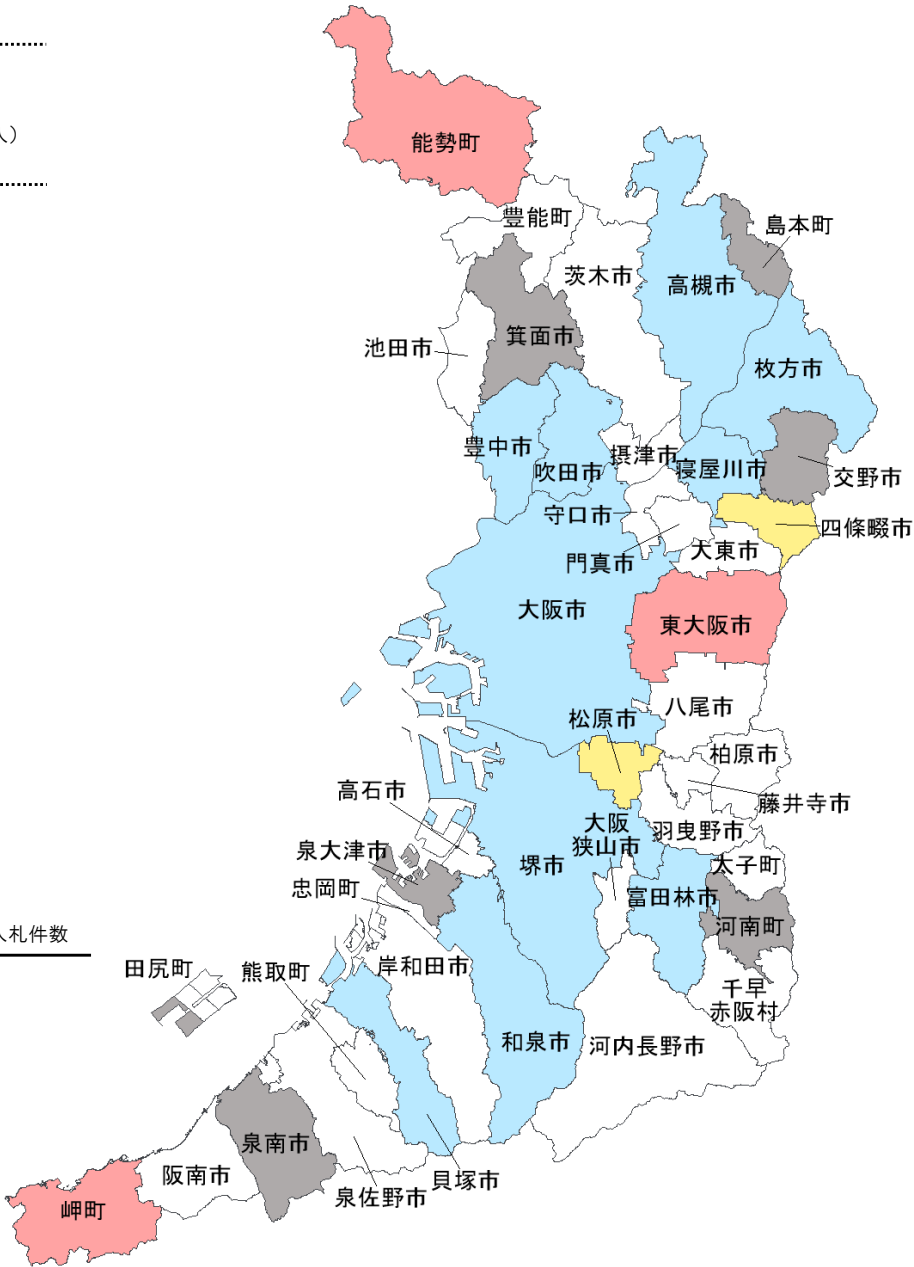
「-」: 集計除外 「0.00」: 実績なし 赤字は0.50未満

発注機関	算定式	実施率※
大阪市	R 4 モデルを採用	1.00
堺市	R 4 モデルを採用	1.00
岸和田市	R 4 モデルを採用	1.00
豊中市	R 4 モデルを採用	1.00
池田市	R 4 モデルを採用	0.05
吹田市	R 4 モデルを採用	1.00
泉大津市	R 4 モデルを採用	1.00
高槻市	R 4 モデルを採用	1.00
貝塚市	R 4 モデルを採用	1.00
守口市	変動型 (R 4 モデル未満)	1.00
枚方市	R 4 モデルを採用	1.00
茨木市	R 4 モデルを採用	1.00
八尾市	R 4 モデルを採用	1.00
泉佐野市	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
富田林市	R 4 モデルを採用	1.00
寝屋川市	R 4 モデルを採用	1.00
河内長野市	非公表	1.00
松原市	独自モデル (H 31 モデル相当)	0.37
大東市	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
和泉市	R 4 モデルを採用	1.00
箕面市	R 4 モデルを採用	0.78
柏原市	非公表	1.00
羽曳野市	非公表	1.00
門真市	R 4 モデルを採用	1.00
摂津市	R 4 モデルを採用	1.00
高石市	非公表	1.00
藤井寺市	独自モデル (H 31 モデル相当)	1.00
東大阪市	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
泉南市	非公表	1.00
四條畷市	独自モデル (H 31 モデル相当)	1.00
交野市	非公表	1.00
大阪狭山市	R 4 モデルを採用	1.00
阪南市	R 4 モデルを採用	1.00
島本町	非公表	1.00
豊能町	R 4 モデルを採用	1.00
能勢町	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
忠岡町	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
熊取町	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
田尻町	R 4 モデルを採用	1.00
岬町	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
太子町	独自モデル (H 31 モデル未満)	1.00
河南町	非公表	1.00
千早赤阪村	非公表	0.93

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(大阪府)



【大阪府】

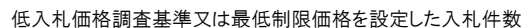


※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「-」: 集計除外 「0.00」: 実績なし 赤字は0.50未満

発注機関	算定式	実施率※(再掲)
大阪市	R 4 モデルを採用	1.00
堺市	R 4 モデルを採用	1.00
岸和田市	制度未導入	1.00
豊中市	R 4 モデルを採用	1.00
池田市	制度未導入	0.05
吹田市	R 4 モデルを採用	1.00
泉大津市	非公表	1.00
高槻市	R 4 モデルを採用	1.00
貝塚市	R 4 モデルを採用	1.00
守口市	制度未導入	1.00
枚方市	R 4 モデルを採用	1.00
茨木市	制度未導入	1.00
八尾市	制度未導入	1.00
泉佐野市	制度未導入	1.00
富田林市	R 4 モデルを採用	1.00
寝屋川市	R 4 モデルを採用	1.00
河内長野市	制度未導入	1.00
松原市	独自モデル (H31モデル相当)	0.37
大東市	制度未導入	1.00
和泉市	R 4 モデルを採用	1.00
箕面市	非公表	0.78
柏原市	制度未導入	1.00
羽曳野市	制度未導入	1.00
門真市	制度未導入	1.00
摂津市	制度未導入	1.00
高石市	制度未導入	1.00
藤井寺市	制度未導入	1.00
東大阪市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
泉南市	非公表	1.00
四條畷市	H31モデルを採用	1.00
交野市	非公表	1.00
大阪狭山市	制度未導入	1.00
阪南市	制度未導入	1.00
島本町	非公表	1.00
豊能町	制度未導入	1.00
能勢町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
忠岡町	制度未導入	1.00
熊取町	制度未導入	1.00
田尻町	制度未導入	1.00
岬町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
太子町	制度未導入	1.00
河南町	非公表	1.00
千早赤阪村	制度未導入	0.93

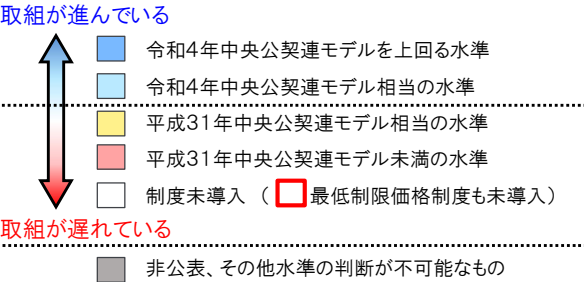
取組が遅れている

【兵庫県】 



「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

95



【兵庫県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
神戸市	R 4 モデルを採用	1.00
姫路市	R 4 モデルを採用	1.00
尼崎市	R 4 モデルを採用	0.92
明石市	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
西宮市	R 4 モデルを採用	1.00
洲本市	R 4 モデルを採用	1.00
芦屋市	制度未導入	1.00
伊丹市	R 4 モデルを採用	1.00
相生市	制度未導入	1.00
豊岡市	R 4 モデルを採用	1.00
加古川市	制度未導入	1.00
赤穂市	制度未導入	1.00
西脇市	R 4 モデルを採用	1.00
宝塚市	制度未導入	1.00
三木市	制度未導入	0.99
高砂市	制度未導入	1.00
川西市	R 4 モデルを採用	1.00
小野市	制度未導入	0.69
三田市	制度未導入	1.00
加西市	R 4 モデルを採用	1.00
丹波篠山市	R 4 モデルを採用	1.00
養父市	制度未導入	1.00
丹波市	R 4 モデルを採用	0.87
南あわじ市	R 4 モデルを採用	1.00
朝来市	R 4 モデルを採用	1.00
淡路市	非公表	1.00
宍粟市	制度未導入	0.67
加東市	R 4 モデルを採用	1.00
たつの市	R 4 モデルを採用	0.00
猪名川町	制度未導入	1.00
多可町	R 4 モデルを採用	0.83
稲美町	制度未導入	1.00
播磨町	制度未導入	1.00
市川町	制度未導入	0.97
福崎町	制度未導入	0.00
神河町	制度未導入	0.98
太子町	制度未導入	0.48
上郡町	制度未導入	1.00
佐用町	制度未導入	1.00
香美町	制度未導入	1.00
新温泉町	制度未導入	0.94

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

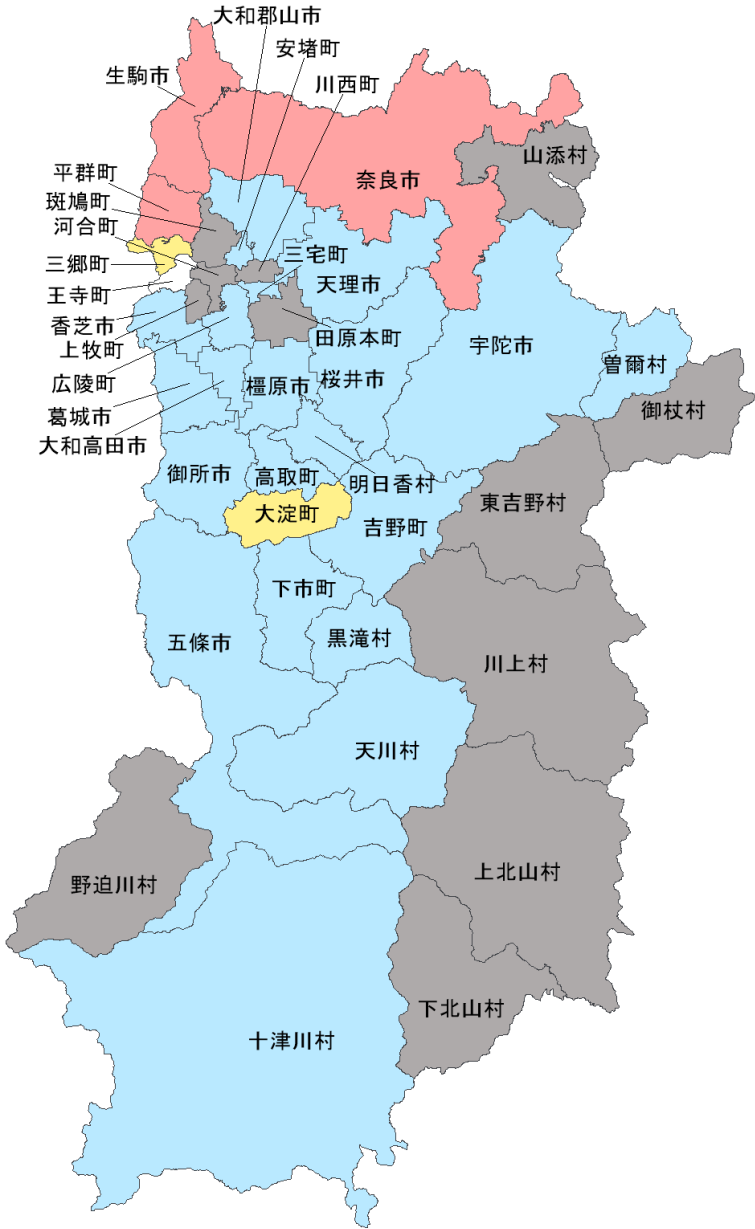
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【奈良県】

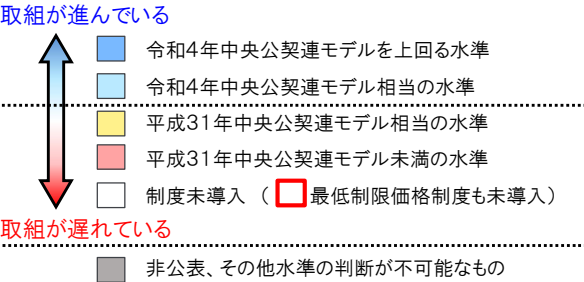


発注機関	算定式	実施率※
奈良市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
大和高田市	R 4 モデルを採用	1.00
大和郡山市	R 4 モデルを採用	1.00
天理市	R 4 モデルを採用	1.00
橿原市	R 4 モデルを採用	1.00
桜井市	R 4 モデルを採用	0.98
五條市	R 4 モデルを採用	1.00
御所市	R 4 モデルを採用	0.94
生駒市	独自モデル (H31モデル未満)	0.91
香芝市	R 4 モデルを採用	0.95
葛城市	R 4 モデルを採用	0.83
宇陀市	R 4 モデルを採用	0.00
山添村	非公表	0.95
平群町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
三郷町	H31モデルを採用	0.22
斑鳩町	その他の変動型を採用	1.00
安堵町	R 4 モデルを採用	1.00
川西町	非公表	0.68
三宅町	R 4 モデルを採用	1.00
田原本町	非公表	1.00
曾爾村	R 4 モデルを採用	1.00
御杖村	非公表	0.85
高取町	R 4 モデルを採用	0.00
明日香村	R 4 モデルを採用	1.00
上牧町	非公表	0.00
王寺町	制度未導入	0.00
広陵町	R 4 モデルを採用	1.00
河合町	非公表	0.05
吉野町	R 4 モデルを採用	0.89
大淀町	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
下市町	R 4 モデルを採用	0.97
黒滝村	R 4 モデルを採用	0.56
天川村	R 4 モデルを採用	0.73
野迫川村	非公表	1.00
十津川村	R 4 モデルを採用	1.00
下北山村	非公表	1.00
上北山村	非公表	1.00
川上村	非公表	1.00
東吉野村	非公表	1.00

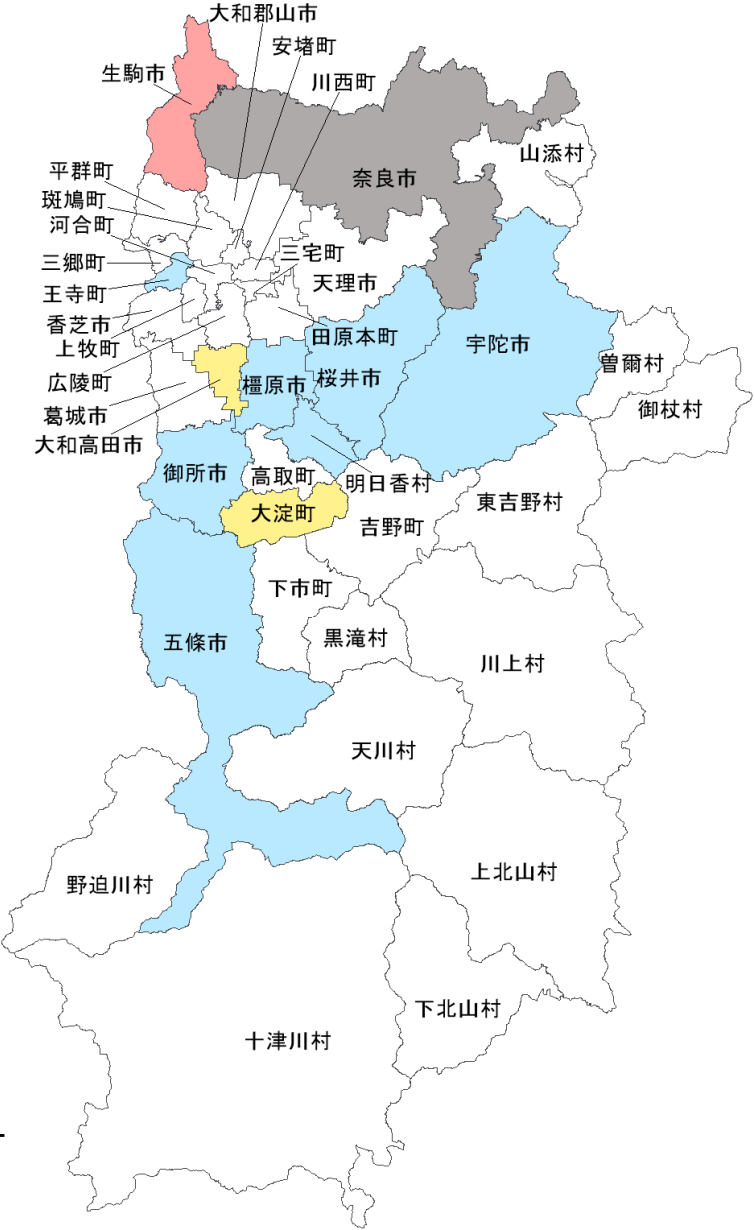
※ 実施率= $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(奈良県)



【奈良県】



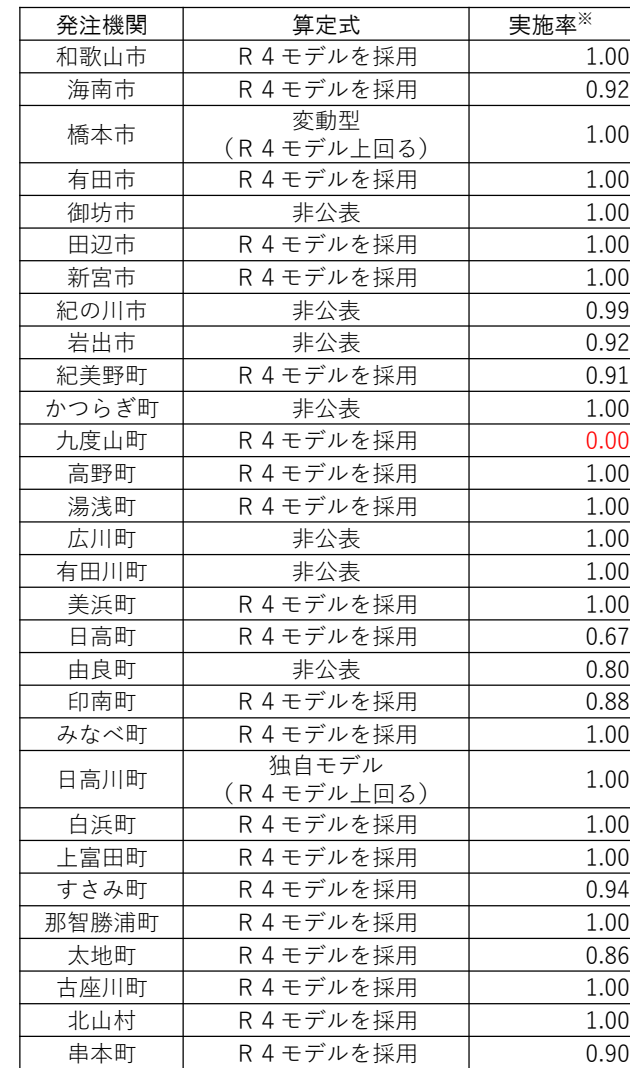
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
奈良市	その他の独自モデルを採用	1.00
大和高田市	H31モデルを採用	1.00
大和郡山市	制度未導入	1.00
天理市	制度未導入	1.00
橿原市	R4モデルを採用	1.00
桜井市	R4モデルを採用	0.98
五條市	R4モデルを採用	1.00
御所市	R4モデルを採用	0.94
生駒市	独自モデル (H31モデル未満)	0.91
香芝市	制度未導入	0.95
葛城市	制度未導入	0.83
宇陀市	R4モデルを採用	0.00
山添村	制度未導入	0.95
平群町	制度未導入	1.00
三郷町	制度未導入	0.22
斑鳩町	制度未導入	1.00
安堵町	制度未導入	1.00
川西町	制度未導入	0.68
三宅町	制度未導入	1.00
田原本町	制度未導入	1.00
曽爾村	制度未導入	1.00
御杖村	制度未導入	0.85
高取町	制度未導入	0.00
明日香村	R4モデルを採用	1.00
上牧町	制度未導入	0.00
王寺町	R4モデルを採用	0.00
広陵町	制度未導入	1.00
河合町	制度未導入	0.05
吉野町	制度未導入	0.89
大淀町	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
下市町	制度未導入	0.97
黒滝村	制度未導入	0.56
天川村	制度未導入	0.73
野迫川村	制度未導入	1.00
十津川村	制度未導入	1.00
下北山村	制度未導入	1.00
上北山村	制度未導入	1.00
川上村	制度未導入	1.00
東吉野村	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が遅れている

【和歌山県】



「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【和歌山県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
和歌山市	R 4 モデルを採用	1.00
海南市	R 4 モデルを採用	0.92
橋本市	R 4 モデルを採用	1.00
有田市	R 4 モデルを採用	1.00
御坊市	非公表	1.00
田辺市	R 4 モデルを採用	1.00
新宮市	R 4 モデルを採用	1.00
紀の川市	制度未導入	0.99
岩出市	制度未導入	0.92
紀美野町	R 4 モデルを採用	0.91
かつらぎ町	制度未導入	1.00
九度山町	制度未導入	0.00
高野町	制度未導入	1.00
湯浅町	制度未導入	1.00
広川町	制度未導入	1.00
有田川町	制度未導入	1.00
美浜町	R 4 モデルを採用	1.00
日高町	R 4 モデルを採用	0.67
由良町	制度未導入	0.80
印南町	制度未導入	0.88
みなべ町	R 4 モデルを採用	1.00
日高川町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
白浜町	制度未導入	1.00
上富田町	制度未導入	1.00
すさみ町	制度未導入	0.94
那智勝浦町	制度未導入	1.00
太地町	制度未導入	0.86
古座川町	制度未導入	1.00
北山村	制度未導入	1.00
串本町	制度未導入	0.90

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

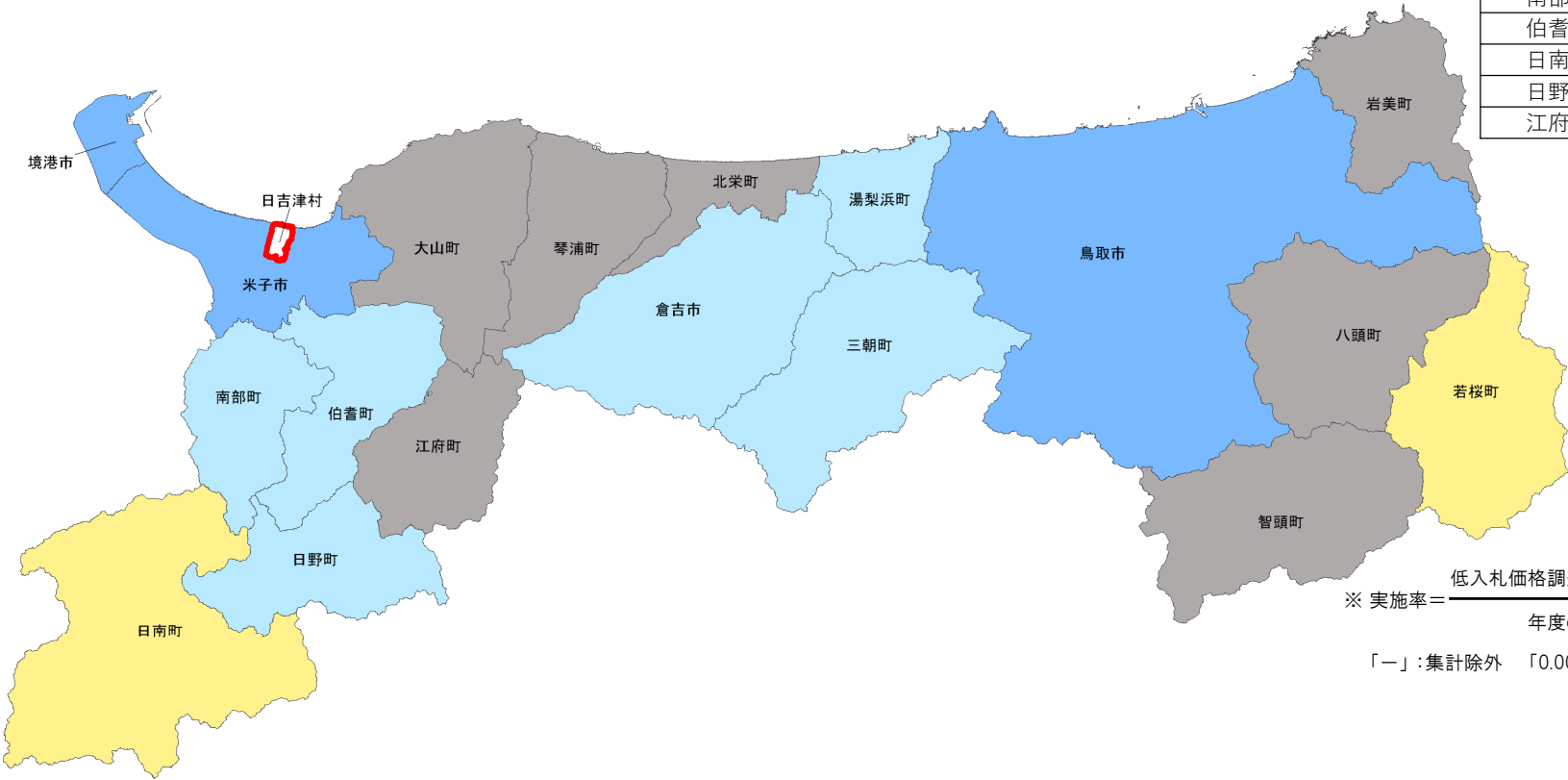
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

取組が遅れている

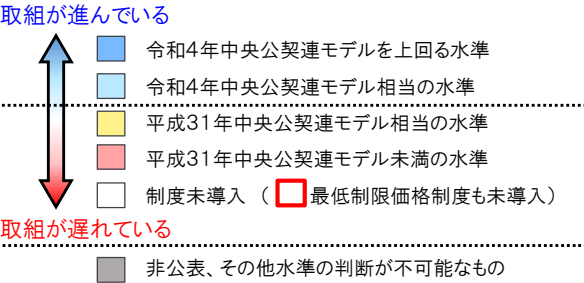
非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【鳥取県】

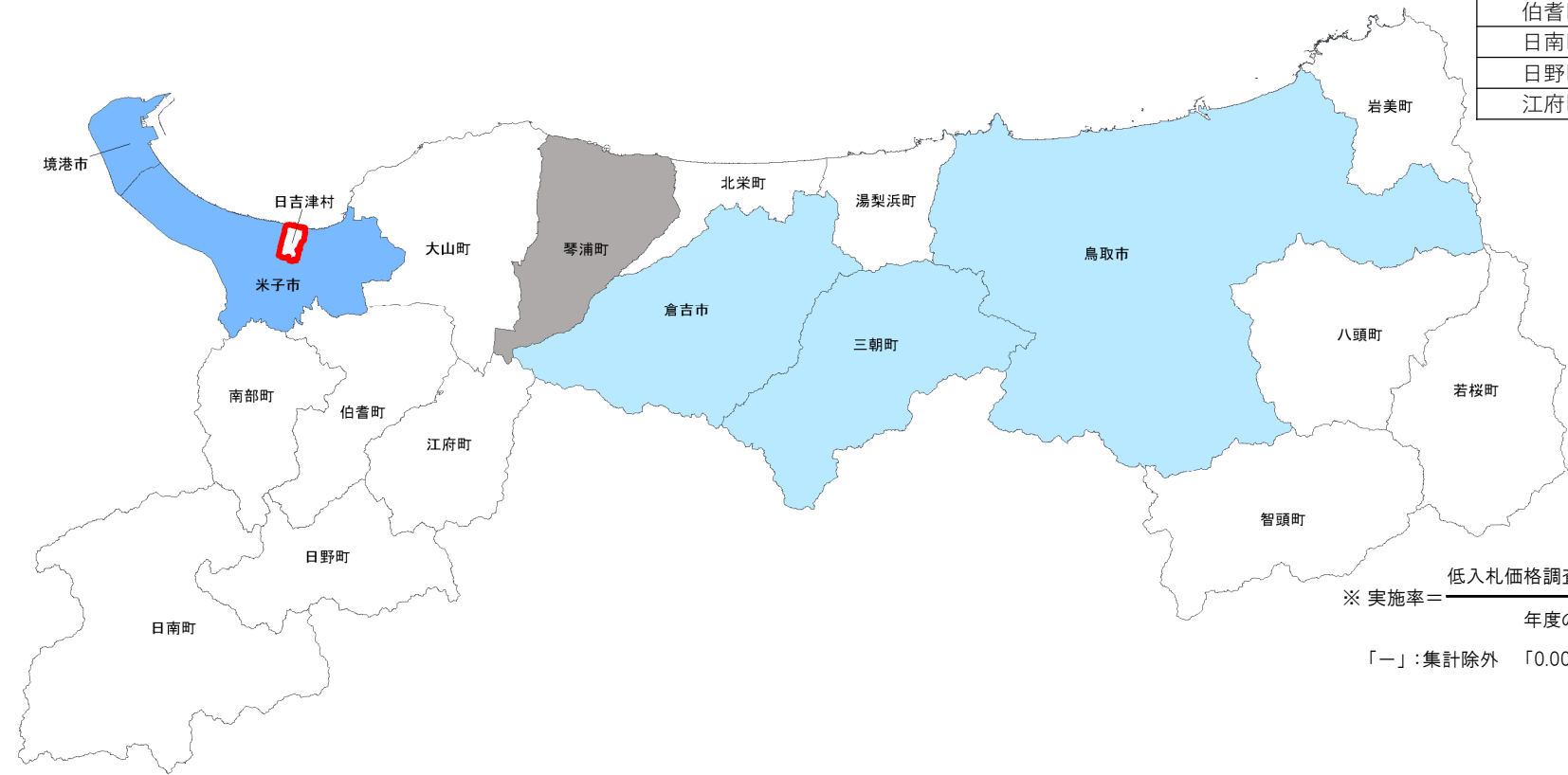


発注機関	算定式	実施率※
鳥取市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
米子市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
倉吉市	R 4 モデルを採用	1.00
境港市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
岩美町	定めていない	1.00
若桜町	H 31モデルを採用	1.00
智頭町	その他の独自モデルを採用	1.00
八頭町	その他の変動型を採用	1.00
三朝町	R 4 モデルを採用	0.00
湯梨浜町	R 4 モデルを採用	1.00
琴浦町	その他の独自モデルを採用	1.00
北栄町	非公表	0.28
日吉津村	制度未導入	0.00
大山町	定めていない	0.00
南部町	R 4 モデルを採用	1.00
伯耆町	R 4 モデルを採用	1.00
日南町	H 31モデルを採用	0.83
日野町	R 4 モデルを採用	1.00
江府町	非公表	0.82

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



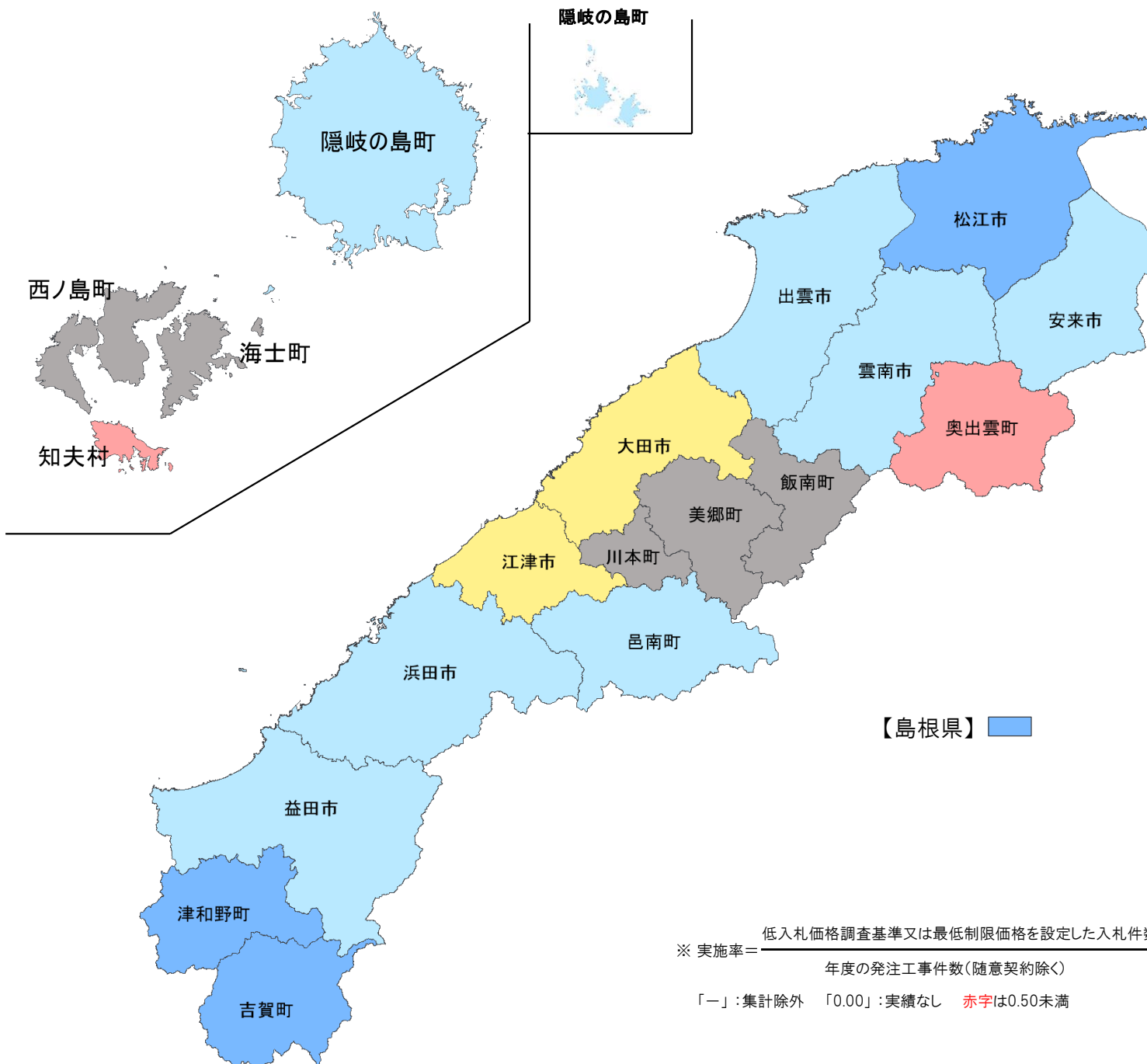
【鳥取県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
鳥取市	R 4 モデルを採用	1.00
米子市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
倉吉市	R 4 モデルを採用	1.00
境港市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
岩美町	制度未導入	1.00
若桜町	制度未導入	1.00
智頭町	制度未導入	1.00
八頭町	制度未導入	1.00
三朝町	R 4 モデルを採用	0.00
湯梨浜町	制度未導入	1.00
琴浦町	非公表	1.00
北栄町	制度未導入	0.28
日吉津村	制度未導入	0.00
大山町	制度未導入	0.00
南部町	制度未導入	1.00
伯耆町	制度未導入	1.00
日南町	制度未導入	0.83
日野町	制度未導入	1.00
江府町	制度未導入	0.82

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(島根県)



発注機関	算定式	実施率※
松江市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.91
浜田市	R 4 モデルを採用	1.00
出雲市	R 4 モデルを採用	0.97
益田市	R 4 モデルを採用	1.00
大田市	H31モデルを採用	0.53
安来市	R 4 モデルを採用	1.00
江津市	H31モデルを採用	0.52
雲南市	R 4 モデルを採用	0.50
奥出雲町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
飯南町	その他の独自モデルを採用	0.36
川本町	非公表	1.00
美郷町	非公表	1.00
邑南町	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
津和野町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
吉賀町	独自モデル (R 4 モデル上 回る)	1.00
海士町	非公表	0.83
西ノ島町	非公表	0.13
知夫村	独自モデル (H31モデル未満)	0.50
隠岐の島町	R 4 モデルを採用	1.00

取組が進んでいる

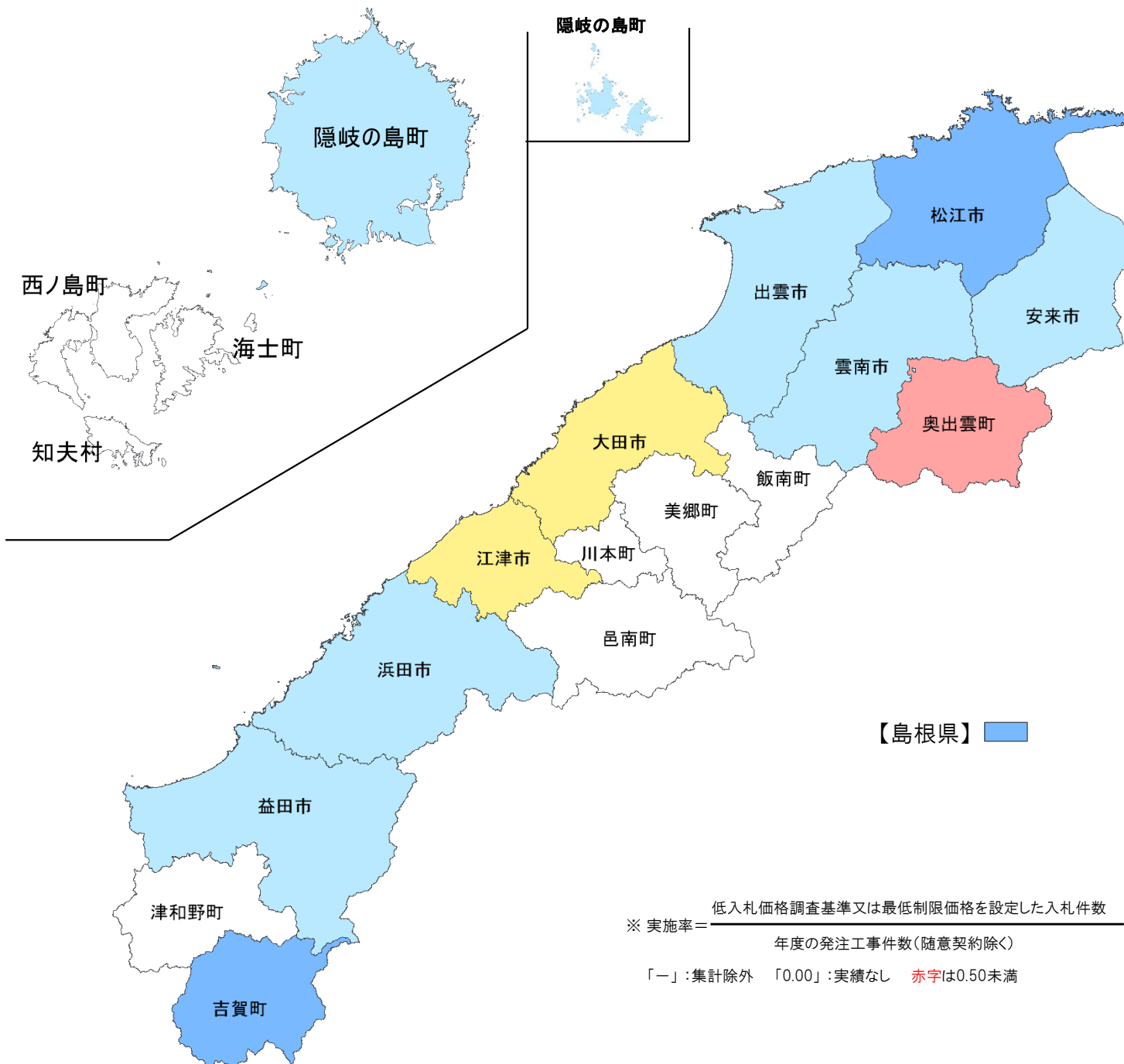


- 令和4年中央公契連モデルを上回る水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未満の水準
- 制度未導入 (低入札価格調査制度也未導入)

取組が遅れている

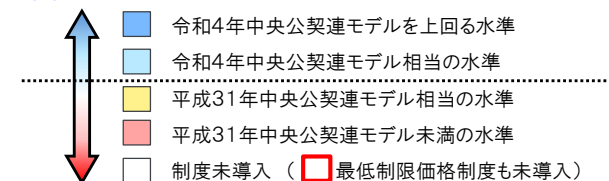
- 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(島根県)



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
松江市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.91
浜田市	R 4 モデルを採用	1.00
出雲市	R 4 モデルを採用	0.97
益田市	R 4 モデルを採用	1.00
大田市	H 31モデルを採用	0.53
安来市	R 4 モデルを採用	1.00
江津市	H 31モデルを採用	0.52
雲南市	R 4 モデルを採用	0.50
奥出雲町	独自モデル (H 31モデル未満)	1.00
飯南町	制度未導入	0.36
川本町	制度未導入	1.00
美郷町	制度未導入	1.00
邑南町	制度未導入	1.00
津和野町	制度未導入	1.00
吉賀町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
海士町	制度未導入	0.83
西ノ島町	制度未導入	0.13
知夫村	制度未導入	0.50
隠岐の島町	R 4 モデルを採用	1.00

取組が進んでいる

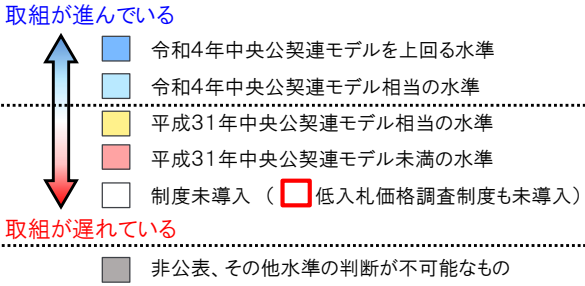


取組が遅れている

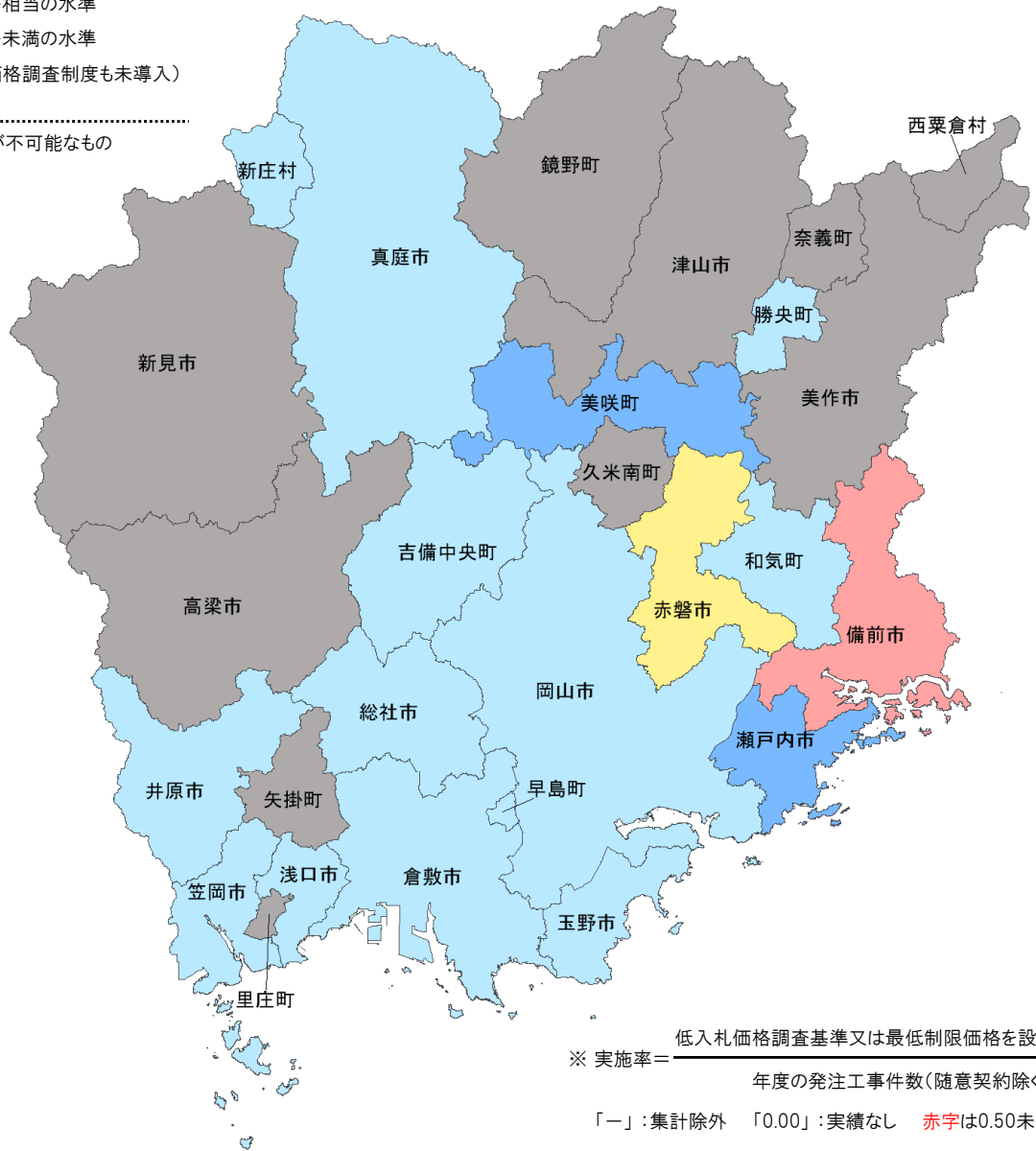
非公表、その他水準の判断が不可能なもの

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
 ※ 実施率＝
 年度の発注工事件数(随意契約除く)
 「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(岡山県)



【岡山県】

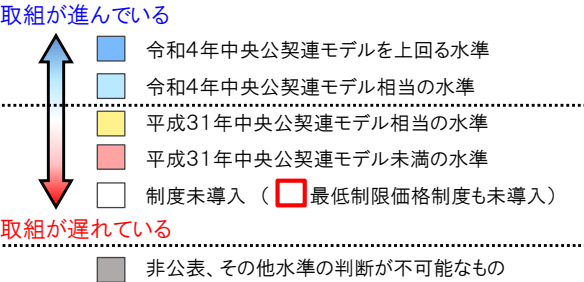


発注機関	算定式	実施率※
岡山市	R 4 モデルを採用	1.00
倉敷市	R 4 モデルを採用	1.00
津山市	その他の独自モデルを採用	1.00
玉野市	R 4 モデルを採用	1.00
笠岡市	R 4 モデルを採用	1.00
井原市	R 4 モデルを採用	1.00
総社市	R 4 モデルを採用	1.00
高梁市	非公表	1.00
新見市	非公表	1.00
備前市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
瀬戸内市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
赤磐市	H31モデルを採用	1.00
真庭市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
美作市	変動型 (R 4 モデル未満)	1.00
浅口市	R 4 モデルを採用	1.00
和気町	R 4 モデルを採用	1.00
早島町	R 4 モデルを採用	1.00
里庄町	非公表	1.00
矢掛町	非公表	1.00
新庄村	R 4 モデルを採用	1.00
鏡野町	その他の独自モデルを採用	1.00
勝央町	R 4 モデルを採用	1.00
奈義町	非公表	1.00
西栗倉村	定めていない	1.00
久米南町	その他の変動型を採用	0.94
美咲町	変動型 (R 4 モデル上回る)	1.00
吉備中央町	R 4 モデルを採用	1.00

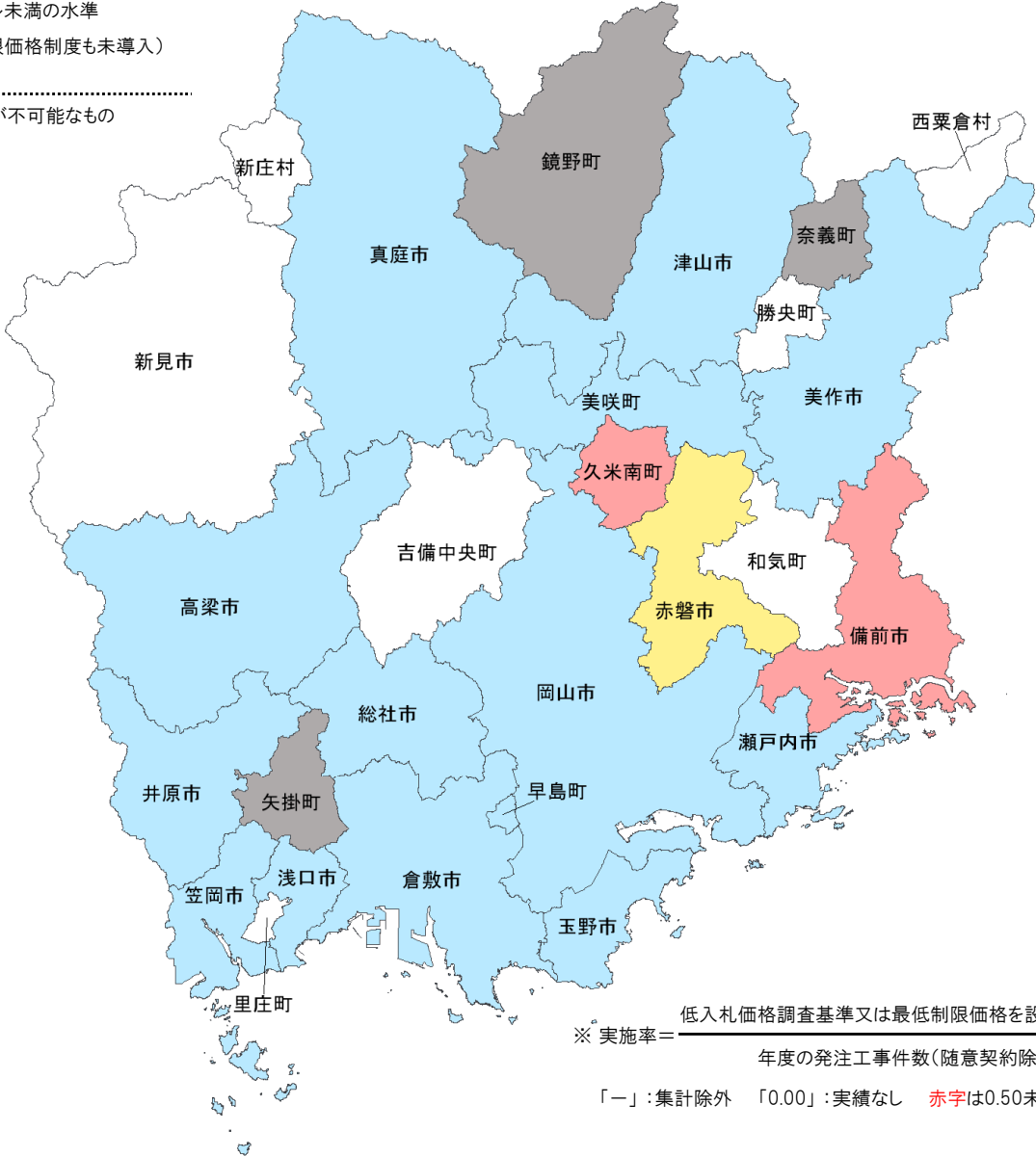
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(岡山県)



【岡山県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
岡山市	R 4 モデルを採用	1.00
倉敷市	R 4 モデルを採用	1.00
津山市	R 4 モデルを採用	1.00
玉野市	R 4 モデルを採用	1.00
笠岡市	R 4 モデルを採用	1.00
井原市	R 4 モデルを採用	1.00
総社市	R 4 モデルを採用	1.00
高梁市	R 4 モデルを採用	1.00
新見市	制度未導入	1.00
備前市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
瀬戸内市	R 4 モデルを採用	1.00
赤磐市	H31モデルを採用	1.00
真庭市	R 4 モデルを採用	1.00
美作市	R 4 モデルを採用	1.00
浅口市	R 4 モデルを採用	1.00
和気町	制度未導入	1.00
早島町	R 4 モデルを採用	1.00
里庄町	制度未導入	1.00
矢掛町	非公表	1.00
新庄村	制度未導入	1.00
鏡野町	非公表	1.00
勝央町	制度未導入	1.00
奈義町	非公表	1.00
西粟倉村	制度未導入	1.00
久米南町	独自モデル (H31モデル未満)	0.94
美咲町	R 4 モデルを採用	1.00
吉備中央町	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

↑

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

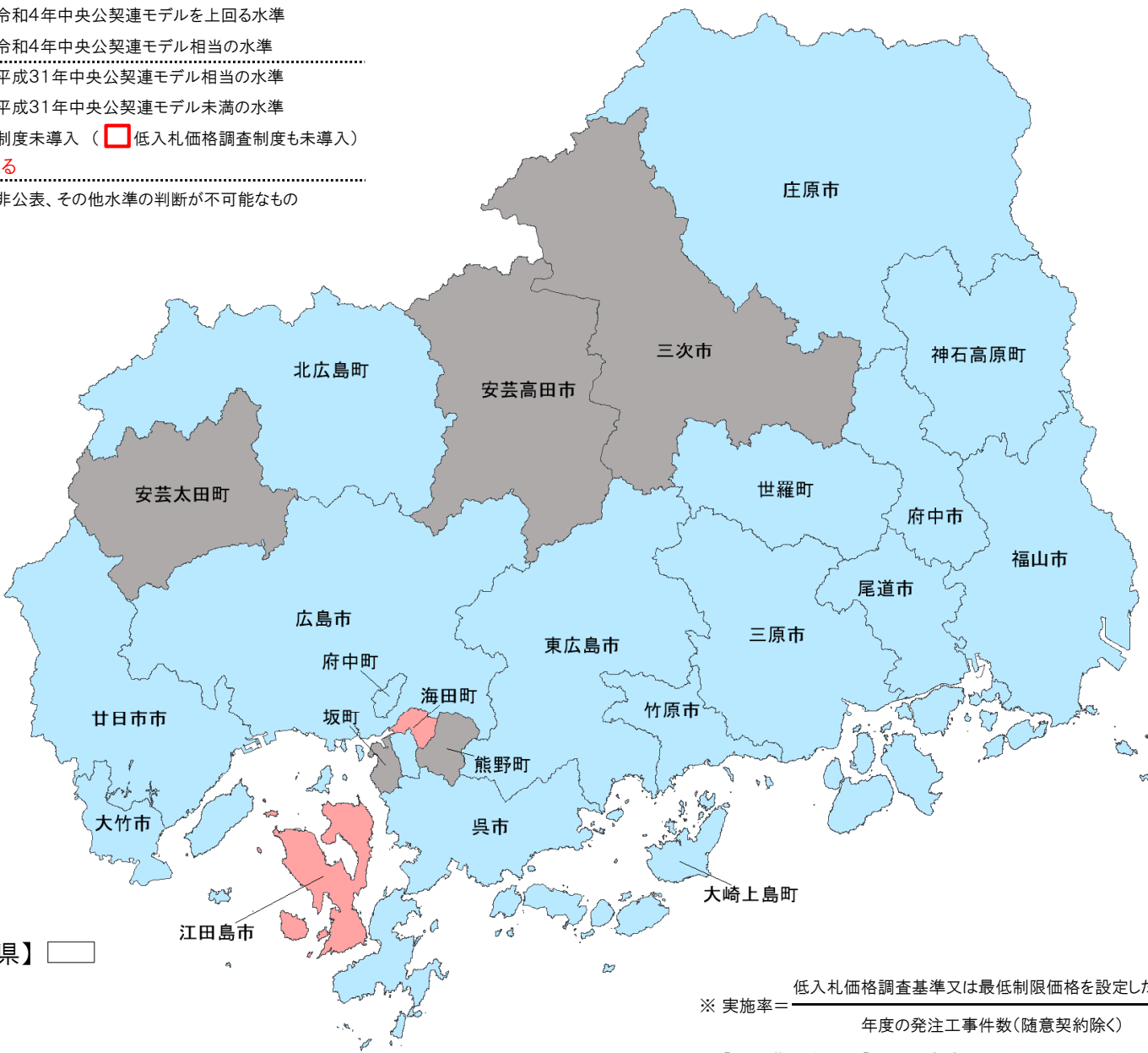
平成31年中央公契連モデル未満の水準

↓

取組が遅れている

制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

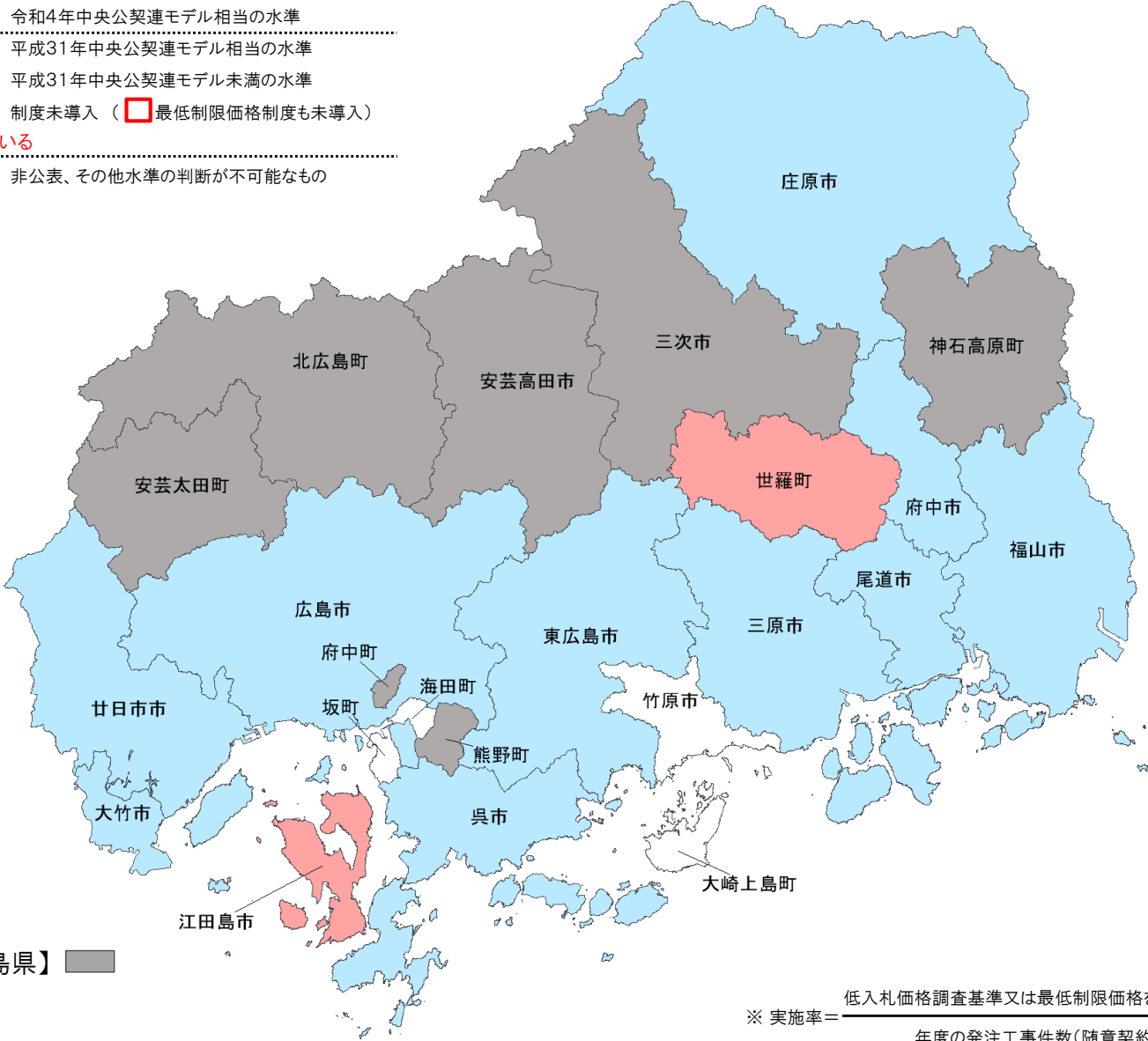
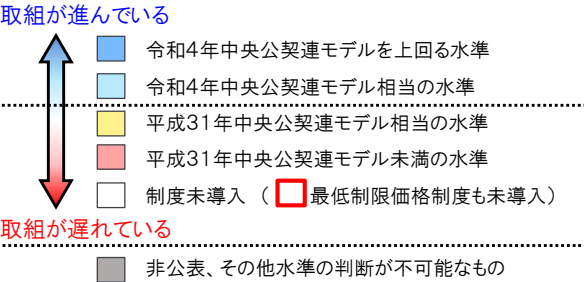


発注機関	算定式	実施率※
広島市	R 4 モデルを採用	1.00
呉市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
竹原市	R 4 モデルを採用	1.00
三原市	R 4 モデルを採用	1.00
尾道市	R 4 モデルを採用	1.00
福山市	R 4 モデルを採用	1.00
府中市	R 4 モデルを採用	1.00
三次市	その他の独自モデルを採用	1.00
庄原市	R 4 モデルを採用	0.99
大竹市	R 4 モデルを採用	1.00
東広島市	R 4 モデルを採用	1.00
廿日市市	R 4 モデルを採用	1.00
安芸高田市	その他の独自モデルを採用	1.00
江田島市	独自モデル (H31モデル未満)	0.95
府中町	R 4 モデルを採用	1.00
海田町	独自モデル (H31モデル未満)	0.96
熊野町	非公表	1.00
坂町	定めていない	1.00
安芸太田町	その他の変動型を採用	1.00
北広島町	R 4 モデルを採用	1.00
大崎上島町	R 4 モデルを採用	1.00
世羅町	R 4 モデルを採用	1.00
神石高原町	R 4 モデルを採用	1.00

【広島県】

※ 実施率＝
$$\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

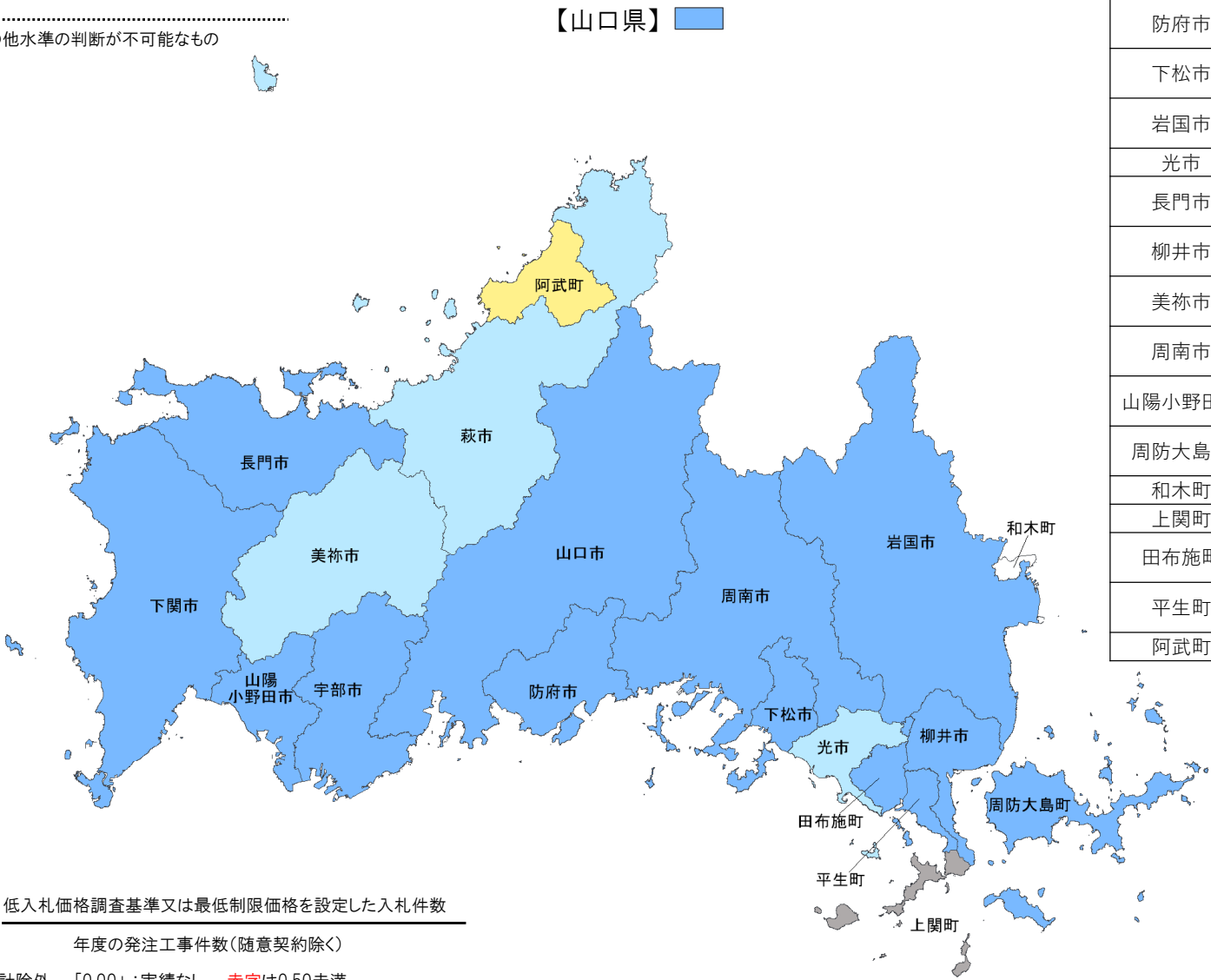
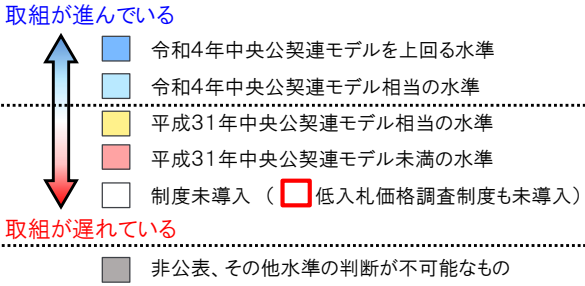


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
広島市	R 4 モデルを採用	1.00
呉市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
竹原市	制度未導入	1.00
三原市	R 4 モデルを採用	1.00
尾道市	R 4 モデルを採用	1.00
福山市	R 4 モデルを採用	1.00
府中市	R 4 モデルを採用	1.00
三次市	非公表	1.00
庄原市	R 4 モデルを採用	0.99
大竹市	R 4 モデルを採用	1.00
東広島市	R 4 モデルを採用	1.00
廿日市市	R 4 モデルを採用	1.00
安芸高田市	その他の独自モデルを採用	1.00
江田島市	独自モデル (H31モデル未満)	0.95
府中町	その他の独自モデルを採用	1.00
海田町	制度未導入	0.96
熊野町	非公表	1.00
坂町	制度未導入	1.00
安芸太田町	非公表	1.00
北広島町	その他の独自モデルを採用	1.00
大崎上島町	制度未導入	1.00
世羅町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
神石高原町	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

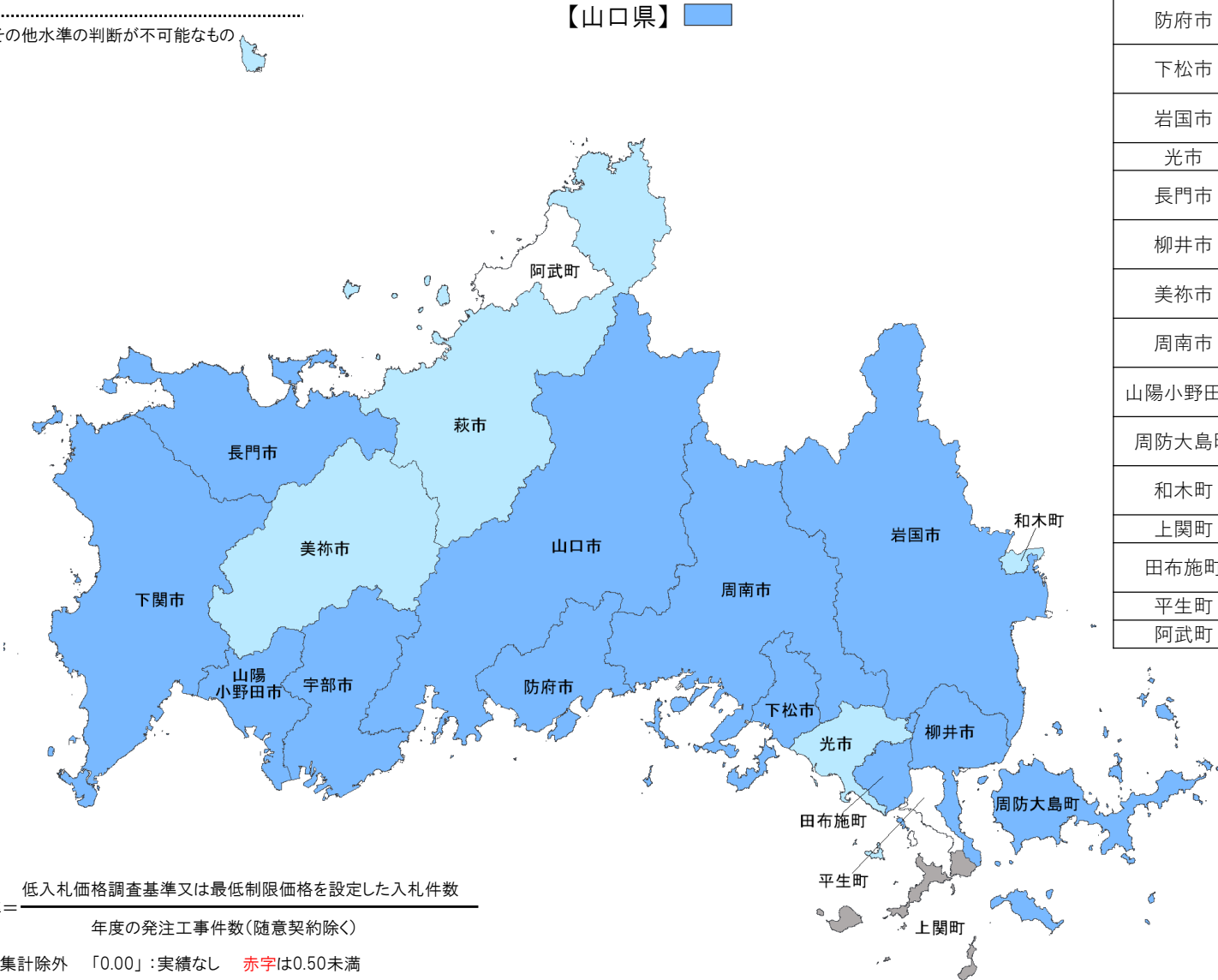
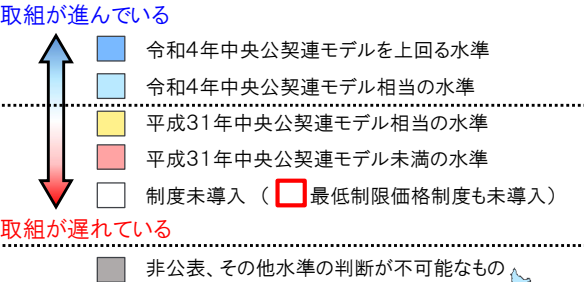
ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(山口県)



発注機関	算定式	実施率※
下関市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
宇部市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
山口市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
萩市	R 4モデルを採用	0.98
防府市	独自モデル (R 4モデル上回る)	0.99
下松市	独自モデル (R 4モデル上回る)	0.80
岩国市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
光市	R 4モデルを採用	1.00
長門市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
柳井市	独自モデル (R 4モデル上回る)	0.94
美祢市	独自モデル (R 4モデル相当)	1.00
周南市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
山陽小野田市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
周防大島町	独自モデル (R 4モデル上回る)	0.96
和木町	制度未導入	0.56
上関町	非公表	1.00
田布施町	独自モデル (R 4モデル上回る)	0.87
平生町	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
阿武町	H 31モデルを採用	0.91

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

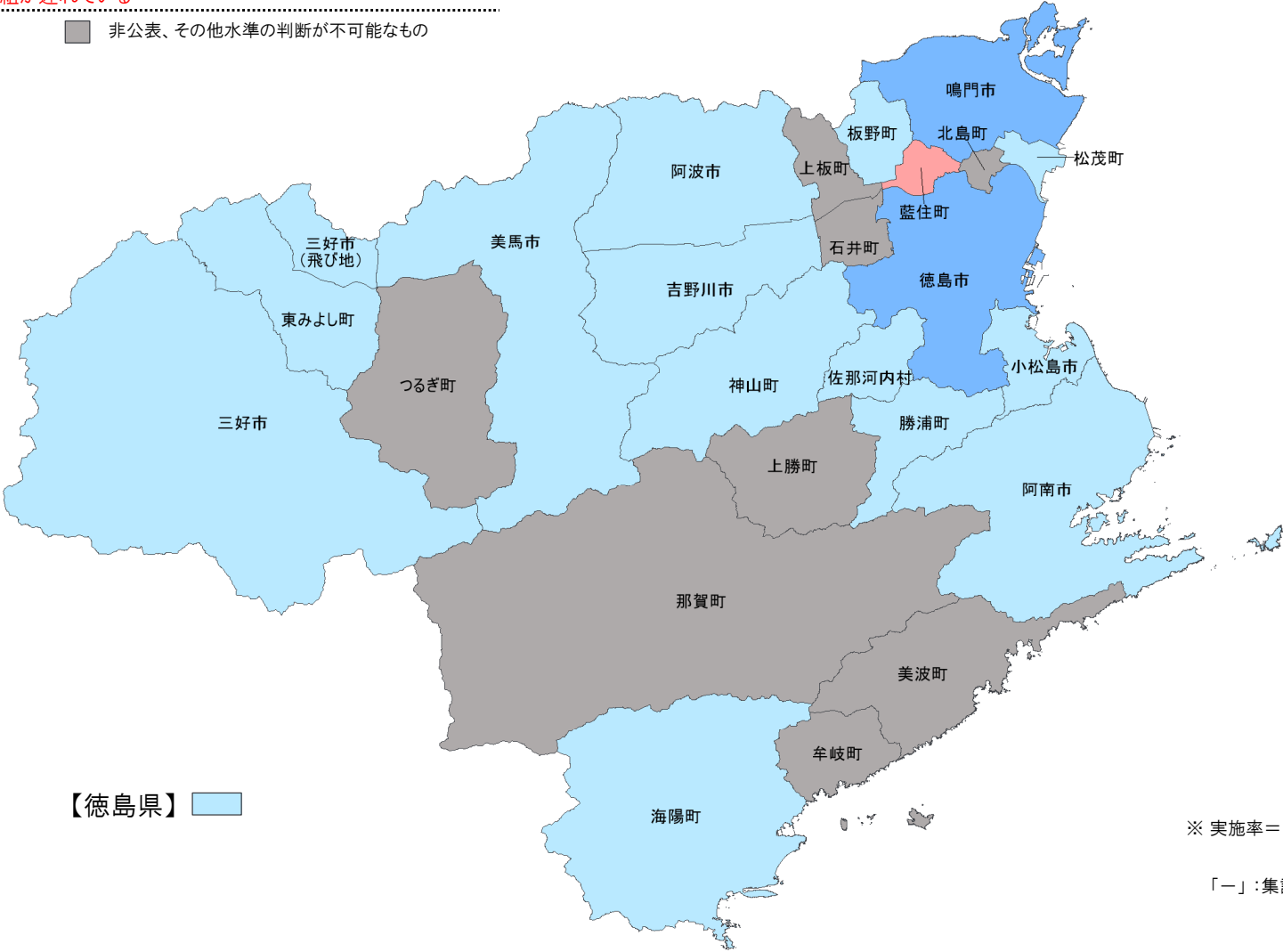
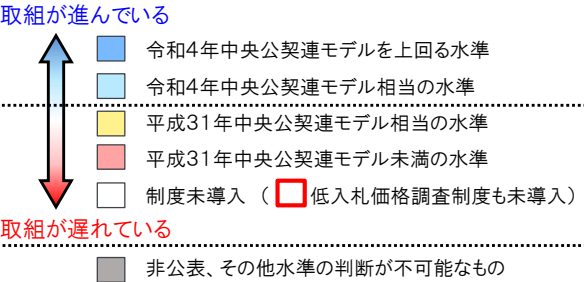
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
下関市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
宇部市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
山口市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
萩市	R 4 モデルを採用	0.98
防府市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.99
下松市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.80
岩国市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
光市	R 4 モデルを採用	1.00
長門市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
柳井市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.94
美祢市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
周南市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
山陽小野田市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
周防大島町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.96
和木町	独自モデル (R 4 モデル相当)	0.56
上関町	非公表	1.00
田布施町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.87
平生町	制度未導入	1.00
阿武町	制度未導入	0.91

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

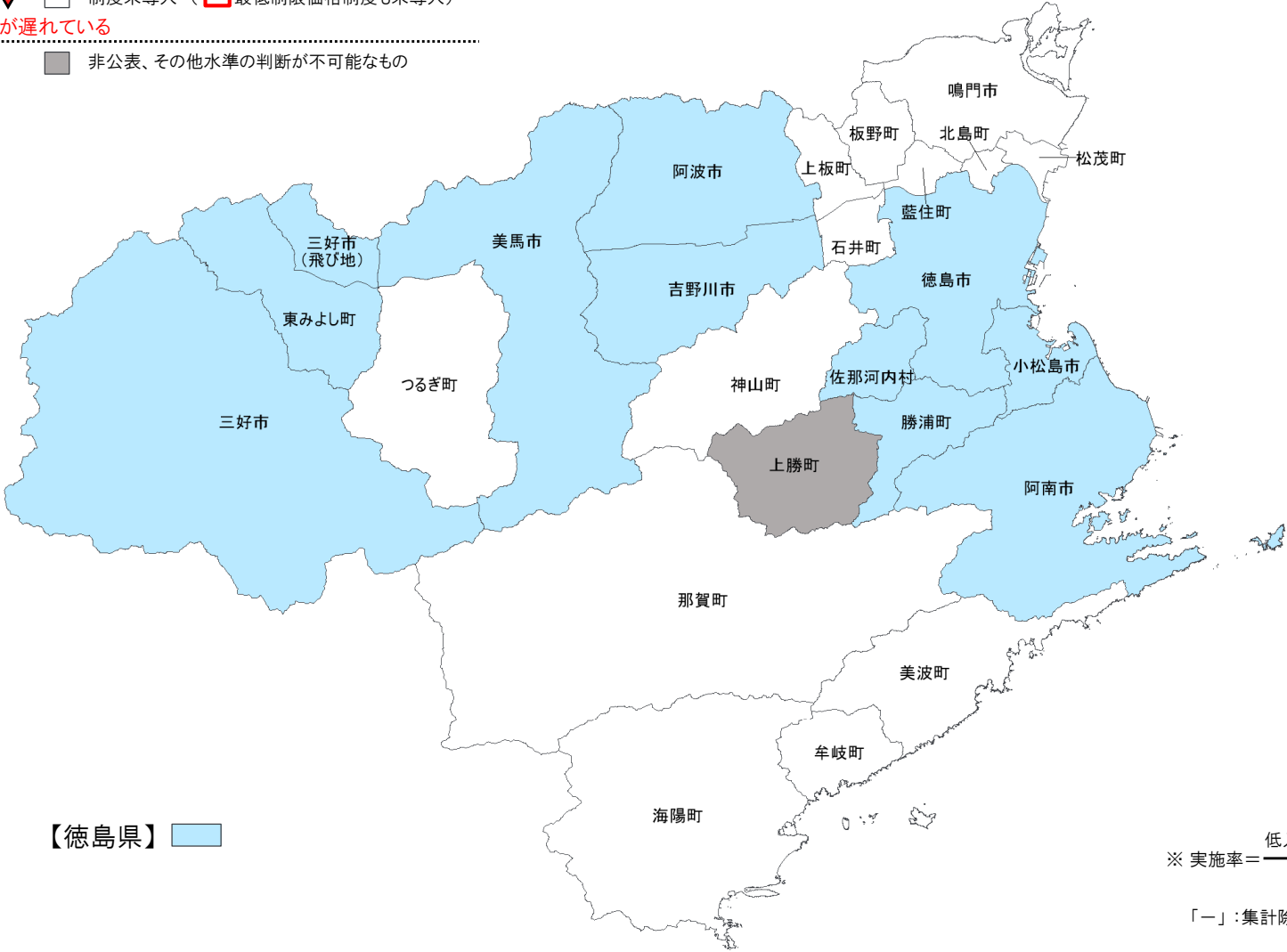
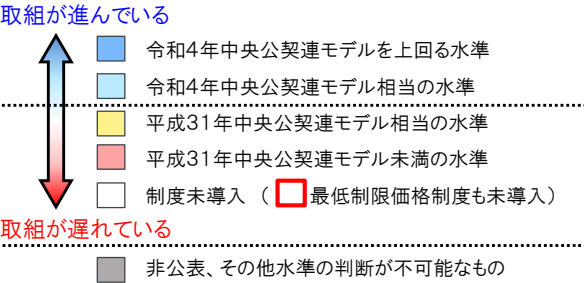


発注機関	算定式	実施率※
徳島市	変動型 (R 4 モデル上回る)	1.00
鳴門市	変動型 (R 4 モデル上回る)	1.00
小松島市	R 4 モデルを採用	1.00
阿南市	R 4 モデルを採用	1.00
吉野川市	R 4 モデルを採用	1.00
阿波市	R 4 モデルを採用	1.00
美馬市	R 4 モデルを採用	1.00
三好市	R 4 モデルを採用	1.00
勝浦町	R 4 モデルを採用	1.00
上勝町	非公表	0.00
佐那河内村	R 4 モデルを採用	1.00
石井町	その他の独自モデルを採用	0.97
神山町	R 4 モデルを採用	1.00
那賀町	変動型 (R 4 モデル未満)	1.00
牟岐町	非公表	1.00
美波町	非公表	1.00
海陽町	R 4 モデルを採用	1.00
松茂町	R 4 モデルを採用	1.00
北島町	その他の独自モデルを採用	1.00
藍住町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
板野町	R 4 モデルを採用	1.00
上板町	その他の独自モデルを採用	0.92
つるぎ町	非公表	1.00
東みよし町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

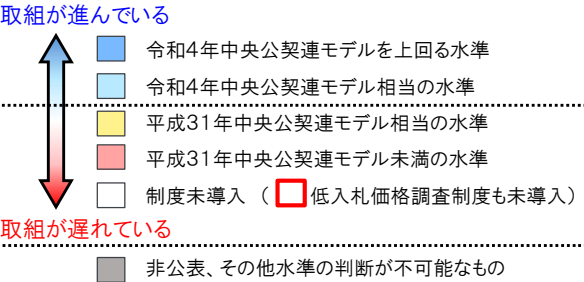
ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(徳島県)



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
徳島市	R 4 モデルを採用	1.00
鳴門市	制度未導入	1.00
小松島市	R 4 モデルを採用	1.00
阿南市	R 4 モデルを採用	1.00
吉野川市	R 4 モデルを採用	1.00
阿波市	R 4 モデルを採用	1.00
美馬市	R 4 モデルを採用	1.00
三好市	R 4 モデルを採用	1.00
勝浦町	R 4 モデルを採用	1.00
上勝町	非公表	0.00
佐那河内村	R 4 モデルを採用	1.00
石井町	制度未導入	0.97
神山町	制度未導入	1.00
那賀町	制度未導入	1.00
牟岐町	制度未導入	1.00
美波町	制度未導入	1.00
海陽町	制度未導入	1.00
松茂町	制度未導入	1.00
北島町	制度未導入	1.00
藍住町	制度未導入	1.00
板野町	制度未導入	1.00
上板町	制度未導入	0.92
つるぎ町	制度未導入	1.00
東みよし町	R 4 モデルを採用	1.00

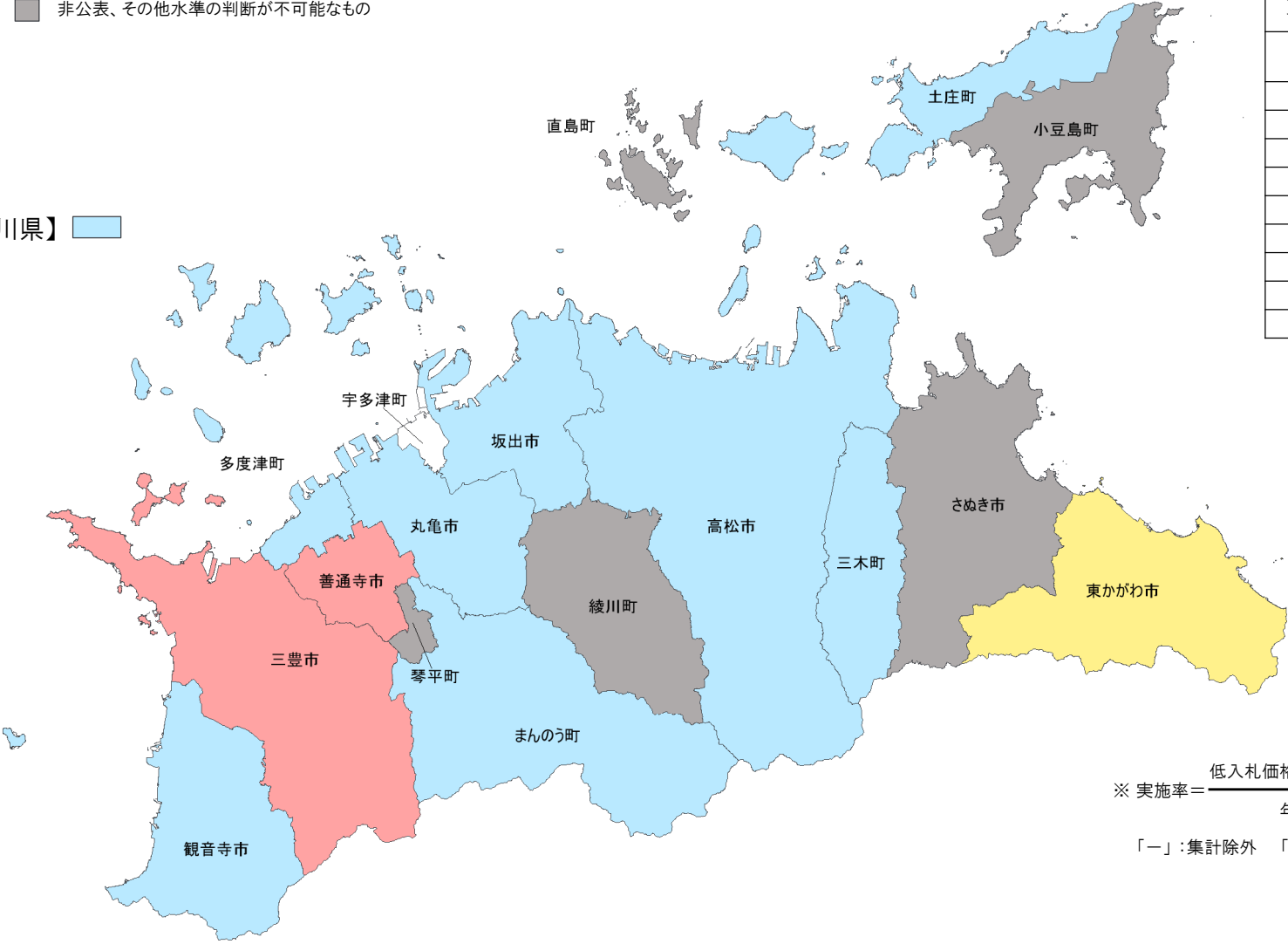
※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※
高松市	R 4 モデルを採用	1.00
丸亀市	R 4 モデルを採用	1.00
坂出市	R 4 モデルを採用	1.00
善通寺市	独自モデル (H31モデル未満)	0.00
観音寺市	R 4 モデルを採用	1.00
さぬき市	定めていない	0.82
東かがわ市	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
三豊市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
土庄町	R 4 モデルを採用	0.83
小豆島町	非公表	1.00
三木町	R 4 モデルを採用	1.00
直島町	非公表	1.00
宇多津町	制度未導入	1.00
綾川町	非公表	1.00
琴平町	非公表	0.00
多度津町	R 4 モデルを採用	1.00
まんのう町	R 4 モデルを採用	1.00

【香川県】



※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

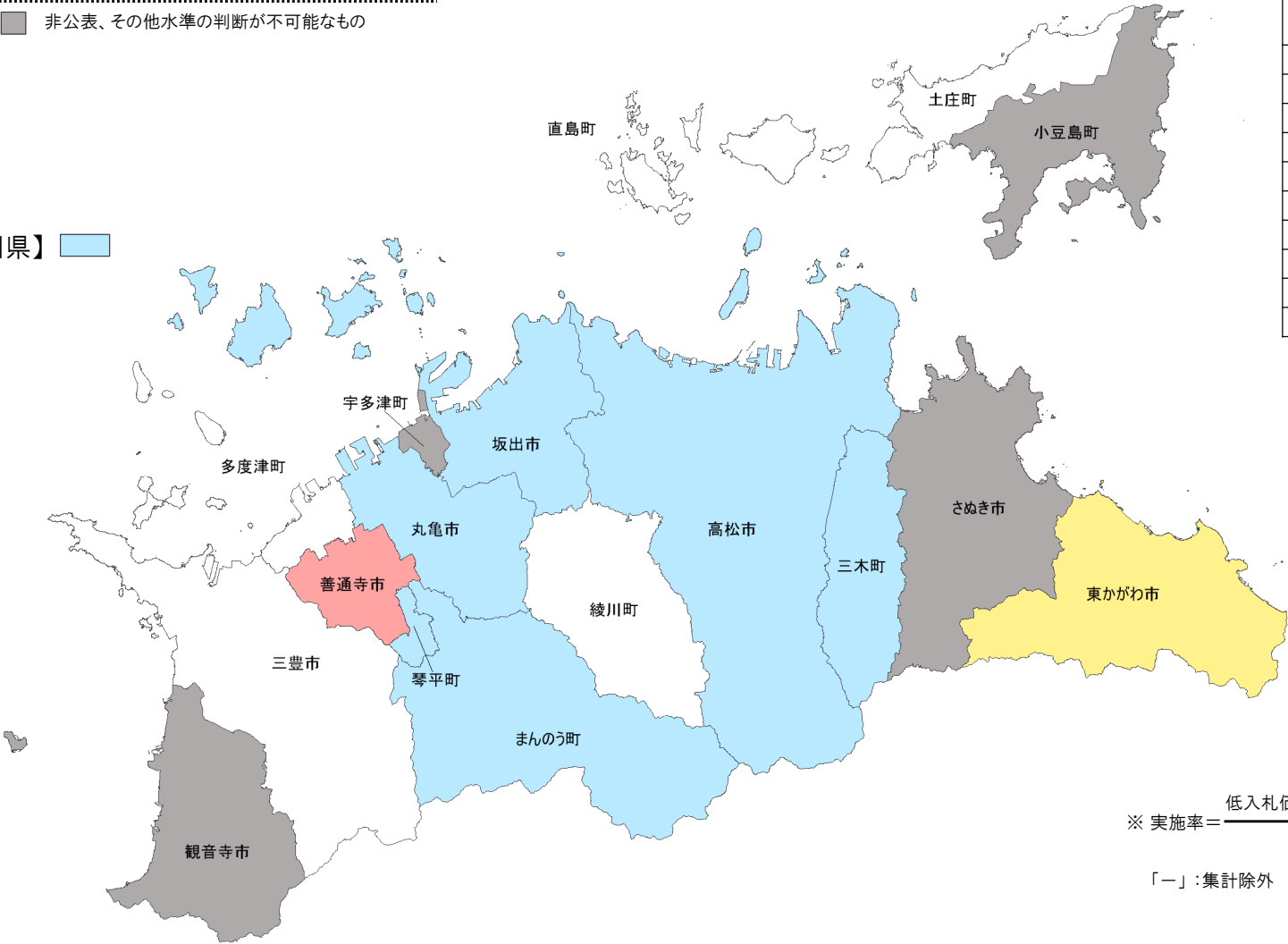
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【香川県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
高松市	R 4 モデルを採用	1.00
丸亀市	R 4 モデルを採用	1.00
坂出市	R 4 モデルを採用	1.00
善通寺市	独自モデル (H31モデル未満)	0.00
観音寺市	非公表	1.00
さぬき市	定めていない	0.82
東かがわ市	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
三豊市	制度未導入	1.00
土庄町	制度未導入	0.83
小豆島町	非公表	1.00
三木町	R 4 モデルを採用	1.00
直島町	制度未導入	1.00
宇多津町	非公表	1.00
綾川町	制度未導入	1.00
琴平町	R 4 モデルを採用	0.00
多度津町	制度未導入	1.00
まんのう町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

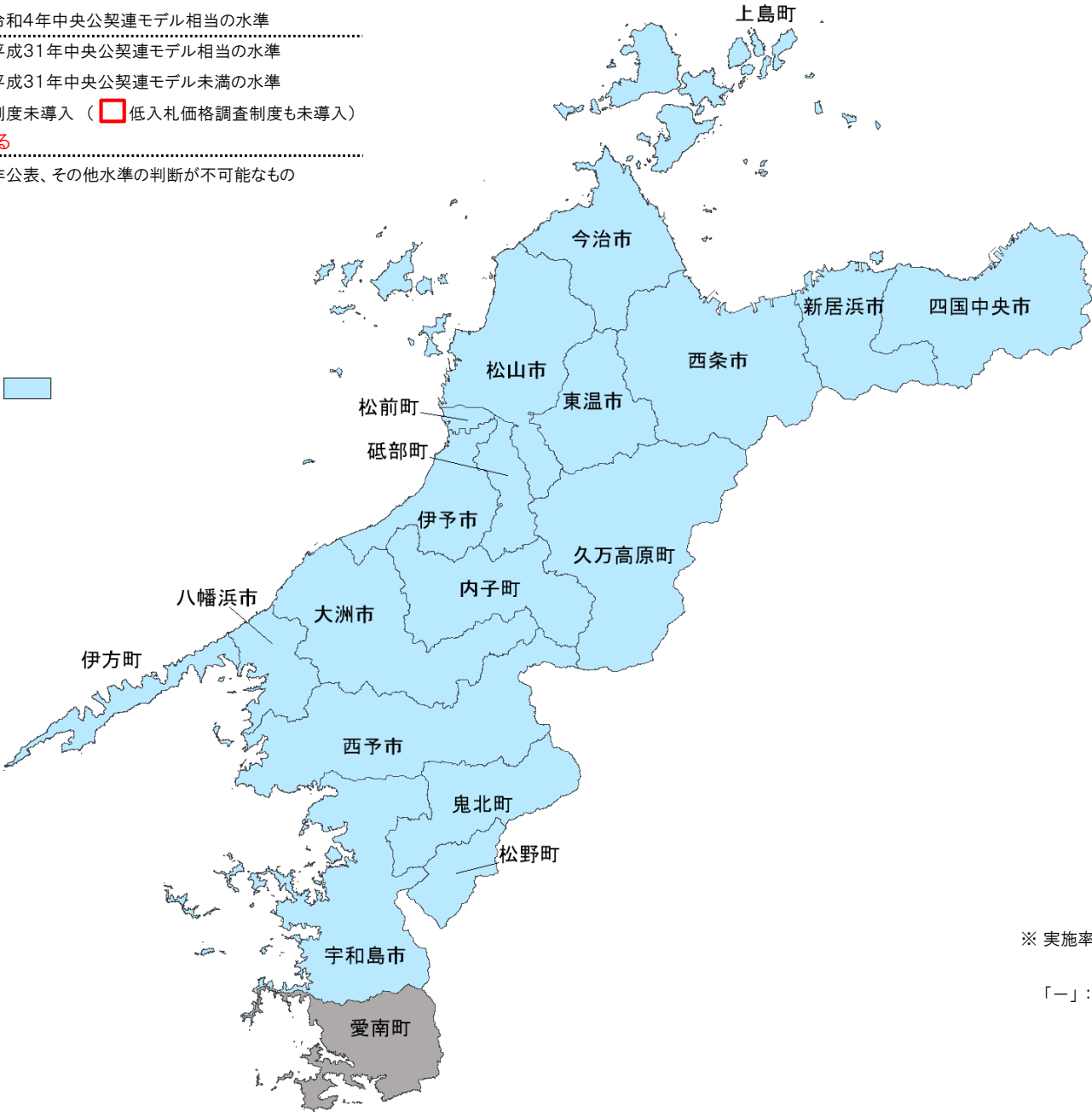
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【愛媛県】

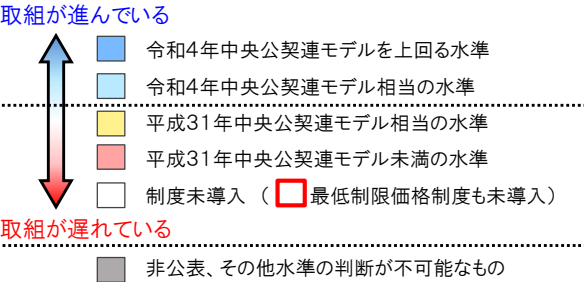


発注機関	算定式	実施率※
松山市	R 4 モデルを採用	1.00
今治市	R 4 モデルを採用	1.00
宇和島市	R 4 モデルを採用	0.87
八幡浜市	R 4 モデルを採用	0.96
新居浜市	R 4 モデルを採用	1.00
西条市	R 4 モデルを採用	1.00
大洲市	R 4 モデルを採用	1.00
伊予市	R 4 モデルを採用	1.00
四国中央市	R 4 モデルを採用	1.00
西予市	R 4 モデルを採用	1.00
東温市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
上島町	R 4 モデルを採用	1.00
久万高原町	R 4 モデルを採用	1.00
松前町	R 4 モデルを採用	1.00
砥部町	R 4 モデルを採用	1.00
内子町	R 4 モデルを採用	1.00
伊方町	R 4 モデルを採用	1.00
松野町	R 4 モデルを採用	1.00
鬼北町	R 4 モデルを採用	1.00
愛南町	その他の変動型を採用	1.00

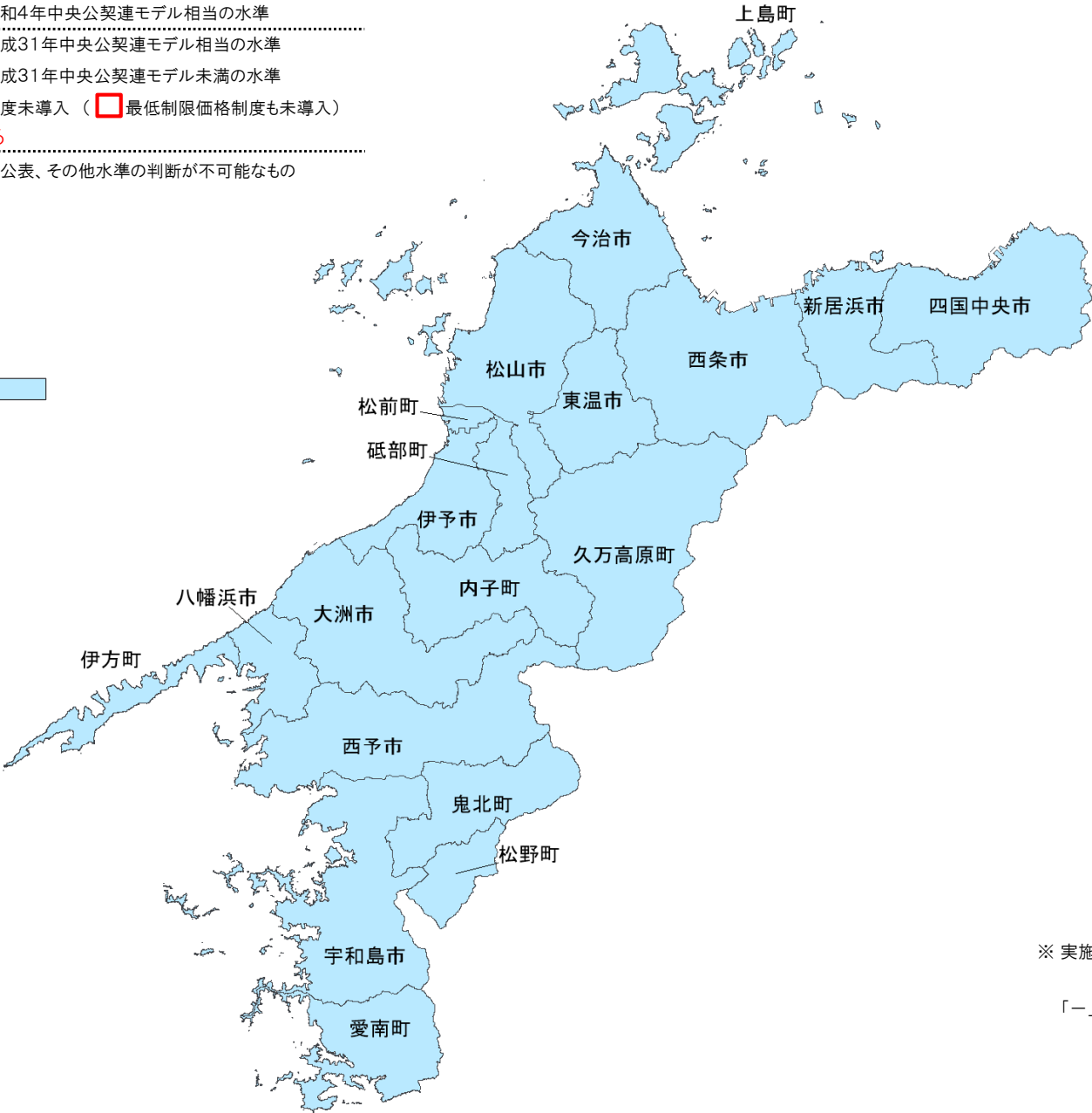
※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(愛媛県)

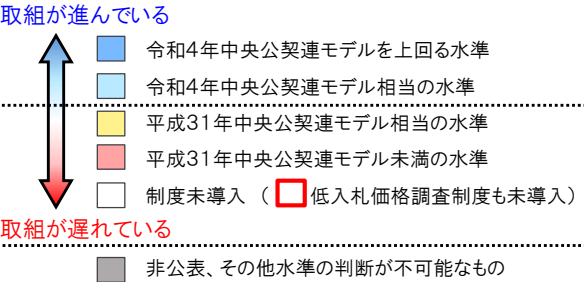


【愛媛県】

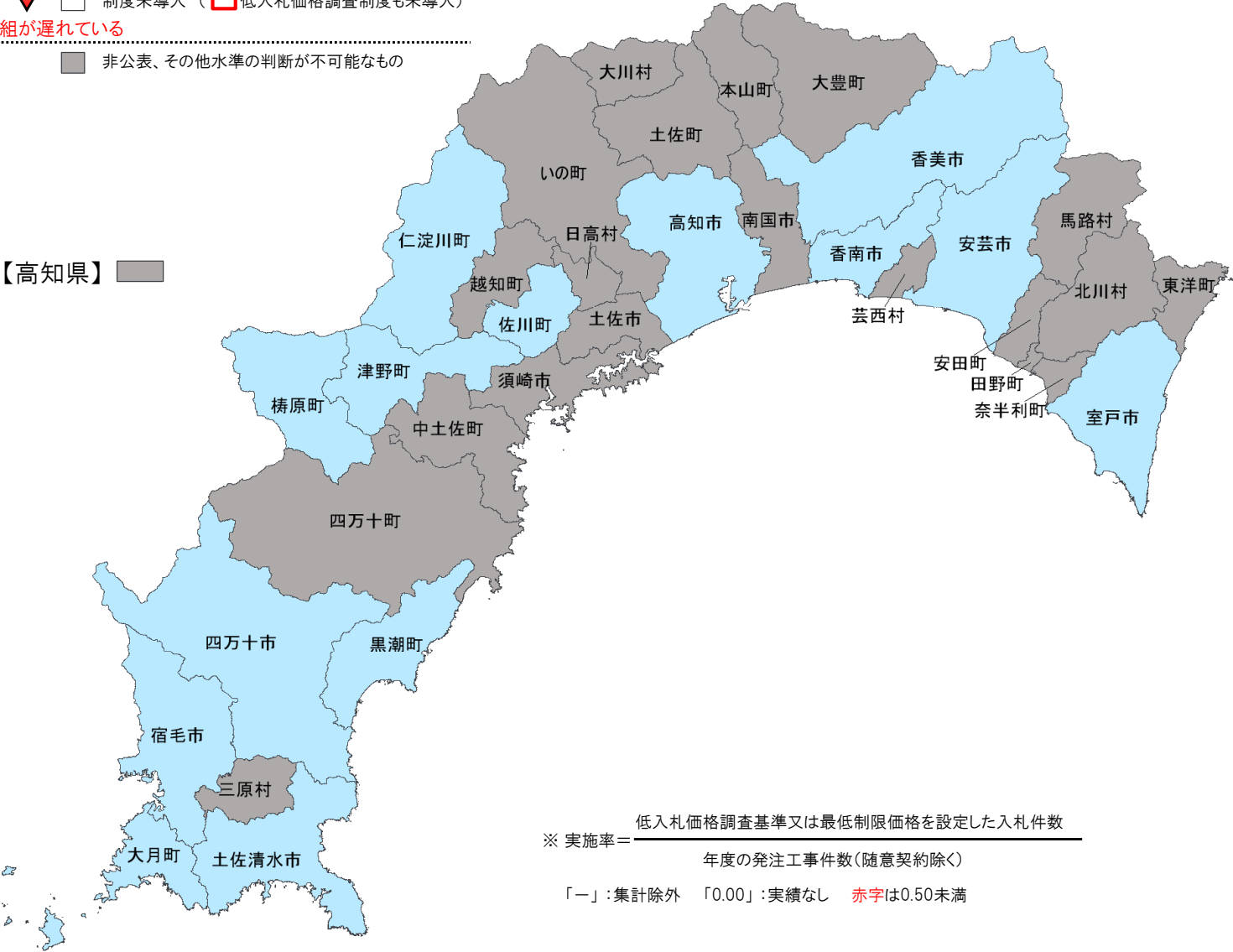


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
松山市	R 4 モデルを採用	1.00
今治市	R 4 モデルを採用	1.00
宇和島市	R 4 モデルを採用	0.87
八幡浜市	R 4 モデルを採用	0.96
新居浜市	R 4 モデルを採用	1.00
西条市	R 4 モデルを採用	1.00
大洲市	R 4 モデルを採用	1.00
伊予市	R 4 モデルを採用	1.00
四国中央市	R 4 モデルを採用	1.00
西予市	R 4 モデルを採用	1.00
東温市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
上島町	R 4 モデルを採用	1.00
久万高原町	R 4 モデルを採用	1.00
松前町	R 4 モデルを採用	1.00
砥部町	R 4 モデルを採用	1.00
内子町	R 4 モデルを採用	1.00
伊方町	R 4 モデルを採用	1.00
松野町	R 4 モデルを採用	1.00
鬼北町	R 4 モデルを採用	1.00
愛南町	R 4 モデルを採用	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

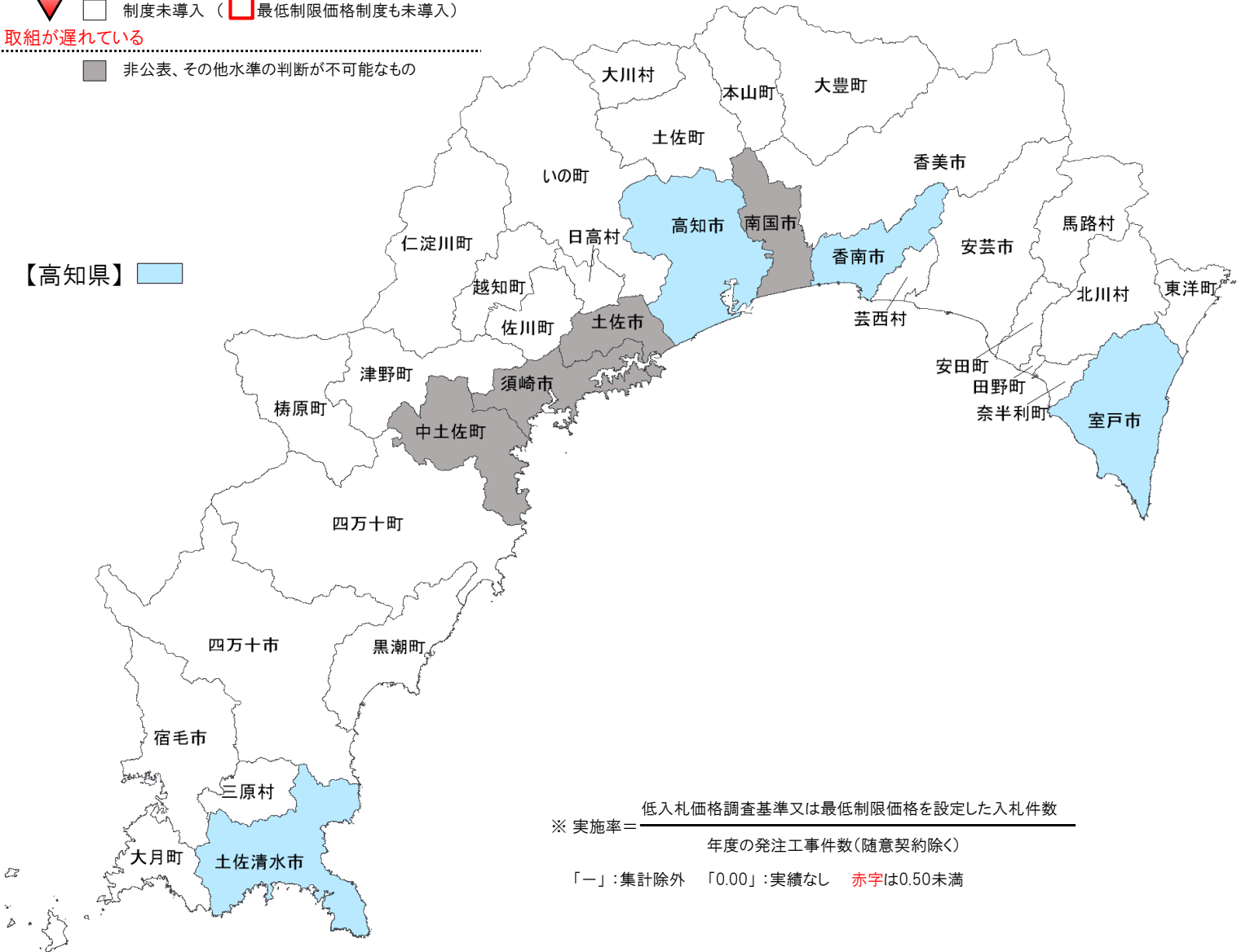
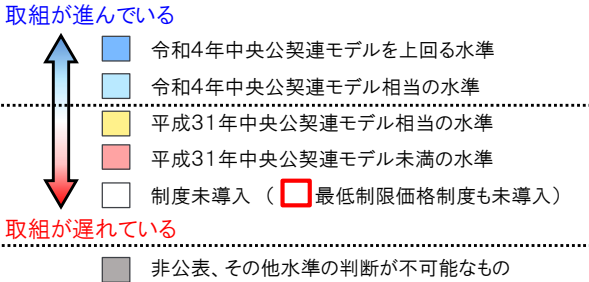


【高知県】



発注機関	算定式	実施率※
高知市	R 4 モデルを採用	1.00
室戸市	R 4 モデルを採用	1.00
安芸市	R 4 モデルを採用	1.00
南国市	非公表	1.00
土佐市	非公表	1.00
須崎市	非公表	1.00
宿毛市	R 4 モデルを採用	1.00
土佐清水市	R 4 モデルを採用	1.00
四万十市	R 4 モデルを採用	1.00
香南市	R 4 モデルを採用	1.00
香美市	R 4 モデルを採用	1.00
東洋町	非公表	0.86
奈半利町	その他の独自モデルを採用	1.00
田野町	非公表	1.00
安田町	非公表	1.00
北川村	その他の独自モデルを採用	1.00
馬路村	非公表	1.00
芸西村	定めていない	0.68
本山町	非公表	1.00
大豊町	非公表	0.94
土佐町	非公表	1.00
大川村	その他の独自モデルを採用	1.00
いの町	非公表	1.00
仁淀川町	R 4 モデルを採用	1.00
中土佐町	非公表	1.00
佐川町	R 4 モデルを採用	1.00
越知町	非公表	1.00
梶原町	R 4 モデルを採用	0.93
日高村	非公表	1.00
津野町	R 4 モデルを採用	0.84
四万十町	非公表	1.00
大月町	R 4 モデルを採用	1.00
三原村	非公表	1.00
黒潮町	R 4 モデルを採用	1.00

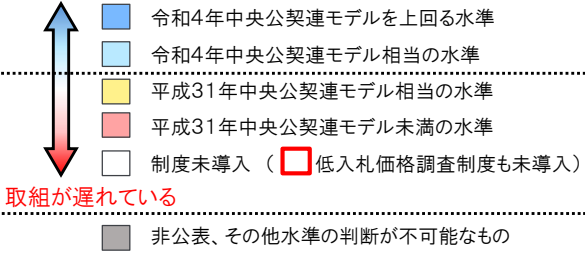
低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
高知市	R 4 モデルを採用	1.00
室戸市	R 4 モデルを採用	1.00
安芸市	制度未導入	1.00
南国市	非公表	1.00
土佐市	非公表	1.00
須崎市	非公表	1.00
宿毛市	制度未導入	1.00
土佐清水市	R 4 モデルを採用	1.00
四万十市	制度未導入	1.00
香南市	R 4 モデルを採用	1.00
香美市	制度未導入	1.00
東洋町	制度未導入	0.86
奈半利町	制度未導入	1.00
田野町	制度未導入	1.00
安田町	制度未導入	1.00
北川村	制度未導入	1.00
馬路村	制度未導入	1.00
芸西村	制度未導入	0.68
本山町	制度未導入	1.00
大豊町	制度未導入	0.94
土佐町	制度未導入	1.00
大川村	制度未導入	1.00
いの町	制度未導入	1.00
仁淀川町	制度未導入	1.00
中土佐町	非公表	1.00
佐川町	制度未導入	1.00
越知町	制度未導入	1.00
梶原町	制度未導入	0.93
日高村	制度未導入	1.00
津野町	制度未導入	0.84
四万十町	制度未導入	1.00
大月町	制度未導入	1.00
三原村	制度未導入	1.00
黒潮町	制度未導入	1.00

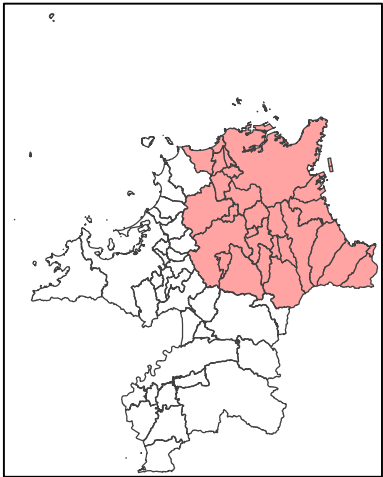
低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる



取組が遅れている

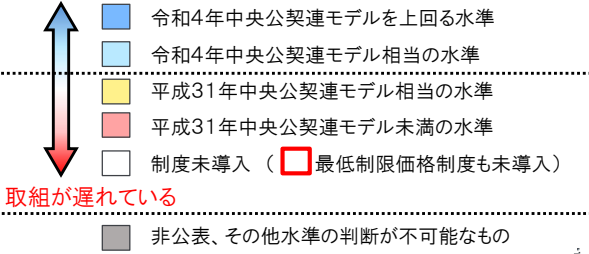
【福岡県】



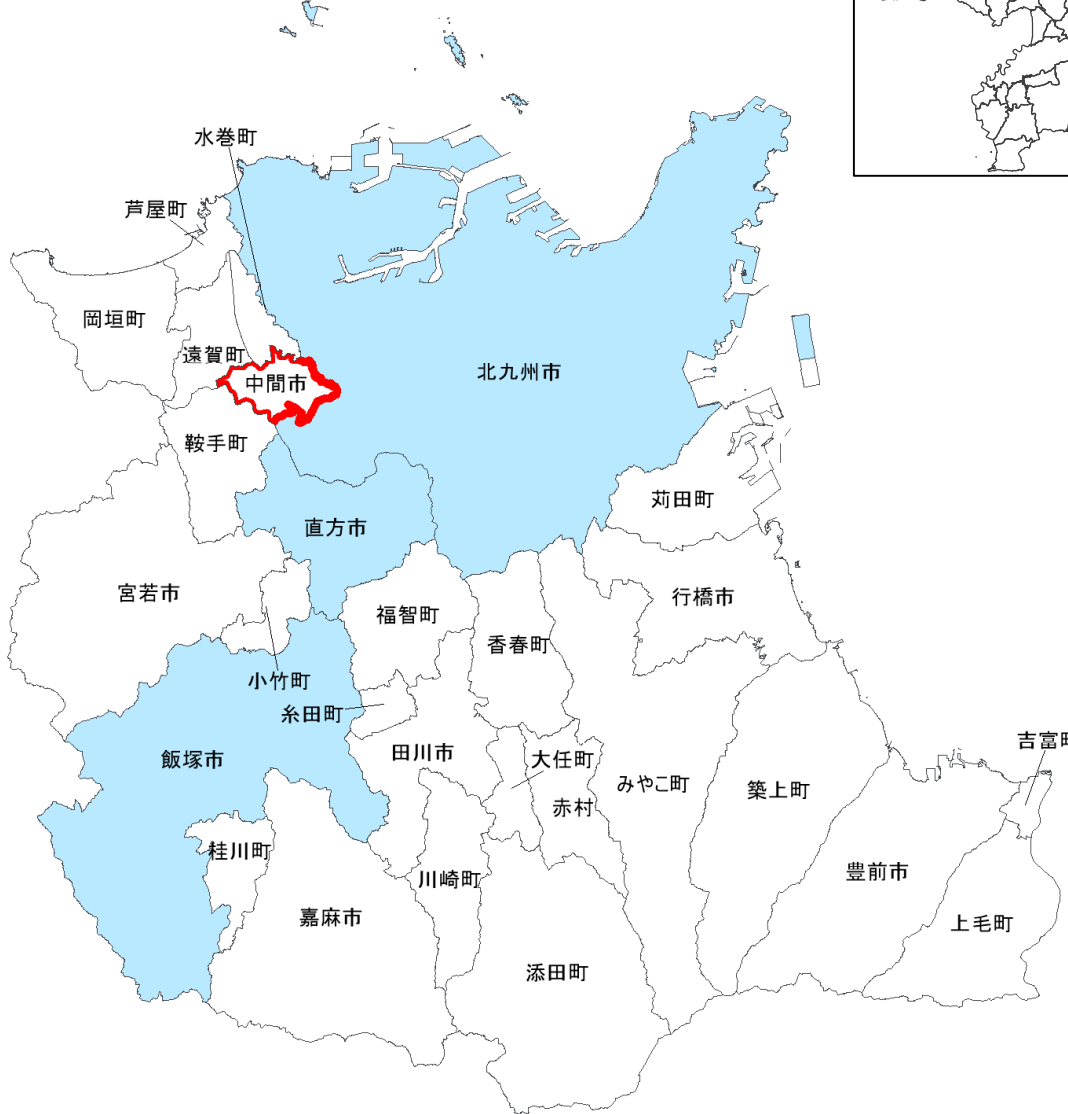
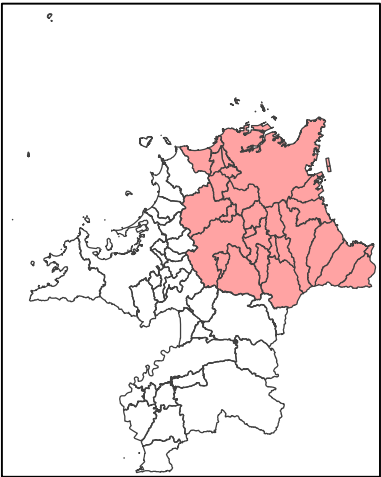
発注機関	算定式	実施率※
北九州市	R 4 モデルを採用	1.00
直方市	R 4 モデルを採用	1.00
飯塚市	非公表	1.00
田川市	R 4 モデルを採用	1.00
行橋市	非公表	1.00
豊前市	R 4 モデルを採用	1.00
中間市	制度未導入	1.00
宮若市	R 4 モデルを採用	1.00
嘉麻市	非公表	1.00
芦屋町	非公表	1.00
水巻町	非公表	1.00
岡垣町	R 4 モデルを採用	0.38
遠賀町	非公表	0.75
小竹町	R 4 モデルを採用	1.00
鞍手町	R 4 モデルを採用	1.00
桂川町	非公表	0.38
香春町	非公表	1.00
添田町	H 31 モデルを採用	1.00
糸田町	非公表	0.95
川崎町	R 4 モデルを採用	1.00
大任町	非公表	1.00
赤村	非公表	1.00
福智町	非公表	1.00
荻田町	R 4 モデルを採用	1.00
みやこ町	非公表	1.00
吉富町	R 4 モデルを採用	1.00
上毛町	非公表	1.00
築上町	非公表	0.88

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる



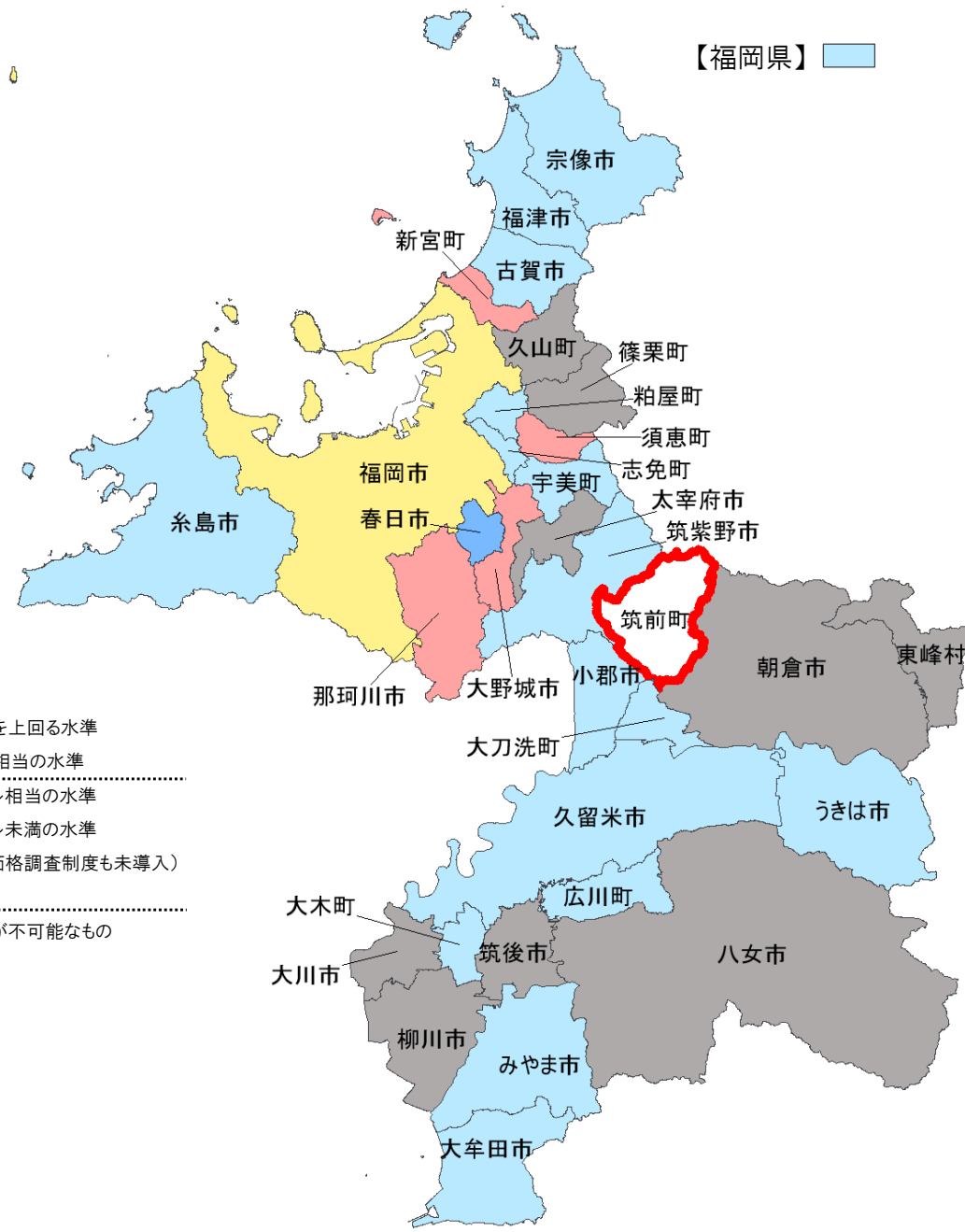
【福岡県】



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
北九州市	R 4 モデルを採用	1.00
直方市	R 4 モデルを採用	1.00
飯塚市	R 4 モデルを採用	1.00
田川市	制度未導入	1.00
行橋市	制度未導入	1.00
豊前市	制度未導入	1.00
中間市	制度未導入	1.00
宮若市	制度未導入	1.00
嘉麻市	制度未導入	1.00
芦屋町	制度未導入	1.00
水巻町	制度未導入	1.00
岡垣町	制度未導入	0.38
遠賀町	制度未導入	0.75
小竹町	制度未導入	1.00
鞍手町	制度未導入	1.00
桂川町	制度未導入	0.38
香春町	制度未導入	1.00
添田町	制度未導入	1.00
糸田町	制度未導入	0.95
川崎町	制度未導入	1.00
大任町	制度未導入	1.00
赤村	制度未導入	1.00
福智町	制度未導入	1.00
苅田町	制度未導入	1.00
みやこ町	制度未導入	1.00
吉富町	制度未導入	1.00
上毛町	制度未導入	1.00
築上町	制度未導入	0.88

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事事件数(随意契約除く)}}$

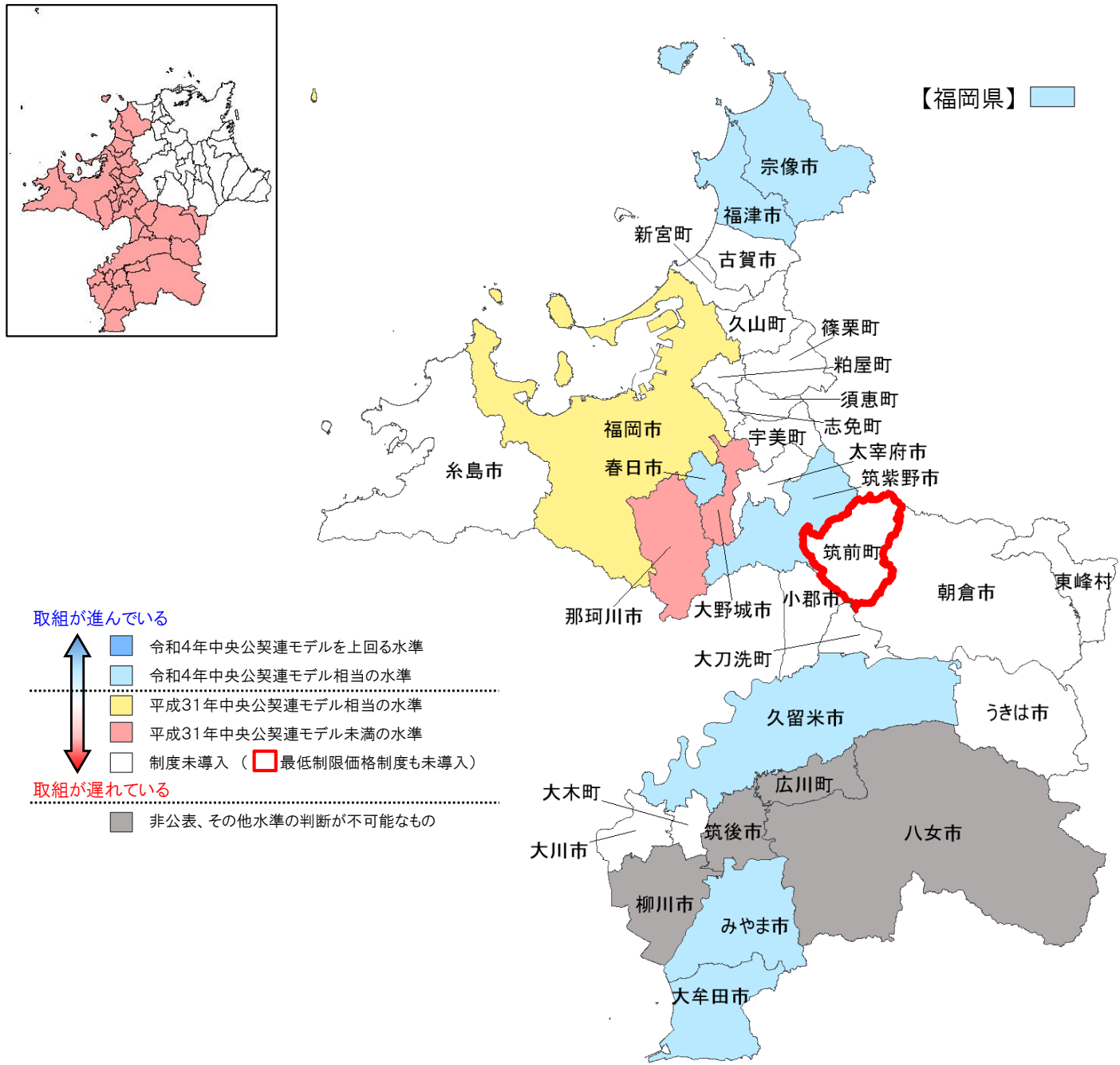
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※
福岡市	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
大牟田市	R 4 モデルを採用	1.00
久留米市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
柳川市	非公表	1.00
八女市	非公表	0.25
筑後市	非公表	1.00
大川市	非公表	1.00
小郡市	R 4 モデルを採用	1.00
筑紫野市	R 4 モデルを採用	1.00
春日市	変動型 (R 4 モデル上回る)	0.47
大野城市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
宗像市	R 4 モデルを採用	1.00
太宰府市	その他の独自モデルを採用	0.44
古賀市	R 4 モデルを採用	1.00
福津市	R 4 モデルを採用	1.00
うきは市	R 4 モデルを採用	1.00
朝倉市	非公表	1.00
みやま市	R 4 モデルを採用	1.00
糸島市	R 4 モデルを採用	1.00
那珂川市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
宇美町	R 4 モデルを採用	1.00
篠栗町	非公表	1.00
志免町	R 4 モデルを採用	1.00
須恵町	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
新宮町	独自モデル (H31モデル未満)	0.44
久山町	非公表	1.00
粕屋町	R 4 モデルを採用	1.00
筑前町	制度未導入	0.00
東峰村	非公表	0.00
大刀洗町	R 4 モデルを採用	1.00
大木町	R 4 モデルを採用	1.00
広川町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「一」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
福岡市	H31モデルを採用	1.00
大牟田市	R 4 モデルを採用	1.00
久留米市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
柳川市	非公表	1.00
八女市	非公表	0.25
筑後市	非公表	1.00
大川市	制度未導入	1.00
小郡市	制度未導入	1.00
筑紫野市	R 4 モデルを採用	1.00
春日市	R 4 モデルを採用	0.47
大野城市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
宗像市	R 4 モデルを採用	1.00
太宰府市	制度未導入	0.44
古賀市	制度未導入	1.00
福津市	R 4 モデルを採用	1.00
うきは市	制度未導入	1.00
朝倉市	制度未導入	1.00
みやま市	R 4 モデルを採用	1.00
糸島市	制度未導入	1.00
那珂川市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
宇美町	制度未導入	1.00
篠栗町	制度未導入	1.00
志免町	制度未導入	1.00
須恵町	制度未導入	1.00
新宮町	制度未導入	0.44
久山町	制度未導入	1.00
粕屋町	制度未導入	1.00
筑前町	制度未導入	0.00
東峰村	制度未導入	0.00
大刀洗町	制度未導入	1.00
大木町	制度未導入	1.00
柳川市	制度未導入	1.00
みやま市	制度未導入	1.00
大牟田市	制度未導入	1.00
広川町	非公表	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数

※ 実施率＝ $\frac{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

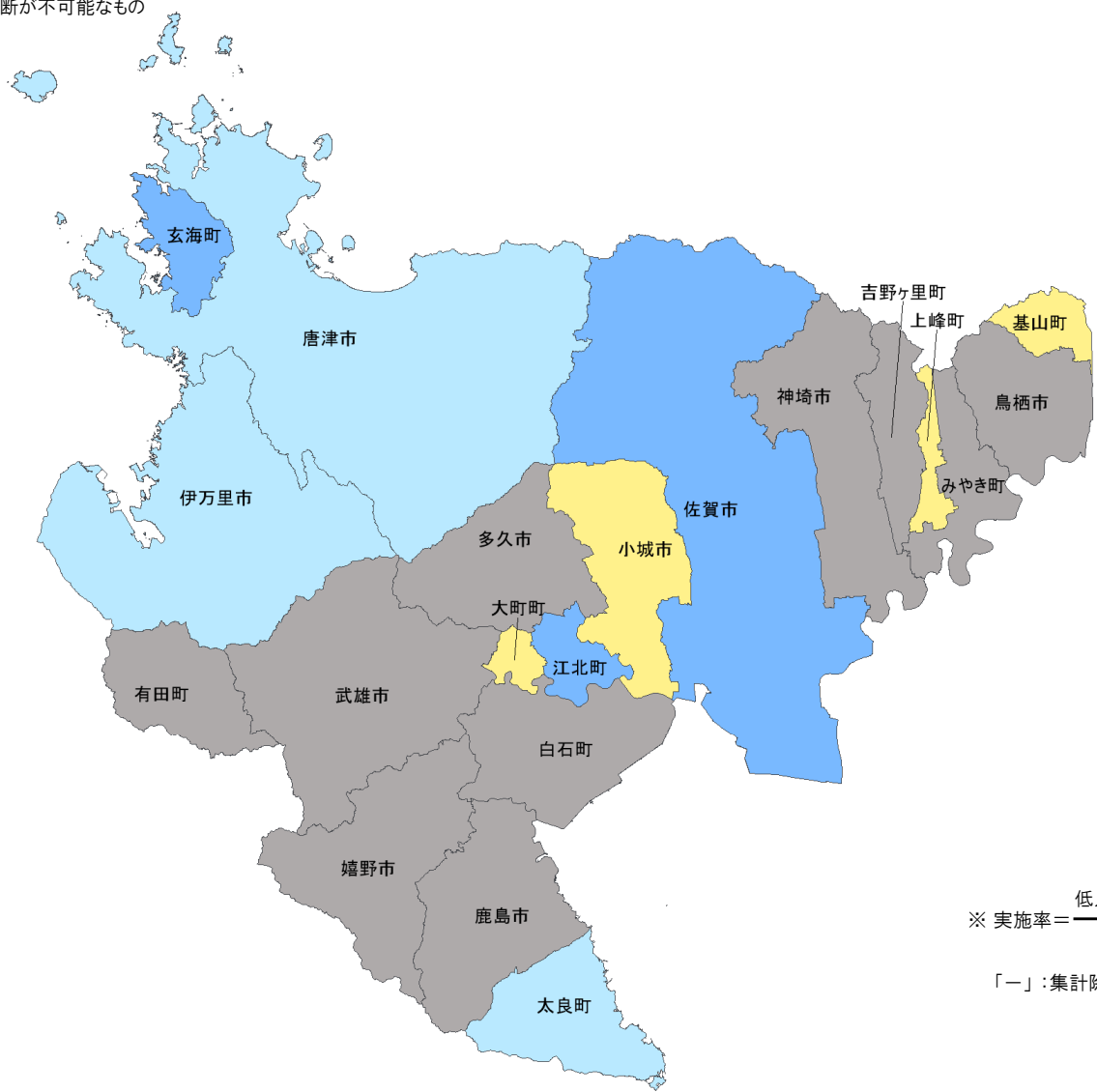
平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (低入札価格調査制度も未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【佐賀県】



発注機関	算定式	実施率※
佐賀市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
唐津市	R 4 モデルを採用	0.19
鳥栖市	非公表	1.00
多久市	その他の独自モデルを採用	0.86
伊万里市	R 4 モデルを採用	0.71
武雄市	非公表	0.83
鹿島市	その他の独自モデルを採用	1.00
小城市	H 31 モデルを採用	0.50
嬉野市	非公表	1.00
神埼市	その他の変動型を採用	0.38
吉野ヶ里町	その他の独自モデルを採用	0.00
基山町	H 31 モデルを採用	1.00
上峰町	H 31 モデルを採用	0.07
みやき町	非公表	1.00
玄海町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.65
有田町	非公表	0.01
大町町	H 31 モデルを採用	0.62
江北町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.13
白石町	その他の変動型を採用	0.80
太良町	R 4 モデルを採用	0.50

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる

令和4年中央公契連モデルを上回る水準

令和4年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル相当の水準

平成31年中央公契連モデル未満の水準

制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)

取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

【佐賀県】

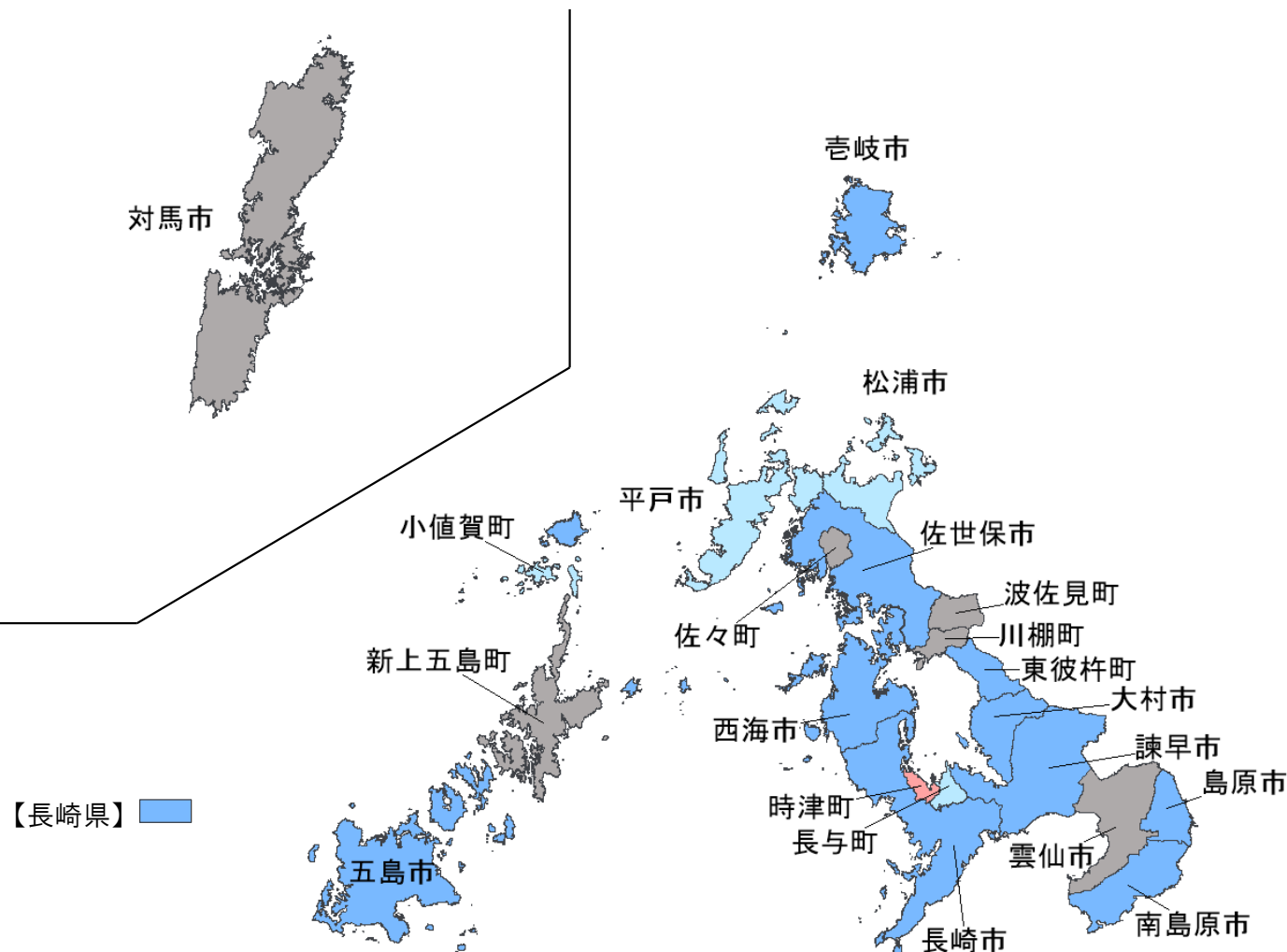


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
佐賀市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
唐津市	R 4 モデルを採用	0.19
鳥栖市	制度未導入	1.00
多久市	制度未導入	0.86
伊万里市	制度未導入	0.71
武雄市	制度未導入	0.83
鹿島市	制度未導入	1.00
小城市	制度未導入	0.50
嬉野市	制度未導入	1.00
神埼市	制度未導入	0.38
吉野ヶ里町	制度未導入	0.00
基山町	制度未導入	1.00
上峰町	制度未導入	0.07
みやき町	制度未導入	1.00
玄海町	制度未導入	0.65
有田町	制度未導入	0.01
大町町	制度未導入	0.62
江北町	制度未導入	0.13
白石町	制度未導入	0.80
太良町	制度未導入	0.50

※ 実施率＝
$$\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(長崎県)



取組が進んでいる

- 令和4年中央公契連モデルを上回る水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未満の水準
- 制度未導入 (低入札価格調査制度未導入)
- 非公表、その他水準の判断が不可能なもの

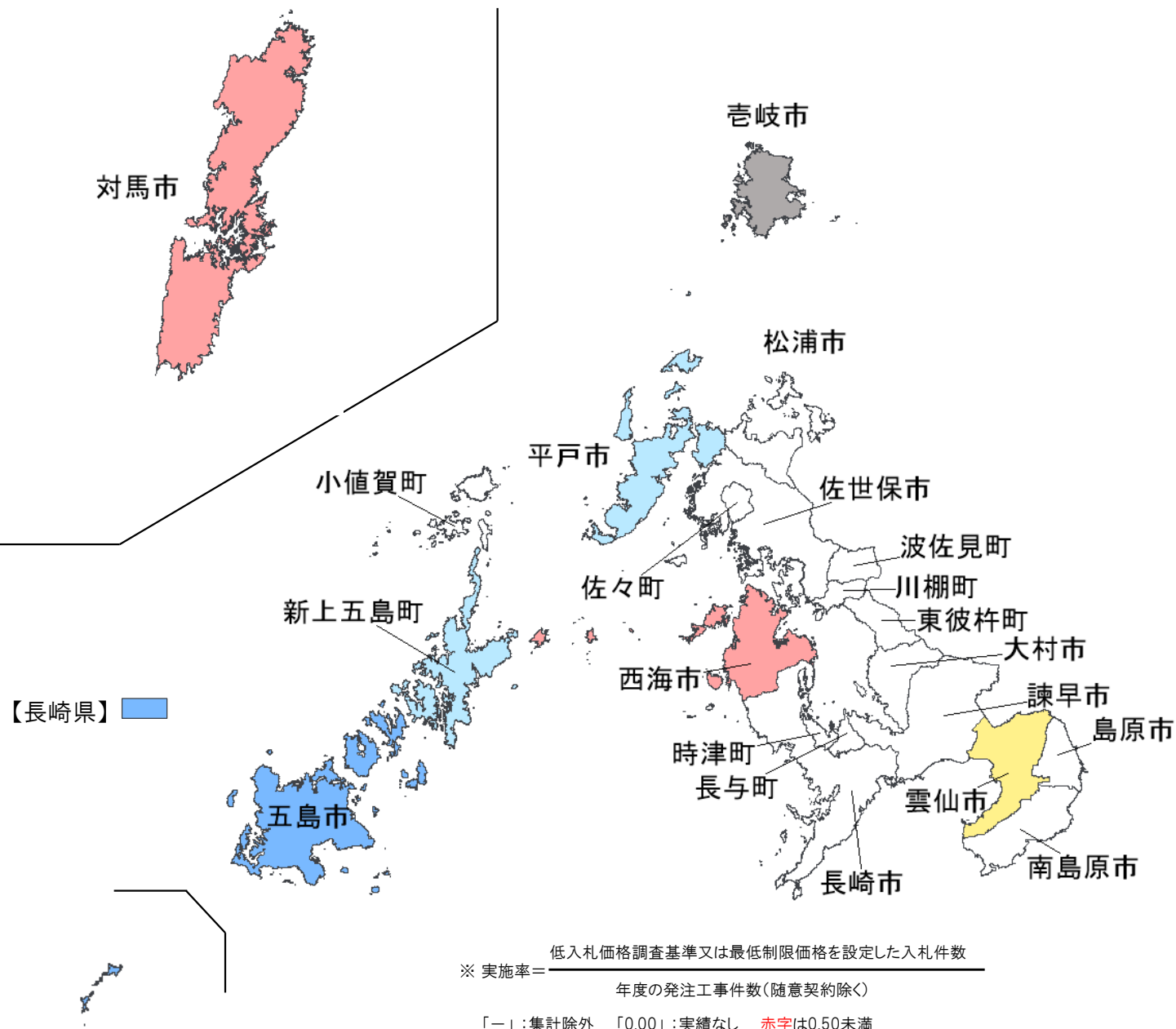
取組が遅れている

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」: 集計除外 「0.00」: 実績なし 赤字は0.50未満

発注機関	算定式	実施率※
長崎市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
佐世保市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
島原市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
諫早市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
大村市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
平戸市	R 4モデルを採用	1.00
松浦市	R 4モデルを採用	0.98
対馬市	その他の独自モデルを採用	1.00
壱岐市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
五島市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
西海市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
雲仙市	その他の独自モデルを採用	1.00
南島原市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
長与町	R 4モデルを採用	1.00
時津町	独自モデル (H31モデル未満)	0.48
東彼杵町	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
川棚町	その他の独自モデルを採用	1.00
波佐見町	その他の独自モデルを採用	1.00
小値賀町	R 4モデルを採用	0.33
佐々町	その他の独自モデルを採用	1.00
新上五島町	その他の独自モデルを採用	1.00

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(長崎県)



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
長崎市	制度未導入	1.00
佐世保市	制度未導入	1.00
島原市	制度未導入	1.00
諫早市	制度未導入	1.00
大村市	制度未導入	1.00
平戸市	R 4 モデルを採用	1.00
松浦市	制度未導入	0.98
対馬市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
壱岐市	その他の独自モデルを採用	1.00
五島市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
西海市	独自モデル (H31モデル未満)	1.00
雲仙市	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
南島原市	制度未導入	1.00
長与町	制度未導入	1.00
時津町	制度未導入	0.48
東彼杵町	制度未導入	1.00
川棚町	制度未導入	1.00
波佐見町	制度未導入	1.00
小値賀町	制度未導入	0.33
佐々町	制度未導入	1.00
新上五島町	R 4 モデルを採用	1.00

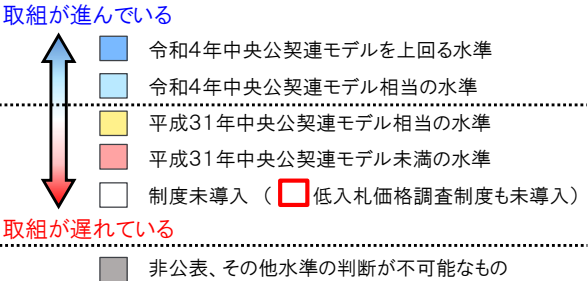
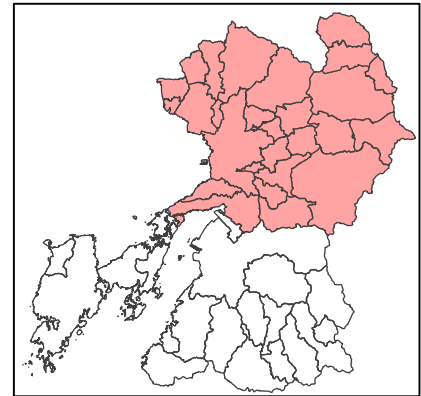
取組が進んでいる

- 令和4年中央公契連モデルを上回る水準
- 令和4年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル相当の水準
- 平成31年中央公契連モデル未満の水準
- 制度未導入 (最低制限価格制度也未導入)

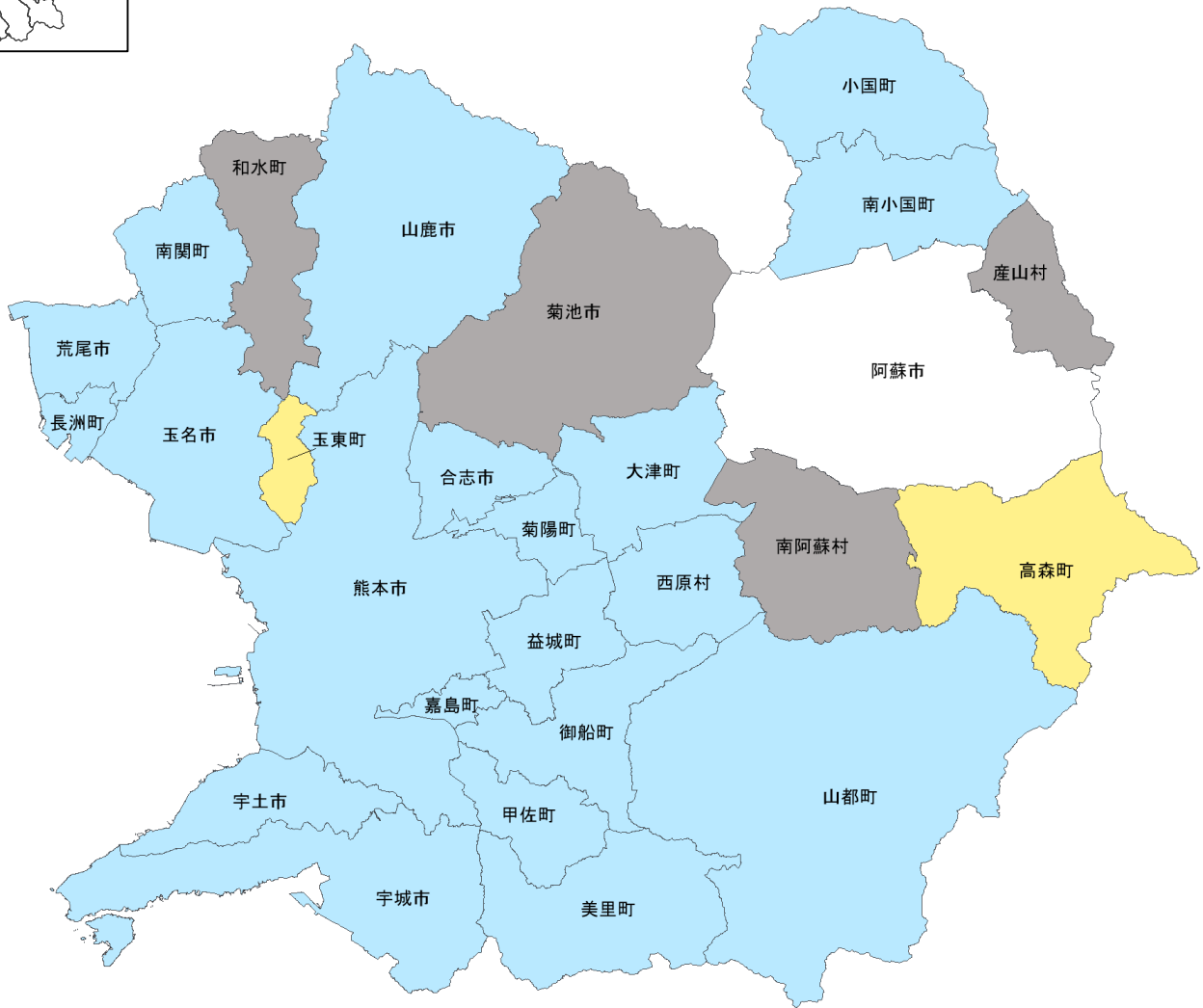
取組が遅れている

非公表、その他水準の判断が不可能なもの

ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(熊本県県北・県央)

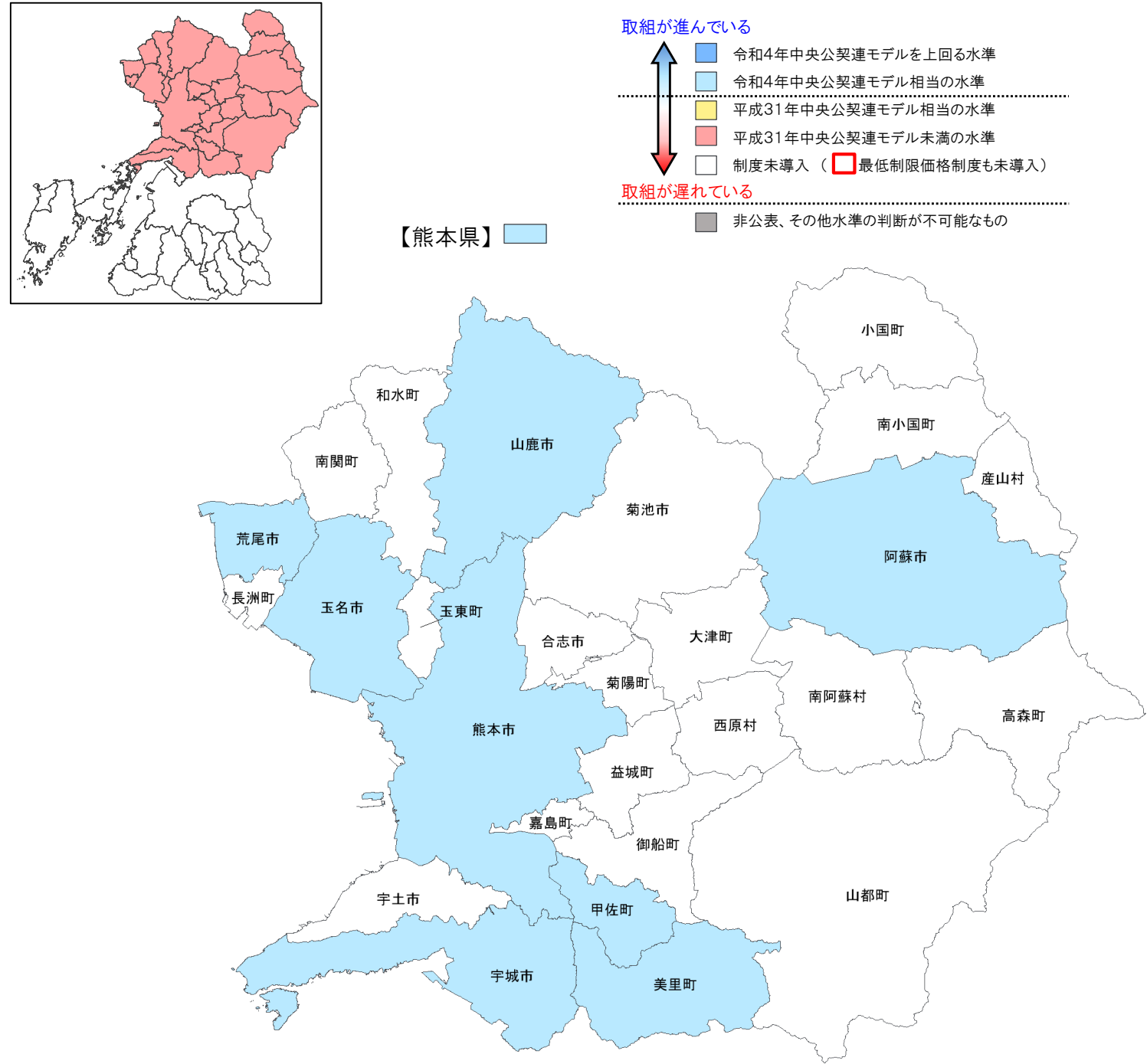


【熊本県】



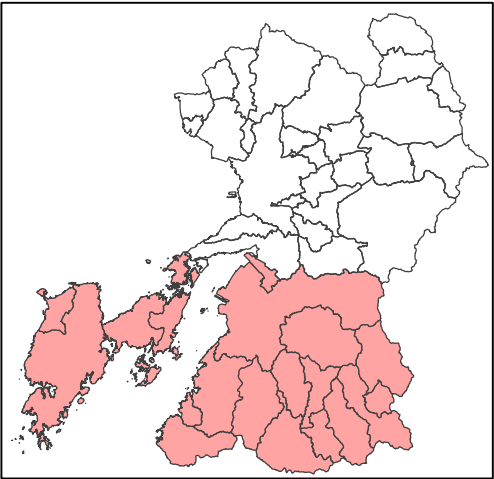
発注機関	算定式	実施率※
熊本市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
荒尾市	R 4 モデルを採用	1.00
玉名市	R 4 モデルを採用	1.00
山鹿市	R 4 モデルを採用	1.00
菊池市	非公表	1.00
宇土市	R 4 モデルを採用	1.00
宇城市	R 4 モデルを採用	1.00
阿蘇市	制度未導入	1.00
合志市	R 4 モデルを採用	1.00
美里町	R 4 モデルを採用	1.00
玉東町	独自モデル (H31モデル相当)	1.00
南関町	R 4 モデルを採用	1.00
長洲町	R 4 モデルを採用	1.00
和水町	非公表	1.00
大津町	R 4 モデルを採用	1.00
菊陽町	R 4 モデルを採用	0.01
南小国町	R 4 モデルを採用	1.00
小国町	R 4 モデルを採用	1.00
産山村	非公表	1.00
高森町	H31モデルを採用	1.00
西原村	R 4 モデルを採用	1.00
南阿蘇村	非公表	1.00
御船町	R 4 モデルを採用	1.00
嘉島町	R 4 モデルを採用	1.00
益城町	R 4 モデルを採用	1.00
甲佐町	R 4 モデルを採用	1.00
山都町	R 4 モデルを採用	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝
年度の発注工事件数(随意契約除く)
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

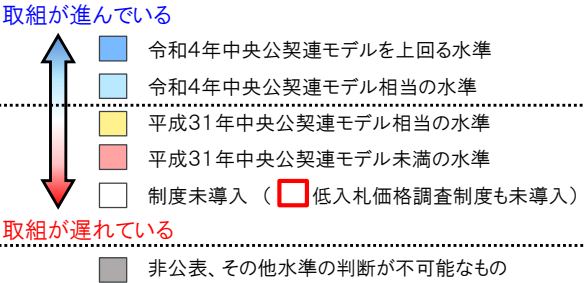
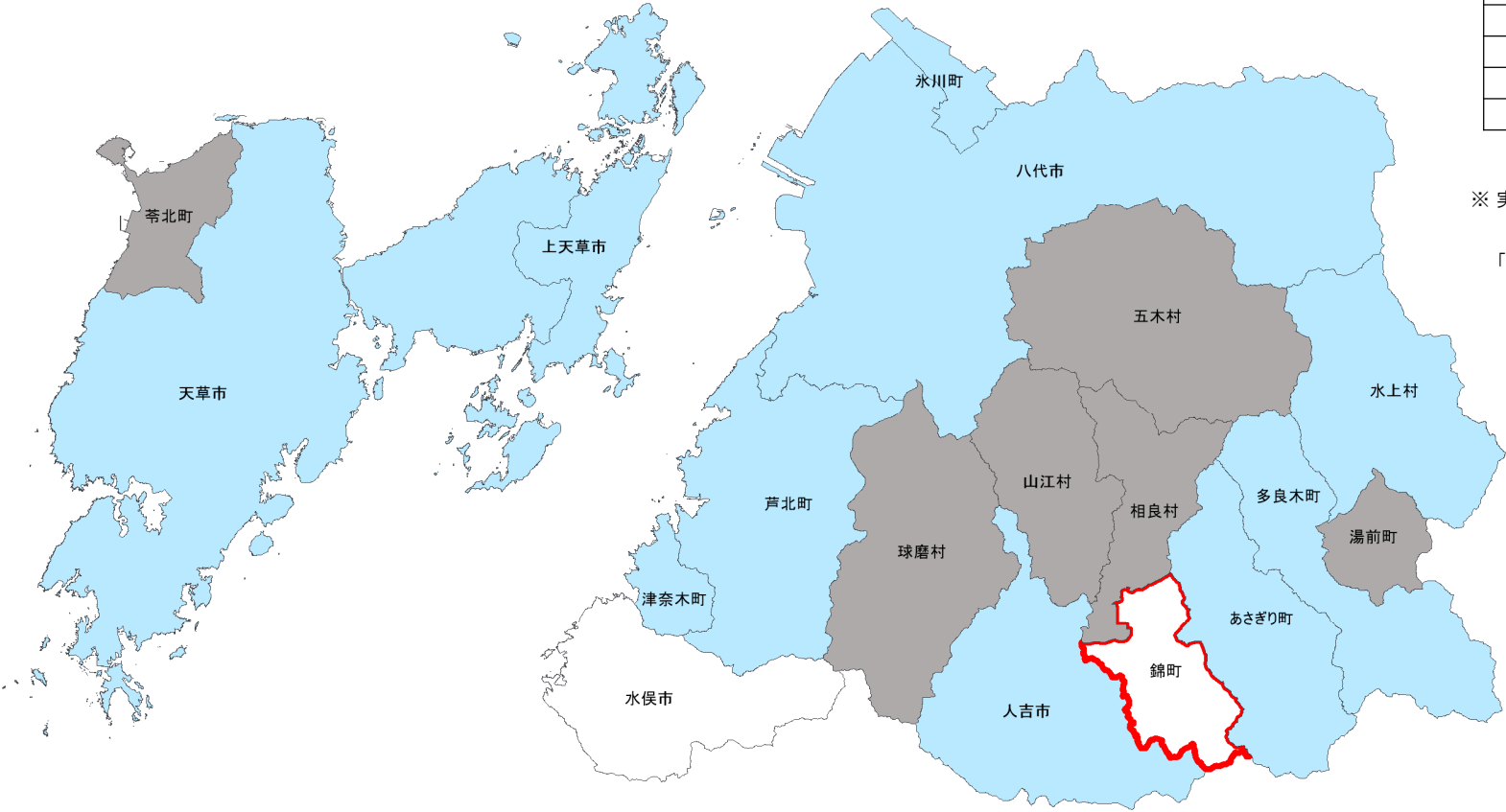


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
熊本市	R 4 モデルを採用	1.00
荒尾市	R 4 モデルを採用	1.00
玉名市	R 4 モデルを採用	1.00
山鹿市	R 4 モデルを採用	1.00
菊池市	制度未導入	1.00
宇土市	制度未導入	1.00
宇城市	R 4 モデルを採用	1.00
阿蘇市	R 4 モデルを採用	1.00
合志市	制度未導入	1.00
美里町	R 4 モデルを採用	1.00
玉東町	制度未導入	1.00
南関町	制度未導入	1.00
長洲町	制度未導入	1.00
和水町	制度未導入	1.00
大津町	制度未導入	1.00
菊陽町	制度未導入	0.01
南小国町	制度未導入	1.00
小国町	制度未導入	1.00
産山村	制度未導入	1.00
高森町	制度未導入	1.00
西原村	制度未導入	1.00
南阿蘇村	制度未導入	1.00
御船町	制度未導入	1.00
嘉島町	制度未導入	1.00
益城町	制度未導入	1.00
甲佐町	R 4 モデルを採用	1.00
山都町	制度未導入	1.00

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



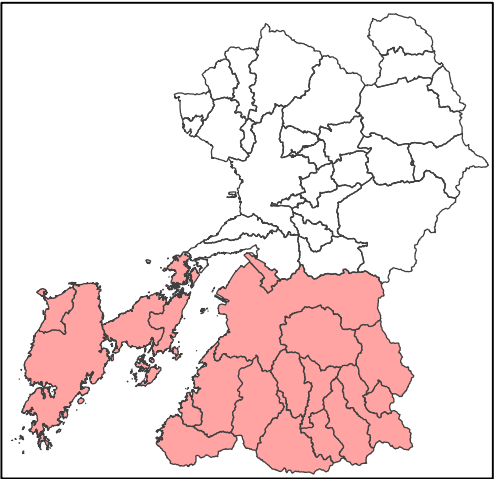
【熊本県】



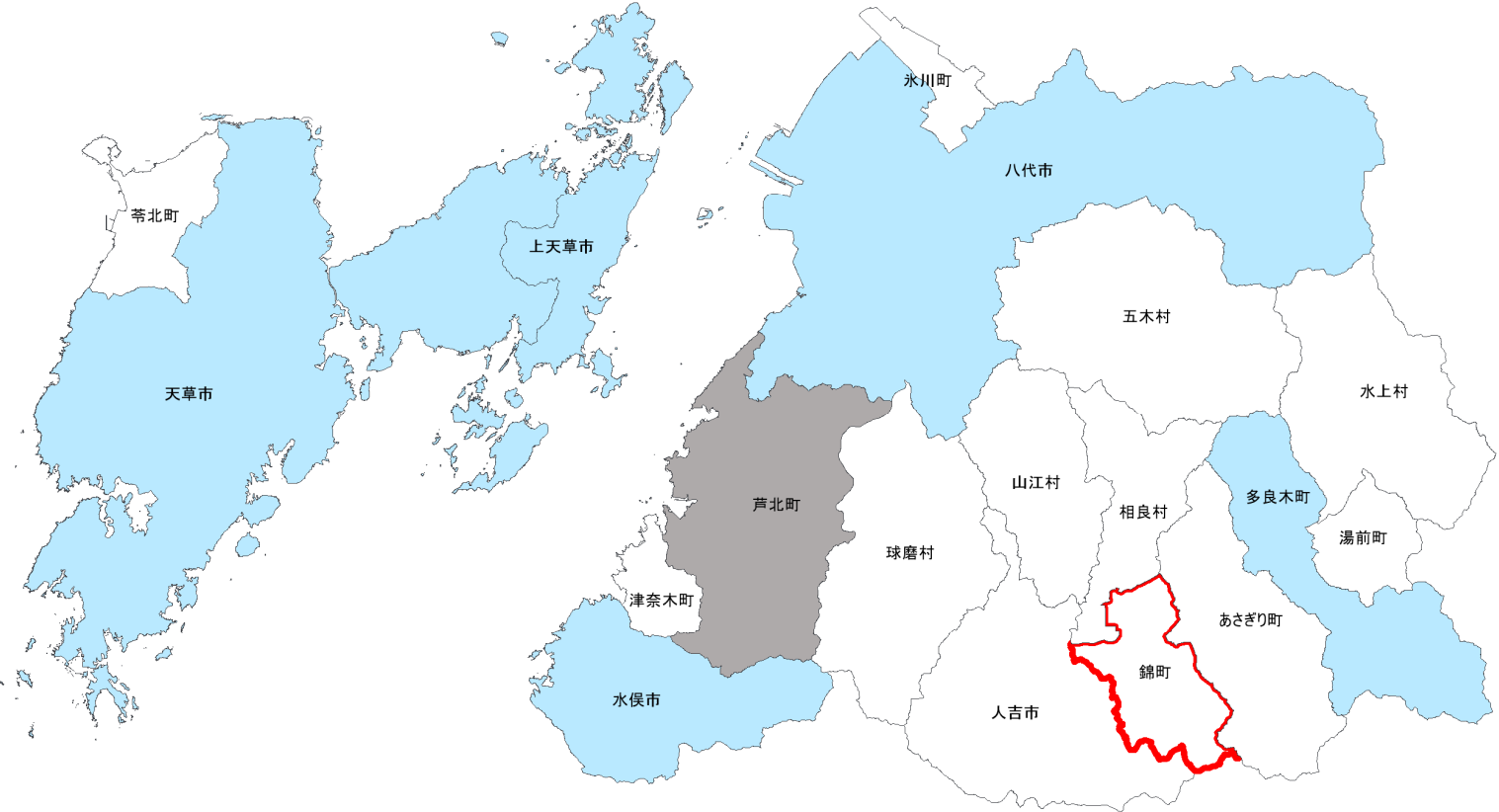
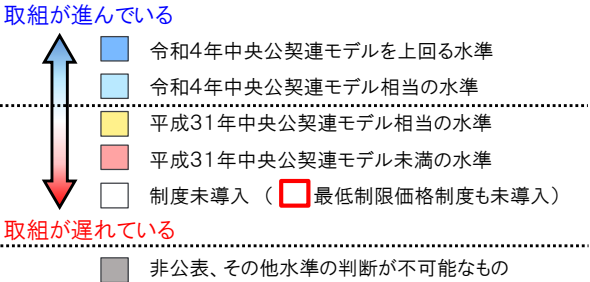
発注機関	算定式	実施率※
八代市	R 4 モデルを採用	1.00
人吉市	R 4 モデルを採用	1.00
水俣市	制度未導入	0.52
上天草市	R 4 モデルを採用	1.00
天草市	R 4 モデルを採用	1.00
氷川町	R 4 モデルを採用	1.00
芦北町	R 4 モデルを採用	1.00
津奈木町	R 4 モデルを採用	1.00
錦町	制度未導入	0.00
多良木町	R 4 モデルを採用	1.00
湯前町	非公表	1.00
水上村	R 4 モデルを採用	1.00
相良村	非公表	1.00
五木村	非公表	1.00
山江村	その他の独自モデルを採用	1.00
球磨村	非公表	0.54
あさぎり町	R 4 モデルを採用	1.00
苓北町	非公表	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



【熊本県】

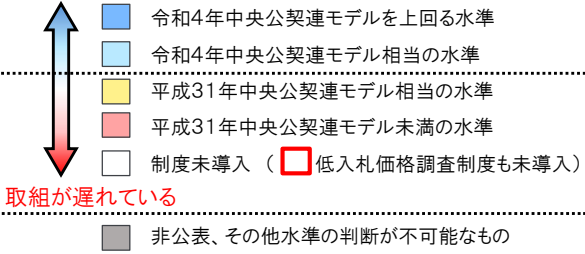


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
八代市	R 4 モデルを採用	1.00
人吉市	制度未導入	1.00
水俣市	R 4 モデルを採用	0.52
上天草市	R 4 モデルを採用	1.00
天草市	R 4 モデルを採用	1.00
氷川町	制度未導入	1.00
芦北町	非公表	1.00
津奈木町	制度未導入	1.00
錦町	制度未導入	0.00
多良木町	R 4 モデルを採用	1.00
湯前町	制度未導入	1.00
水上村	制度未導入	1.00
相良村	制度未導入	1.00
五木村	制度未導入	1.00
山江村	制度未導入	1.00
球磨村	制度未導入	0.54
あさぎり町	制度未導入	1.00
苓北町	制度未導入	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

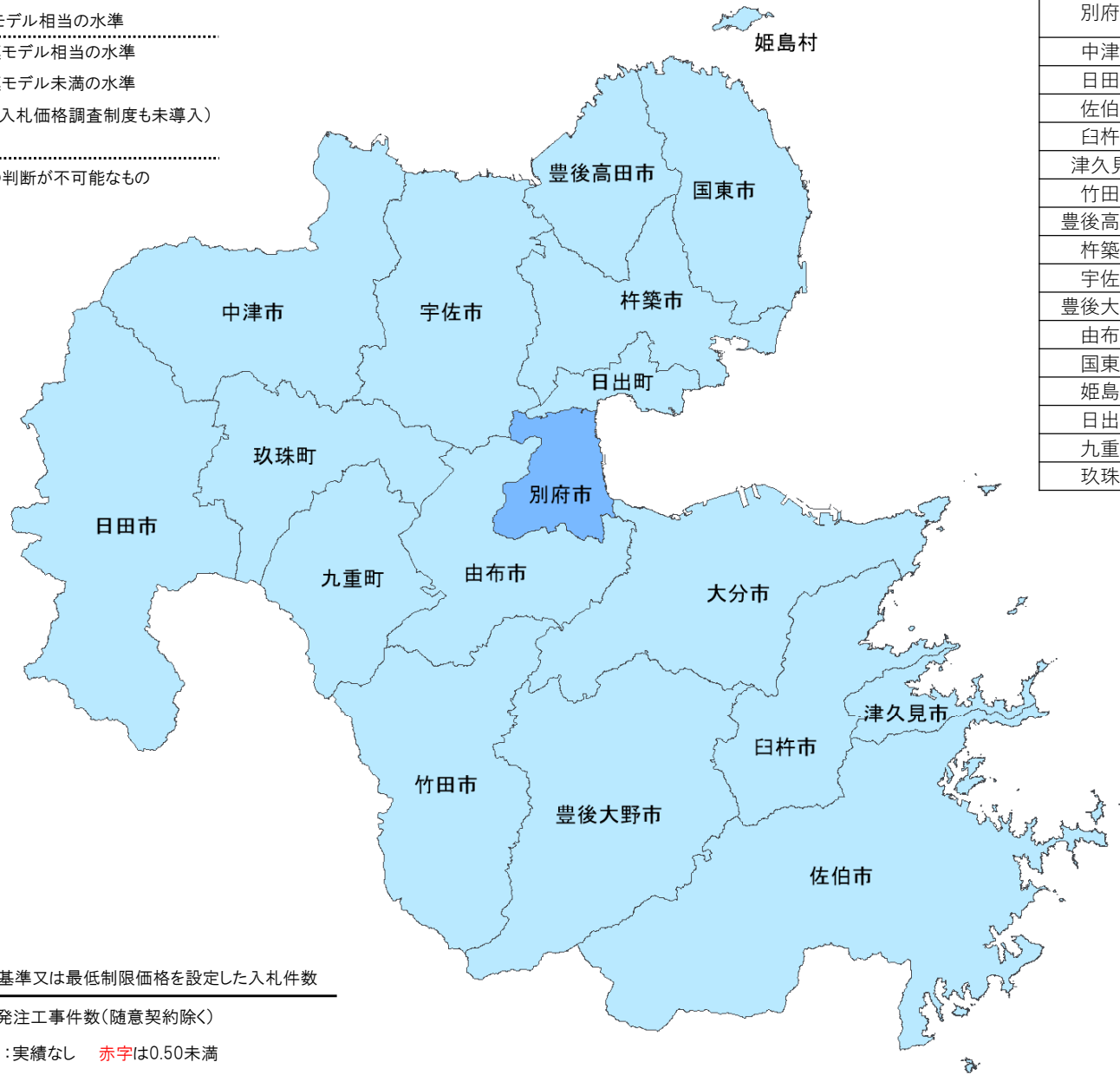
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる



取組が遅れている

【大分県】

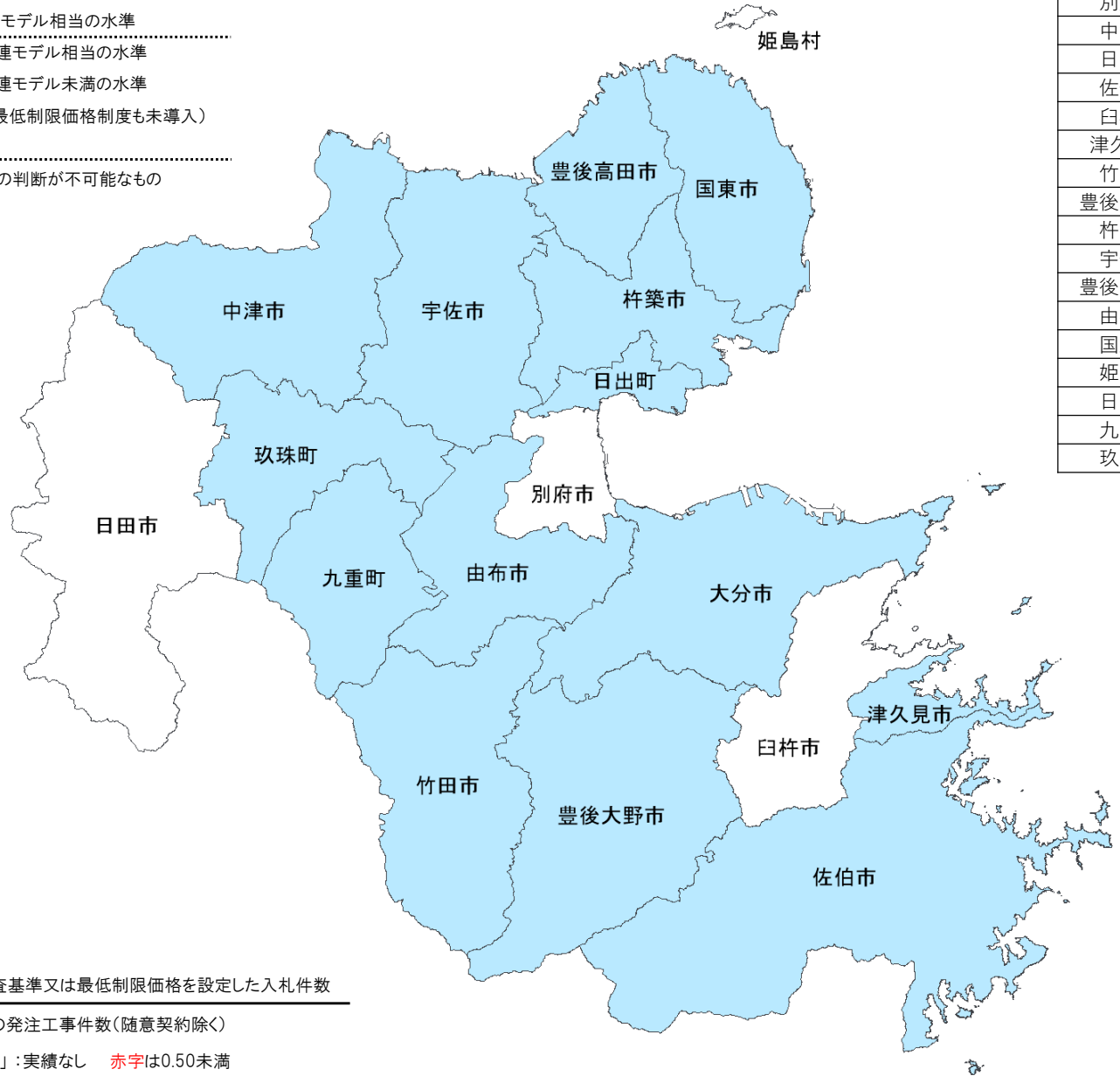
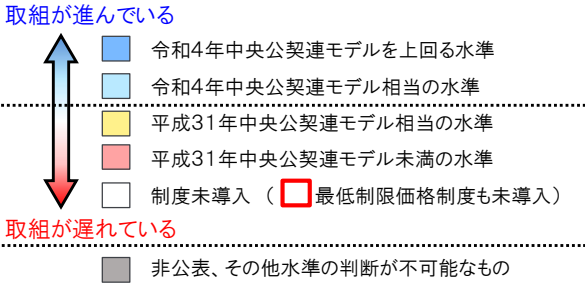


発注機関	算定式	実施率※
大分市	R 4 モデルを採用	1.00
別府市	変動型 (R 4 モデル上回る)	1.00
中津市	R 4 モデルを採用	1.00
日田市	R 4 モデルを採用	1.00
佐伯市	R 4 モデルを採用	1.00
臼杵市	R 4 モデルを採用	1.00
津久見市	R 4 モデルを採用	1.00
竹田市	R 4 モデルを採用	0.97
豊後高田市	R 4 モデルを採用	1.00
杵築市	R 4 モデルを採用	1.00
宇佐市	R 4 モデルを採用	1.00
豊後大野市	R 4 モデルを採用	1.00
由布市	R 4 モデルを採用	1.00
国東市	R 4 モデルを採用	1.00
姫島村	R 4 モデルを採用	1.00
日出町	R 4 モデルを採用	1.00
玖珠町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(大分県)



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
大分市	R 4 モデルを採用	1.00
別府市	制度未導入	1.00
中津市	R 4 モデルを採用	1.00
日田市	制度未導入	1.00
佐伯市	R 4 モデルを採用	1.00
臼杵市	制度未導入	1.00
津久見市	R 4 モデルを採用	1.00
竹田市	R 4 モデルを採用	0.97
豊後高田市	R 4 モデルを採用	1.00
杵築市	R 4 モデルを採用	1.00
宇佐市	R 4 モデルを採用	1.00
豊後大野市	R 4 モデルを採用	1.00
由布市	R 4 モデルを採用	1.00
国東市	R 4 モデルを採用	1.00
姫島村	制度未導入	1.00
日出町	R 4 モデルを採用	1.00
九重町	R 4 モデルを採用	1.00
玖珠町	R 4 モデルを採用	1.00

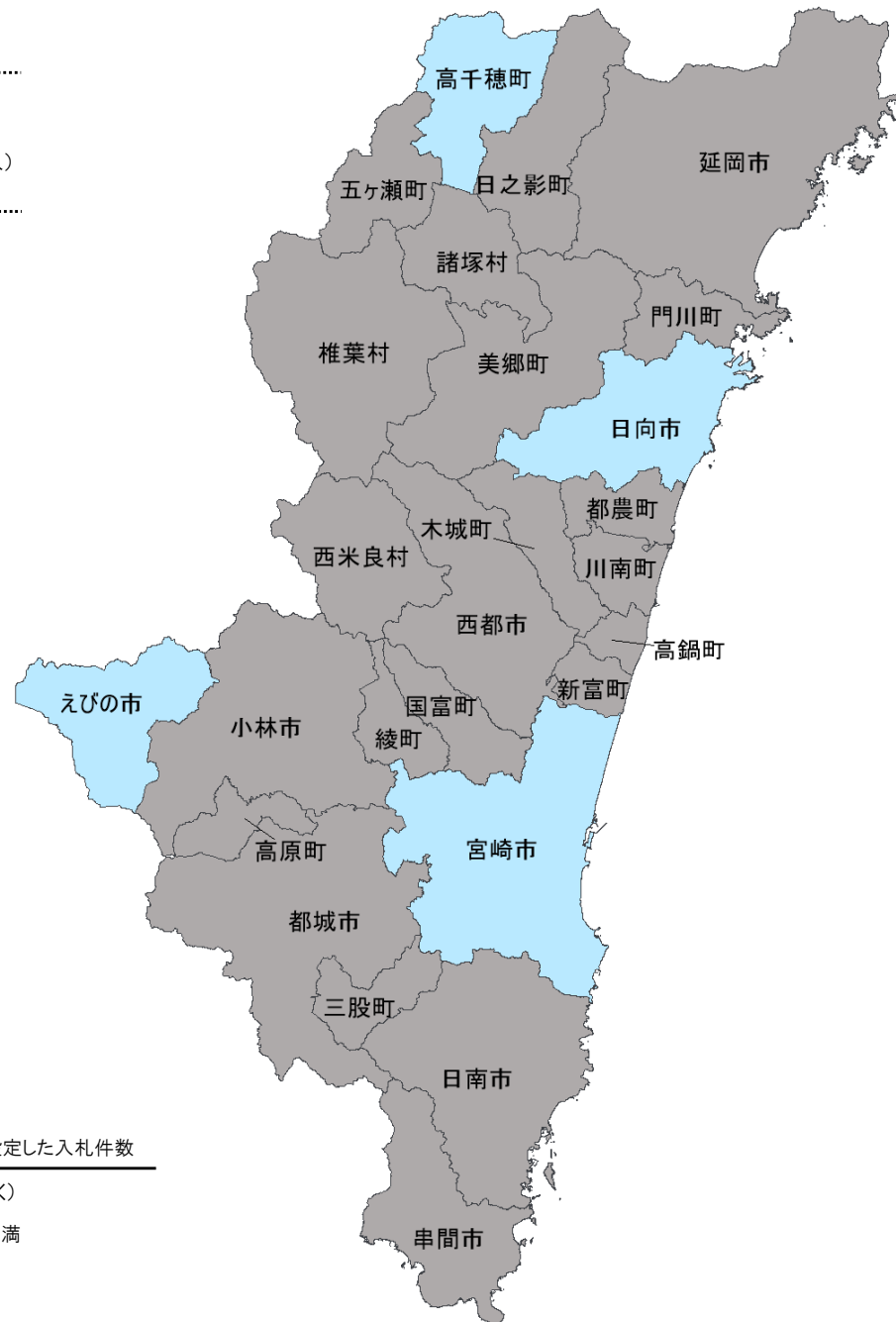
【大分県】

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

	令和4年中央公契連モデルを上回る水準
	令和4年中央公契連モデル相当の水準
	平成31年中央公契連モデル相当の水準
	平成31年中央公契連モデル未満の水準
	制度未導入（  低入札価格調査制度也未導入）
	非公表、その他水準の判断が不可能なもの

■ 非公表、その他水準の判断が不可能なもの



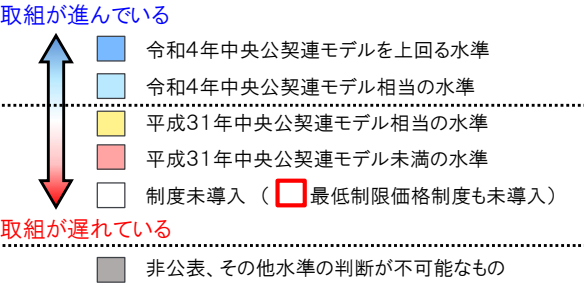
発注機関	算定式	実施率※
宮崎市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
都城市	非公表	1.00
延岡市	非公表	1.00
日南市	非公表	1.00
小林市	非公表	1.00
日向市	R 4 モデルを採用	1.00
串間市	非公表	1.00
西都市	非公表	1.00
えびの市	R 4 モデルを採用	1.00
三股町	非公表	1.00
高原町	非公表	1.00
国富町	非公表	1.00
綾町	非公表	1.00
高鍋町	非公表	0.83
新富町	非公表	1.00
西米良村	非公表	1.00
木城町	非公表	0.48
川南町	非公表	1.00
都農町	非公表	1.00
門川町	その他の独自モデルを採用	1.00
諸塚村	非公表	0.99
椎葉村	その他の独自モデルを採用	1.00
美郷町	非公表	1.00
高千穂町	R 4 モデルを採用	1.00
日之影町	非公表	1.00
五ヶ瀬町	非公表	1.00

【宮崎県】 

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」：集計除外 「0.00」：実績なし 赤字は0.50未満

ダンピング対策 調査基準価格の算定式の設定水準(宮崎県)

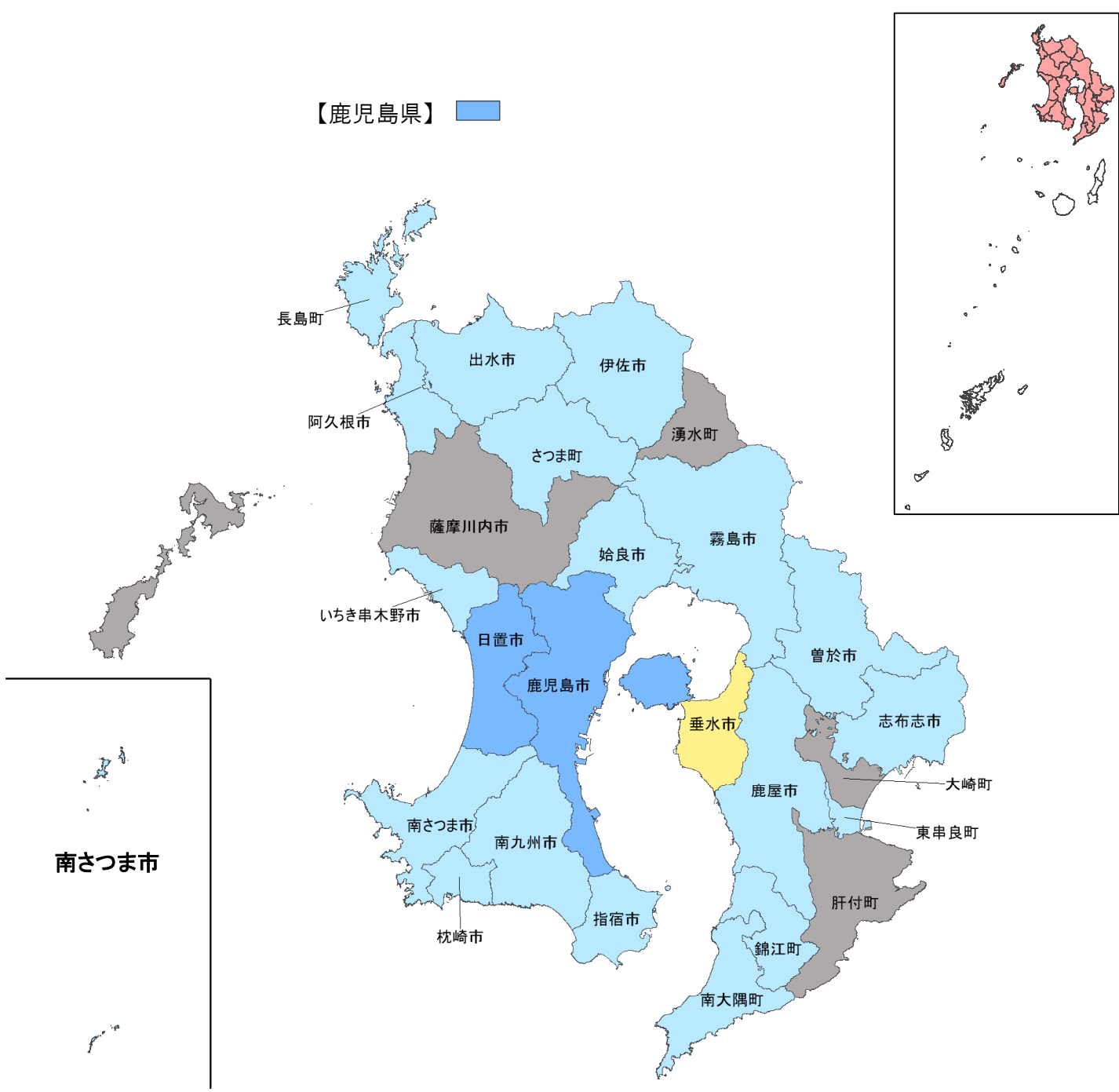


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
宮崎市	R 4 モデルを採用	1.00
都城市	制度未導入	1.00
延岡市	制度未導入	1.00
日南市	制度未導入	1.00
小林市	制度未導入	1.00
日向市	制度未導入	1.00
串間市	制度未導入	1.00
西都市	制度未導入	1.00
えびの市	制度未導入	1.00
三股町	その他の独自モデルを採用	1.00
高原町	制度未導入	1.00
国富町	制度未導入	1.00
綾町	制度未導入	1.00
高鍋町	制度未導入	0.83
新富町	制度未導入	1.00
西米良村	制度未導入	1.00
木城町	制度未導入	0.48
川南町	制度未導入	1.00
都農町	制度未導入	1.00
門川町	制度未導入	1.00
諸塚村	制度未導入	0.99
椎葉村	制度未導入	1.00
美郷町	制度未導入	1.00
高千穂町	制度未導入	1.00
日之影町	制度未導入	1.00
五ヶ瀬町	制度未導入	1.00

【宮崎県】

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

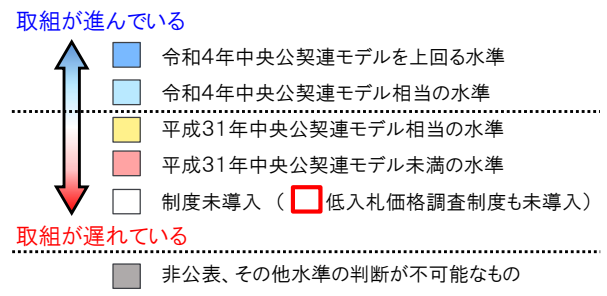
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

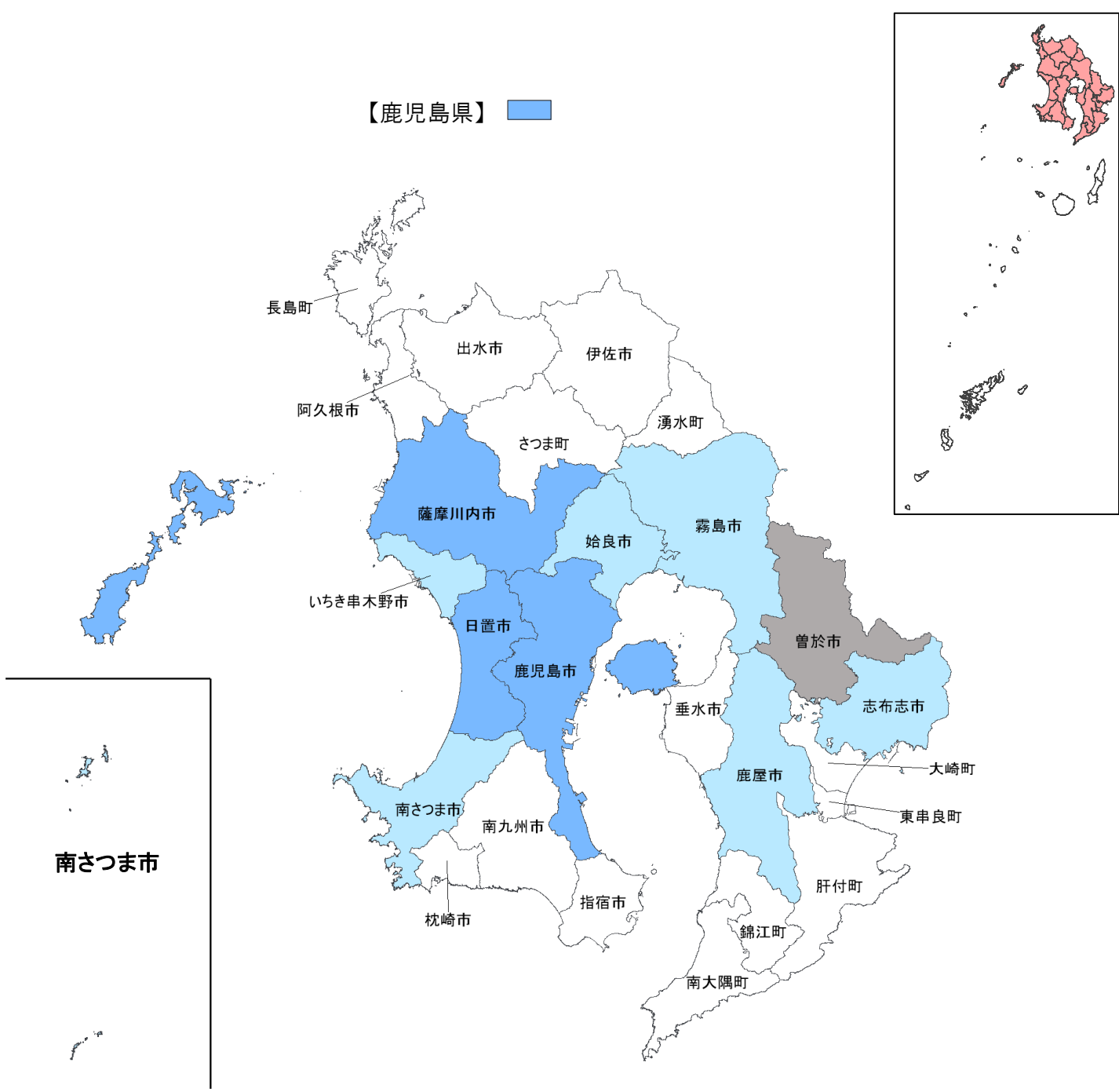


発注機関	算定式	実施率※
鹿児島市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
鹿屋市	R 4 モデルを採用	1.00
枕崎市	R 4 モデルを採用	1.00
阿久根市	R 4 モデルを採用	1.00
出水市	R 4 モデルを採用	0.87
指宿市	R 4 モデルを採用	1.00
垂水市	H31モデルを採用	0.78
薩摩川内市	その他の変動型を採用	1.00
日置市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
曾於市	R 4 モデルを採用	1.00
霧島市	R 4 モデルを採用	1.00
いちき串木野市	R 4 モデルを採用	1.00
南さつま市	R 4 モデルを採用	1.00
志布志市	R 4 モデルを採用	1.00
南九州市	R 4 モデルを採用	1.00
伊佐市	R 4 モデルを採用	1.00
始良市	R 4 モデルを採用	1.00
さつま町	R 4 モデルを採用	0.95
長島町	R 4 モデルを採用	0.95
湧水町	非公表	1.00
大崎町	非公表	1.00
東串良町	R 4 モデルを採用	1.00
錦江町	R 4 モデルを採用	1.00
南大隅町	R 4 モデルを採用	1.00
肝付町	非公表	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



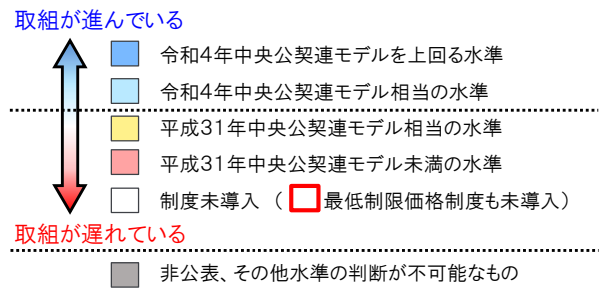


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
鹿児島市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
鹿屋市	R 4モデルを採用	1.00
枕崎市	制度未導入	1.00
阿久根市	制度未導入	1.00
出水市	制度未導入	0.87
指宿市	制度未導入	1.00
垂水市	制度未導入	0.78
薩摩川内市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
日置市	独自モデル (R 4モデル上回る)	1.00
曾於市	非公表	1.00
霧島市	R 4モデルを採用	1.00
いちき串木野市	R 4モデルを採用	1.00
南さつま市	R 4モデルを採用	1.00
志布志市	R 4モデルを採用	1.00
南九州市	制度未導入	1.00
伊佐市	制度未導入	1.00
始良市	R 4モデルを採用	1.00
さつま町	制度未導入	0.95
長島町	制度未導入	0.95
湧水町	制度未導入	1.00
大崎町	制度未導入	1.00
東串良町	制度未導入	1.00
錦江町	制度未導入	1.00
南大隅町	制度未導入	1.00
肝付町	制度未導入	1.00

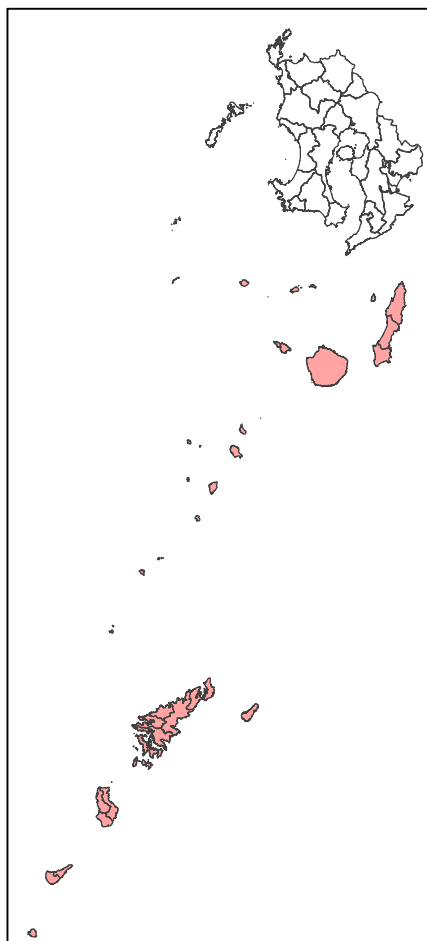
低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率＝

年度の発注工事件数(随意契約除く)

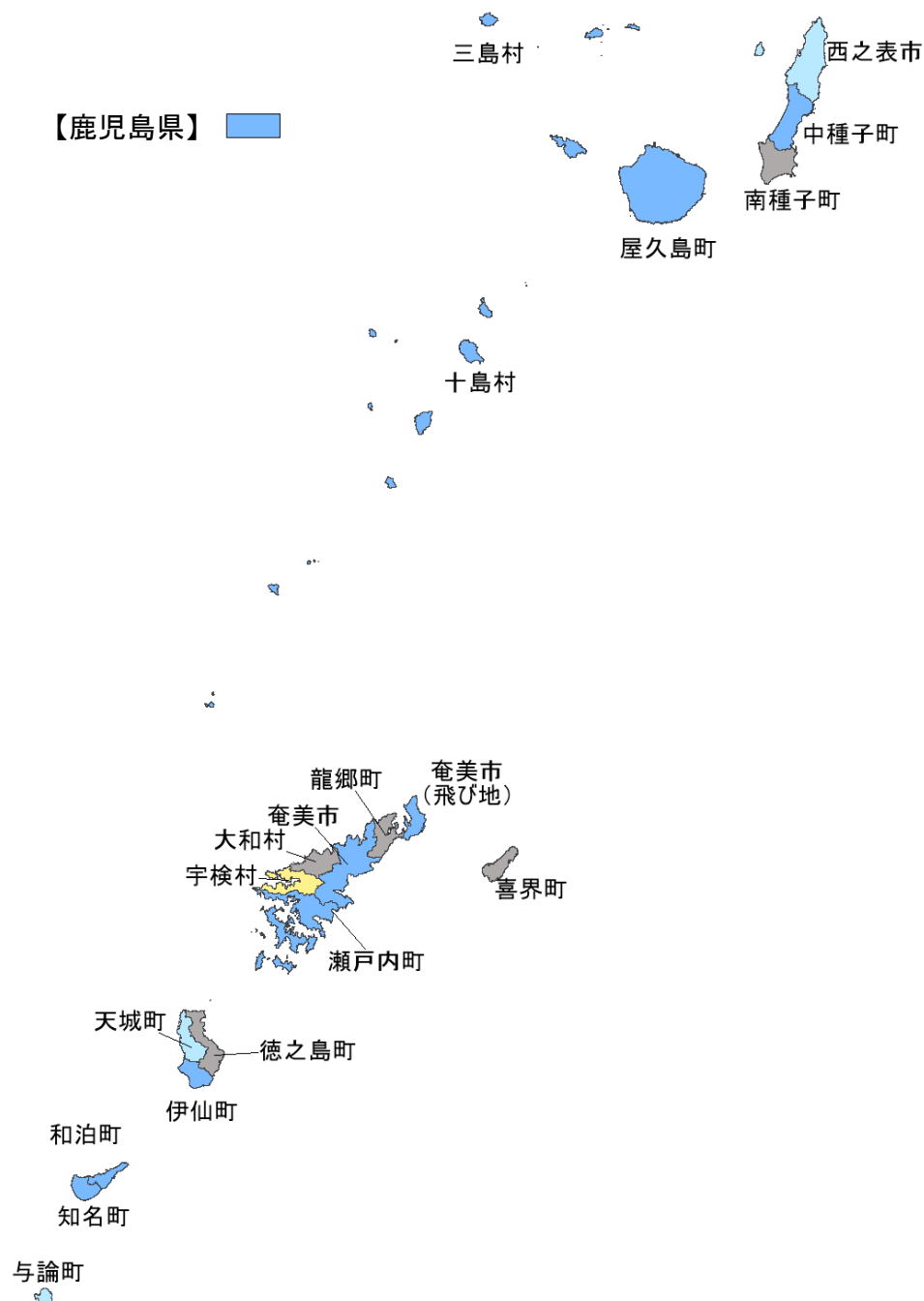
「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



ダンピング対策 最低制限価格の算定式の設定水準(鹿児島県種子島・屋久島・奄美)



【鹿児島県】

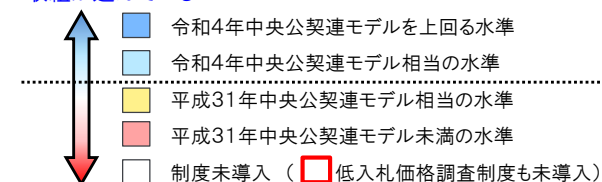


発注機関	算定式	実施率※
西之表市	R 4 モデルを採用	0.98
奄美市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
三島村	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
十島村	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
中種子町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
南種子町	非公表	1.00
屋久島町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
大和村	非公表	1.00
宇検村	H31モデルを採用	1.00
瀬戸内町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
龍郷町	非公表	1.00
喜界町	非公表	0.97
徳之島町	非公表	1.00
天城町	R 4 モデルを採用	1.00
伊仙町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
和泊町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	0.91
知名町	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
与論町	R 4 モデルを採用	1.00

※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

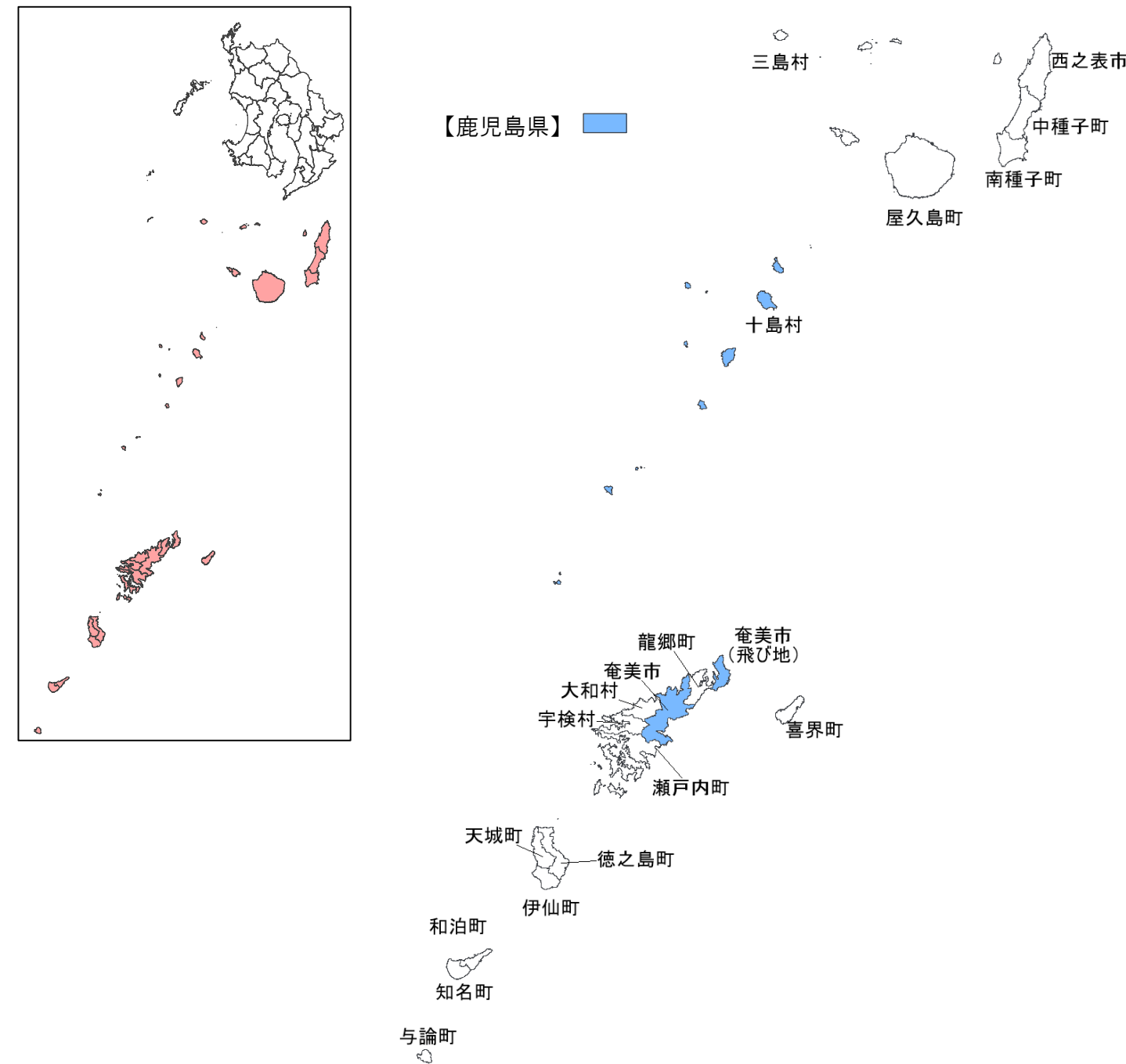
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

取組が進んでいる



取組が遅れている

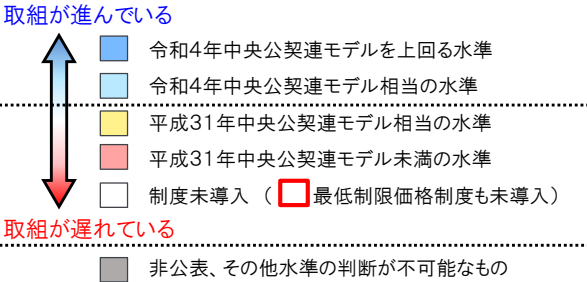
非公表、その他水準の判断が不可能なもの

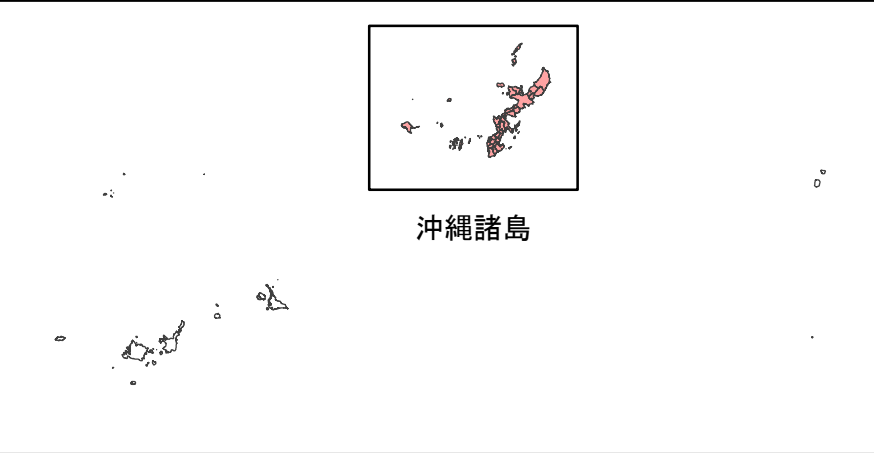


発注機関	算定式	実施率※(再掲)
西之表市	制度未導入	0.98
奄美市	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
三島村	制度未導入	1.00
十島村	独自モデル (R 4 モデル上回る)	1.00
中種子町	制度未導入	1.00
南種子町	制度未導入	1.00
屋久島町	制度未導入	1.00
大和村	制度未導入	1.00
宇検村	制度未導入	1.00
瀬戸内町	制度未導入	1.00
龍郷町	制度未導入	1.00
喜界町	制度未導入	0.97
徳之島町	制度未導入	1.00
天城町	制度未導入	1.00
伊仙町	制度未導入	1.00
和泊町	制度未導入	0.91
知名町	制度未導入	1.00
与論町	制度未導入	1.00

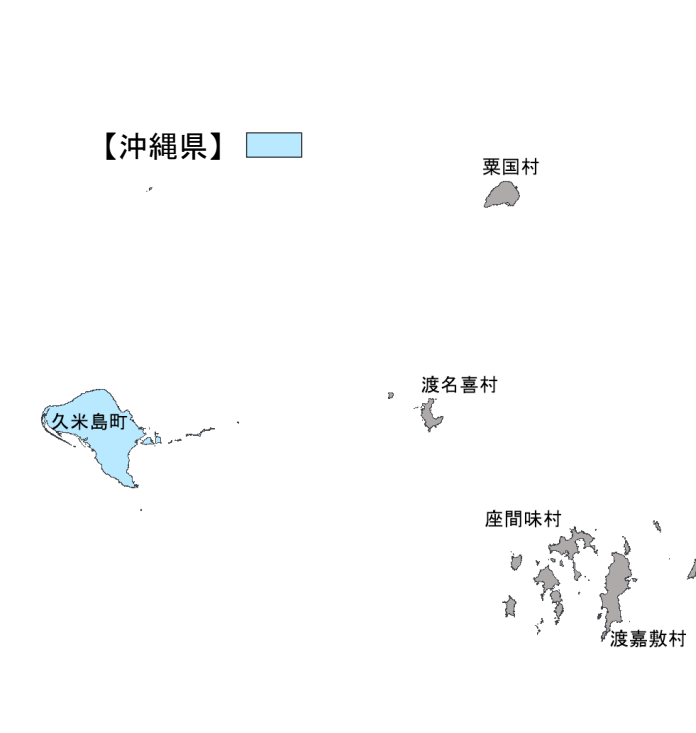
※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

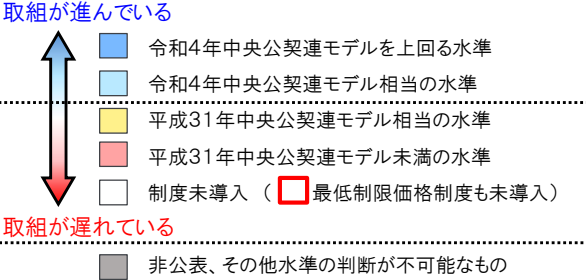
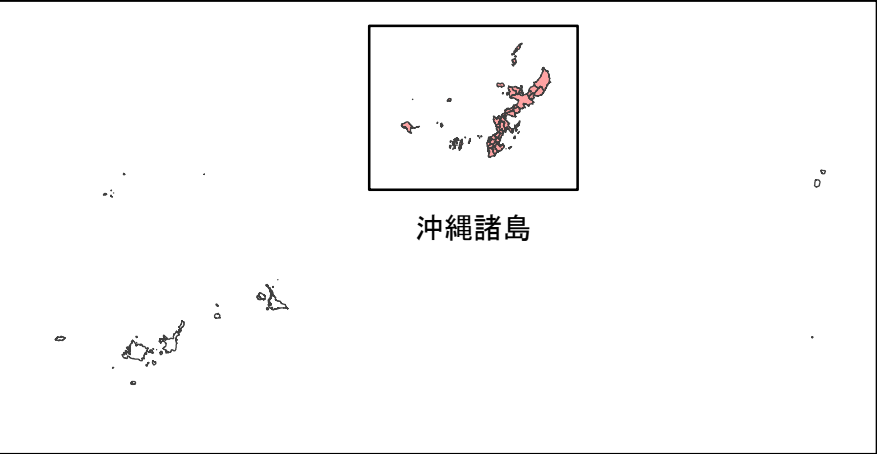




低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数
※ 実施率= $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$
「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

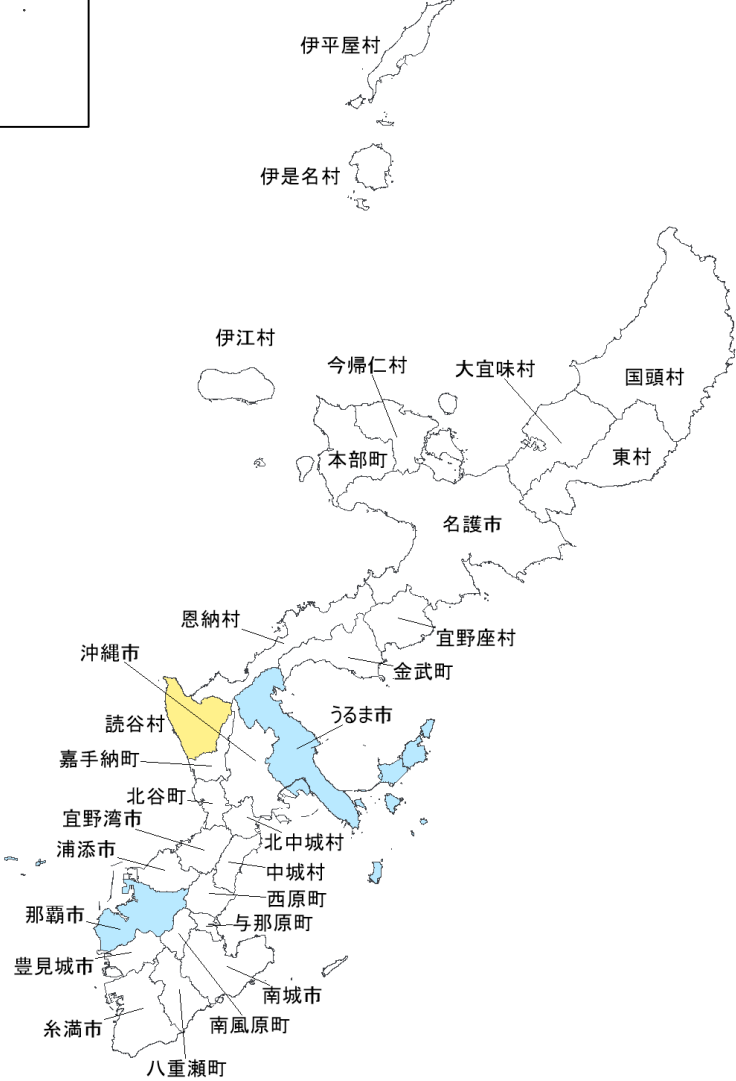


発注機関	算定式	実施率※
那覇市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
宜野湾市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
浦添市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
名護市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
糸満市	H31モデルを採用	1.00
沖縄市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
豊見城市	非公表	1.00
うるま市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
南城市	非公表	0.88
国頭村	その他の独自モデルを採用	1.00
大宜味村	非公表	1.00
東村	R 4 モデルを採用	1.00
今帰仁村	非公表	0.00
本部町	非公表	1.00
恩納村	独自モデル (R 4 モデル相当)	0.92
宜野座村	非公表	0.94
金武町	独自モデル (R 4 モデル相当)	0.62
伊江村	R 4 モデルを採用	0.95
読谷村	H31モデルを採用	0.60
嘉手納町	非公表	1.00
北谷町	独自モデル (R 4 モデル相当)	0.77
北中城村	非公表	1.00
中城村	非公表	0.65
西原町	非公表	1.00
与那原町	非公表	0.59
南風原町	独自モデル (R 4 モデル相当)	0.98
渡嘉敷村	非公表	0.00
座間味村	非公表	1.00
粟国村	非公表	0.00
渡名喜村	非公表	1.00
伊平屋村	非公表	1.00
伊是名村	非公表	1.00
久米島町	独自モデル (R 4 モデル相当)	0.92
八重瀬町	非公表	0.95

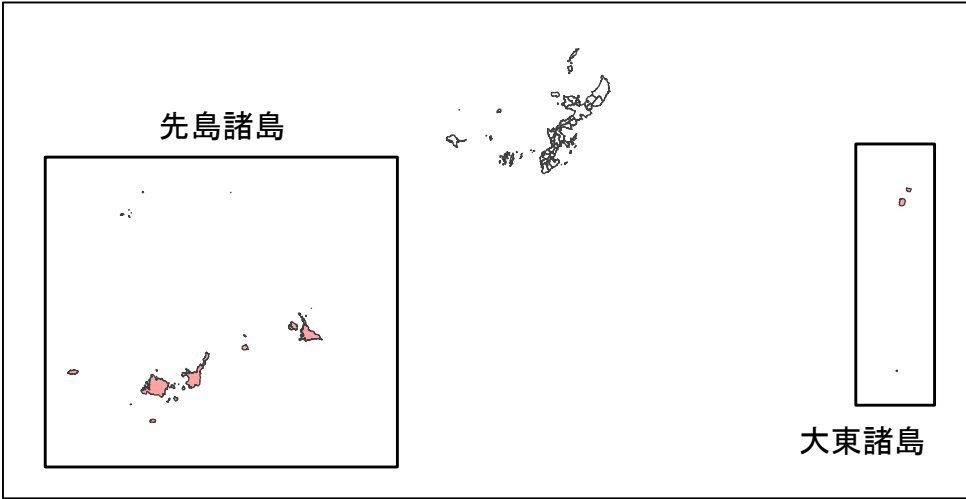


※ 実施率 = $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「-」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



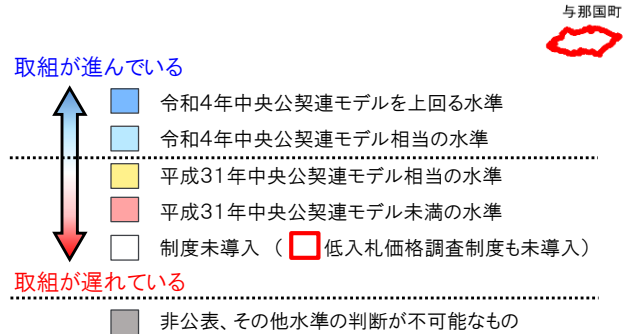
発注機関	算定式	実施率※(再掲)
那覇市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
宜野湾市	制度未導入	1.00
浦添市	制度未導入	1.00
名護市	制度未導入	1.00
糸満市	制度未導入	1.00
沖縄市	制度未導入	1.00
豊見城市	制度未導入	1.00
うるま市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
南城市	制度未導入	0.88
国頭村	制度未導入	1.00
大宜味村	制度未導入	1.00
東村	制度未導入	1.00
今帰仁村	制度未導入	0.00
本部町	制度未導入	1.00
恩納村	制度未導入	0.92
宜野座村	制度未導入	0.94
金武町	制度未導入	0.62
伊江村	制度未導入	0.95
読谷村	H 31モデルを採用	0.60
嘉手納町	制度未導入	1.00
北谷町	制度未導入	0.77
北中城村	制度未導入	1.00
中城村	制度未導入	0.65
西原町	制度未導入	1.00
与那原町	制度未導入	0.59
南風原町	制度未導入	0.98
渡嘉敷村	R 4 モデルを採用	0.00
座間味村	制度未導入	1.00
粟国村	制度未導入	0.00
渡名喜村	制度未導入	1.00
伊平屋村	制度未導入	1.00
伊是名村	制度未導入	1.00
久米島町	制度未導入	0.92
八重瀬町	制度未導入	0.95



発注機関	算定式	実施率※
石垣市	独自モデル (R 4 モデル相当)	1.00
宮古島市	独自モデル (R 4 モデル相当)	0.88
南大東村	非公表	1.00
北大東村	非公表	1.00
多良間村	非公表	1.00
竹富町	非公表	0.63
与那国町	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満



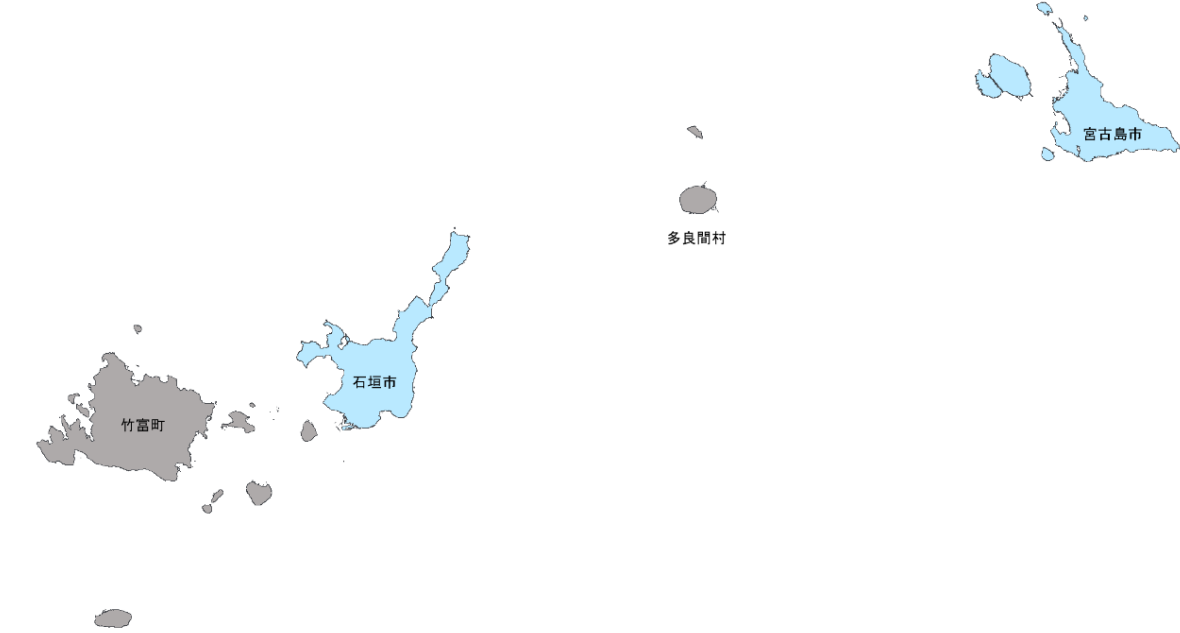
大東諸島

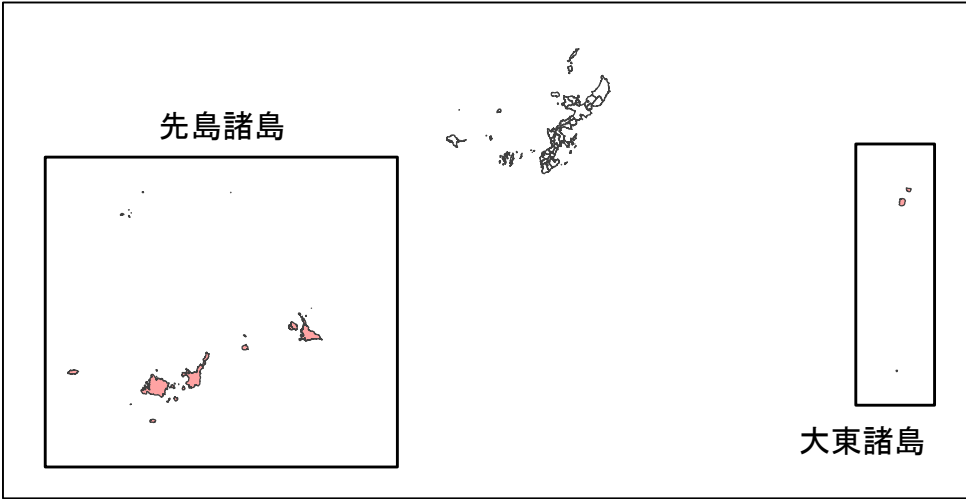
【沖縄県】

※沖大東島は資料の視認性を考慮し、位置図にのみ記載している

先島諸島

※尖閣諸島は資料の視認性を考慮し、位置図にのみ記載している

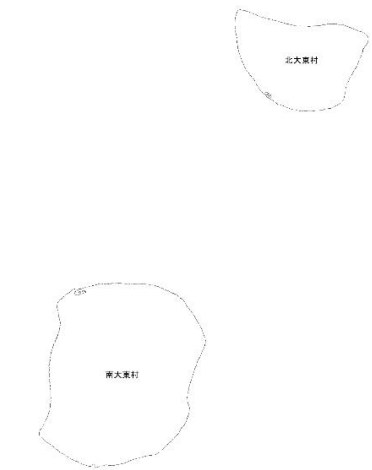




大東諸島

【沖縄県】 

※沖大東島は資料の視認性を考慮し、位置図にのみ記載している



先島諸島

※尖閣諸島は資料の視認性を考慮し、位置図にのみ記載している



発注機関	算定式	実施率※(再掲)
石垣市	その他の独自モデルを採用	1.00
宮古島市	制度未導入	0.88
南大東村	制度未導入	1.00
北大東村	制度未導入	1.00
多良間村	制度未導入	1.00
竹富町	制度未導入	0.63
与那国町	制度未導入	1.00

※ 実施率＝ $\frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数(随意契約除く)}}$

「－」:集計除外 「0.00」:実績なし 赤字は0.50未満

